

ブラジルの投資環境



2011年6月

株式会社日本政策金融公庫

国際協力銀行

はじめに

本資料は、ブラジル向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に同国の投資環境について最近の状況を整理し、その概要を参考資料として取り纏めたものです。

近年、リーマンショックの影響が比較的少なかったブラジルは巨大市場国BRICsの中で2016年のオリンピックや2014年のサッカーワールドカップの開催に先立ち高成長の持続が注目され、消費大国としての展望が高まるなか、韓国企業等の活動も活発になってきています。

また日本国内の製造業企業の工場へ出稼ぎ経験のあるブラジルの優秀な人材に着目した欧米企業による投資も盛んです。しかしながら、投資環境情報の不足や徴税システムが複雑であるなどといった課題は依然として残っています。また、近年は賃金の上昇や競合他社との厳しい競争が指摘されています。

このような状況下で、オリンピックやサッカーワールドカップの開催を視野に入れたインフラの整備や治安の改善が急ピッチで進められており、投資環境は改善基調にあります。

本資料は、はじめに総論としてブラジル全体の投資環境のポイントを理解していただいたうえで、企業の方々の関心の強いサンパウロ、リオ・デジャネイロならびにマナウス等について、地域の特徴を具体的に説明する形式で構成されております。本資料がブラジル向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、関係官庁、JETRO、進出日系企業・金融機関など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種セミナーでの日本企業の体験談なども参考にさせていただきました。

ご協力を頂きました各方面の皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本資料は株式会社日本総合研究所の協力により、作成致しました。

また、本資料はブラジルに対する国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2011年 6月
国際協力銀行
中堅・中小企業支援室

目次

< 総論 >

I. 世界の中のブラジル	1
I-1. 主要指標の各国比較地図	1
II. 世界経済におけるブラジルの位置づけ	9
II-1. 人口、人口動態	9
II-2. GDP	13
II-3. GDP の構成	14
II-4. 輸出入の構造	16

第1章 ブラジルの概要..... 21

I. ブラジルの基本情報	21
II. ブラジルの名称と地図	23
III. 政治制度	24
III-1. 概要（国家組織）	24
III-2. 立法	25
III-3. 行政	26
III-4. 司法	28
III-5. 政治制度と現政権	29
III-6. 軍事	31
III-7. 行政機構	31
III-8. 外交	34
IV. 歴史・文化・宗教	39
IV-1. 年表	39
IV-2. 文化	40
IV-3. 宗教	47
V. 主要州の概要	47

第2章 最近の政治・経済概況..... 49

I. 大統領選挙の総括	49
-------------------	----

II. ルセフ政権による政治運営	51
------------------------	----

第3章 外資導入政策・制度と現状..... 53

I. 投資インセンティブ	53
I-1. 連邦レベルの優遇措置	53
I-2. 州等地方自治体の優遇措置	54
II. 外資規制	55
II-1. 外資とブラジル資本との区別	55
II-2. 外資に対する規制	55
III. 会社設立について	55
III-1. 進出形態	55
III-2. 会社設立	56
IV. ブラジルの連邦政府・州政府・企業	61
IV-1. 連邦政府	61
IV-2. 州政府	63
IV-3. 企業：Petrobras（ペトロブラス）社	65
IV-4. 企業：Eletrobras（エレクトロブラス）社	66

第4章 外国直接投資受入動向..... 68

I. 外国直接投資受入動向	68
II. 対日直接投資受入動向	71
II-1. これまでの日本の直接投資動向	71
II-2. 直近の日本の直接投資動向	72

第5章 金融事情..... 76

I. 為替管理	76
I-1. ブラジルの通貨	76
I-2. 為替相場	76
I-3. 為替管理制度	77
I-4. 貿易管理制度	77
II. 資金調達と銀行取引	78

II-1. ブラジル国内の金融機関.....	79
II-2. ブラジルにおける資金調達.....	80
III. 送金手続き.....	81
第6章 税制事情.....	82
I. ブラジルの税体系.....	82
II. 消費課税.....	82
II-1. 消費課税の概要.....	82
II-2. 法人売上に対する社会負担金（COFINS : Contribuição Social para Financiamento da Seguridade Social）.....	82
II-3. 社会統合基金（PIS : Programa de Integração Social）.....	83
II-4. 特定財源負担金（CIDE : Contribuição de Interbenção no Domínio Econômico）.....	84
II-5. 工業製品税（IPI-Imposto sobre Produtos Industrializados）.....	85
II-6. 商品流通サービス税（ICMS-Imposto sobre Circulação de Mercadorias e Serviços）.....	86
II-7. サービス税（ISS-Imposto sobre Serviços de qualquer Natureza）.....	86
III. 所得課税.....	87
III-1. 所得課税の概要.....	87
III-2. 法人所得税（IRPJ : Imposto de Renda das Pessoas Jurídicas）.....	87
III-3. 法人の利益に対する社会負担金（CSLL-Contribuição Social sobre Lucro Líquido）.....	88
III-4. 個人所得税（IRPF : Imposto de Renda da Pessoa Física）.....	88
III-5. 源泉徴収税（Imposto de Renda Retido na Fonte）.....	89
III-6. 移転価格税制（Preços de Transferência）.....	90
IV. 資産課税.....	91
IV-1. 資産課税の概要.....	91
IV-2. 資産の所有に関する租税.....	91
IV-3. 資産譲渡に関する租税.....	92
V. その他の税.....	94
V-1. その他の税概要.....	94
V-2. 輸入税（II- Imposto de Importação）.....	94
V-3. 輸出税（IE- Imposto de Exportação）.....	94

V-4. 金融取引税 (IOF-Imposto sobre Operacao Financeira)	95
VI. 課税イメージ	96
VI-1. 個人が直接メーカーから購入した場合	97
VI-2. 商品を輸入した場合	97
VI-3. 州をまたぐ製造・販売の場合	98
第7章 労働事情	99
I. ブラジルの労働事情	99
I-1. ブラジルの労働市場	99
I-2. ブラジル労働法	102
II. ブラジル人の雇用	103
II-1. 従業員の募集	103
II-2. 雇用契約の締結	103
II-3. 雇用契約の終了	103
III. ブラジル人労働者の雇用により生ずるコスト	104
III-1. 概要	104
III-2. ブラジル人労働者雇用にあたり生ずる金銭的負担	105
III-3. 労働時間	109
III-4. 有給休暇	109
IV. 労使関係	109
IV-1. 従業員との関係	109
IV-2. 組合との関係	109
IV-3. 労働紛争	110
V. ブラジル人労働者の雇用に関連する法律等の改善の見通し	110
VI. 外国人の雇用	111
VI-1. 外国人就業規制	111
VI-2. ブラジル人労働者の雇用義務	112
第8章 インフラ整備状況	113
I. 運輸手段の概況	113

II. 道路.....	114
II-1. ブラジル物流インフラにおける道路の位置づけ.....	114
II-2. ブラジル国内の道路整備の状況.....	118
III. 鉄道.....	119
III-1. ブラジル物流インフラにおける鉄道の位置づけ.....	119
III-2. ブラジル国内の鉄道整備の状況.....	121
IV. 港湾.....	123
IV-1. ブラジル物流インフラにおける港湾の位置づけ.....	123
IV-2. 港湾の状況.....	127
V. 航空.....	129
VI. 電力.....	131
VII. 通信および放送.....	134
VII-1. 通信.....	134
VII-2. 放送.....	136
第9章 貿易制度.....	137
I. 租税条約（交渉状況を含む）.....	137
I-1. 日伯租税条約.....	137
I-2. 日本以外との租税条約.....	137
II. 地域通商協定.....	137
II-1. 南米南部共同市場（メルコスール）.....	137
II-2. 米州自由貿易地域（FTAA）.....	140
II-3. （参考）南米諸国連合（ウナスール）.....	142
第10章 知的財産権の保護.....	144
I. 知的財産権の保護.....	144
I-1. 知的財産権に関する法体系と法改正：概観.....	144
I-2. 知的財産権の概要と認定手続き：著作権.....	144
I-3. 知的財産権の概要と認定手続き：工業所有権全般.....	145
I-4. 知的財産権の概要と認定手続き：商標.....	146
I-5. 知的財産権の概要と認定手続き：特許.....	148

I-6. 意匠権	153
II. 技術移転契約	155
III. フランチャイズ	155
第 11 章 『ブラジルコスト』について～まとめ～	157
第 12 章 生産現場の実態.....	158
I. 原材料	158
II. 部品調達	158
III. 労務	158
IV. 会計・税務	158
V. 通関	159
VI. インフラ	159
VII. 商慣行	159
VII-1. B to C.....	159
VII-2. B to B.....	159
第 13 章 市場の特徴と今後の見通し.....	160
I. 国内市場の特徴ーブラジルのボリュームゾーンの特徴と消費嗜好	160
I-1. 所得によるセグメント	160
I-2. 年代によるセグメント	163
I-3. 性別によるセグメント	164
I-4. 地域によるセグメント	165
II. 流通経路	167
III. 近隣諸国も含めた市場の特徴ーメルコスール	167
IV. 今後の見通し.....	167
IV-1. ワールドカップ開催	167

IV-2. オリンピック開催	169
IV-3. 今後の見通し	171
第 14 章 投資環境の優位性と留意点・課題	172
I. 優位性	172
I-1. 日本とブラジルの関係性から言える日本企業固有の優位性	172
I-2. 日本企業かどうかには依存しないブラジルそのものの優位性	173
II. 留意点および課題	174
II-1. 日本とブラジルの関係性から言える留意点・課題	175
II-2. 日本企業かどうかには依存しないブラジル投資にあたっての留意点・課題	175
第 15 章 主要産業の動向	177
I. ブラジルの産業動向～概要	177
II. 農業・畜産業およびその加工産業	177
II-1. 概要	177
II-2. 主要作物概要	180
II-3. 市場のプレイヤー概況	190
II-4. 関連産業の状況	193
III. 鉄・非鉄金属	193
III-1. 概要	193
III-2. 主要製品概要	199
III-3. 市場のプレイヤー概況	201
III-4. 関連産業の状況	205
IV. 自動車・輸送機器	206
IV-1. 概要	206
IV-2. 主要製品概要	206
IV-3. 市場のプレイヤー概況	209
IV-4. 関連産業の状況	212
V. 電子機器および電子部品工業	213
V-1. 概要	213
V-2. 市場のプレイヤー概況	214

V-3. 主要製品概要.....	214
V-4. 関連産業の状況.....	215
第 16 章 ブラジルの主要地場企業	216
第 17 章 生活環境	217
I. 治安.....	217
II. 生活環境.....	218
II-1. 渡航前の注意点.....	218
II-2. 現地での移動.....	222
II-3. 現地での生活.....	223
<地域編>	
ブラジル行政区分（26 州および 1 連邦首都府）	227
サンパウロ州、リオデジャネイロ州、連邦首都府、マナウス自由貿易地域概要	228
第 18 章 サンパウロ州	229
I. 概要・投資促進政策.....	230
I-1. 概要.....	230
I-2. 投資促進政策.....	230
II. インフラ.....	231
II-1. 道路（ハイウェイ）.....	231
II-2. 鉄道網.....	232
II-3. 港湾.....	233
II-4. 空路.....	235
III. 工業団地.....	236
IV. 進出日系企業と現在直面している課題.....	237

IV-1. 進出日系企業	237
IV-2. 現在直面している問題	237
V. 生活環境	237
V-1. 住宅事情	237
V-2. 食事・買い物事情	238
VI. 交通事情	240
VI-1. 地下鉄	240
VI-2. バス	242
VI-3. タクシー	243
第 19 章 リオデジャネイロ州	244
I. 概要・投資促進政策	245
I-1. 概要	245
I-2. 投資促進政策	246
II. インフラ	246
II-1. 道路・鉄道網	246
II-2. 港湾	247
II-3. 空路	248
III. 工業団地	249
IV. 進出日系企業と現在直面している課題	249
IV-1. 進出日系企業	249
IV-2. 現在直面している問題	249
V. 生活環境	250
V-1. 住宅事情	250
V-2. 食事・買い物事情	250
V-3. 交通事情	250
第 20 章 ブラジリア連邦直轄地区	252
I. 概要・投資促進政策	253
I-1. 概要	253
I-2. 投資促進政策	254

II. インフラ	254
II-1. 空路.....	254
II-2. 陸路-長距離バス	254
II-3. 市内交通	254
III. 工業団地.....	255
IV. 進出日系企業が直面している課題.....	255
V. 生活環境	255
V-1. 住宅事情	255
V-2. 食事・買い物事情.....	255
V-3. 交通事情	256
第 21 章 マナウス自由貿易地域.....	258
I. 概要・投資促進政策	259
I-1. 概要	259
I-2. 投資促進政策・管轄.....	263
II. インフラ	266
II-1. 空路.....	266
II-2. 水路.....	267
II-3. 道路.....	267
III. 工業団地.....	268
IV. 進出日系企業と現在直面している課題.....	269
IV-1. 進出日系企業	269
IV-2. 現在直面している問題.....	269
V. 生活環境	269
V-1. 住宅事情	269
V-2. 食事・買い物事情.....	270
V-3. 交通事情	270

第 22 章	ブラジル地域別の概況	271
	ブラジルの地域区分とまとめ	271
I.	ブラジルの地域区分	271
II.	ブラジルの各地域区分まとめ	272
第 23 章	北部地域の概況	276
I.	北部地域の概要と経済動向	276
I-1.	北部地域の概要	276
I-2.	経済動向	276
I-3.	事業環境	276
第 24 章	北東部の概況	277
I.	北東部地域の概要と経済動向	277
I-1.	北東部地域の概要	277
I-2.	経済動向	277
I-3.	事業環境	277
第 25 章	南東部地域の概況	278
I.	南東部地域の概要と経済動向	278
I-1.	南東部地域の概要	278
I-2.	経済動向	278
I-3.	事業環境	278
第 26 章	南部地域の概況	279
I.	南部地域の概要と経済動向	279
I-1.	南部地域の概要	279
I-2.	経済動向	279
I-3.	事業環境	279

第 27 章 中西部の概況	280
I. 中西部地域の概要と経済動向	280
I-1. 中西部地域の概要	280
I-2. 経済動向	280
I-3. 事業環境	280
<付録>	
第 1 章 関連用語略語集	282
第 2 章 ブラジル投資・進出ミニ FAQ	288
第 3 章 相談窓口（ブラジル、日本）	291
I. 日本における相談窓口	291
I-1. 駐日ブラジル大使館	291
I-2. 領事館	291
II. ブラジルにおける相談窓口	293
II-1. 特定地域への企業誘致機関	293
II-2. 州をまたぐ企業誘致機関	294
II-3. 商工会議所等	295
第 4 章 万一の場合の撤退時における注意点	296
I. 撤退決定時に会社をどうすべきか	296
I-1. 活動実体は無いものの名前だけを残して税金を納入	296
I-2. ライセンスごと他社に経営権を譲渡	296
I-3. 会社清算	296
II. 破たん時の再生手続き	297
III. 清算時、譲渡時の留意点	297
巻末資料：ブラジル国内各州の比較一覧表	299

<ひとくちメモ 目次>

ひとくちメモ ①：ブラジルから見た日本のイメージ.....	43
ひとくちメモ ②：地域独自の祝祭日.....	46
ひとくちメモ ③：外資系企業のブラジル市場におけるプレゼンスの高さ.....	71
ひとくちメモ ④：日本企業の地域別展開.....	75
ひとくちメモ ⑤：ブラジル人の職業に関する考え方.....	110
ひとくちメモ ⑥：高成長の裏に潜む、世界最大級の格差.....	163
ひとくちメモ ⑦：ブラジル・ファッションの台頭.....	165
ひとくちメモ ⑧：農作物輸送で利用されているインフラ.....	179
ひとくちメモ ⑨：ブラジルが鍵を握る全世界のコーヒー市場.....	187
ひとくちメモ ⑩：混雑するグアルーリョス国際空港.....	219
ひとくちメモ ⑪：日本円をブラジルでリアルへ換金するのは大変.....	240
ひとくちメモ ⑫：日本からマナウスまでの道のり.....	268

<図表目次>

図表 0-1 BRICS 諸国の中のブラジル.....	1
図表 0-2 米州大陸の中のブラジル.....	2
図表 0-3 南米大陸の中のブラジル.....	3
図表 0-4 中南米における海外現地法人の機能別・地域別内訳.....	5
図表 0-5 売上高・収益の満足度評価（主要国・地域別）.....	6
図表 0-6 有望と考える事業展開先国・地域.....	7
図表 0-7 ブラジルの有望理由と課題.....	8
図表 0-8 有望国・地域における具体的な事業計画の有無（有望とされた上位 5 カ国）.....	8
図表 0-9 中期的海外事業展開見通し（主要国・地域別）.....	9
図表 0-10 世界の人口ランキング.....	10
図表 0-11 ラテンアメリカ諸国の人口ランキング（1 千万人以上）.....	10
図表 0-12 ブラジルの年齢 3 階級別人口の推移.....	11
図表 0-13 各国の 65 歳以上人口の割合.....	12
図表 0-14 ブラジルの高齢化の見通し.....	12
図表 0-15 世界の GDP ランキング（為替レート換算）（2009 年、2015 年）.....	13
図表 0-16 ラテンアメリカ諸国の GDP ランキング（2009 年、数字は世界順位）.....	13
図表 0-17 BRICs、ラテンアメリカ諸国の一人当たり GDP ランキング（2009 年、2015 年）.....	14
図表 0-18 BRICs 諸国およびラテンアメリカ諸国の GDP 需要側分解（2009 年）.....	15
図表 0-19 BRICs 諸国およびラテンアメリカ諸国の GDP 需要側分解（2009 年）.....	16

図表 0-20 各国の輸出額・輸入額.....	17
図表 0-21 BRICs 諸国およびラテンアメリカ主要国の輸出財構成 (2009 年)	18
図表 0-22 BRICs 諸国およびラテンアメリカ主要国の輸入財構成 (2009 年)	18
図表 0-23 各国の輸出相手国 (2009 年)	19
図表 0-24 各国の輸入相手国 (2009 年)	20
図表 1-1 ブラジルの位置 (モルワイデ図法 緑色部分がブラジル)	23
図表 1-2 ブラジル周辺国と主要都市.....	23
図表 1-3 国家組織概要 (統治構造)	24
図表 1-4 国家組織概要 (地方自治)	25
図表 1-5 23 省の名称と URL.....	26
図表 1-6 ブラジルの司法構造.....	29
図表 1-7 大統領略歴.....	30
図表 1-8 主要閣僚一覧.....	31
図表 1-9 ブラジル行政区分 (26 州および 1 連邦区)	32
図表 1-10 ブラジルの 5 地域とその特徴.....	33
図表 1-11 国家組織概要 (再掲)	34
図表 1-12 ブラジルの外交に関する最近の動き	35
図表 1-13 ブラジルの輸出相手国	36
図表 1-14 日本との関係 (全体)	37
図表 1-15 日本との関係 (要人往来—往、ルーラ政権以降)	37
図表 1-16 日本との関係 (要人往来—来、ルーラ政権以降)	38
図表 1-17 ブラジル略史.....	39
図表 1-18 ブラジルの人種別人口構成.....	41
図表 1-19 日系人の分布.....	42
図表 1-20 ブラジルにおける各国のイメージ(それぞれの国が「世界によい影響を与えているか」 という問いに対する回答)	43
図表 1-21 教育制度の概要.....	44
図表 1-22 祝祭日 (2011 年版)	45
図表 1-23 サンパウロの祝祭日 (2011 年版)	46
図表 1-24 リオデジャネイロ市・州の祝祭日 (2011 年版)	46
図表 1-25 マナウス市の祝祭日 (2011 年版)	46
図表 1-26 アマゾナス州の祝祭日 (2011 年版)	46
図表 1-27 各行政単位の位置と概要	47
図表 1-28 各行政単位の主要な要素の比較.....	48
図表 2-1 本投票の得票結果 (2010 年 10 月 3 日実施)	49
図表 2-2 上位 2 氏による決選投票結果 (2010 年 10 月 31 日実施)	49

図表 2-3 選挙戦下でのルセフ候補とセーハ候補の主な政策の相違点	50
図表 2-4 ルセフ大統領の就任演説の要旨	50
図表 3-1 立地場所による優遇措置の対象地域	53
図表 3-2 現地法人の形態別の特徴	56
図表 3-3 進出手続きフロー（月）	57
図表 3-4 会社運営開始までの流れ	58
図表 3-5 ブラジルでの会社設立の諸手続き概要（有限責任持分会社の場合）	59
図表 3-6 会社設立手続きにおいて必要な書類等（有限責任持分会社の場合）	60
図表 3-7 銀行口座開設に関する手続きの概要	61
図表 3-8 ブラジル政府の開発促進プログラム	63
図表 3-9 ブラジルにおける日本企業数（箇所）	63
図表 3-10 RENAI の連絡先	64
図表 3-11 APEX の連絡先	65
図表 3-12 PETROBRAS 企業概要	65
図表 3-13 ELETROBRAS 企業概要	67
図表 4-1 外国資本による対ブラジル直接投資の推移	68
図表 4-2 対ブラジルの直接投資額の国別ランキング（EQUITY CAPITAL への投資、2009 年、総額 31,679 百万ドル）	69
図表 4-3 対ブラジルの直接投資額の国別ランキング（EQUITY CAPITAL への投資、2010 年、総額 52,607 百万ドル）	69
図表 4-4 対ブラジル直接投資の分野別構成	70
図表 4-5 日本の対外直接投資残高（大陸別構成と主要新興国）	72
図表 4-6 地域別の直接投資額の推移（純額ベース、2010 年は速報値）	72
図表 4-7 日本の対外直接投資残高の地域別構成（2009 年末）	73
図表 4-8 日本の地域別直接投資残高のうち、製造業と非製造業が占める割合（2009 年末）	73
図表 4-9 日本のブラジル向け直接投資残高の業種別内訳（2009 年末）	74
図表 4-10 ブラジルにおける日本企業数（再掲）	74
図表 4-11 日本企業のブラジル進出の地域別展開（概念図）	75
図表 5-1 ブラジルの通貨単位の変遷	76
図表 5-2 為替相場の推移	77
図表 5-3 ブラジルにおける輸入ライセンス申請の例	78
図表 5-4 ブラジルにおける銀行のランキング（総資産額による、2010 年 11 月時点）	79
図表 5-5 ブラジルに進出している日本の金融機関	80
図表 5-6 ブラジルの政策金利（SELIC レート）の推移	80
図表 6-1 法人売上に対する社会負担金（COFINS）の概要	83

図表 6-2 社会統合基金（PIS）の概要	84
図表 6-3 国産技術開発促進負担金の概要	84
図表 6-4 燃料税の概要	85
図表 6-5 工業製品税の概要	85
図表 6-6 商品流通サービス税の概要	86
図表 6-7 サービス税の概要	86
図表 6-8 法人所得税の概要	87
図表 6-9 法人の利益に対する社会負担金の概要	88
図表 6-10 個人所得税の概要	88
図表 6-11 源泉徴収税の概要	89
図表 6-12 自動車所有税の概要	91
図表 6-13 都市部建物及び都市所有税の概要	91
図表 6-14 農地所有税の概要	92
図表 6-15 生存者間の不動産譲渡税の概要	93
図表 6-16 資産の無償移転税の概要	93
図表 6-17 輸入税の概要	94
図表 6-18 輸出税の概要	95
図表 6-19 金融取引税の概要	95
図表 6-20 個人が直接メーカーから購入した場合の課税イメージ	97
図表 6-21 商品を輸入した場合の課税イメージ	97
図表 6-22 州をまたぐ製造・販売の場合の課税イメージ	98
図表 7-1 ブラジル 6 大都市の経済活動人口とその割合	99
図表 7-2 ブラジル 6 大都市の失業率の推移（%）	100
図表 7-3 ブラジルの年齢別識字率	101
図表 7-4 主要国の識字率	101
図表 7-5 労働者と使用者の間の紛争解決の仕組み	102
図表 7-6 労働者に月額 1,000 レアルを支払う場合の労務コストの例	105
図表 7-7 ブラジル主要都市の月額賃金等水準比較（2010 年 2 月、米ドル）	106
図表 7-8 大都市の勤労者の実質所得の推移（前 12 カ月合計）	106
図表 7-9 月額最低賃金と物価の変化	107
図表 7-10 雇用主が負担する社会保障	108
図表 7-11 企業が従業員に支弁するおもな手当の項目	108
図表 7-12 ブラジルの労働法をめぐる権力関係	111
図表 8-1 2000 年時点におけるブラジルの物流インフラの内訳（金額ベース）	113
図表 8-2 ブラジル全土の交通網	114
図表 8-3 2000 年時点における道路網	115

図表 8-4	ブラジルの北部道路網（連邦政府管轄のもの）	115
図表 8-5	ブラジル北東部道路網（連邦政府管轄のもの）	116
図表 8-6	ブラジル南東部道路網（連邦政府管轄のもの）	116
図表 8-7	ブラジル南部道路網（連邦政府管轄のもの）	117
図表 8-8	ブラジル中西部道路網（連邦政府管轄のもの）	117
図表 8-9	連邦政府管轄の道路の総延長および舗装率の推移	118
図表 8-10	ブラジルの鉄道網	120
図表 8-11	ブラジルの鉄道輸送量の推移	120
図表 8-12	ブラジルにおける鉄道輸送の品目別輸送量（2009年）	121
図表 8-13	主要旅客鉄道（州内・地下鉄を除く）	121
図表 8-14	主要旅客鉄道（州を結ぶもの）	122
図表 8-15	ブラジル国内の将来の鉄道敷設予定図	123
図表 8-16	ブラジルの港湾貨物取扱量推移（長距離）	124
図表 8-17	ブラジルの港湾地図	125
図表 8-18	ブラジルの水系	126
図表 8-19	ブラジルの主要な水路	126
図表 8-20	ブラジル主要海洋港湾（2009年上位10港湾）	127
図表 8-21	ブラジルの港湾貨物取り扱い量（2009年上位10港湾）	128
図表 8-22	ブラジルの港湾貨物取り扱い量（2009年上位10港湾の取扱量推移）	129
図表 8-23	ブラジルの空路乗客数推移（2005～2009年）	130
図表 8-24	ブラジルの航空貨物取扱量推移（2005～2009年）	130
図表 8-25	2009年貨物取扱量上位10港の概要	131
図表 8-26	2009年の最終電力消費割合（産業別）	132
図表 8-27	ブラジル国内発電量及び消費量推移	132
図表 8-28	ブラジル国内の発電量および電力需要の推移	133
図表 8-29	ブラジル電源別発電割合	134
図表 8-30	固定および携帯電話の普及の推移（100人当たり）	135
図表 8-31	インターネット利用者の推移（100人当たり）	135
図表 8-32	日本方式の地上デジタル放送を採用している中南米諸国	136
図表 9-1	ブラジルが租税条約を締結している国々	137
図表 9-2	メルコスールの目的・原則	138
図表 9-3	南米南部共同市場設立の経緯	138
図表 9-4	第40回メルコスール共同市場審議会・首脳会合の概要	140
図表 9-5	米州自由貿易地域の経緯	141
図表 9-6	南米諸国連合の経緯	142
図表 9-7	南米諸国連合臨時首脳会合の概要	142

図表 10-1	ブラジルの加盟している主な国際条約.....	145
図表 10-2	ブラジルの加盟している工業所有権に関する主な国際条約.....	145
図表 10-3	商標権の保護対象・存続期間等.....	146
図表 10-4	商標権の登録に関するフロー図.....	147
図表 10-5	INPI に対する特許権認定申請件数（2006～2010 年推移）.....	148
図表 10-6	INPI による特許権認定件数（2006～2010 年推移）.....	149
図表 10-7	特許権の登録等に関するフロー図.....	150
図表 10-8	特許権の概要.....	151
図表 10-9	実用新案権.....	152
図表 10-10	意匠権出願等に関するフロー図.....	153
図表 10-11	意匠権.....	154
図表 10-12	技術移転契約の概要.....	155
図表 11-1	『ブラジルコスト』まとめ.....	157
図表 13-1A～E	クラスの特徴.....	160
図表 13-2A～D	クラスの割合推移.....	162
図表 13-3	ブラジルの年齢別人口構成（2010 年）.....	164
図表 13-4	ブラジルの州別居住者数（2010 年）.....	166
図表 13-5	COPA2014 開催概要.....	167
図表 13-6	ワールドカップ開催都市.....	168
図表 13-7	COPA2014 スタジアムへの投資概要.....	169
図表 13-8	2016 年夏季オリンピック開催概要.....	169
図表 13-9	2016 年夏季オリンピック開催地.....	170
図表 13-10	2016 年までに構築予定の交通インフラ網.....	171
図表 15-1	ブラジルの穀物、豆類、オイルシードの生産量（緑）と耕作地面積（ベージュ）の推移.....	178
図表 15-2	今後予定されているブラジルの農産物搬出回廊の整備計画.....	179
図表 15-3	2008 年の農作物の種類別生産額.....	180
図表 15-4	ブラジルの農畜産関係の輸出品目割合（金額ベース）.....	181
図表 15-5	ブラジルで生産されている主な農産物とその概要.....	181
図表 15-6	ブラジルで生産されている主な畜産物とその概要.....	182
図表 15-7	サトウキビの主要生産国における生産量（2008 年）.....	183
図表 15-8	大豆の主要生産国における生産量（2008 年）.....	185
図表 15-9	オレンジの主要生産国における生産量（2008 年）.....	186
図表 15-10	コーヒー豆の主要生産国における生産量（2008 年）.....	187
図表 15-11	牛肉の主要生産国における生産量（2008 年）.....	188
図表 15-12	ブラジルにおける肉牛の飼育頭数の推移.....	189

図表 15-13 鶏肉の主要生産国における生産量（2008年）	189
図表 15-14 ブラジルの鶏肉の輸出量の推移	190
図表 15-15 穀物メジャーと農家の関係概念図	190
図表 15-16 ブラジルで活躍する穀物メジャー4社の概要	191
図表 15-17 ブラジルで活躍する食肉メジャーの概要	191
図表 15-18 ブラジルで活躍する砂糖およびサトウキビ由来のエタノールメーカーの概要	191
図表 15-19 ブラジルで活躍する飲料会社の概要	192
図表 15-20 農業関係の総合商社の最近の動き	192
図表 15-21 世界におけるブラジルの金属資源生産の位置づけ（生産量）	194
図表 15-22 ブラジル鉄鋼業の位置づけ(世界各国の粗鋼生産量、2008年)	199
図表 15-23 ブラジル鉄鋼業の位置づけ(ラテンアメリカ各国の粗鋼生産量、2008年)	199
図表 15-24 ブラジル鉄鋼業の状況を示す主な指標	200
図表 15-25 ブラジルの鉄鋼製品の輸出先（2009年）	200
図表 15-26 ブラジル鉄鉱石および鉄鋼業界の主要プレイヤー	201
図表 15-27 ブラジル鉄鋼業界の主要プレイヤー（企業別粗鋼生産量の推移）	202
図表 15-28 ブラジルの代表的なレアメタル関連業界の主要プレイヤー	203
図表 15-29 日本企業の進出状況	205
図表 15-30 鉄鋼製品の需要先（上位5分野）	206
図表 15-31 世界の主要国二輪車(モペット及びモーターサイクル)生産台数推移	207
図表 15-32 世界の二輪車保有台数	208
図表 15-33 世界の主要国における四輪車生産台数推移（2009年上位10カ国）	209
図表 15-34 ブラジル四輪車メーカー別国内販売シェア（2010年）	210
図表 15-35 ブラジル自動車市場主な展開企業（外資）	210
図表 15-36 ブラジル二輪車市場企業別販売台数シェア（2009年）	211
図表 15-37 ブラジル自動車市場主な展開企業（日系）	212
図表 15-38 ブラジル自動車部品販売額の推移	213
図表 15-39 外資系の自動車部品メーカーの国籍別シェア	213
図表 15-40 電子機器・電子部品の主な輸出品目（2010年見込み）	214
図表 15-41 電子機器・電子部品の主な輸入品目（2010年見込み）	215
図表 15-42 電子機器・電子部品の主な需要先	215
図表 16-1 売上高上位のブラジル企業とその国籍（2009年）（百万ドル）	216
図表 17-1 ブラジルに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010年12月21日掲載）	217
図表 17-2 ブラジル治安概要（2010年8月23日掲載）	217
図表 17-3 ブラジルの標準時間帯	220
図表 17-4 ブラジルの標準時間帯/サマータイム採用時	221
図表 18-1 サンパウロ州政府投資誘致機関の連絡先	230

図表 18-2	ブラジル日本商工会議所 (Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil) の連絡先サンパウロ州政府投資誘致機関の連絡先	231
図表 18-3	ジェトロ・サンパウロ・センターの連絡先	231
図表 18-4	ハイウェイ (幹線道路) マップ	232
図表 18-5	サンパウロ州 鉄道マップ	232
図表 18-6	サンパウロ近郊鉄道網	233
図表 18-7	サンパウロ州 港湾の概要	233
図表 18-8	サンパウロ州主要港湾取り扱い船荷量推移 (2005~2009 年)	234
図表 18-9	港湾の位置マップ	234
図表 18-10	サンパウロ州 主要空港の指標 (2009 年)	235
図表 18-11	サンパウロ州 国際空港の概要	235
図表 18-12	飛行場マップ	236
図表 18-13	主な国内線就航航空会社	236
図表 18-14	アパートの種類	237
図表 18-15	高級居住地区	238
図表 18-16	サンパウロ市 近郊鉄道マップ	241
図表 18-17	各地下鉄路線の区間等	241
図表 19-1	リオデジャネイロ州地図	245
図表 19-2	リオデジャネイロ州の産業集積	246
図表 19-3	リオデジャネイロ州政府投資誘致機関の連絡先	246
図表 19-4	2016 年までに構築予定の交通インフラ網図	247
図表 19-5	リオデジャネイロ州主要港湾取り扱い船荷量推移 (2005~2009 年)	248
図表 19-6	リオデジャネイロ州 主要空港の指標 (2009 年)	248
図表 19-7	リオデジャネイロ州 国際空港の概要	248
図表 19-8	リオデジャネイロの地下鉄網	251
図表 20-1	ブラジル要部地図	253
図表 20-2	ブラジリアの主要空港の指標 (2009 年)	254
図表 20-3	ブラジリア地下鉄マップ	256
図表 21-1	アマゾン地帯における自由貿易地域	259
図表 21-2	マナウス自由貿易地域売上高推移	260
図表 21-3	マナウス自由貿易地域で製造された製品の地域別売上割合 (1990~2009 年)	261
図表 21-4	マナウス自由貿易地域部門別売上割合 (2009 年)	261
図表 21-5	マナウス自由貿易地域 2009 年の部品調達割合 (金額ベース)	262
図表 21-6	マナウス自由貿易地域国内部品調達割合推移 (1990~2009 年)	262
図表 21-7	ブラジル税制とマナウスにおける恩恵	263

図表 21-8 マナウス自由貿易地域監督庁(SUFRAMA)の概要.....	264
図表 21-9 マナウス自由貿易地域の税制特典を受けるための諸手続きフロー	265
図表 21-10 アマゾナス日系商工会議所連絡先	266
図表 21-11 アマゾナス州 主要空港の指標 (2009年)	266
図表 21-12 日本からマナウスまでの道のり	268
図表 22-1 地域名および属する行政単位名.....	271
図表 22-2 人口、面積、人口密度の5地域による比較.....	272
図表 22-3 域内総生産およびその一人当たり水準の5地域による比較.....	273
図表 22-4 各行政単位の面積の比較	273
図表 22-5 各行政単位の人口の比較	274
図表 22-6 各行政単位の人口密度の比較	274
図表 22-7 各行政単位の域内総生産の比較.....	275
図表 22-8 各行政単位の一人当たり域内総生産の比較.....	275
図表 23-1 北部地域に属する州.....	276
図表 24-1 北東部地域に属する州	277
図表 25-1 南東部地域に属する州	278
図表 26-1 南部地域に属する州.....	279
図表 27-1 中西部地域に属する州	280
巻末資料	
図表 1-1 各行政単位の面積.....	299
図表 1-2 各行政単位の人口.....	300
図表 1-3 各行政単位の域内総生産.....	301
図表 1-4 各行政単位の人口密度と一人当たり域内総生産.....	303

参考文献

総

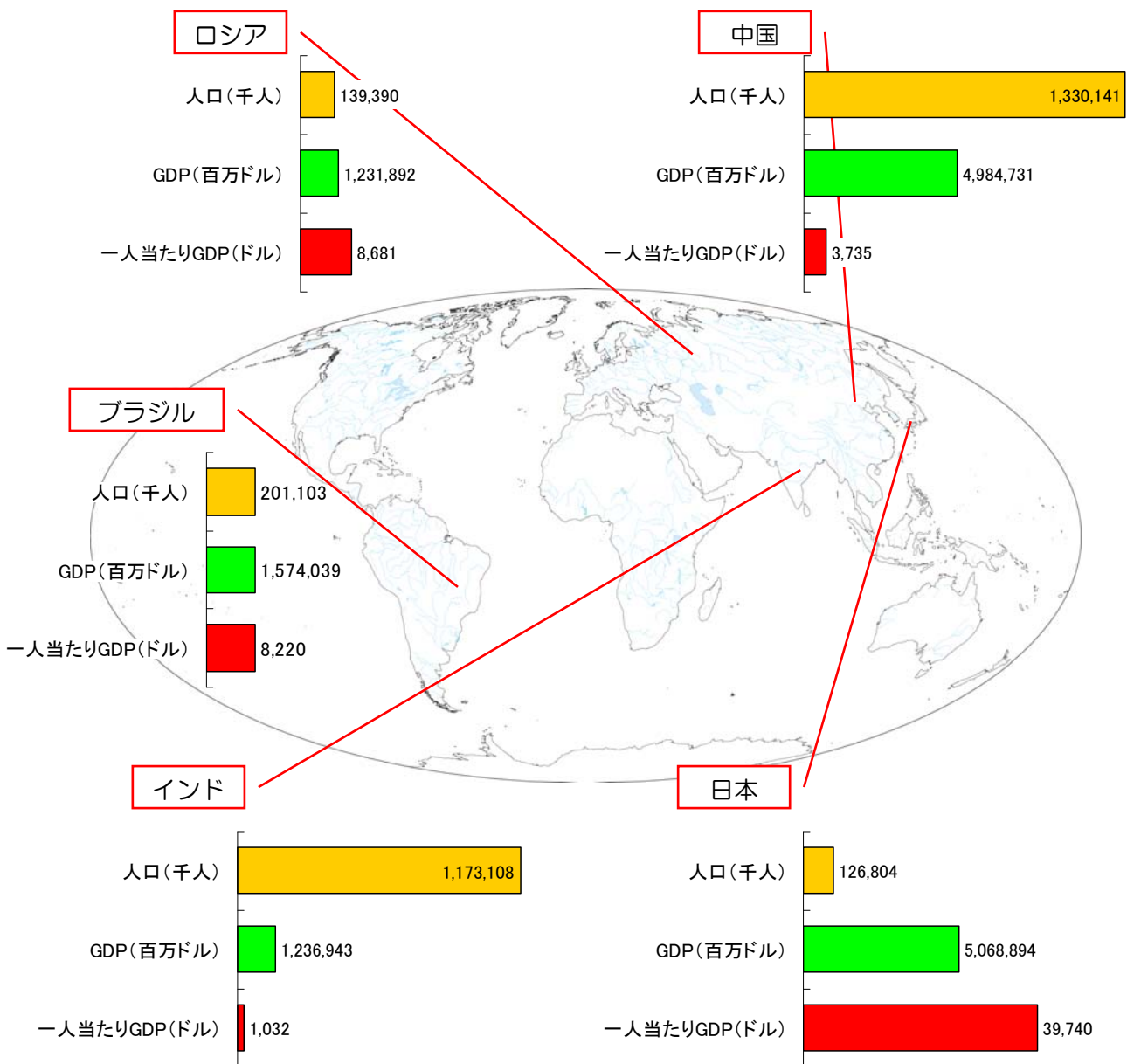
論

序章 世界の中のブラジル

I. 世界の中のブラジル

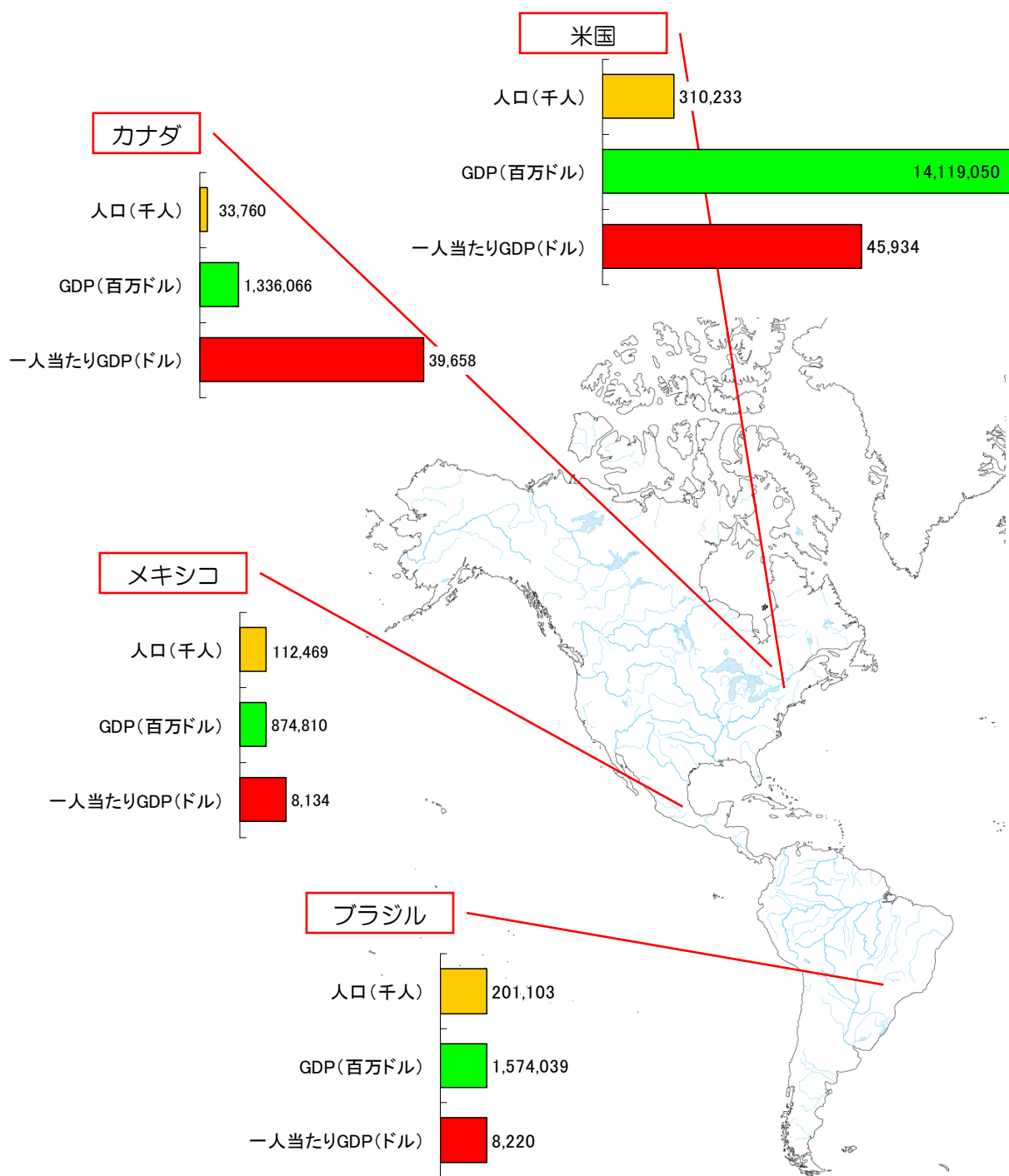
I-1. 主要指標の各国比較地図¹

図表 0-1 BRICS 諸国の中のブラジル

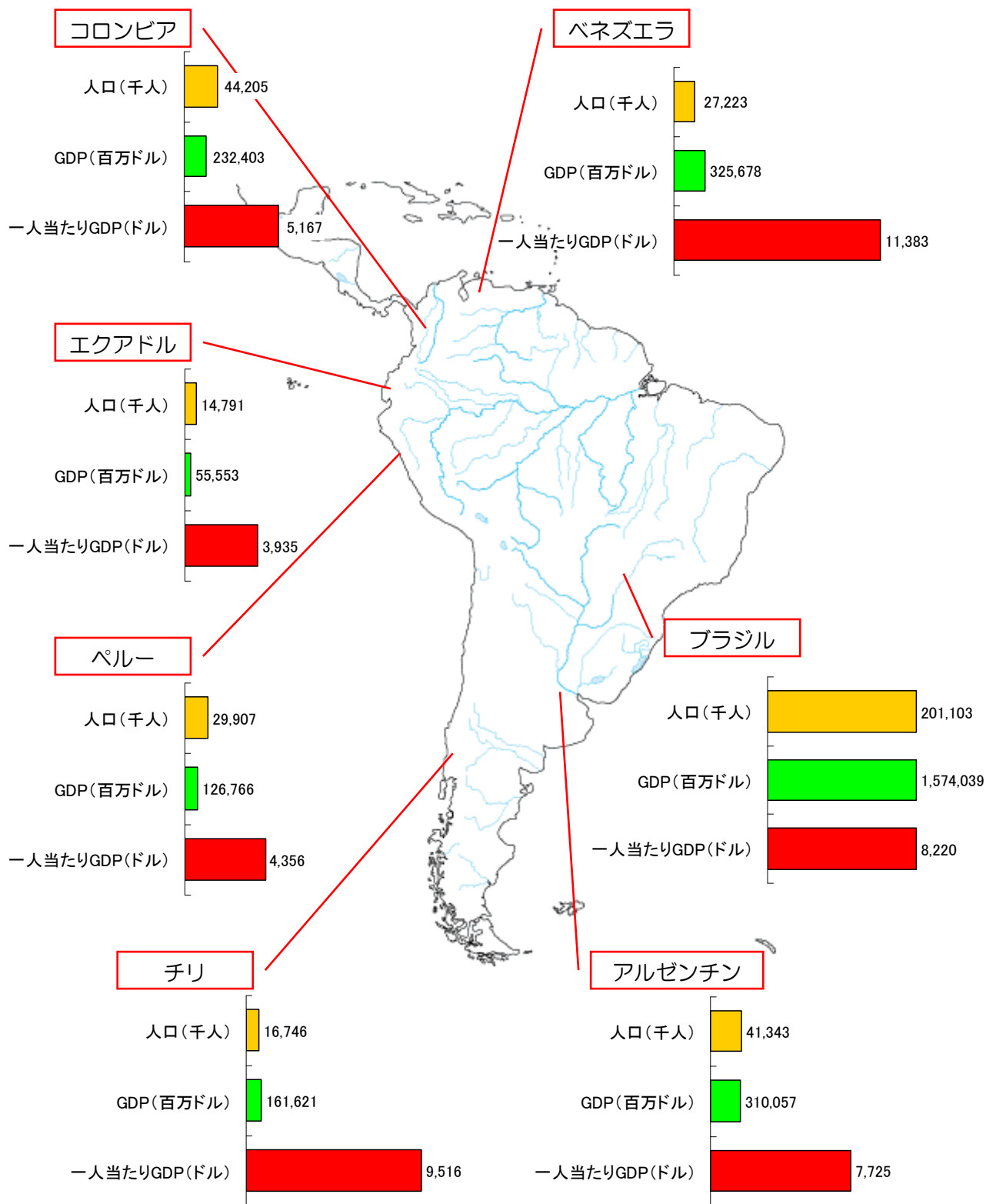


¹ 本節の図では、人口は CIA 「World Factbook」、GDP および一人当たり GDP は IMF 「World Economic Outlook」 2010 年 10 月版 を用いた。また、地図は以下のサイトより借用している。 <http://www.abysse.co.jp/world/index.html>

図表 0-2 米州大陸の中のブラジル



図表 0-3 南米大陸の中のブラジル



約 2 億人の人口を擁するブラジルは、世界で 5 番目、南半球では最大の人口大国である。また、IMF が毎年 2 回発行している「World Economic Outlook」2010 年 10 月版によると、ブラジルの GDP は 2009 年時点で 3 兆 1430 億レアル（約 1.6 兆米ドル）であり、ルーラ前大統領が就任した 2003 年の約 1.7 兆レアルからほぼ倍増、カルドゾ元大統領が就任した 1995 年の約 7000 億レアルからは 4 倍以上の急成長を遂げてきた。

近年ブラジルはロシア、インド、中国と並んで BRICs 諸国の一翼として数えられることが多い。これら 4 カ国は、比較的経済が成熟しているブラジル、ロシア 2 カ国と、人口のボリュームが大きく経済成長が著しいインド、中国 2 カ国とに概ね色分けされる。

図表 0-1 に示したとおり、BRICs 諸国の人口は約 30 億人に達し、これは世界の総人口の 4 割程度に当たる。上述のとおりブラジルの人口は約 2 億人であり、BRICs 諸国の中では 7% を占めるのみである。

しかし経済規模の面では BRICs 4 カ国の中で一定の割合を占めている。名目 GDP の額はロシアやインドよりも大きい。国家間の比較のために PPP²ベースの GDP に換算すると、ブラジルは 4 カ国のうち約 12% を占め、人口のシェアと比較して高い水準にある。

この結果として、ブラジルの一人当たり GDP の水準もインドや中国と比較すると高水準だ。ブラジルは BRICs 諸国の中では発展した経済を有しているといえる。

図表 0-2 では、同様に南北アメリカ大陸内でのブラジルの位置づけを示している。大国米国には遠く及ばないものの、ブラジルの存在感も決して小さくはない。人口は米国に次いで 2 位であり、また GDP もすでにカナダを追い抜いて南北アメリカ大陸内の 2 位につけている。早くから NIEs 諸国の一角として位置づけられてきたメキシコと比べても、人口、GDP とともにブラジルの方が大きな規模を有している。一人当たり GDP で比較しても、物価が相対的に高いブラジルのほうが実質的な豊かさは劣るとはいえ、それでも金額としてはメキシコと比肩する水準に至っているといえる。

南米大陸にフォーカスすると、図表 0-3 に示したとおり、ブラジルは人口、GDP とともに最も大きな国であるといえる。ブラジルに次いで人口の多いコロンビアやアルゼンチンと比べても圧倒的に多くの人口を擁し、PPP でみた GDP も南米大陸のほぼ半分を占めている。一方、一人当たり GDP の水準ではいくつかの国より低位ではあるが、石油資源に過度に依存したベネズエラの状態などを考慮に入れば、ブラジルが南米で最も発展した経済を有する国のひとつであることに揺るぎはない。

² Purchasing Power Parity（購買力平価）の略。各国の物価差を考慮して GDP を計測すること。いわば財・サービスの量として GDP を捉えることを意味し、これにより各国間の GDP を足し合わせる操作が意味を持つことになる。本節の図表では通貨単位で換算した金額で GDP を表示している。

ブラジル及び中南米地域への投資意向³

ここでは、国際協力銀行が毎年実施している「わが国製造業の海外事業展開に関する調査報告」のうち、2010年度に実施されたアンケート結果（第22回）の結果を紹介する。これによると、リーマンショック後の企業収益は回復傾向にあるものの、これは主に経費削減の進展によるところが大きいという。こうした収益環境を背景として、海外事業を強化・拡大するとした企業は、前年調査から17%ポイント増加して83%に及び、海外事業への意欲が積極化していることを伺わせる。

こうした中、日本企業はブラジルおよび中南米地域の投資環境をどのように捉えているのだろうか。他の投資対象国・地域とも適宜比較しながら分析する。

まずは中南米地域への投資の現状をみると、同アンケートに回答した企業約600社が有する中南米地域の生産拠点、販売拠点は、図表0-4に示したとおり、それぞれ200以上に上る。また、研究・開発拠点を有する企業も少数ながらみられた。

図表 0-4 中南米における海外現地法人の機能別・地域別内訳

(回答社数：599社)

	中南米	ロシア	北米 ⁴	ASEAN ⁵	中国	中・東欧 ⁶
生産拠点	237	16	717	1,322	1,860	130
販売拠点	214	47	599	792	732	100
研究・開発拠点	5	1	87	42	61	2
その他	76	9	271	198	138	14
合計	532	73	1,674	2,354	2,791	246

また、中南米における売上高と収益の満足度の評価⁷を図表0-5に示した。アジア新興国には及ばないものの、インド、ロシアや欧米各国と比べると高い水準を示している。

³ 本節の内容は、国際協力銀行国際経営企画部国際調査室「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 - 2010年度 海外直接投資アンケート結果（第22回） -」（2010年12月）に基づいて作成した。結果報告の本文は下記ウェブサイトを参照されたい。

<http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2010/1203-01/houkoku.pdf>

⁴ 米国、カナダ

⁵ シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン

⁶ ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、スロベニア、アルバニア、クロアチア、セルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア

⁷ 「昨年度の売上高、収益は、当初目標と比べると、下記のいずれに該当しますか」という設問に対し、「1. 不十分」「2. やや不十分」「3. どちらともいえない」「4. やや満足」「5. 満足」の選択肢を示して、回答を得た番号の平均値を評価ポイントとした。

なお、前年調査（2008年度実績）では中南米はいずれも1位であった。これは、今年度1～3位に躍り出た国・地域の評価が高まったためであり、中南米への評価水準が低減した訳ではない。

図表 0-5 売上高・収益の満足度評価（主要国・地域別）

	売上高 満足度評価				収益 満足度評価			
	2009年度実績		2008年度実績		2009年度実績		2008年度実績	
1	中国	2.73	中南米	2.51	ベトナム	2.76	中南米	2.55
2	ASEAN5	2.70	中国	2.46	ASEAN5	2.70	ASEAN5	2.40
3	ベトナム	2.65	ASEAN5	2.43	中国	2.70	中国	2.37
4	中南米	2.55	インド	2.43	中南米	2.55	ベトナム	2.36
5	NIEs3 ⁸	2.54	ベトナム	2.35	NIEs3	2.51	ロシア	2.26
6	インド	2.53	NIEs3	2.30	インド	2.43	インド	2.24
7	中・東欧	2.37	ロシア	2.23	中・東欧	2.35	NIEs3	2.22
8	北米	2.24	EU15	2.22	北米	2.21	EU15	2.15
9	EU15	2.19	中・東欧	2.10	EU15	2.20	中・東欧	2.09
10	ロシア	2.12	北米	2.03	ロシア	2.15	北米	1.97

このうち収益の満足の理由として最も多く挙げられたのは、共通して「当該国・地域内での販売活動が順調」であった。2位以下に挙げられた要因は国・地域別にさまざまであり、たとえばASEAN5では、「輸出順調」と「コスト削減が順調」が上記に続く収益満足理由となっている。中国は、「生産設備の稼働本格化」「コスト削減が順調」への回答が前年度調査と比べて高まった。また北米とEU15は、「当該国・地域内での販売活動が順調」の割合が昨年度調査から低下する一方、「コスト削減が順調」の割合が上昇している。

一方収益の不満足の理由として、中国やインドでは「販売先からの値引要求」「販売先確保が困難（他社との厳しい競争）」など、厳しい競争を反映する回答が多く見られた。北米とEU15については、「景気変動による市場規模縮小」が最も多く挙げられた一方、円高に伴う競争力低下を指摘する回答が昨年度調査よりも増加した。

次に、海外での事業展開の有望性を図表 0-6 に示した。同アンケートにおいて、中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域として5カ国・地域までの複数回答を求めたところ、当該設問への回答社（516社）のうち、24.6%に当たる127社がブラジルを掲げた。これはアジア新興国に次ぐランクであり、前年（2009年）との比較においても順位、得票

⁸ 韓国、台湾、香港

率ともに伸ばしている。

また、長期的（今後 10 年程度）の見通しにおいては、ブラジルはインド、中国に次ぐ有望事業展開先であると目されている。

図表 0-6 有望と考える事業展開先国・地域

中期的有望事業展開先国・地域					長期的有望事業展開先国・地域		
順位		国・地域名	2010	2009	順位	国・地域名	2010
2010	2009		得票率 (516 社中)	得票率 (480 社中)			2010
1	1	中国	77.3%	73.5%	1	インド	74.9%
2	2	インド	60.5%	57.9%	2	中国	71.7%
3	3	ベトナム	32.2%	31.0%	3	ブラジル	34.5%
4	4	タイ	26.2%	22.9%	4	ベトナム	30.6%
5	6	ブラジル	24.6%	19.8%	5	ロシア	24.7%
6	8	インドネシア	20.7%	10.8%	6	インドネシア	21.2%
7	5	ロシア	14.5%	21.5%	7	タイ	19.2%
8	7	米国	11.2%	13.5%	8	米国	8.7%
9	9	韓国	5.8%	6.5%	9	マレーシア	4.6%
10	10	マレーシア	5.6%	5.4%	10	台湾	4.1%
10	11	台湾	5.6%	4.4%			

ブラジルが有望である理由とブラジルの課題は図表 0-7 のとおりである。ブラジルマーケットの成長性や現状規模といった国内マーケットへの要因が有望理由の上位にランクインした。この傾向は、中期的有望先国のトップに位置する中国と同様である。同じく 2 位のインドにおいても、現地マーケットの成長性を挙げる意見が最も多かったが、それに次いで安価な労働力を挙げる意見が多くみられた。また、同じく 3 位、4 位のベトナムとタイについても、現地マーケットの成長性が最も回答を集めているものの、ベトナムについては安価な労働力を挙げた回答がこれと同数で並んだ。タイは組立メーカーへの供給拠点として、という理由が 32%の回答を集めて 3 位に入っていることが特徴的である。

一方、ブラジルの課題として、治安・社会情勢や投資先国の情報不足について企業の不安が高いことが看取される。労働コストの上昇が課題の第一として挙げられた中国、同じくインフラが未整備とされたインドやベトナムなどにおいては、ブラジルと同様の課題が上位にランクインしておらず、アジア諸国への進出における課題意識と対照的である。

図表 0-7 ブラジルの有望理由と課題

ブラジルの有望理由		2010 得票率 (126 社中)
1	現地マーケットの今後の成長性	86.5%
2	現地マーケットの現状規模	25.4%
3	安価な労働力	19.8%
4	組み立てメーカーへの供給拠点として	17.5%
5	第三国輸出拠点として	10.3%
ブラジルの課題		2010 得票率 (120 社中)
1	治安・社会情勢が不安	32.5%
2	他社との厳しい競争	30.0%
3	投資先国の情報不足	26.7%
4	法制の運用が不透明	22.5%
5	徴税システムが複雑	21.7%

中期的有望先国としてブラジルを掲げた企業（127 社）のうち、具体的な事業計画があるとした企業は、図表 0-8 に示すとおり約 4 割にとどまっている。これは中国やマレーシアなど、実際の事業計画を伴っている企業の多い有望先国と比べると低い水準である。ブラジル市場への期待は実際の事業よりも評価が先行している状況と考えられる。

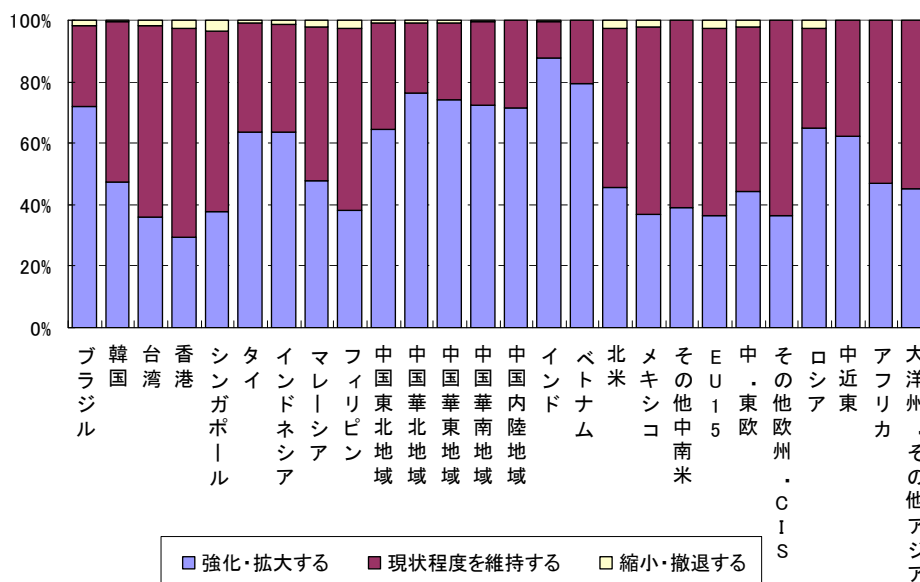
図表 0-8 有望国・地域における具体的な事業計画の有無（有望とされた上位 5 カ国）

具体的な 事業計画あり	国・地域名 (有望国として回答し た企業数)	具体的な 事業計画なし
275 (68.9%)	中国 (399 社)	115 (28.8%)
122 (39.1%)	インド (312 社)	182 (58.3%)
63 (37.9%)	ベトナム (166 社)	99 (59.6%)
64 (47.4%)	タイ (135 社)	68 (50.4%)
49 (38.6%)	ブラジル (127 社)	76 (49.8%)
45 (42.1%)	インドネシア (107 社)	60 (56.1%)

23 (30.7%)	ロシア (75 社)	48 (64.0%)
34 (58.6%)	米国 (58 社)	23 (39.7%)
11 (36.7%)	韓国 (30 社)	18 (60.0%)
20 (69.0%)	マレーシア (29 社)	9 (31.0%)
14 (48.3%)	台湾 (29 社)	14 (48.3%)

一方、国・地域別の中期的海外事業展開の見通しとして、ブラジルを強化・拡大するとした企業は、他の国・地域と比べて高い割合となっている。図表 0-9 のとおり、当該設問に解答した 161 社のうち、72%にあたる 116 社が事業を強化・拡大としている。この割合は中国各地域やインド、ベトナムについて高い水準である。

図表 0-9 中期的海外事業展開見通し (主要国・地域別)



II. 世界経済におけるブラジルの位置づけ

ブラジルはいわゆる「BRICs」の一角を占める一方、南アメリカ大陸最大規模の経済を有している。以下、いくつかのマクロ指標について改めてブラジルの位置づけを示す。

II-1. 人口、人口動態

ブラジルの人口は約 2 億人であり、これは世界で第 5 位の規模である。中国、インドと比較すると小さいものの、南アメリカ諸国の中では突出している。

図表 0-10 世界の人口ランキング

順位	国名	人口（千人）
1	中国	1,330,141
2	インド	1,173,108
3	アメリカ合衆国	310,233
4	インドネシア	242,968
5	ブラジル	201,103
6	パキスタン	184,405
7	バングラデシュ	156,118
8	ナイジェリア	152,217
9	ロシア	139,390
10	日本	126,804

（出所：CIA「The World Factbook」）

図表 0-11 ラテンアメリカ諸国の人口ランキング（1千万人以上）

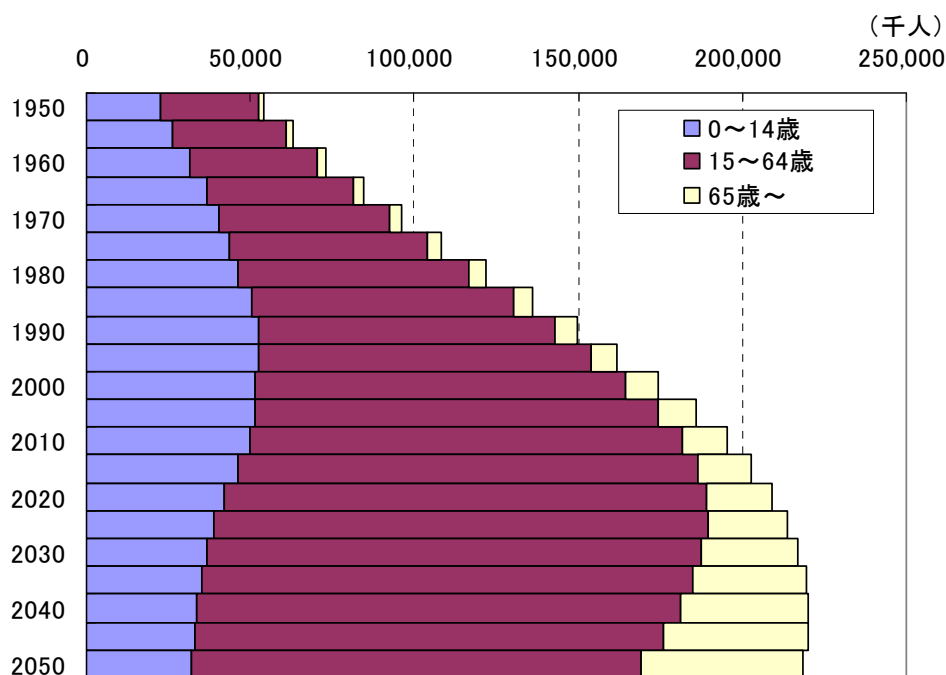
順位	国名	人口（千人）
5	ブラジル	201,103
29	コロンビア	44,205
32	アルゼンチン	41,343
39	ペルー	29,907
45	ベネズエラ	27,223
60	チリ	16,746
65	エクアドル	14,791
...		
11	メキシコ	112,469
73	キューバ	11,477
	ラテンアメリカ諸国計	588,649

（注）数字はCIAによる世界順位

（出所：CIA「The World Factbook」をもとに㈱日本総合研究所作成）

今後のブラジルの人口は、2040 年ごろにかけて 2.2 億人程度にまで増加すると予測されている。

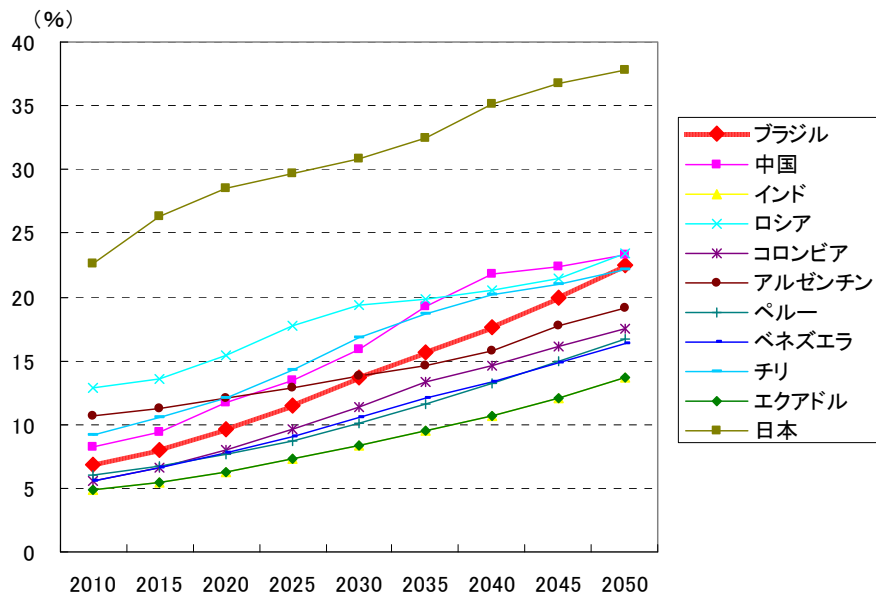
図表 0-12 ブラジルの年齢 3 階級別人口の推移



(出所：World Population Prospects, the 2008 revision における中位推計)

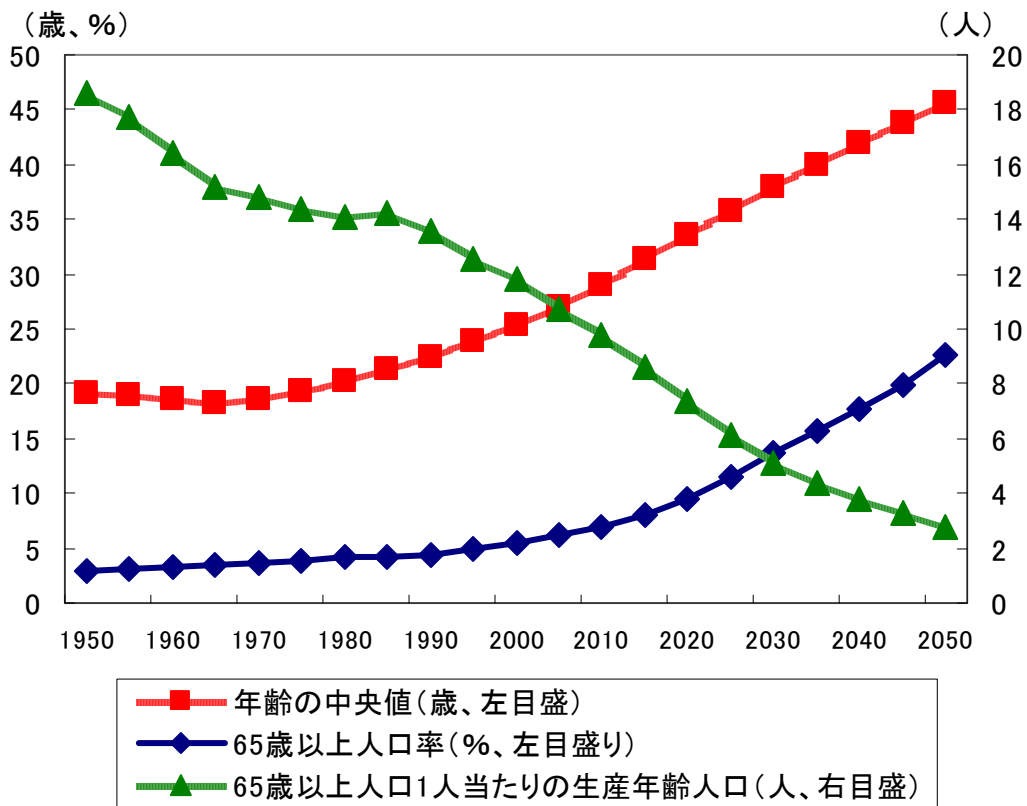
ただし人口の高齢化の足並みは早い。現在はロシアやアルゼンチンがブラジルより高い高齢化率を示しているが、これから 2050 年ごろにかけてブラジルの高齢化率は急速に高まり、ロシアや中国と同等の水準に達すると見込まれる。これに伴い 65 歳以上人口 1 人当たりの生産年齢人口（15-64 歳人口）も急速に低下し、2050 年ごろには働く者 3 人不足で 1 人の高齢者を支える社会となる。

図表 0-13 各国の65歳以上人口の割合



(出所 : World Population Prospects, the 2008 revision)

図表 0-14 ブラジルの高齢化の見通し



(出所 : World Population Prospects, the 2008 revision)

II-2. GDP

2009年時点ではブラジルのGDP（為替レート換算）は約1.6兆ドルで既に世界第8位の水準である。しかし早晩、欧州の主要経済国と比肩する規模になる。また、南アメリカ諸国の中では現在でもすでに突出した経済規模を誇っている。

図表 0-15 世界の GDP ランキング（為替レート換算）（2009年、2015年）

（十億ドル）

	2009年		2015年予測	
	国名	GDP	国名	GDP
1	米国	14,119	米国	18,029
2	日本	5,069	中国	9,982
3	中国	4,985	日本	6,517
4	ドイツ	3,339	ドイツ	3,728
5	フランス	2,656	フランス	2,945
6	イギリス	2,179	イギリス	2,885
7	イタリア	2,118	ブラジル	2,789
8	ブラジル	1,574	ロシア	2,499
9	スペイン	1,468	インド	2,412
10	カナダ	1,336	イタリア	2,289

（出所：IMF “World Economic Outlook” 2010年10月版）

図表 0-16 ラテンアメリカ諸国の GDP ランキング（2009年、数字は世界順位）

（十億ドル）

	国名	GDP
8	ブラジル	1,574
29	ベネズエラ	326
31	アルゼンチン	310
36	コロンビア	232
49	チリ	162
52	ペルー	127
66	エクアドル	56

...		
14	メキシコ	875
	ラテンアメリカ諸国計	3,965

(出所：IMF “World Economic Outlook” 2010 年 10 月版)

一人当たり GDP ではブラジルは現在世界 60 位程度の位置にあるものの、BRICs 諸国の中では中国、インドよりもかなり高水準にある。また他のラテンアメリカ諸国と比べても、ブラジルの水準は高いといえる。

図表 0-17 BRICs、ラテンアメリカ諸国の一人当たり GDP ランキング (2009 年、2015 年)

(ドル)

2009 年		2015 年予測	
国名	一人当たり GDP	国名	一人当たり GDP
ベネズエラ	11,383	ロシア	18,111
チリ	9,516	チリ	16,192
ロシア	8,681	ブラジル	13,982
ブラジル	8,220	メキシコ	11,813
メキシコ	8,134	アルゼンチン	9,687
アルゼンチン	7,725	ベネズエラ	8,889
コロンビア	5,167	コロンビア	8,113
ペルー	4,356	中国	7,258
エクアドル	3,935	ペルー	6,702
中国	3,735	エクアドル	5,054
インド	1,032	インド	1,856
(参考) 日本	39,740	(参考) 日本	51,663

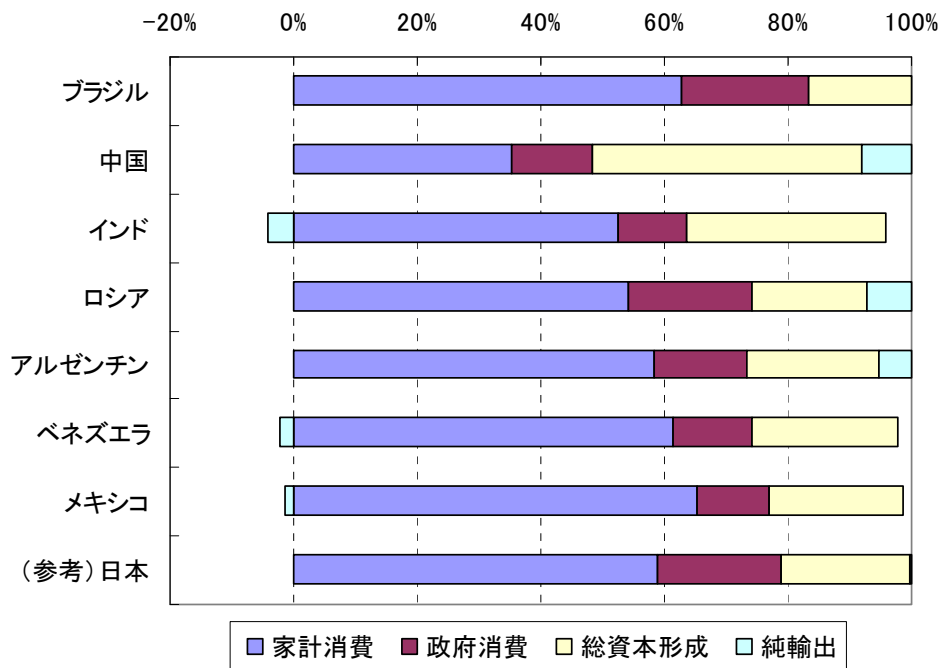
(出所：IMF “World Economic Outlook” 2010 年 10 月版)

II-3. GDP の構成

ブラジルの市場構造の特質を捉えるため、GDP を構成要素に分解する。まずは需要側の構造を要素ごとに分解し、BRICs およびラテンアメリカ主要国と比較したものが下図である。

ブラジルは消費需要が大きく、かつ純輸出による総需要への貢献がほとんどみられないことから、内需の厚みのある、より先進国に近い需要構造をしていることが読み取れる。

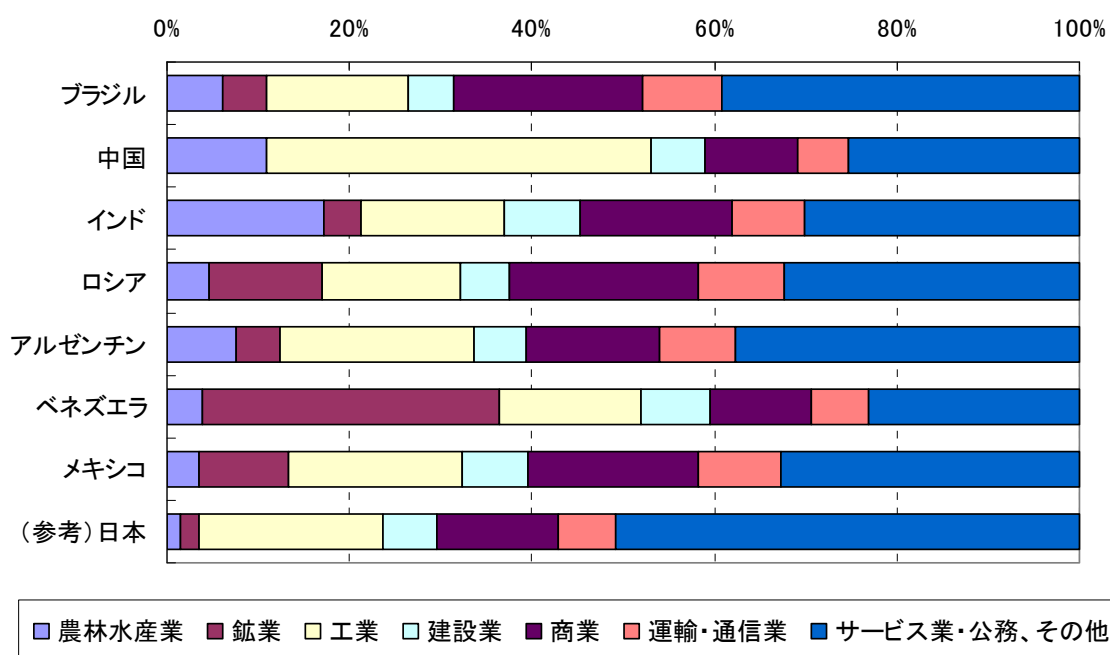
図表 0-18 BRICs 諸国およびラテンアメリカ諸国の GDP 需要側分解 (2009 年)



(出所：国連 “National Accounts Main Aggregate Database”)

次に、生産側の要素で分解したグラフを下図に示す。依然として農林水産業への依存が高いインド、鉱業への依存が高いロシアやベネズエラなどに比べると、ブラジルの付加価値はいわゆる第三次産業の分野から多く創出されていることが分かり、ブラジル経済が一定程度に成熟していることを示しているものと考えられる。

図表 0-19 BRICs 諸国およびラテンアメリカ諸国の GDP 需要側分解 (2009 年)

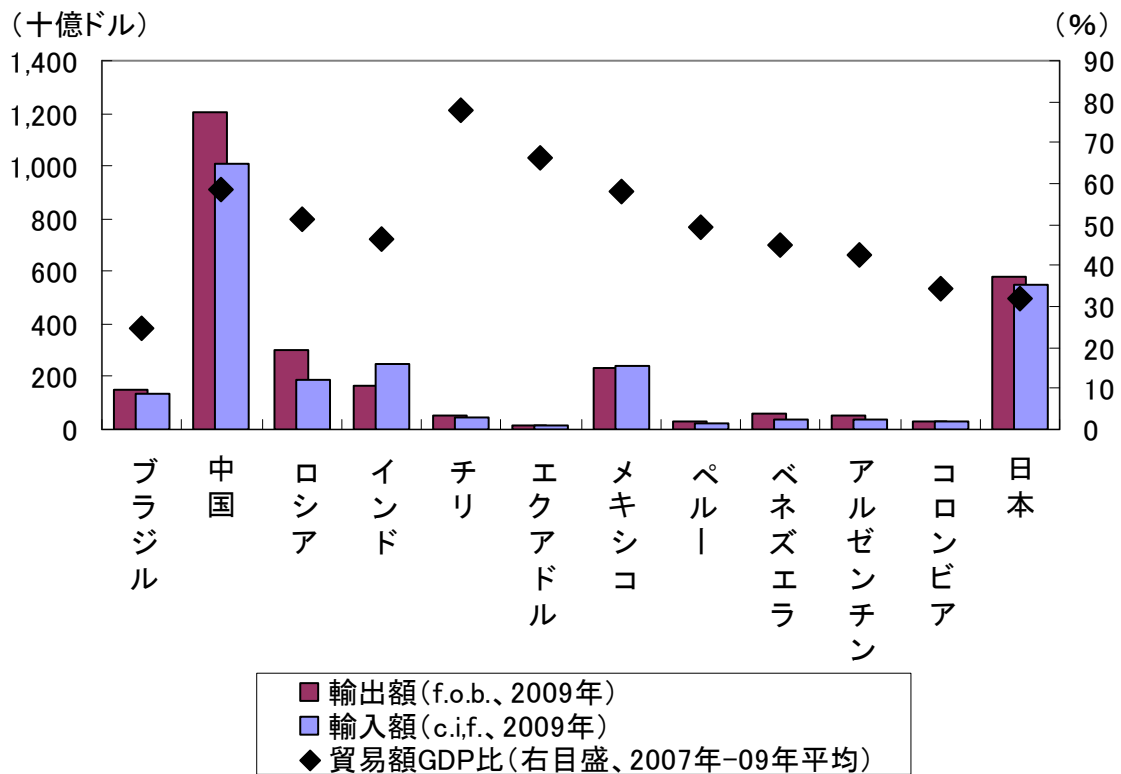


(注) 統計上の不完備により、中国の鉱業および工業は「工業」に集約して表示している。
 (出所：国連 “National Accounts Main Aggregate Database”)

II-4. 輸出入の構造

ブラジルの 2009 年の輸出総額、輸入総額はそれぞれ 1,530 億ドル、1,337 億ドルであり、貿易総額の対 GDP 比 (2007-09 年平均) は約 24.8% である。金額ベースで見るとブラジルの貿易の規模は南米地域において高い割合を占めるものの、GDP との対比で見ると低い水準であり、貿易への依存が低い経済構造が読み取れる。

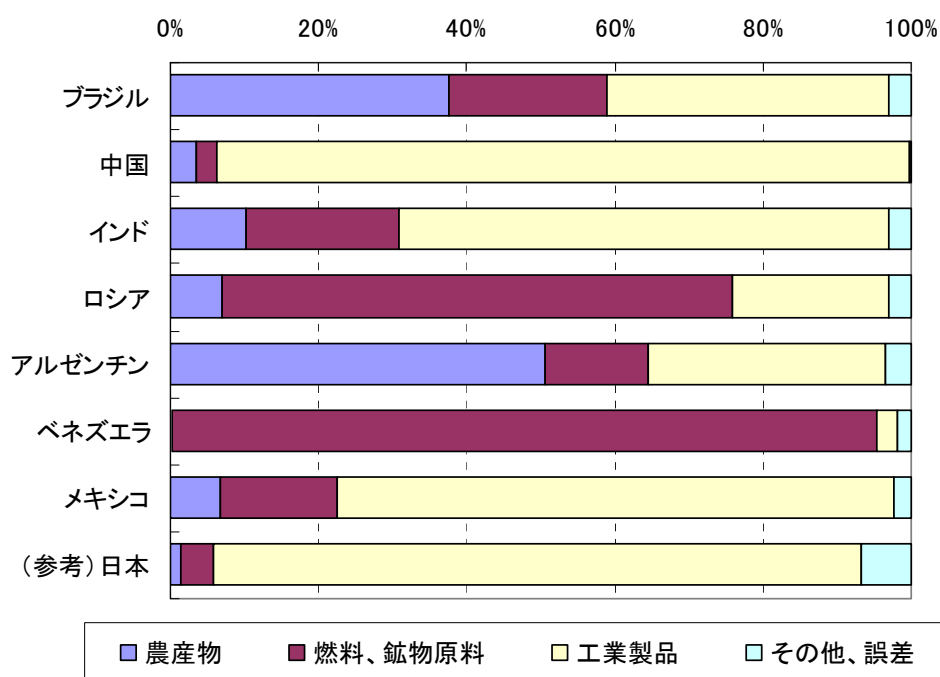
図表 0-20 各国の輸出額・輸入額



(出所 : WTO “Statistics Database”)

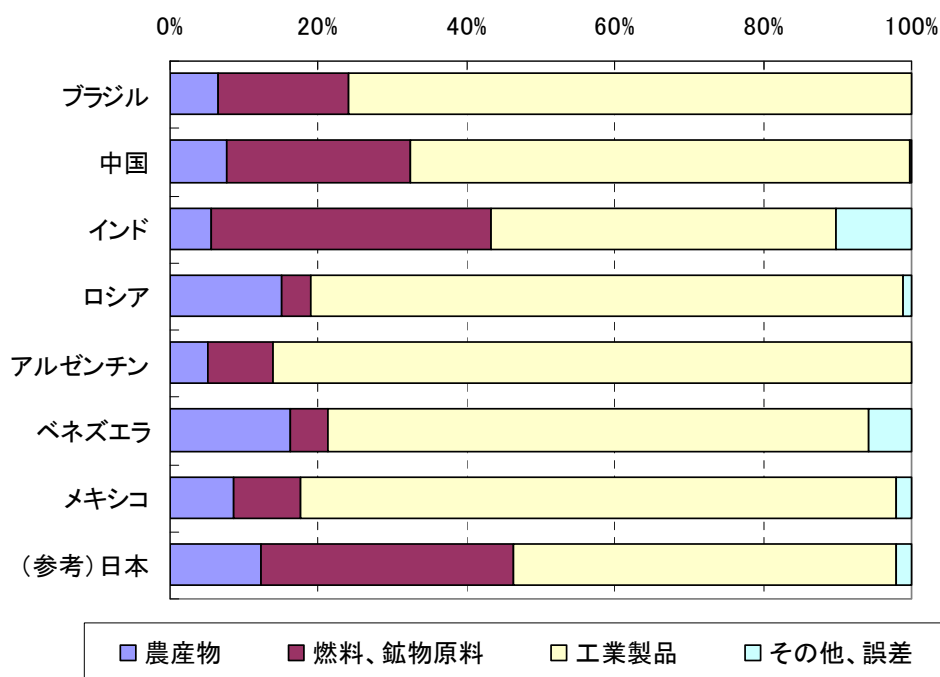
続いて、輸出入の構造を通じてブラジル経済の特質を捉える。まずは貿易財種類別の構造をみると、ブラジルは農産物や鉱産物を輸出し、主に工業製品類を輸入する構造にあることがわかる。ブラジルが主要な農作物および鉱産資源の世界有数の生産国であることを反映していると考えられる。ただしアルゼンチンほど農作物への輸出の依存が高い訳ではなく、また鉱産資源についてもロシアやベネズエラほど輸出における依存度が高くはない。

図表 0-21 BRICs 諸国およびラテンアメリカ主要国の輸出財構成（2009年）



(出所：WTO “Statistics Database”)

図表 0-22 BRICs 諸国及びラテンアメリカ主要国の輸入財構成（2009年）

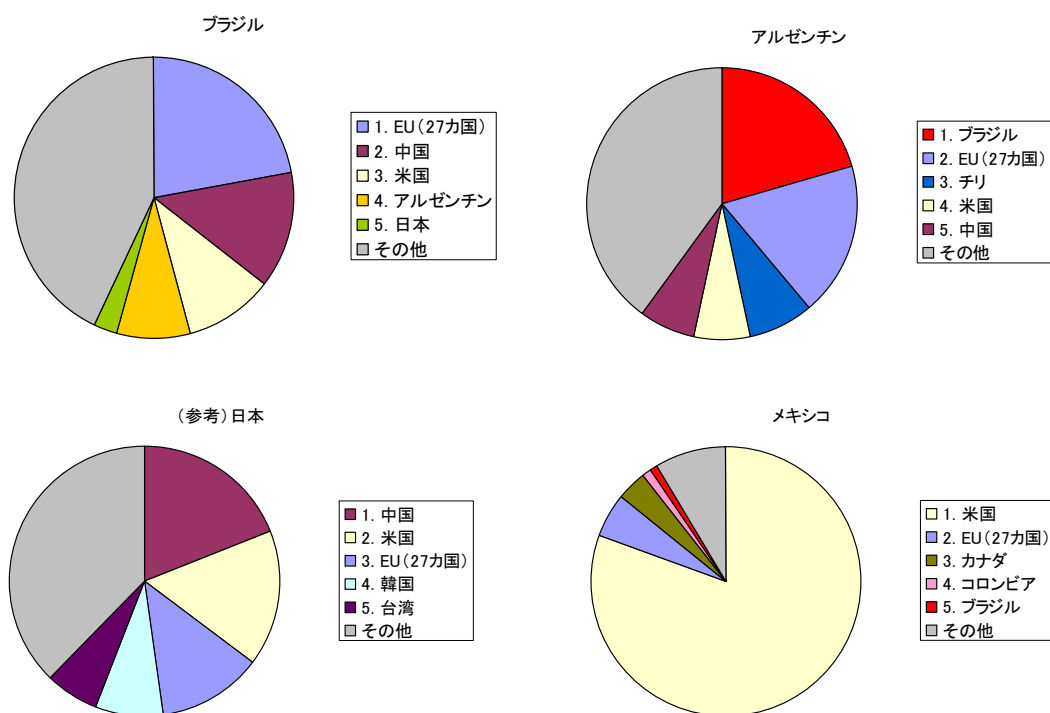


(出所：WTO “Statistics Database”)

また、輸出入の相手国をみると、ブラジルの貿易における特定国への依存度が低い構造になっていることがわかる。特にメキシコとの対比においてその性質は顕著である。また、近隣国との関係では、アルゼンチンにとってブラジルは最重要の貿易相手国である一方、ブラジルから見るとアルゼンチンは最重要の相手国ではない、という構造にある。

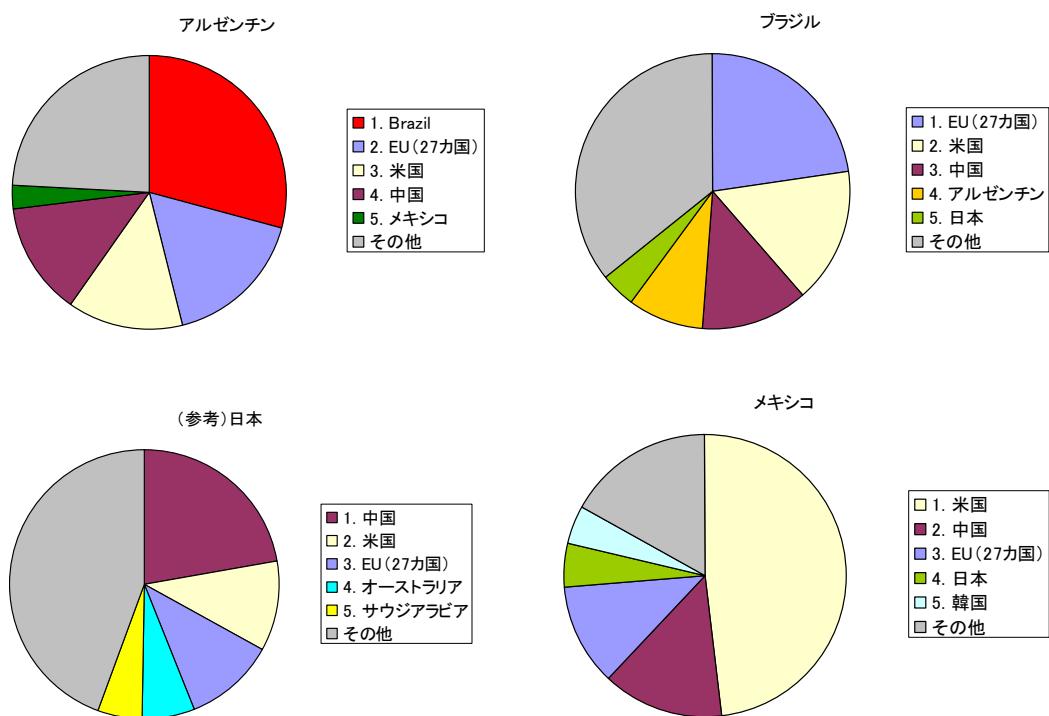
なお、各国との通商関係については章を改めて記述する。

図表 0-23 各国の輸出相手国 (2009年)



(出所 : WTO “Statistics Database”)

図表 0-24 各国の輸入相手国 (2009年)



(出所 : WTO “Statistics Database”)

第1章 ブラジルの概要

1. ブラジルの基本情報

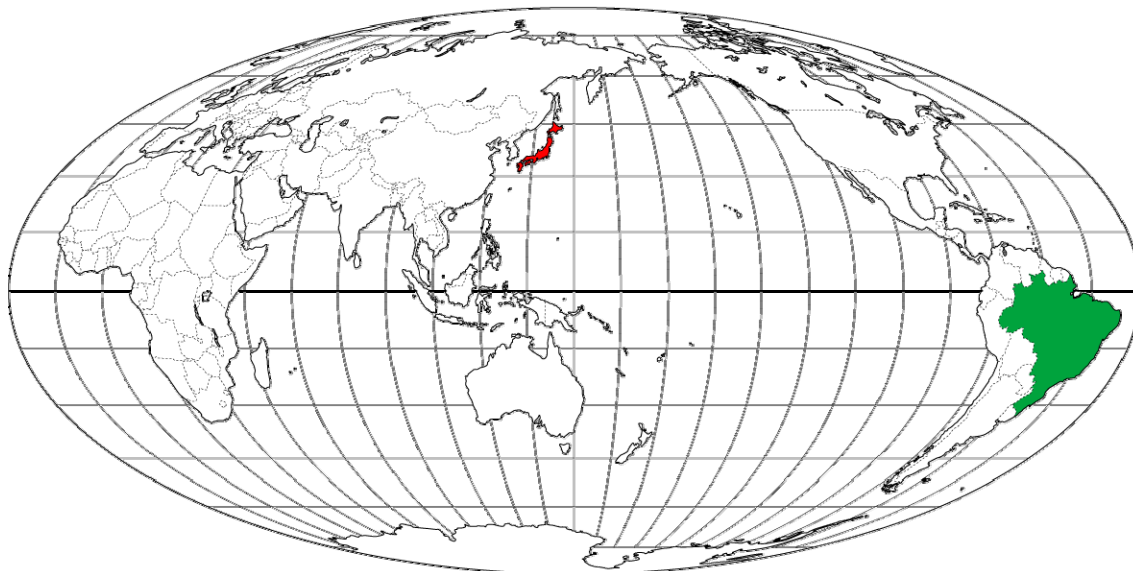
<p style="text-align: center;">国旗</p> 	<p>緑の地は森林、黄色のひし形は鉱産資源の豊かさを表している。中央の青い球は、ブラジルが共和制を宣言した1889年11月19日のリオデジャネイロ（当時の首都）の空を象徴する。青い球の中央に記載された銘「ORDEM E PROGRESSO」は「調和と進歩」を意味する。また、球には各州と連邦区に当てられる27の小さな白い星が描かれており、南十字星やおおいぬ座、さそり座等の星座を形作っている。</p>
<p>国名 （日本語訳）</p>	<p>República Federativa do Brasil ブラジル連邦共和国</p>
<p>面積</p>	<p>851 万 km²（日本の約 22.5 倍）</p>
<p>人口</p>	<p>1 億 9,073 万人（日本の約 1.5 倍）</p>
<p>首都</p>	<p>ブラジリア（人口約 256 万人）</p>
<p>民族</p>	<p>白色系 48.2%、黒色系 6.9%、褐色系（混血系）44.2%、その他（黄色系、ネイティブ系）0.7%</p>
<p>公用語</p>	<p>ポルトガル語（若年層の識字率は男性 97%、女性 99%、中等教育純就学率は男性 75%、女性 83%）</p>
<p>宗教</p>	<p>キリスト教 89%（カトリック約 74%、プロテスタント約 15%）、その他 11%</p>
<p>政治体制</p>	<p>連邦共和制</p>
<p>地方行政区画</p>	<p>26 州と 1 連邦首都区</p>
<p>国家元首</p>	<p>ジルマ・ルセフ大統領</p>
<p>主要産業</p>	<p>製造業（繊維、セメント、木材、鉄鋼、航空機、輸送機械等） 鉱業（鉄鉱石、すず、原油等）</p>

	農牧業（砂糖、オレンジ、コーヒー、大豆、牛肉等）
名目 GDP	2,023.53 億ドル
一人当たり GDP	10,470.90 ドル
消費者物価（前年比）	4.31% [(IPCA 累積)] (2009 年)
為替レート	1 米ドル=約 1.69 レアル（2011 年 1 月時点）（1 レアル=約 49 円）
通貨	レアル（real、複数形 reais、現地発音は“ヘアウ”“ヘアイス”） 新聞報道等では“R\$”や“BRL”とも記載される
在留邦人数	59,627 人（2010 年 6 月公表、2009 年 10 月時点値）
日系人	日系人総数推定 約 150 万人

II. ブラジルの名称と地図

ブラジルの正式名称は、ポルトガル語で「República Federativa do Brasil」であり、英訳では、Federative Republic of Brazil、日本語訳では、ブラジル連邦共和国と記される。

図表 1-1 ブラジルの位置（メルワイデ図法 緑色部分がブラジル）



図表 1-2 ブラジル周辺国と主要都市



(出所：外務省 HP)

III. 政治制度

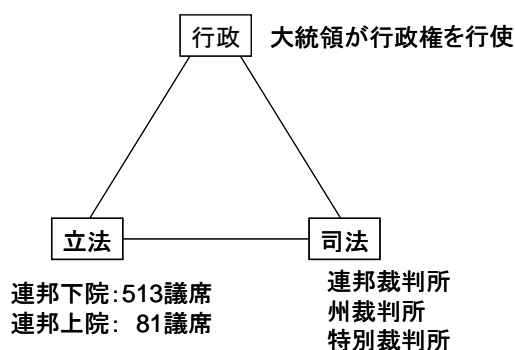
III-1. 概要（国家組織）

ブラジルは 1822 年のポルトガルからの独立以来、帝政、共和政、独裁政、軍政、民主政とさまざまな統治体制を経ている。統治体制に合わせ、憲法も 1824 年の帝国憲法以来、現在までに 6 度の改正を経ている。現行の憲法は 1988 年に制定されたものである。

ブラジル憲法の改正の要件は日本と異なり比較的ゆるいものとなっている⁹。

現行憲法では、共和制と民主制を採用することを宣言し、統治に関する部分では連邦制の採用と、立法、行政、司法権の三権分立を規定する。軍部は大統領の最高指揮に服する。

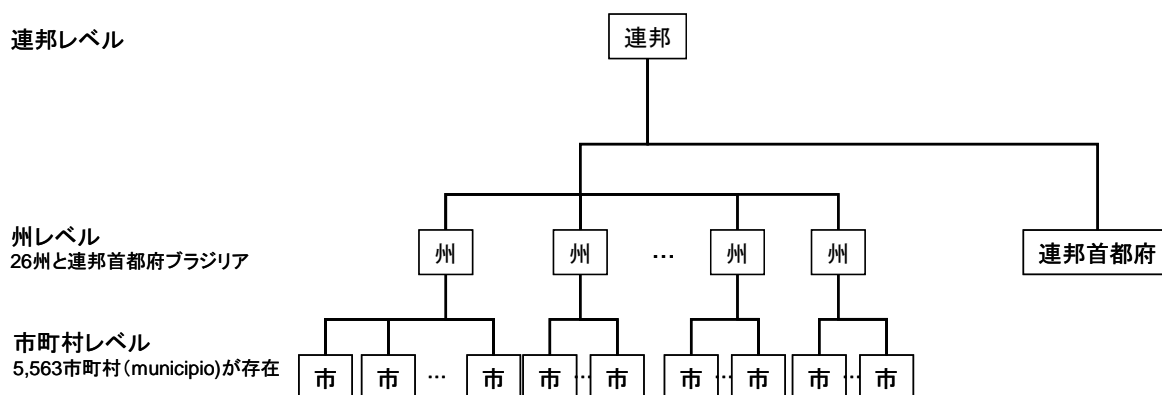
図表 1-3 国家組織概要（統治構造）



ブラジルでは 26 州と一つの連邦首都府からなる連邦制を採用する。州および連邦首都府の下には市が存在する。2010 年時点で、州の下に 5,563 の市が存在する。各組織は自立をした存在である。

⁹ 日本の場合、憲法の改正は「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際、行れる投票において、その過半数の賛成を必要とする」（憲法 96 条）と、憲法の改正は難しい。他方、ブラジルでは憲法の改正の提案は「下院又は上院の少なくとも三分の一」「共和国大統領」「連邦構成単位の立法議会の過半数、各立法議会はその議員の単純過半数により意思表示を行うものとする」により行うことができる。また、「提案は、国会の各議院において、二読会にわたり審議及び表決され、各読会において、各院の議員の五分の三の票を得たとき、承認されたものとみなされる。」（ブラジル連邦共和国憲法第 60 条）となっており、憲法の改正は比較的容易である。ただし、ブラジル憲法では、「国家の連邦形態」「直接、秘密、普通および定期の投票」「権力の分立」「個人の権利及び保障」について、「これらの事項を廃止しようとする改正の提案に関するいかなる決議も審議の対象としてはならない」（ブラジル連邦共和国憲法第 60 条 4 項）として、守られるべき諸権利およびそれを維持するための制度の保障を行なっている。（ブラジル連邦共和国憲法の訳については阿部照哉「世界の憲法集（第 4 版）」有信堂 2009 年）

図表 1-4 国家組織概要（地方自治）



III-2. 立法

① 連邦法による規定

連邦立法府は、下院と上院からなる二院制を採る。連邦下院議員は、各州、連邦首都府より選出される。下院議員の議席数は 513 議席で、各選挙区の議席は 8 人以上 70 人以下の範囲で選挙区の人口に比例して決定される。選挙は有権者の無記名投票による直接選挙で任期は 4 年である。

上院議員の議席数は 81 議席で、各州、連邦首都府に 3 議席が割り当てられている。議員は有権者による直接選挙で選出される。任期は 8 年で、4 年毎に定員の三分の一あるいは三分の二の改選が行われる。上院議員の改選は下院議員の選挙と同時に行われる。2010 年の選挙では三分の二が改選され、2014 年の選挙では三分の一が改選される予定である。

連邦に委ねられた立法の専権事項には、民法、商法、刑法、訴訟法、選挙法、労働法などの、国として統一する必要性が高い立法事項と、農業法など政策的に統一する事が求められ国が主導する必要性が高い立法事項、海洋法、航空法、宇宙法など対外的に統一する必要性が高い立法事項、水や鉱床等の資源に関して国が管理を行う必要性が高い立法事項など併せて 29 項目が存在する。これらの事項については連邦の立法によるものとされているが、捕捉法については具体的問題に関する立法事項については州に対して授權をすることが出来ると定められている。

連邦と州の立法が競合する事項に、税法や経済法、都市計画法などが存在する。競合する立法分野については、「連邦共和国の管轄は一般的規則の定立に限定される。」また「一般的規則に関する連邦法が存在しないときは、州はその特殊性に応じて規定する完全な立法管轄権を行使する」（ブラジル連邦共和国憲法 24 条）ことができる。

ブラジル国民は憲法により、参政権を有する。ブラジルでは 18～70 歳の国民には選挙権の行使義務が課せられる。16～18 歳までと 70 歳以上の国民については任意で選挙権を行

使うことができる。

ブラジルの政治風土の特徴として、ポピュリズム、政党政治の未成熟さ、世襲政治家の存在、地縁・血縁などによる権力構造の4点が指摘される。ポピュリズムおよび政党政治の未成熟さは、ブラジルという広大な国土と多様な経済階層の意見を集約するため、政党の綱領が最大公約数的なものなりやすいところから生ずる問題点である。また、世襲政治家の存在や地縁、血縁などによる権力構造は、植民地時代の階級制度の影響を受けたものである。これらが複雑にからみあい、ブラジルの階級性の固定化および階級による極端な格差社会が今日まで続いてきた。現行憲法では、これらの弊害を解消するため、政治家の世襲を禁止する条項を規定している（ブラジル連邦共和国憲法 14 条 7 項）。

また、現在連邦の政権を担当している労働者党は、中産階級以下の所得者層の生活水準の向上にむけた各種政策を実行している。同政権の代表的な政策の一つとして、ボルサ・ファミリアなどの社会福祉政策を実行している。

ブラジルにおいては、行政の長である大統領の権限が強く、立法の開始権限を持つほか、法案提出権限を有する。また、議会の審議に先立って大統領令として法案を施行し、後に議会による審議を行って法律として制定することも認められるなど、大統領制によって立法の権限に若干の修正が加えられている。

② 州法による規定

州は独自の憲法を有し、連邦法に抵触しない範囲で州法を制定することができる。州立法府の議員は州に在住する有権者の直接投票により選出される。

III-3. 行政

① 連邦政府

行政権は、国民の直接投票により選出された大統領が、国務大臣の補佐を得て行使する。大統領府の元に、以下の 23 の省が存在する。大統領の任期は 4 年であり、大統領を務めたものは次期の一任期についてのみ再選が認められる（ブラジル連邦共和国憲法 82 条、14 条 5 項）。

各省を掌握する国務大臣は大統領が直接任免を行う。大統領府の補助機関として、省の格を有する行政機関調整庁や水産資源特別庁などの特別庁がある。

図表 1-5 23 省の名称と URL

名称（日本語）	名称（ポルトガル語）	HP
大統領府官房庁	Casa Civil da Presidência da República	http://www.presidencia.gov.br/casacivil

名称（日本語）	名称（ポルトガル語）	HP
財務省	Ministério da Fazenda	http://www.fazenda.gov.br/
農務省	Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento	http://www.agricultura.gov.br/
国家総合省	Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento	http://www.agricultura.gov.br/
都市省	Ministério das Cidades	http://www.cidades.gov.br/
科学技術省	Ministério da Ciência e Tecnologia	http://www.mct.gov.br/
法務省	Ministério da Justiça	http://www.mj.gov.br/
通信省	Ministério das Comunicações	http://www.mc.gov.br/
環境省	Ministério do Meio Ambiente	http://www.mma.gov.br/
国家総監督省	Controladoria-Geral da União	http://www.presidencia.gov.br/cgu
鉱山エネルギー省	Ministério de Minas e Energia	http://www.mme.gov.br/
文化省	Ministério da Cultura	http://www.cultura.gov.br/
企画・予算・運営省	Ministério do Planejamento, Orçamento e Gestão	http://www.planejamento.gov.br/
教育省	Ministério da Educação	http://www.mec.gov.br/
社会福祉省	Ministério da Previdência Social	http://www.mpas.gov.br/
スポーツ省	Ministério do Esporte	http://www.esporte.gov.br/
外務省	Ministério das Relações Exteriores	http://www.mre.gov.br/
農業開発省	Ministério do Desenvolvimento Agrário	http://www.mda.gov.br/
厚生省	Ministério da Saúde	http://www.saude.gov.br/
開発・商工省	Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior	http://www.desenvolvimento.gov.br
労働・雇用省	Ministério do Trabalho e Emprego	http://www.mte.gov.br/
運輸省	Ministério dos Transportes	http://www.transportes.gov.br/
観光省	Ministério do Turismo	http://www.turismo.gov.br/

名称（日本語）	名称（ポルトガル語）	HP
国防省	Ministério da Defesa(Comandos: Exército, Marinha e Aeronáutica)	http://www.defesa.gov.br 陸軍: http://www.exercito.gov.br/ 海軍: http://www.mar.mil.br/ 空軍: http://www.aer.mil.br/

（出所：駐日ブラジル大使館の情報をもとに㈱日本総合研究所作成）

② 州政府

州の長は州知事であり、州に在住する有権者の直接投票により選出される。州知事の任期は4年である。州知事を務めたものは次期の一任期についてのみ再選が認められる（ブラジル連邦共和国憲法28条、14条5項）。州知事の下、州政府機関はその職務を執行する。州政府は連邦政府または市議会の専権事項と明記されていない全ての権限を有する。

連邦は州・連邦府、市に対して、国の統合の維持や公共の秩序に対する重大な危険がある場合、連邦構成単位のいずれかの権力の自由な行使を保障するなどの憲法に定められた事項にあてはまらない限り、州等の自立した政治組織に対する干渉を行ってはならないと、憲法に定められている。市に対しては、同様のことを州政府に対しても禁じている（ブラジル連邦共和国憲法34条、35条）。

III-4. 司法

司法権は連邦最高裁判所、連邦高等裁判所、連邦地域裁判所、州・連邦首都府の裁判所のほかに、労働裁判所、選挙裁判所、軍事裁判所の特別裁判所が有する（ブラジル連邦共和国憲法34条、35条）。

① 連邦レベル

連邦最高裁判所は主に連邦レベルの憲法訴訟を直接取り扱うことのできる唯一の裁判所である。憲法訴訟を提起できる主体は、大統領や上・下院議長、州知事、共和国検事総長、連邦ブラジル弁護士会、国会議員を選出している政党、労働組合総連合または全国的な階級団体など、憲法に定められた主体に限られる。また、連邦最高裁判所は当事者の申し立てにより憲法判断にかかる特別上訴の審理も行う。

労働者と使用者の間の調停や裁判、その他労働関係から生ずる係争は、特別裁判所である労働裁判所によって審議される。

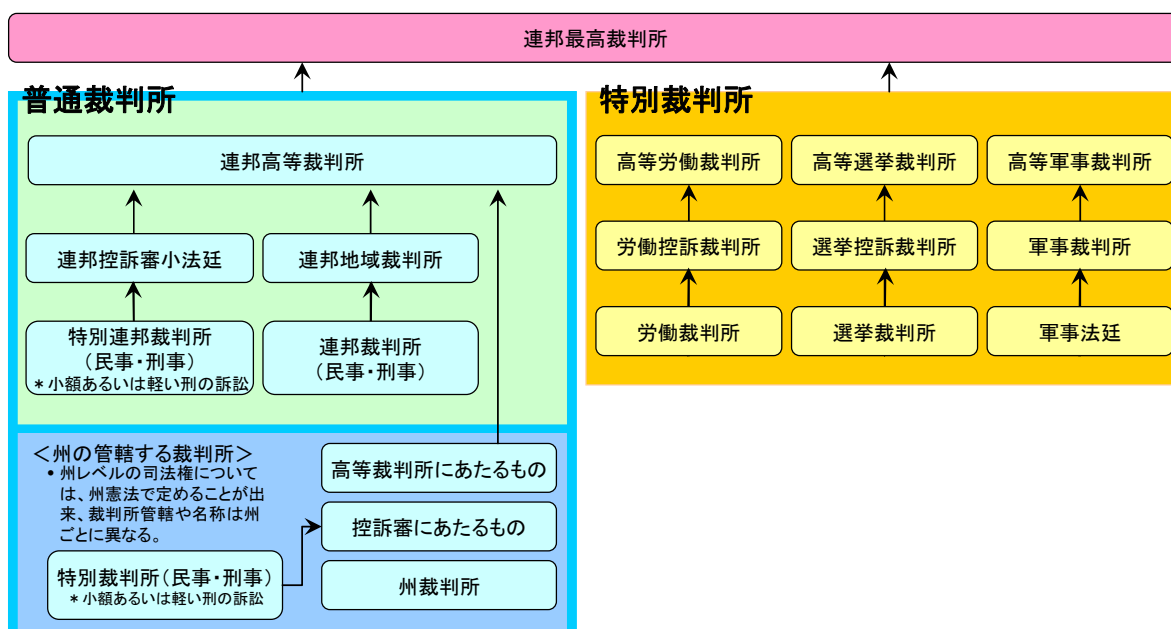
② 州レベル

通常の裁判は州レベルの裁判所において審議される。州レベルの裁判所の管轄や組織、名称は州憲法により規定することができ、州ごとに異なる。

連邦最高裁判所



図表 1-6 ブラジルの司法構造



(出所：ALMANAQUE ABRIL 2010 等を参考に(株)日本総合研究所作成)

III-5. 政治制度と現政権

2011年1月に、ルーラ大統領に変わりルセフ政権が発足した。このルセフ政権の閣僚は37人（うち女性は9人）である。大統領および主要閣僚の略歴を以下に示す。

図表 1-7 大統領略歴

<p>大統領</p> <p>Dilma Vana Rousseff ジルマ・ルセフ</p> 	
<p>略歴</p>	
<ul style="list-style-type: none">• 1947年、ミナスジェライス州ペロオリゾンチ市生まれ。父親はブルガリア移民。母親はリオデジャネイロ州出身の教師。• 16歳の頃から、軍事政権に対抗する組織の一員として闘争に参加。政府転覆の罪で有罪となり、1970年から約3年間サンパウロのチラデンテス刑務所で服役。• 解放後ポルトアレグレに移り、リオ・グランデ・ド・スル大学で経済学を学ぶ。1975年に同州の経済統計財団（FEE）に就職。• 1979年、リオ・グランデ・ド・スル州で民主労働党（当時）の立ち上げに参画し、同党の州議会アドバイザーに就任。その後、1986年のポルトアレグレ市の財務局長就任を皮切りに、リオ・グランデ・ド・スル州の FEE 長官、同州の鉱山・エネルギー・通信長官を歴任。この間、カンピーナス大学の博士課程で社会学を履修。• 2000年、民主労働党（当時）がルーラ前大統領らの所属した労働者党と合流。2002年の大統領選で初当選したルーラの政権移行チームに招かれた。• 2003年のルーラ政権発足後、鉱山・エネルギー大臣および文官長（官房長官）を歴任。成長促進プログラム（PAC）や、低所得者住宅政策（「ミーニャカーザ・ミーニャヴィーダ」）は、彼女が文官長時代に取りまとめられたもの。• 2010年の大統領選挙で労働党候補として当選。2011年1月1日、ブラジル史上初の女性大統領に就任。	

（出所：連邦大統領府ウェブサイト）

図表 1-8 主要閣僚一覧

主要閣僚	閣僚氏名
副大統領	Michel Miguel Elias Temer ミシェウ・チーメル
文官長（官房長官）	Antonio Palocci アントニオ・パロシ
財務大臣 （留任）	Guido Mantega ギド・マンテータ
開発商工大臣	Fernando Pimentel フェルナンド・ピメンテウ
外務大臣	Antonio de Aguiar Patriota アントニオ・パトリオタ
鉱山エネルギー大臣 （再任）	Edison Lobao エジソン・ロバオ
企画・予算・運営大臣	Miriam Belchior ミリアム・ベウシオール
中央銀行総裁	Alexandre Tombini アレシャンドレ・トンビーニ

（出所：連邦大統領府ウェブサイト）

III-6. 軍事

陸海空軍からなる常備正規の軍隊は、大統領の最高指揮に服する。陸海空軍の司令官は、国防大臣の推薦にもとづき大統領が任命する。ブラジルでは徴収兵を採用しており、18歳から45歳までが徴兵対象年齢となり一年間兵役につくことが義務付けられる。しかし、平時においては良心的兵役忌避者は代替役務につくことで義務を果たすことができる。また、女性、聖職者、家族扶養者なども平時においては、法律の課すほかの義務に従うことで、兵役の義務をまぬがれる（ブラジル連邦共和国憲法143条）。

ブラジルは、過去の軍事政権に対する反省から軍人が軍部に属したまま政治に携わることを禁止しているほか、組合の結成やストライキは禁止される。また、軍人は軍務に服している間、政党への加入も禁止される。

III-7. 行政機構

① 国家機構

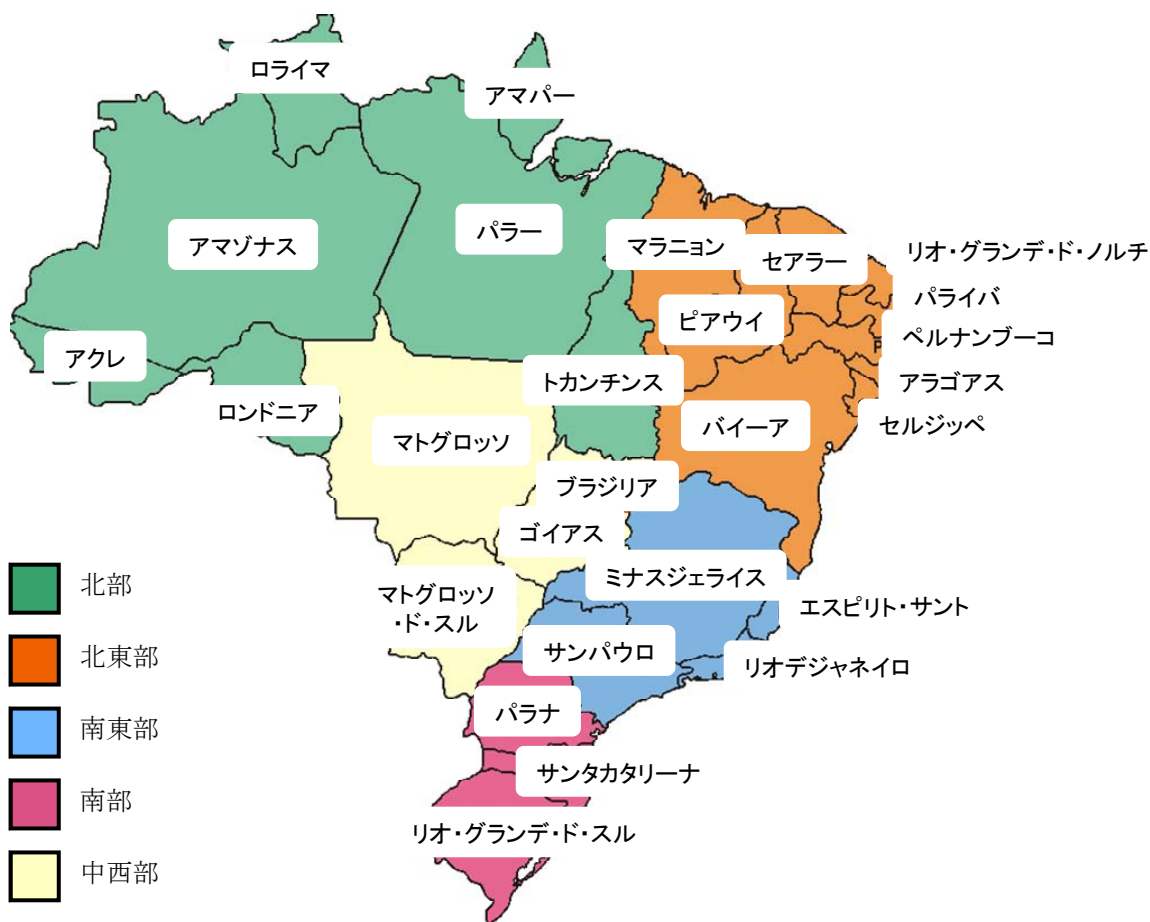
ブラジルでは上述のとおり、連邦制を採用し、連邦の専権事項または、市の専権事項と

明記されている事項以外について、各州は独自の法律を制定している。連邦政府の専権事項には、外交や通貨発行といった連邦制を採用する多くの国が連邦政府に委任する事項の決定のほか、統計・地図作成、水資源等資源開発や都市開発、交通網の指針策定、労働監督などについて、連邦政府の専権事項としている。

ブラジルは帝政から共和制への移行に伴い、米国にならい連邦制を採用した。ブラジルは、帝政時代の単一国家から連邦制へと移行したことで、連邦制の性格が若干米国と異なる。米国では連邦政府の役割は対外的な部分と、州をまたがる米国全土の問題といった限定的な部分に期待されるのに対し、ブラジルでは連邦政府から州政府への権限委譲という形で連邦制の整備が行われているため、連邦政府の役割の色濃い、中央集権的な国家機構となっている。ただし、軍政期において、中央集権的な制度が強化されて州の権力は抑止されていたため、現行憲法ではその反省をいかし、地方分権の保障が強化されている。

連邦の構成単位は、連邦、州および連邦首都府（首都ブラジリア）である。現時点において州は以下の 26 州が存在する。ブラジルは国土が広大であるため、北部、北東部、中西部、南東部、南部地方で地域的特色を表すことが多い。

図表 1-9 ブラジル行政区分（26 州および 1 連邦区）



図表 1-10 ブラジルの5地域とその特徴

北 部	構成州	ロンドニア州、アクレ州、アマゾナス州、ロライマ州、パラ州、アマパ ー州、トカンチンス州
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大部分がアマゾン川流域に属する ・ 肥沃な大地と熱帯雨林に恵まれる
北 東 部	構成州	マラニョン州、ピアウイ州、セアラ州、リオ・グランデ・ド・ノルチ州、 パライバ州、ペルナンブーコ州、アラゴアス州、セルジッペ州、バイーア 州
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全人口の30%が住む ・ 他地域と比べ経済発展が立ち遅れている。 ・ 連邦政府が SUDENE を設立、開発管理を行っている
南 東 部	構成州	ミナスジェライス州、エスピリト・サント州、リオデジャネイロ州、サン パウロ州
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ リオデジャネイロやサンパウロなど大都市が集中するブラジル経済の 中心地である ・ 人口の大半が集中する
南 部	構成州	パラナ州、サンタカタリーナ州、リオ・グランデ・ド・スル州
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発が進んでいる ・ 第一次産業と第二次産業のバランスがとれている
中 西 部	構成州	マトグロッソ・ド・スル州、マトグロッソ州、ゴイアス州、連邦首都府（ブ ラジリア）
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広大なサバンナと熱帯の草原が広がる ・ 人口はまばらで過疎地となっていたが、近年一次産品の生産が急速に 拡大している ・ 首都ブラジリアが 1960 年に建設された

(出所：駐日ブラジル大使館 HP をもとに(株)日本総合研究所作成)

② 中央政府組織

中央政府である連邦政府は国民の直接投票により選出された大統領が各国務長官の補佐のもと行政権を行使する。行政の長である大統領の任期は 4 年で、大統領選は任期満了の前年 10 月に行われる。大統領の連続当選は 1 度まで認められる。大統領選挙は、各政党から大統領ならびに副大統領をたて、両候補に対する国民の直接投票によって行われる。候補者が過半数の投票を獲得しない場合には、上位 2 候補による第二回投票が行われ、得票多数の候補者が大統領となる。直近の大統領選挙は 2010 年 10 月に行われ、前大統領の勞

働党ルーラ政権において官房長官を務めたジルマ・ルセフ氏が、第二回投票を経て大統領に選出された。

③ 地方政府組織

ブラジルは連邦制を採用し、連邦の元に州、その下に市と行政単位が分かれている。

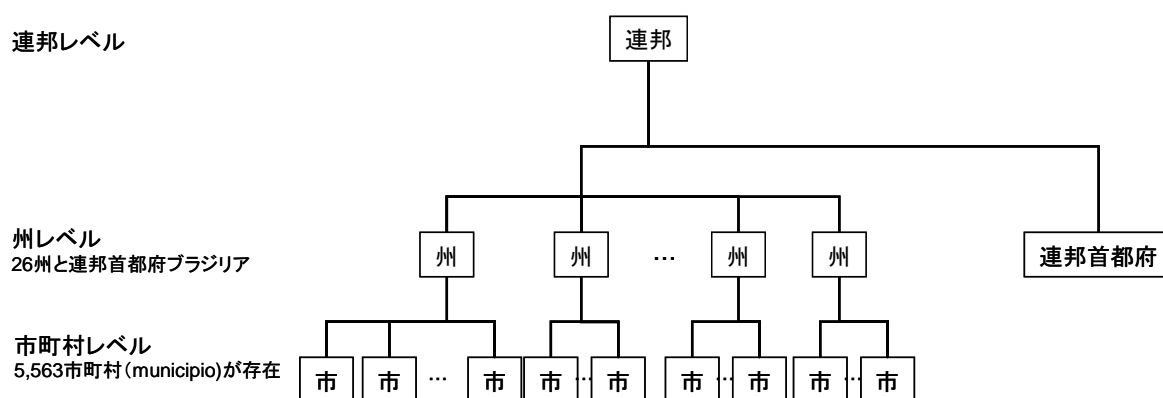
ブラジルにおける州は現在 26 州と 1 連邦首都区である。州の合併、分離等は住民投票と国会の承認によって可能である。州政府は連邦および市の専権事項とされていない事項について権限を有するが、憲法で多くの事項が連邦政府の専権事項とされている。1985 年の民政移管後、軍政権時代の中央集権的要素を排除すべく、州政府の権限拡張を目指して州政府の課税権限の一部拡張や連邦税の地方政府への移転比率の引き上げなど、主に税制面での改革が行われた。

州政府の首長は州知事であり、住民の直接投票によって選出される。州知事の任期は 4 年であり、州知事を務めたものは次期の一任期についてのみ再選が認められる（ブラジル連邦共和国憲法 28 条、14 条 5 項）。

州議会は州議会議員によって構成され、任期は 4 年である。州は租税、都市計画、社会保障などにつき連邦法とならび、立法をおこなうことができるが、連邦法がある場合は連邦法が州法の規定に優先する。州が制定できる租税には死亡や贈与に伴う財産・権利移転、商品流通・州際取引、自動車所有に関する租税がある。

行政の最小単位は市である。市の創設、吸収、合併については州法で、住民投票を経て定めることができる。市も市長を首長とし、市議会を有する。市は市税を定めることもできる。

図表 1-11 国家組織概要（再掲）



III-8. 外交

① 基本的外交姿勢

ブラジルは、米国や欧米とは一線を画した全方位外交に取り組んでいる。図表 1-12 には、

ここ最近のブラジル外交に関する主な動きを記した。伝統的な大国による国際秩序の維持とは一定の距離を置き、南アメリカ諸国やアフリカ・中東などの国々とも積極的な連携を図っていることが伺える。

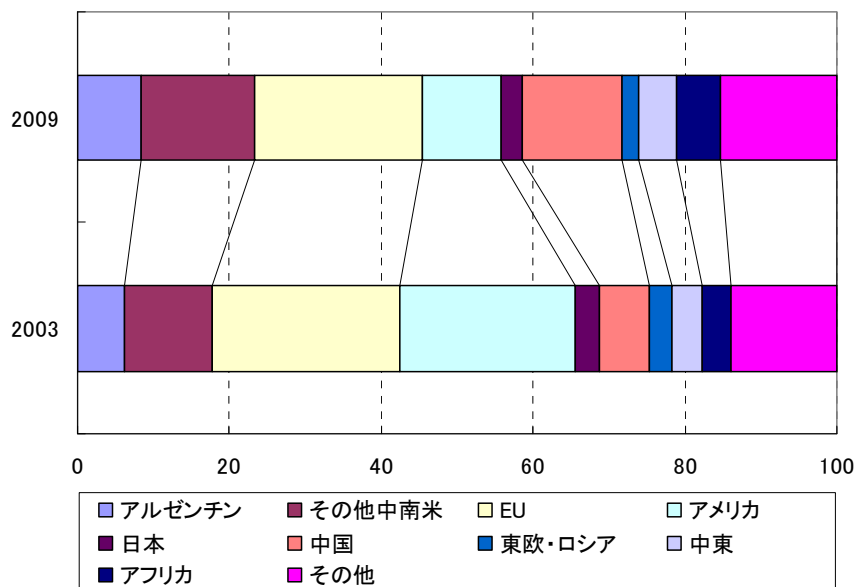
図表 1-12 ブラジルの外交に関する最近の動き

2011年3月	米国オバマ大統領、ブラジルを訪問。友好ムードの演出に成功し、今後の関係強化に向けた方向性は共有されたが、双方に具体的な成果なし。
2011年2月	米国ガイトナー財務長官、ブラジルを訪問。中国の通貨政策に対する問題意識で米伯両国が一致するも、ブラジルは依然として米国の量的緩和政策が新興国のインフレ懸念・バブル懸念の元凶と認識。
2011年2月	世界経済フォーラム（ダボス会議）に対抗して開かれる世界社会フォーラムにルーラ前大統領が出席し、「資本主義は破綻している」と演説。
2011年1月～	ルセフ政権発足。G4（ブラジル、日本、インド、ドイツ）の協調による国連安保理改革を働きかけ。
2010年7月	ワールドカップ南ア大会の観戦に際し、アフリカ諸国を歴訪。
2010年5月	国連安保理によるイラン制裁に異論を唱え、トルコと共同でイランのウラン濃縮問題の外交的な解決を模索。
2010年5月	アフリカ諸国の代表が会して食料安全保障を議論する「ブラジル－アフリカ食料安全保障対話」を開催。
2010年4月	新興国首脳がブラジルに会し、相互の結束を演出。
2010年1月	BASIC 諸国（ブラジル、南アフリカ、インド、中国）首脳会談を開催。環境問題に対して共同して対処することを確認。
2009年6月～	ホンジュラスのクーデター後の対応において、南米諸国と共同歩調をとり、米国が当初描いていた対応方針と食い違い。

（出所:各種報道を基に(株)日本総合研究所作成）

また図表 1-13 に示されるとおり、ブラジルは欧米諸国への輸出依存度が低い貿易構造にある一方で、近年は中国、中南米向けの輸出の割合が増加している。オレンジジュースやエタノールに関しては WTO を介して米国との対立関係にあるなど、通商面においても欧米とは一線を画し、新興諸国との間柄にも配慮した是々非々の外交姿勢を有しているといえる。

図表 1-13 ブラジルの輸出相手国



(出所：IBGE)

ただし、欧米に対して政治情動的に冷淡であった前ルーラ大統領と比較すると、現ルセフ大統領は現実主義的な外交路線を歩むものと見られ、ブラジルと欧米との関係も一定程度改善に向かうと考えられる。これについては次章で改めて論じる。

② 日本との関係

ブラジルと日本の関係は、1895年の日伯修交通商航海条約から始まる。その後、1908年の日本からブラジルへの笠戸丸に乗った集団移民から、日本からブラジルへの組織的移民を中心として日本とブラジルの関係は緊密なものとなっていく。日本からの移民の多くは農業移民としてブラジルで生活をはじめ、ブラジル社会に存在感をしめすようになった。

太平洋戦争の勃発とともにブラジルと日本の国交は断絶したが、戦争終結後、平和条約によって再び交流が始まると、貿易、経済の両面において日本とブラジルの関係はより緊密なものとなった。ブラジルが高度経済成長を遂げた1970年代には、ブラジル市場への日本企業の進出が活発になった。その後、ブラジルのハイパーインフレの時期や日本経済の不調の時期を通じてブラジルから日本企業の多くが撤退をしている。この間、日本国内においては、日系ブラジル人が自動車工場などで就労をして、日本経済を支えるようになり、あらたな日本とブラジルの間の協力関係が構築された。現在、日本の国内市場が縮小する中、新興国として台頭したブラジルに対する日本企業の関心が高まっている。

図表 1-14 日本との関係（全体）

年	出来事
1895	パリで日伯修交通商航海条約を締結。
1908	笠戸丸が移住者 781 人を乗せて神戸港から出発。
1941	太平洋戦争の勃発とともにブラジルと日本の国交が断絶し、移住も途絶える これまでの 33 年間にブラジルに渡航した日本人は約 19 万人である。
1950	ブラジル移住が再開。 戦後、約 7 万人がブラジルに移住したと推定されている。
1970 年代	ブラジルの高度経済成長に伴い日本からブラジルへの企業の進出が盛んになる。
1990	入国管理法の改正により、ブラジルから日系人が製造業の工場などで働くケースが多くなる。
2008	ブラジル移住 100 周年記念の行事が両国で執り行われる。 リーマンショック後、日本に出稼ぎに来ていた日系ブラジル人の大量解雇など一連の問題が社会問題となる。
2009	登録外国人統計によると、2009 年に日本に居住するブラジル人は 267,456 人であり、2007 年調査の 316,967 人から 15.62%の減少となった。

（出所：財団法人日伯協会などを元に㈱日本総合研究所作成）

図表 1-15 日本との関係（要人往来一往、ルーラ政権以降）

年	訪伯要人	訪問の主な概要
2004 年 9 月	小泉総理	両国間の関係緊密化や、2008 年の「日本ブラジル交流年」などに関する共同声明を発出。
2006 年 5 月	中川農水大臣	バイオエタノールに関して開発商工相、農務相と会談。
2006 年 6 月	竹中総務大臣	デジタルテレビの採用方式発表式典に出席。
2006 年 9 月	中川農水大臣	G20 閣僚会合に出席、ブラジル外相ともラウンド再開に向けた意見交換。
2007 年 5 月	松岡農水大臣	エタノール混合ガソリンの普及に関する視察、企業幹部との意見交換。
2007 年 8 月	菅総務大臣	デジタルテレビ放送実施に向けた協力

		に関する閣僚レベルの意見交換。
2007年8月	麻生外務大臣	日伯外相会談。バイオエタノールやデジタルテレビなどの経済関係や「日本ブラジル交流年」等に関して協議。
2008年1月	木村外務副大臣	「日本ブラジル交流年」のオープニング行事等に出席。
2008年5月	若林農水大臣	WTO を巡る諸課題についてアモリン外相と会談。
2008年6月	皇太子殿下 (麻生日伯国会議員連盟会長)	「日本ブラジル交流年」「移住 100 周年」関連行事にご臨席のほか、大統領記念式典へのご出席や日系人団体代表とのご接見など。
2008年6月～7月	甘利経産大臣	関係閣僚と会談、日伯投資促進委員会の設置で合意。
2010年5月	麻生総理	日系人組織などを訪問。
2010年12月～2011年1月	麻生総理 (衆議院ブラジル訪問議員団)	日本政府の特派大使としてルセフ大統領就任式に出席、同大統領と会談。

(出所：外務省ウェブサイト、駐日ブラジル大使館ウェブサイト、各種報道等により(株)日本総合研究所作成)

図表 1-16 日本との関係（要人往来一挙、ルーラ政権以降）

年	訪日要人	訪問の主な概要
2004年3月	アモリン外相 <外務省賓客>	日本経団連との懇談、日伯外相会談など。小泉総理訪伯を招請。
2005年5月	ルーラ大統領 <公式実務訪問賓客> アモリン外相、パロシ財務相、ロドリゲス農務相、フルラン開発商工相、ルセフ鉱山エネルギー相、ギア観光相、メインレス中銀総裁 <大統領訪日同行>	前年の小泉総理訪伯の返礼。国連改革および国際問題に関する共同声明、経済活性化および在日ブラジル人コミュニティ活性化に関する共同プログラム、およびいくつかの覚書、共同新聞発表を含む共同文書を発出。

2006年4月	アモリン外相、フルラン 開発商工相、 コスタ通信 相、アダッジ教育相	ブラジルがデジタルテレビの日本方式 を採用することを受け、両国間協力の 合意書内容を協議。
2007年3月	ピント農相	食品見本市「FOODEX2007」を視察、 ブラジルの農業ビジネス（主にバイオ 燃料）の促進に関するセミナーに参加
2007年9月	スプリシー観光相	「日本ブラジル交流年」に向けた観光 促進。
2008年1月	キナリア下院議長	「日本ブラジル交流年」の友好親善の 促進のため、参議院、広島市等を訪問。
2008年4月	ルセフ大統領府文官長 ＜外務省賓客＞	「日本ブラジル交流年」「日本人ブラジ ル移住100周年記念式典」に出席。
2008年7月	ルーラ大統領 ＜G8 北海 道洞爺湖サミット・アウ トリーチ＞、 アモリン外相	日伯首脳会談。日本人のブラジル移住 百周年に当たり、今後の二国間関係な どについて意見交換。
2009年10月	レゼンデ科学技術相	第6回科学技術と人類の未来に関する 国際フォーラム（STSフォーラム）へ 参加、移動に新幹線を利用。
2010年7月	ガバス社会保障相、 ルピ労働相	社会保険料、年金等の問題解決に向け 「日・ブラジル社会保障協定」に署名。

（出所：外務省ウェブサイト、駐日ブラジル大使館ウェブサイト、各種報道等により(株)日本総合研究所作成）

IV. 歴史・文化・宗教

IV-1. 年表

現代に至るブラジルの主要年表は以下のとおりである。

図表 1-17 ブラジル略史

年	出来事
1500年	ポルトガル人によるブラジルの「発見」。
1789年	独立運動が起こるも失敗。首謀者のチラデンテスは後に処刑される。
1822年	9月7日、ポルトガルからの独立を宣言、ポルトガル王子ペトロを皇

	帝とするブラジル帝国が成立。
1889年	11月15日、デオドロ・ダ・フォンセカを中心とした革命が起こり、共和制に移行。
1908年	最初の日本人移民（笠戸丸）。
1930年	ジェットウリオ・ヴァルガスが大統領に就任し、独裁政権を敷く。
1945年	ヴァルガスが失脚し、大衆政治の時代に。のちにヴァルガスは選挙で大統領に返り咲き。
1960年	クビシェッキ大統領のもと建設が進められたブラジリアに遷都。しかしこの間対外債務の増大やインフレ昂進により経済は混乱。
1964年	カステロ・ブランコによるクーデターにより軍事政権樹立。独裁的な政策誘導により、高度経済成長を達成。
1985年	民政移管、サルネイ大統領就任。
1990年	約30年ぶりの普通選挙によってコロール大統領を選出。
1992年	コロール大統領が失脚し、フランコ副大統領が大統領に就任。この頃ふたたび経済は混乱。
1995年	カルドーズ大統領就任。2002年までの2期8年を務める。この間ハイパーインフレの抑制に成功。
2003年	ルーラ大統領就任。2010年までの2期8年を務める。国際的な信任を得て安定的な経済成長を実現。
2011年	ジルマ・ルセフがブラジル初の女性大統領に就任。

(出所：外務省資料などを参考に(株)日本総合研究所作成)

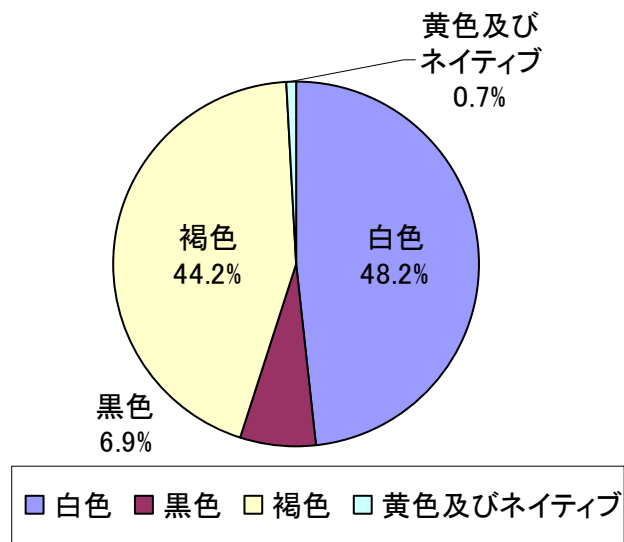
IV-2. 文化

① 民族（全体）

ブラジルは、世界各地から移住者が集まり構成された国であるため、非常に多くの人種により構成される。またその構成は地域、都市によってもさまざまである。

ブラジル全体で見ると、5割を白人が占めているものの、褐色系（黒人と白人の混血）も非常に多いという構成になっている。

図表 1-18 ブラジルの人種別人口構成



(出所：IBGE「2010年国勢調査」)

② 民族（日系人）

日系人総数は150万人以上といわれ、海外で最大の日系社会を構成している。

日本からブラジルへの移住は1908年からはじまった。その後、太平洋戦争が勃発するまでに約19万人、太平洋戦争終結後から約7万人が移住したと推定されている。日系人の多くは当初農業移民として入植し、ブラジルのセラード開発に貢献した。その後、2世、3世と世代を経ることに各界で活躍する人物が現れ、ブラジル社会に貢献をしている。そのため、ブラジルにおいては日本人に対して好意的な評価が得られている。また、ブラジルに進出している日系企業の中には、日系ブラジル人従業員を管理職として登用し、日本からくる駐在員はじめ経営層と、現地職員との架け橋としての役割を担わせることで、現地化を図っている企業も多数存在し、他の地域では見られないブラジル独自のメリットとなっている。

現在も世界で最大の日系人社会が形成されているものの、第一次移民からから2008年で100年を迎え、移住した日本人も高齢化をし、ブラジルにおける日系人の介護問題や、世代を経ることによって若年層の日系人が日本人としての文化的、言語的素地を失っていることなどが指摘されている。

図表 1-19 日系人の分布



(出所：財団法人海外日系人協会 HP¹⁰)

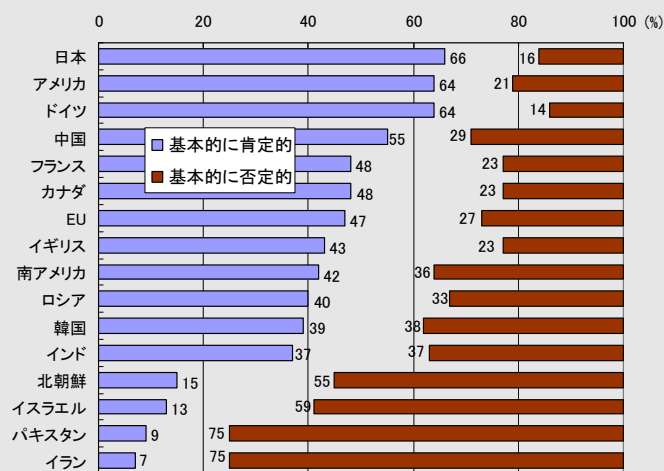
¹⁰ 財団法人海外日系人協会では、海外日系人を「日本から海外に本拠地を移し、永住の目的を持って生活されている日本人並びにその子孫の二世、三世、四世等で国籍、混血は問いません」と定義している。

ひとくちメモ ①：ブラジルから見た日本のイメージ

現在ブラジル国内に居住する日系ブラジル人は約 150 万人に上る。これは、1908 年の「笠戸丸」に乗船した 165 世帯に始まる日本人移住者と、その子孫とが形成してきた、世界最大の日系人コミュニティである。また 1980 年代以降は、ブラジルに住む日系人がより有利な労働報酬を求めて日本に還流し始めた。現在では日本国内で居住する日系ブラジル人の数は約 32 万人と推定され、こうした人たちの存在が両国のつながりをますます強固なものとしている。このような背景から、地理的な距離とは裏腹に、ブラジル国内での日本のイメージは良好のようである。たとえば、外務省が平成 20 年 1 月にブラジルで実施した対日世論調査によると、日本は良く知られている国として米国に次ぎ二番目に位置している（米国 78%、日本 58%、中国 27%）。日伯関係が良好と回答した人は 74%、日本が信頼できる国だと考えている人は 78%に上り、アジアで最も将来性が有望である国としても日本が 1 位にランクインしている（日本 46%、中国 45%。インド 11%）。

また、英国放送協会（BBC）の世界世論調査においても同様の傾向が見て取れる。2011 年 3 月に公表された調査結果によると、「日本が世界によい影響を与えているか」という問いに対し、ブラジルにおける肯定的な回答は 66%、否定的な回答は 16%であった。これは調査対象国の中で最も高い水準であり、ブラジル人が日本に友好的な感情を持っていることを裏付けている。

図表 1-20 ブラジルにおける各国のイメージ（それぞれの国が「世界によい影響を与えているか」という問いに対する回答）



駐日ブラジル大使館ウェブページ (http://www.brasemb.or.jp/japan_brasil/jb2008_jp.php)、外務省在ブラジル日本大使館ウェブページ

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/4/1178957_906.html)、および英国放送協会ウェブページ (http://news.bbc.co.uk/2/shared/bsp/hi/pdfs/05_03_11_bbews_country_poll.pdf) を基に(株)日本総合研究所が編集

③ 言語

現在のブラジルの公用語はポルトガル語である。ただし、ポルトガルから独立してから年月を経たことで、ポルトガルで話されているポルトガル語とは異なる言語学上の進化をとげている。

また、ブラジルの中で話されているポルトガル語も多種多様であると言われている。ブラジルには原住民、植民地時代の支配者層であったポルトガル人、その後ブラジルに流入したイタリア、スペイン、ドイツなどのヨーロッパ諸国からの移民、日本などアジアからの移民と、現在のブラジルを構成する民族は多様であり、それが言語にも反映されている。

④ 識字率

ブラジルの識字率には所得別、年代別、地域別の格差が存在する。ブラジルでは数々の識字率向上のための政策が打ち出されてきたが、教育の機会が提供されても通学することのできない貧困状態に置かれている国民も多い。また、経済発展を遂げており人口も集中している南部における識字率は上昇しているものの、経済が発展途上にあり、都市に人口が集中していない北東部における識字率が低いなど、地方によるかたよりのみられる。さらに、簡単な読み書きはできても、識字の社会的応用力が伴わないケースも多い。質の高い労働力の供給のため、ブラジルでは識字の完全化が教育政策の重要課題となっている。

⑤ 教育制度

ブラジルでは以下のような教育制度を採用している。20世紀になり教育制度の充実と政府や民間団体の積極的な取り組みが効を奏し、前述のとおり、識字率は改善の方向にある。

図表 1-21 教育制度の概要

学校制度	9・3・4制を採用 ・ 初等教育 6～14歳 ・ 中等教育 15～17歳 ・ 高等教育 18歳～
義務教育期間	初等教育期間における6～14歳（1～9学年）が対象
教育概要	・ 現在の教育制度は1996年に確立された ・ 初等教育は2006年より9年間に拡大された ・ 公立校の学費は無料である ・ 教育環境の供給がおいついておらず、一日に2～3部制を採用して対応している ・ 学校年度は2月1日～12月31日である

（出所：外務省「諸外国の学校情報」他を参考に㈱日本総合研究所作成）

1961年に教育基本法が確立され義務教育期間も定められていたが、貧困や教育施設の地域偏在といった理由から教育の機会が与えられなかった国民も存在する。そのような成人以上の国民に対して、民間団体とも協力した識字教育も行われている。

ブラジルの高等教育はかなりの程度発達しており、日本の大学との連携も行われている。

⑥ ブラジルの祝日

ブラジルの祝日は以下のように設定されている。

図表 1-22 祝祭日 (2011年版)

日付	曜日	祝祭日名 (日本語訳)	祝祭日名 (原語)
1月1日	土曜	新年	Confraternização Universal
3月7日	月曜	カーニバルイブ*	Véspera de Carnaval
3月8日	火曜	カーニバル	Carnaval
3月9日	水曜	カーニバル明け (灰の水曜日) *	Quarta-feira de Cinzas
4月21日	木曜	チラデンテスの日	Tiradentes
4月22日	金曜	聖金曜日	Paixão de Cristo (Sexta-feira Santa)
4月24日	日曜	復活祭	Páscoa
5月1日	日曜	メーデー	Dia do Trabalho
6月23日	木曜	キリスト聖体祭	Corpus Christi
9月7日	水曜	独立記念日	Independência do Brasil
10月12日	水曜	聖母の日	Nossa Senhora de Aparecida
11月2日	水曜	万聖節	Finados
11月15日	火曜	共和制宣言記念日	Proclamação da República
12月24日	土曜	クリスマスイブ*	Véspera de Natal
12月25日	日曜	クリスマス	Natal

(注) *は法定休日ではなく慣習休日

ひとくちメモ ②：地域独自の祝祭日

ブラジルでは、国として定めた祝祭日の他に、州・市で設定した祝祭日が存在している。主なものは以下の通りである。州を超えた取引等では注意が必要である。

図表 1-23 サンパウロの祝祭日（2011年版）

日付	曜日	祝祭日名（日本語訳）	祝祭日名（原語）
1月25日	火曜	サンパウロ市設立記念日	Aniversário da Cidade de São Paulo
7月9日	土曜	サンパウロ州革命記念日	Revolução Constitucionalista de São Paulo 1932
11月20日	日曜	黒人意識の日	Dia da Consciência Negra

図表 1-24 リオデジャネイロ市・州の祝祭日（2011年版）

日付	曜日	祝祭日名（日本語訳）	祝祭日名（原語）
1月20日	木曜	保護人の日	Aniversário da Cidade do Rio de Janeiro
4月23日	土曜	サン・ジョルジの日	Dia de São Jorge

図表 1-25 マナウス市の祝祭日（2011年版）

日付	曜日	祝祭日名（日本語訳）	祝祭日名（原語）
10月24日	月曜	マナウス市設立記念日	Aniversário de Manaus

図表 1-26 アマゾナス州の祝祭日（2011年版）

日付	曜日	祝祭日名（日本語訳）	祝祭日名（原語）
9月5日	月曜	アマゾナス州設立記念日	Elevação do Amazonas à Categoria de Província
12月8日	木曜	保護人の日	Nossa Senhora da Conceição

IV-3. 宗教

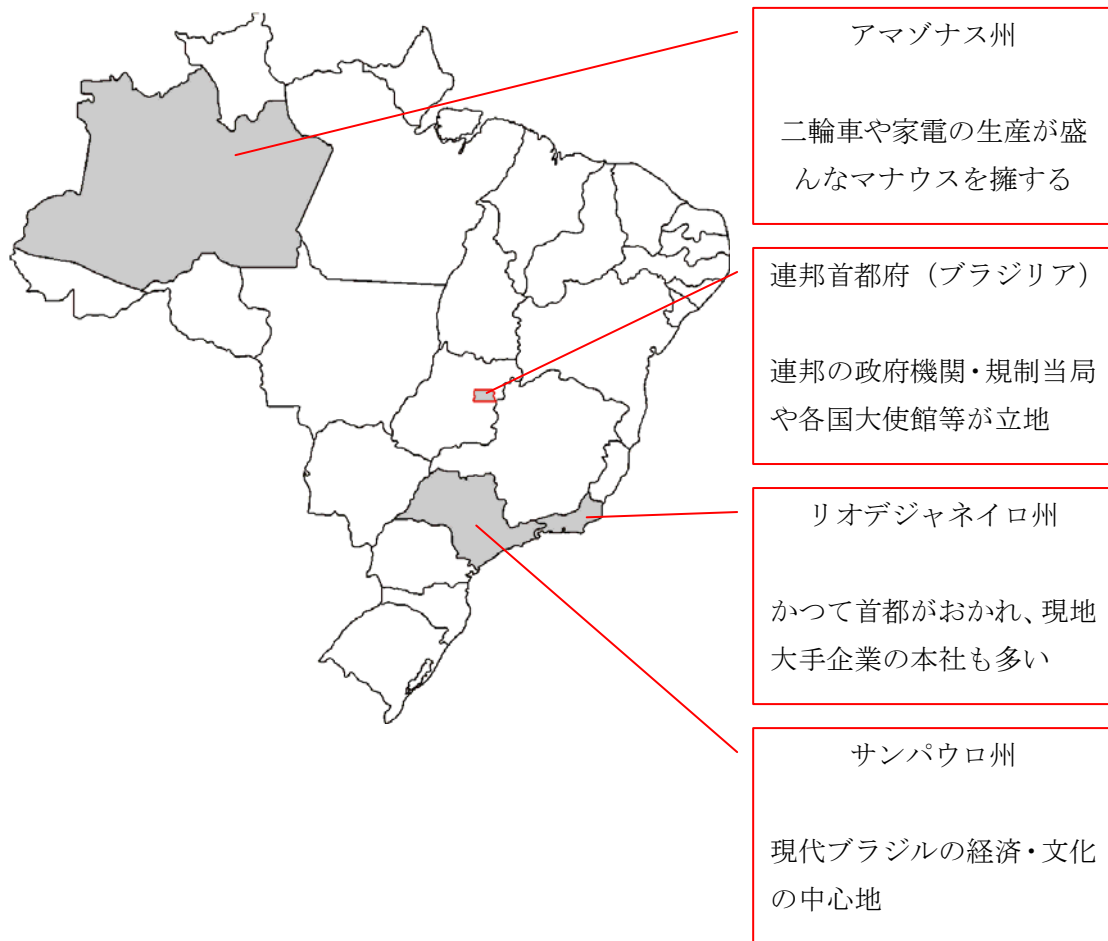
ブラジルでは 1889 年の共和国宣言とともに国教はなくなったが、1980 年時点で国民の 90% 近くがカトリック教徒であった。

ブラジルは人口では世界最大のカトリック教徒国といわれてきたが、近年では国民の信仰する宗教の多様化が進んできている。

V. 主要州の概要

本節では日本企業の主要な進出先であるアマゾナス州、リオデジャネイロ州、サンパウロ州、連邦首都府（ブラジリア）の 4 行政単位について以下に概観する。

図表 1-27 各行政単位の位置と概要



図表 1-28 各行政単位の主要な要素の比較

	アマゾナス州	リオデジャネイロ州	サンパウロ州	ブラジリア
人口 (2010 年) (全国に占める割合)	3,481 千人 1.83%	15,994 千人 8.39%	41,252 千人 21.63%	2,563 千人 1.34%
面積 (全国に占める割合)	1,571 千 k m ² 18.45%	44 千 k m ² 0.51%	248 千 k m ² 2.92%	6 千 k m ² 0.07%
人口密度 (順位)	2 人/k m ² 26	366 人/k m ² 2	166 人/k m ² 3	442 人/k m ² 1
域内総生産 (2008 年) (全国に占める割合)	46,823 百万リアル 1.54%	343,182 百万リアル 11.32%	1,003,016 百万リアル 33.08%	117,572 百万リアル 3.88%
一人当たり域内総生産 (2008 年) (順位)	14,014 レアル 11	21,621 レアル 3	24,457 レアル 2	45,978 レアル 1

(注) ここでの順位は、27 の行政単位 (26 州および連邦首都府) の中での順位。

アマゾナス州は、マナウス・フリー・ゾーン (ZFM) への政策的な工業導入を通じて一定程度の産業集積が見られるが、人口規模は小さい。そのため、マナウスで生産された製品は大消費地のあるブラジルの他地域や海外に向けて長距離運搬することになるのが一般的である。

リオデジャネイロ州は小さな面積の中に多くの住民が住んでおり、26 州の中では最も人口密度が高い。ブラジルの中で最も発展した地域のひとつであり、消費者の購買力も相対的に高いと考えられる。リオデジャネイロ市には 1960 年まで首都がおかれ、同州を本社とする企業も少なくない。

サンパウロ州は南半球最大規模の都市圏を形成しており、ブラジルの産業、金融、情報、文化、教育、等の中心地だ。1 州のみでブラジル全土 2 割の人口を有し、3 分の 1 の付加価値を生み出している。生産基地としても消費市場としても、ポテンシャルの高い地域といえる。

ブラジリアは計画的に建設が進められた都市であり、政府関係の機能が集中している。人口が少なく、また工業的な産業集積はみられないものの、1 人当たり域内総生産でみる購買力は国内他地域と比較して群を抜いて高い。

第2章 最近の政治・経済概況

1. 大統領選挙の総括

2010年はブラジルの選挙イヤーであった。同10月に主たる国政選挙、地方選挙が行われ、特に大統領選挙に世界の注目が集まった。10月3日の本投票と同31日の決選投票の結果、事前の世論調査等で予測されていたとおりPT（労働者党、Partido dos Trabalhadores）のジルマ・ルセフ（Dilma Rousseff）氏が勝利を収めた。ルセフ氏は2011年1月1日から4年の任期でブラジル初の女性大統領に就任している。

この大統領選挙は、PTのルセフ氏と、PSDB（ブラジル社会民主党、Partido da Social Democracia Brasileira）のジョゼ・セーハ（José Serra）氏との事実上の一騎打ちと目されていた。さらに、第三の候補としてPV（緑の党、Partido Verde）マリナ・シウバ（Marina Silva）氏の動向が話題となった。

ルセフ氏は同じPTに所属する前大統領のルイス・イナシオ・ルーラ（Luis Inacio Lula da Silva）氏の政権において、長らく内閣の要職にあった。しかし2010年初頭の時点では知名度があまり高くなかったとされる。選挙が近づくにつれて、国民からの圧倒的支持を有するルーラ氏の後押しのもと選挙戦を有利に進め、着実に支持を広げることに成功した。

一方のセーラ氏はサンパウロ州の前知事である。大統領選挙にPSDBの候補として出馬した経験があり、もともとの知名度は高く、また政治経験も豊富であると考えられていた。しかし選挙が近づくにつれて支持率が伸び悩み、決選投票にまでこぎつけることができたものの勝利を収めるには至らなかった。

シウバ氏は環境活動家としての実績があり、ルーラ政権で環境大臣を勤めたこともある。本投票では大方の予想を超える躍進を見せ、人気の高まりを示した。

図表 2-1 本投票の得票結果（2010年10月3日実施）

	ルセフ候補	セーハ候補	シウバ候補
全国得票数	47,651,434	33,132,283	19,636,359
全国得票率	46.91%	32.61%	19.33%

（出所：Folha 紙）

図表 2-2 上位2氏による決選投票結果（2010年10月31日実施）

	ルセフ候補	セーハ候補
全国得票数	55,752,092	43,710,422
全国得票率	56.05%	43.95%

（出所：Folha 紙）

PT と PSDB の政策の相違に着目すると、前者が主に地方の低所得者層、後者が主に都市部の高所得者層を、それぞれ支持基盤としているとされる。

2003 年から 2010 年まで大統領を務めたルーラ氏も PT の所属である。経済政策においては、PT の支持基盤に応えるための所得再分配政策(「ボルサ・ファミリア」(Bolsa Familia) や「ミーニャカーザ・ミーニャヴィーダ」(Minha Casa, Minha Vida) が打ち出される一方で、市場原理に基づく安定的なマクロ経済運営によって国際的な信頼を高めた。

ルセフ氏も基本的にはルーラ政権における経済政策の路線を踏襲するものと見込まれている。選挙戦およびその後におけるルセフ氏の発言からは、いわゆる大きな政府に対する志向が強いものと読み取れるものの、重要閣僚や中央銀行総裁には手堅い人選がされているとの評価もあり、引き続き前政権と同様に、堅実な経済政策がなされるものと考えられる。

図表 2-3 選挙戦下でのルセフ候補とセーハ候補の主な政策の相違点

ルセフ候補 (現大統領)	セーハ候補
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原油、通信などの分野における政府系企業の活動を重視。 ・ 中央銀行の独立性を維持、中銀はインフレ抑制を第一の政策目標とすべき。 ・ GDP 比 3.3%の財政黒字を目標に掲げるも、不人気な財政削減には確約なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員への恩典を削減する形での公的年金改革を推進。 ・ 高金利、高為替レートへの対策も視野に入れた中銀の役割に期待。 ・ サンパウロ州知事時代に財政削減の実績あるも、GDP 比 1%程度の歳出を要する選挙対策公約を提示。

(出所：各種報道より(株)日本総合研究所作成)

図表 2-4 ルセフ大統領の就任演説の要旨

<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブラジルは歴史上最良の時期を迎えている。ブラジルが「先進国」となる最初のチャンスである。 ・ これをもたらしたルーラ政権の方向性を、現政権も踏襲する。 <p>【基本的な価値観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困や飢餓を撲滅し、すべての人の社会参加と機会均等を目指す。 <p>【踏襲する政治信念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の連邦制を通じた民主的な政治を堅持する。 ・ 基本的人権を尊重する。言論の自由を保障し、あらゆる差別を克服する。 ・ 政治的な腐敗と戦う。

【解決すべき課題】

- ・ 経済成長のサイクルを永続させるため、物価の安定を図り、経済活動の障害となる要素を除去する。とりわけ税制を簡素かつ合理的な仕組みとすることは喫緊の課題である。
- ・ 産業の発展に注力する。小規模な事業者・農業者も、重要な雇用の受け皿であり、輸出の主力となる大企業と同様に目を配る。
- ・ 地域の発展を図ることも重要な課題。北東部の経済の継続的な活性化、北部の生物多様性に対する責任ある行動、中西部の更なる農業発展、南東部の産業の強化、南部の開拓精神の強化。
- ・ 投機的な資金の流入による不公正な競争が国家を害することを許さず、国際社会の協調のもと断固として戦う。
- ・ 政府の支出・投資の質を高める。「開発促進プログラム」(PAC) や「ミーニャカーザ・ミーニャヴィーダ」に沿って、注意深い監視の下投資を続ける。ワールドカップやオリンピックに向けた投資も、将来に亘って恩恵を得られるものとする。
- ・ 貧困を撲滅するために、教育、健康、安全安心の水準を高める。
- ・ 組織的犯罪や薬物禍を絶つために、社会が一丸となって断固とした対応を取る。
- ・ 海底油田から得られる富は、政府が責任をもって将来世代に受け継ぐ。

【将来に向けた取り組みおよび外交方針】

- ・ ブラジルは自然環境保護と経済発展を両立させる使命を有し、その実現を国際社会に約束する。
- ・ ブラジルは世界の貧困や惨禍とも引き続き戦う。新興国には大きな関心を寄せる。
- ・ 近隣の南米諸国およびラテンアメリカ、カリブ、アフリカ、中東、アジアの友邦との関係を深める。アメリカ合衆国および欧州共同体との関係も継続し、深める。
- ・ 南米を、多極化する世界における不可欠な極とする。その際、メルコスールやウナスールの発展との調和を図る。
- ・ 大量破壊兵器、核兵器の拡散、テロリズム、国際的組織犯罪を許さない。
- ・ 国際的な統治機構の改革、特に国連および国連安全保障理事会の改革を支持する。

(出所：各種報道より(株)日本総合研究所作成)

II. ルセフ政権による政治運営

政権発足以来、ルセフ大統領はルーラ前大統領以来の堅実な政治運営を踏襲する一方で、前大統領とは異なる路線を模索しつつあるとの見方も強い。

経済政策においては、法定最低賃金の引き上げ幅が話題となった。ルセフ大統領は従来の月額 510 レアルを同 545 レアルに引き上げる法案を国会に提出し、2月に了承された。これは、一部の労組が 600 レアルへの引き上げを求めていたことなどと比較してかなり低い上昇幅であるといえる。ブラジルではこの最低賃金額が年金給付等を算定する根拠として用いられているため、その金額の上昇は政府財政への負担増に直結する。今般の最低賃

金引き上げ幅の抑制は、ルセフ大統領の財政規律に向けた強い態度の表れであると評価されており、労働者層の利益を志向した前大統領が最低賃金の大幅な引き上げを継続的に図ってきたことと対照的である。

2011年当初予算額の6.5%に当たる501億レアル規模の歳出削減策を発表したことも、ルセフ政権の財政削減に対する真剣な態度を示すものと受け止められている。2月にマンテガ財務相とベウシオール企画・予算・運営相による記者会見で明らかとなった削減策は、都市政策、防衛、教育などを含む裁量的経費のみならず、人件費・社会保障費、各種補助金などの義務的経費にも及んでいる。これも、リーマンショック後に財政政策によって景気の下支えを図ったルーラ政権と異なった対応であると考えられる。ただし、歳出削減策の内容が発表された直後にルセフ大統領が「ボルサ・ファミリアを通じた貧困層支援のため21億レアルの支出を積み増す」と演説するなど、歳出削減の実効性については疑問も残る。

一方、外交政策においては、ルセフ政権がルーラ政権からの路線修正を模索していると考えられる動きがより顕著に見られる。これは、ルーラ前大統領が労働運動出身としての左翼的な政治心情から、アメリカを中心とした秩序に冷淡な立場を貫いたことに対し、ルセフ大統領は閣僚としての経験が長く、より現実的な外交政策を志向しているためと考えられる。

最も象徴的であるのはイランへの対応である。ルーラ前大統領はアメリカを中心とした核拡散体制に反感を抱き、イランの核問題に関して積極的に西側諸国との橋渡しを買って出たが、政権交代後のブラジル政府はその取り組みをかなり後退させている。その背景には、世界の安定に対して責任ある立場にあることを自認するブラジルとしての現実的な判断があり、さらには自身も軍事政権から迫害を受けたルセフ大統領が、人権問題を抱える国家に対して忌避感を有していることもあると見られる。

BRICs 諸国、特に中国との通商関係も課題として認識されるようになった。前政権は新興国間の結束を演出することに熱心であり、中国からの輸入品の増加に対して表立った懸念を表明することを避けてきた。しかし現政権は、先進国による過剰な緩和策こそが自国の通貨高の主因であるとする立場は変えないものの、中国による通貨政策や輸出補助金政策が不公平な通商関係をもたらし、自国の産業を脅かしているという認識も有している。

また、ブラジル空軍の次期戦闘機選定に当たっては、かねてよりフランス・ダッソー社、スウェーデン・サーブ社、アメリカ・ボーイング社のいずれかに絞られていたところ、ルーラ前大統領はフランス・ダッソー社製の採用に傾いていたとの憶測が広がっていた。しかし新政権は改めてアメリカ・ボーイング社製の採用の可能性に含みを残している。これもブラジルとアメリカとの関係改善の方向性を示す態度といえよう。

もっとも、前章で述べたとおり、ブラジルが基本的に全方位外交を志向していることに大筋で変わりはない。例えば、多国籍軍によるリビア空爆に反対の立場から国連安保理決議を棄権したことがそうした志向を象徴している。

第3章 外資導入政策・制度と現状

1. 投資インセンティブ

1-1. 連邦レベルの優遇措置

ブラジルでは連邦レベルでの優遇措置において、外資とブラジル資本との差別はない。連邦レベルでの優遇措置には、地域開発の観点から設けられている優遇措置と、特定産業の発展の観点から設けられている優遇措置とがある。

地域開発の観点から設けられている優遇措置には、マナウス・フリーゾーンなどがある。

① 地域の優遇措置

ブラジルでは、外資系企業の誘致による国内産業の発展を地方開発と結びつけたフリーゾーンの設置が行なわれている。ブラジルのフリーゾーンは以下の通りである。このうち、マナウス・フリーゾーンは日系企業の進出も多く、またブラジルで最も規模が大きく、早くから発達したフリーゾーンとなっている。

図表 3-1 立地場所による優遇措置の対象地域

機関名	対象地域	主な恩典
マナウス・フリーゾーン 監督庁 (SUFRAMA)	マナウス	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦税である輸入税の免除 ・工業製品税 (IPI) の免除 ・商品流通サービス税 (ICMS) の減免措置 ・社会統合計画・社会保険融資負担金 (PIS/Cofins) の減免措置
アマゾン開発監督庁 (SUDAM)	アクレ、アマパー、アマゾナス、マトグロッソ、パラ、ロンドニア、ロライマ、トカンチンスの各州、およびマラニオン州の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税 (IR) の減免措置 ・金融取引税 (IOF) の減免措置 ・商船更新追加税 (AFRMM)
北東部開発庁 (SUDENE)	マラニオン、セアラ、ピアウイ、リオ・グランデ・ド・ノルチ、パライバ、ペルナンブーコ、アラゴアス、セルジッペ、バイーア、エスピリト・サントの各州、およびミナスジェライス州北部地域	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税 (IR) の減免措置 ・商品流通サービス税 (ICMS) の減免措置

(出所：JETRO ホームページをもとに(株)日本総合研究所作成)

② 産業による優遇措置および規制

<奨励業種>

ブラジル産業の国際競争力強化、貿易拡大及び産業発展の観点から、情報通信関連業、自動車産業関連業と技術革新関連業種・業態に関し特別の優遇措置を定めている。政府は2003年11月、ソフトウェア、資本財、医薬品、半導体分野の投資を重点的に奨励する方向性を打ち出した¹¹。

<禁止業種>

主に国防上および、サービスの質の確保の観点より、核エネルギー開発関連、保健医療サービス、郵便および電報業、航空宇宙産業については原則として外資による参入が禁止されている¹²。

これとは別途、外資系企業や外国人が一定割合以上の議決権付株式を保有することを認められていない業種も存在する。

I-2. 州等地方自治体の優遇措置

① 地方政府による投資誘致

連邦政府が政策的に行なっている投資誘致政策以外に、州等地方自治体が行っている投資誘致政策が存在する。しかし画一的な基準が存在せず、個社がそれぞれ地方政府と交渉して恩典を引き出すケースが一般的だ。奨励業種などが開示されている例もあるものの、恩典を受けられるかどうかは個別に地方政府と相談して確認することが望ましい。

② 地方政府による工業適地整備と進出企業による用地選定

日本のように地方自治体みずからが工業適地を整備し、そこに企業を誘致する、というケースはブラジルではまれである。まとまった規模の土地を見つけ出し、かつ上述のとおり各種の恩典を引き出すためには、市レベルの自治体に丹念に打診する、という、いわば「足で情報を稼ぐ」態度が必要となろう。

また、やはり日本とは異なり、進出先となる物件に用水、電力、引き込み道路などの基本的なインフラが整備されているとは限らない。用地の選定の際にはこうした点にも留意すべきである。

用地選定にあたっては、サンパウロ州政府投資誘致機関などのように、進出の準備段階から企業に助言と支援を行う公的機関を利用することが可能であろう。また、現地の事情に詳しい民間の不動産業者や進出支援コンサルタント等を起用することも考えられる。

¹¹ JETRO HP より引用 http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_03/

¹² JETRO HP より引用 http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_02/

II. 外資規制

II-1. 外資とブラジル資本との区別

ブラジルは1995年の憲法改正により、ブラジル企業の定義を「民族資本」から「ブラジルで営業している企業」に変更した。以降、国内産業保護政策を転換し、外資規制緩和を図っている。

現在でも一部の外資参入規制は残っている。上述の禁止業種のほかにも、情報産業（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、その他出版業）、金融業、国内航空業、沿海輸送サービス、鉱物・水資源の開発及び調査に関する事業の各業種において、外資が議決権の多数を占めることが制限されている。ただし、事前に関係当局の認可があればその限りではなく、たとえば金融業においては、実際にブラジル国内で多くの外資系の銀行や保険会社が活動している。

II-2. 外資に対する規制

① 土地所有規制

都市部においては、外資を対象とした土地所有に関する制限・規制は存在しない。

一方、外国人や外国企業が国家防衛上重要な地域（国境付近など）で土地を取得することは認められない。また外資系の企業や外国人が都市部以外の土地を取得する際にも一定の規制や制限が存在する。

② 資本規制

会社法制上の最低資本規制は存在しない。ただし外資が新規にブラジルで企業を設立する際は、実質的には一定額以上の資本金が必要となる。これは、現地法人の経営者に就任する際に取得が義務付けられる永久ビザの発給条件に伴うものである。

III. 会社設立について

III-1. 進出形態

ブラジルには駐在員事務所という法律上の概念がない。また、支店の設立と維持にかかる手続きは煩雑なものとなっている。そのため、ブラジルへの進出においては、駐在員事務所や支店の開設という形態ではなく、現地法人の設立という形式が取られることが一般的である。

現地法人には、株式会社（Sociedade Anônima (S.A. ないし S/A) : エッセ・アー）と有限責任持分会社（Sociedade Limitada (Ltda.) : リミターダ）の2つの形態が存在する。このうちエッセ・アーは株式公開を目指す形態であり、当局への報告等に伴う企業側の負担が大きい。このため、ブラジル進出日系企業は、より簡便なリミターダの形態をとることが多い。

図表 3-2 現地法人の形態別の特徴

企業形態	特徴
株式会社 (S.A.)	株式の公開が可能 会社側の事務的な負担が大きい
有限責任持分会社 (Ltda.)	株式の公開は不可能 会社の設立手続きが比較的簡単である 会社側の事務的な負担が少ない

(出所：各種資料より(株)日本総合研究所作成)

III-2. 会社設立

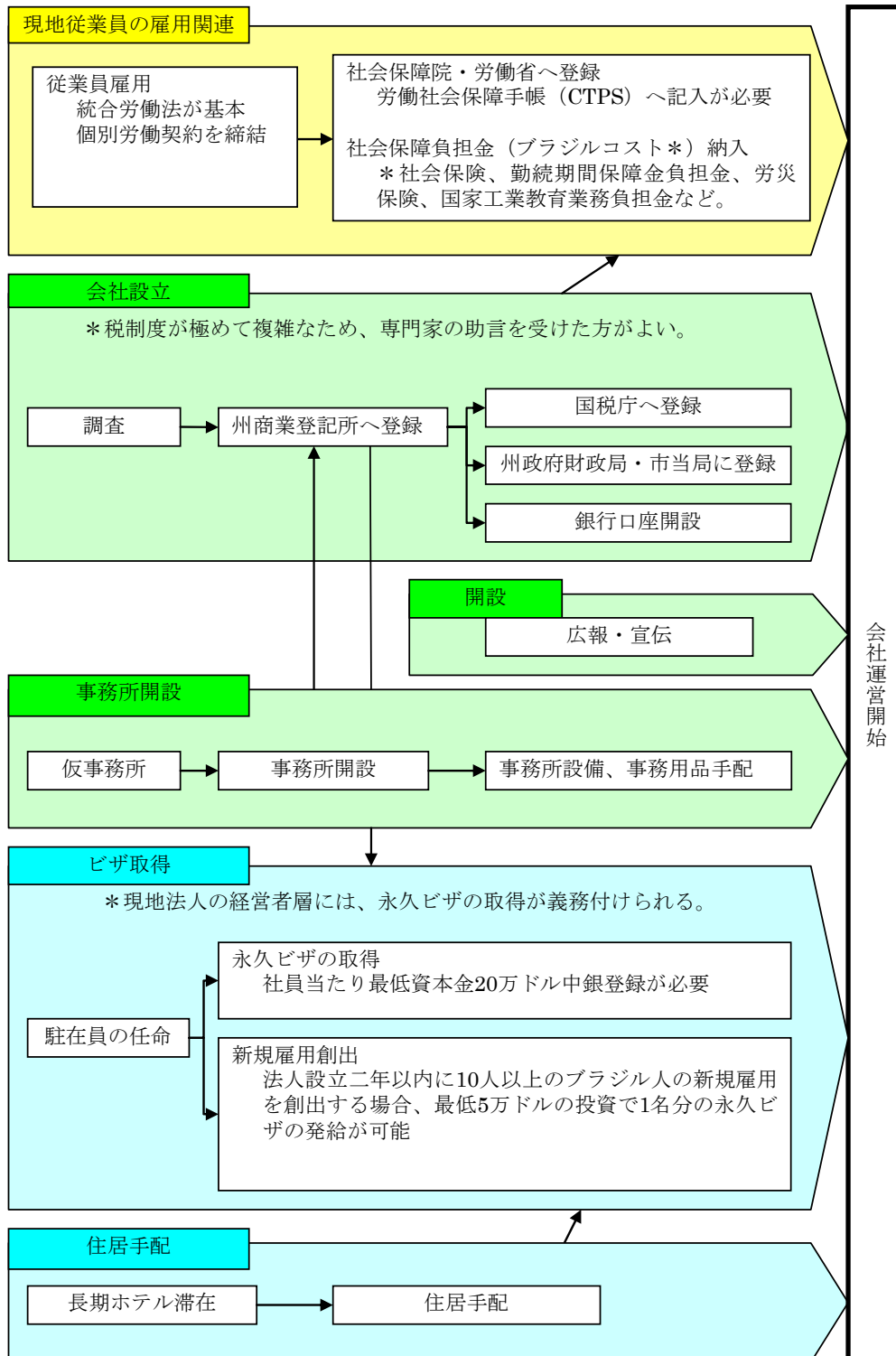
会社運営開始までの流れは以下の通りである。このうち、事務所開設については、代表的な現地法人形態である有限責任持分会社の場合を例にして概要を記す。

図表 3-3 進出手続きフロー（月）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
進出先・進出形態の決定															
物件情報収集・検討	■	■	■												
現地視察		■	■												
物件決定・賃借権契約				■											
事業計画															
投資総額決定		■	■												
人事関連決定				■											
企業登記															
本社の取締役会決議				■											
会社設立公正証書作成				■											
資本金送金				■											
商業登記					■										
外資登録						■									
関連省庁・機関登録						■									
土地使用ライセンス申請						■									
操業ライセンス申請						■									
銀行口座の開設															
取引金融機関の決定			■												
取引口座開設				■											
工場建設															
内外装工事						■	■	■	■						
什器・備品										■	■				
安全管理対策						■	■								
保険付保						■				■					
現地社員の採用・研修															
公募・採用								■	■	■	■				
就業規則作成								■							
労務関係保険											■				
労働契約書作成											■				
社員研修（技術者派遣）												■	■		
機械設備搬入															
通関書類作成								■	■						
運送業者への依頼									■						
輸送・搬入									■	■					
検収										■	■				
開業（操業）															
設備の現地調整・試運転													■	■	
本格操業															■
広報															
開業（操業）日の決定													■		
式典準備															■
マスコミ広報活動														■	

（出所：各種資料より(株)日本総合研究所作成）

図表 3-4 会社運営開始までの流れ

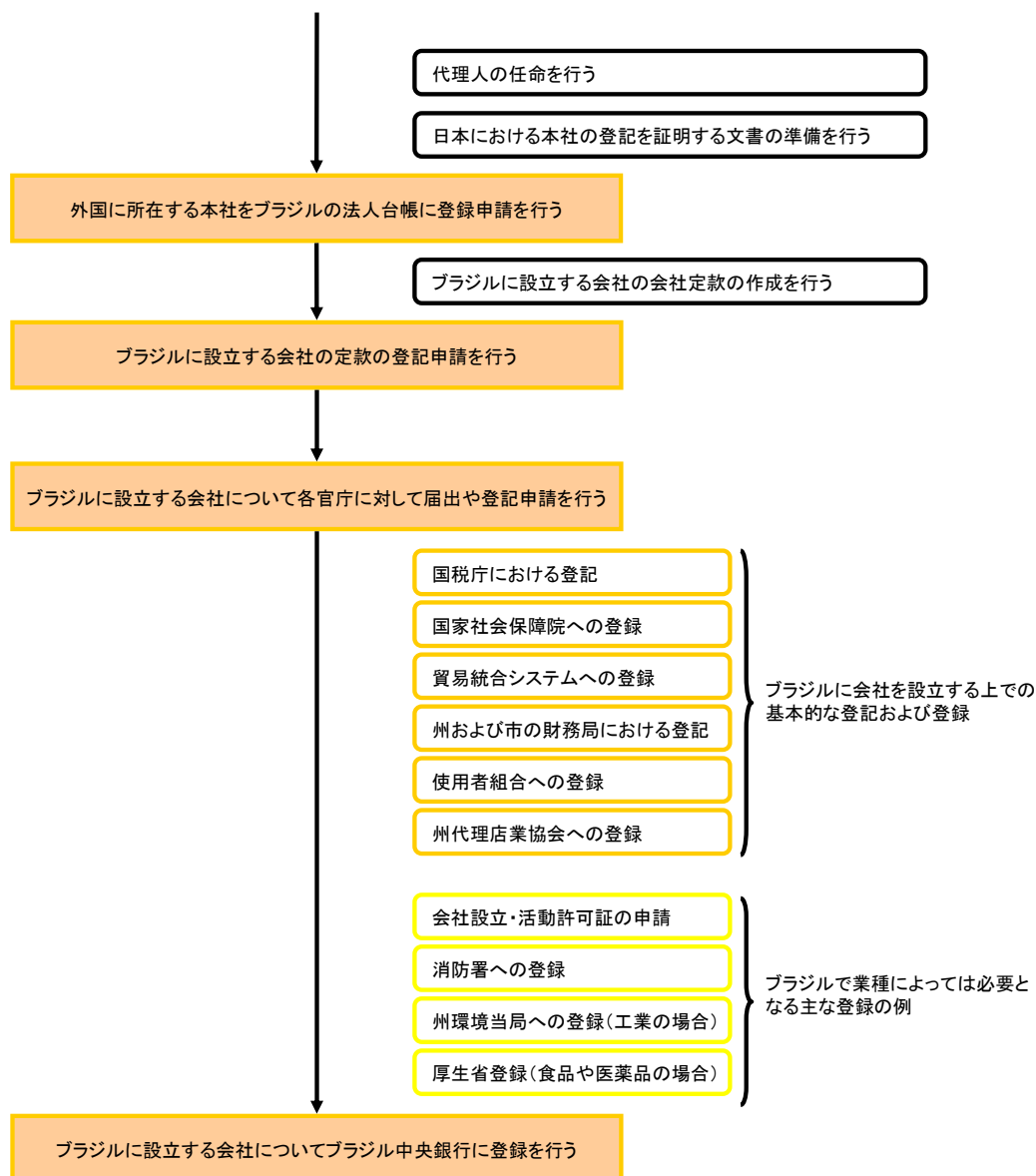


(出所：JETRO 投資情報他公開資料をもとに(株)日本総合研究所作成)

ブラジルでの会社設立の諸手続きの概要は以下の通りである。

会社設立にあたっては、行政手続きの遅延が問題として指摘されるが、新システムの導入により、状況は改善されている。ブラジルでは企業の業種によって認可のスピードの違いがあり、会社設立にあたっては、会社設立に詳しい法律事務所に相談することが望ましい。

図表 3-5 ブラジルでの会社設立の諸手続き概要（有限責任持分会社の場合）



（出所：JETRO「ブラジル 外国企業の会社設立手続き・必要書類詳細 『ブラジルにおける会社設立の基本的な手順』」をもとに(株)日本総合研究所作成）

図表 3-6 会社設立手続きにおいて必要な書類等（有限責任持分会社の場合）

手続き	必要書類	提出先、発行元等
代理人の任命	代理委任状	在日本ブラジル国総領事館が認証 公証翻訳人が翻訳した委任状を公証人役場で登録
外国に所在する本社の法人台帳（CNPJ）への登録	ブラジル中央銀行の企業登録（CADEMP）に申請	ブラジル中央銀行情報システム（Sisbacen）を利用
会社定款の作成・登記	代理委任状、会社所在地証明書、出資者の身分証明書	各州の商業登記所
会社設立に当たっての基本的な登記・登録	CNPJ 番号取得	国税庁
中央銀行への登録	Sisbacen 閲覧用暗証番号申請 中銀外資登録（RDE-IED）番号申請	—

（出所：JETRO「ブラジル 外国企業の会社設立手続き・必要書類詳細 『ブラジルにおける会社設立の基本的な手順』」をもとに(株)日本総合研究所作成）

新規に設立する会社の銀行口座開設から営業開始に至るプロセスおよび必要書類等の概要は下表のとおりである。口座開設自体の手続きは容易であるが、実際の事業での利用を開始するに先立って口座の登録者を駐在員等に変更する必要がある、そのための要件を整えるためには相応の時間を要する。

図表 3-7 銀行口座開設に関する手続きの概要

手続き	必要書類等	留意点
口座の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税庁への登録（CNPJ 番号） ・ 登記済みの会社定款の写し ・ 銀行所定の口座開設申請書類 ・ 口座の登録人（サイン権者）に関する個人書類（納税者番号（CPF）、本人住所確認書類等） 	この段階では、登記上の会社代表者は代理人（弁護士等）であるため、口座の登録人もこの代理人となる。
資本金等の送金	<ul style="list-style-type: none"> ・ （銀行所定の手続き） 	これにより、実際に会社の代表者となる者への査証が発給される要件が整う。
口座登録人の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社代表者となる者の納税者番号（CPF）、外国人登録（RNE）等 ・ 公証役場でのサイン証明取得 	実際に会社の代表者となる者に口座の登録人を変更することで、会社の事業に当該口座を用いることができるようになる。

IV. ブラジルの連邦政府・州政府・企業

IV-1. 連邦政府

① これまでの大型プロジェクトの状況（進行中のものも含む）

1970 年代以前は、日伯両政府と民間企業とが一体となった大型開発案件がいくつか見られた。現在新日本製鐵株式会社の持分法適用会社となっているウジミナス社の設立を嚆矢として、アマゾン・アルミニウム、セラード地域の農地開発等が国の関与するプロジェクトとして進められた。また政府主導ではないものの、「オールジャパン」体制でのプロジェクトとして、日伯紙パルプ資源開発株式会社とブラジル・ヴァーレ社との合弁であるツニブラ社の計画が緒に就いたのも 1970 年代であった。

80 年代半ば以降は、政府主導による日本からの大型案件投資は見られなかったが、ここ最近になり、ブラジルにおける地上デジタルテレビ放送の日本方式採用が話題となっている。ブラジルを足がかりに日本政府は中南米各国に日本方式を採用させることに成功しており、今後の民間企業による投資機会の創出が期待される。

交通インフラ関連では、リオデジャネイロ～サンパウロ～カンピーナス間的高速鉄道プロジェクトが話題となっている。これは 2014 年のワールドカップ開催までの開業を目指してブラジル政府が計画を進めているものであり、三井物産を中心とする日本企業連合のほか、フランス勢、韓国勢、中国勢等も関心を示していた。しかし韓国を除く各国とも条件面で政府の入札条件と折り合わなかったとみられ、入札が 2 度にわたって延期される事態

となっている。今後、日本連合が応札し落札できる可能性があるのか否か、注目が集まる。

② 今後予定されている計画（開発促進プログラム：PAC）

ルーラ政権下でルセフ文官長（当時）を中心として取りまとめられた「開発促進プログラム」（PAC、Programa de Aceleração do Crescimento）は、第1期（PAC1、2007年～10年、総額約5,000億リアル）、第2期（PAC2、2011年～15年以降、総額約1.6兆リアル）に亘る巨大な投資計画である。これは主にエネルギー、交通インフラ、社会資本整備の3分野にわたって、ブラジルのインフラ整備を政府主導で進めようとするものである。

PAC2は、投資主導の成長を図るとともにブラジルの様々なボトルネックを除去するものとして期待されている。一般にこうした投資案件への対応は外資企業にも等しく開かれており、日本企業にも参入の機会となりうるものと期待される。

ただし、日本側がアドバンテージを発揮することが容易ではないことには十分注意する必要がある。資金面、技術面では、現在のブラジルはほぼ自国内で賄うことができるため、この点からブラジル側に訴求することは難しいとみられる。また、巨大な国土を有するブラジルでのインフラ整備においては、日本では起こりえないような困難さ（ロジスティックの不安定、現地パートナーをマネジメントする難しさ）などもあるため、巨大な需要があり日本企業にも門戸が開かれてはいるものの、収益性については十分な検討を要するといえよう。

図表 3-8 ブラジル政府の開発促進プログラム

(億リアル)

	PAC1計			PAC2計		
		2007年	08~10年	11~14年	15年~	
合計	5,039 (100.0)	1,120 (100.0)	3,819 (100.0)	9,550 (100.0)	6,314 (100.0)	15,864 (100.0)
エネルギー	2,748 (54.5)	550 (49.1)	2,198 (56.1)	4,616 (48.3)	6,269 (99.3)	10,885 (66.3)
石油・天然ガス開発	1,790	359	1,431	2,819	5,932	8,751
発電	659	115	544	1,137	229	1,366
送電	125	43	82	266	108	374
再生可能エネルギー	174	33	141	27		27
交通・物流	583 (11.6)	134 (12.0)	449 (11.5)	1,045 (10.9)	45 (0.7)	1,090 (6.9)
道路	334	81	253	484	20	504
鉄道	79	17	62	439	21	460
造船	106	18	88	18	—	18
港湾	27	6	21	48	3	51
空港	30	9	21	30	—	30
水運	7	3	4	26	1	27
社会／都市	1,708 (33.9)	436 (38.9)	1,272 (32.5)	3,889 (40.7)	—	3,889 (24.5)
住宅建設	1,063	275	788	2,782		
水道・公衆衛生	400	88	312	561		
灌漑など	127	23	104	251		
農村電化	87	43	44	55		
地下鉄	31	7	24	240		

(注) 括弧内は合計に対するシェア。

(出所：Programa de Aceleração do Crescimento ウェブサイトより(株)日本総合研究所作成)

IV-2. 州政府

① 各州への進出動向

2009年10月1日時点で、ブラジルに展開する日系企業数の総数は少なくとも324社ある。

図表 3-9 ブラジルにおける日本企業数 (箇所)

本邦企業数		現地法人日系企業数			
支店	駐在出張所	本邦企業 100%出資		合弁企業	日本人が海外に渡って興した会社
		本店	本店以外		
2	10	169	86	43	14以上

(出所：外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」(平成22年速報版))

② 誘致促進

<連邦レベルの取組>

【特定地域への企業誘致機関】

特定地域への企業誘致を行う企業としては、マナウス・フリーゾーン監督庁(SUFRAMA)、アマゾン開発監督庁(SUDAM)、北東部開発庁(SUDENE)がある。このうち、マナウス・フリーゾーン監督庁(SUFRAMA)については、各論で詳述する。

【州をまたぐ企業誘致機関】

Rede Nacional de Informações sobre o Investimento (RENAI)

RENAIは、開発・商工省の傘下に設けられた機関である。ブラジル各州の企業の投資促進担当者と情報共有を行い、企業に対してブラジル進出のアドバイスを行っている。

RENAIによる支援は、ブラジル市場に対する適切な情報提供から、政府や州政府への働きかけをはじめとする進出手続きの実行支援に及ぶ。具体的には、ブラジル市場の魅力を伝えるセミナーの開催、ブラジル市場に関する情報データベースの構築、ホームページ上での同データの提供のほか、ブラジル市場に進出を考える企業が進出先を適切に選定できるように候補先の州や市の投資支援担当者の紹介を行っている。業種は問わず、農業や工業からサービス業まで、その支援対象は多岐にわたる。

図表 3-10 RENA I の連絡先

住所	Esplanada dos Ministérios, Bloco J , 5º andar Sala 507.CEP 70053-900 Brasília-DF
電話	+55 61 2027-7055
E-mail	renai@mdic.gov.br
URL	http://www.mdic.gov.br/sistemas_web/renai/ (英語表示可能)

(出所：RENAI HP)

Apex-Brasil (APEX)

APEXは企業の中でも、技術革新や新しいビジネスモデルによってブラジルのサプライチェーンの強化や、国内の雇用創出、ブラジルの輸出品の多様化につながる企業に特化して外国からブラジル市場への市場進出を促進する機関である。同機関は、ブラジル市場の市場環境調査や業界のトレンド把握、最新の法制度や規制に関する情報収集を行っており、企業がブラジルに進出する際に提供する情報としている。同機関は企業に対して州や市の投資促進担当者の紹介も行なっているほか、実際にブラジル市場に進出した後のアドバイスも行う。

図表 3-11 APEX の連絡先

住所	SBN Quadra 02 Lote11 Ed. Apex-Brasil CEP 70040-020 Brasilia-DF
電話	+55 61 3426-0297
E-mail	investment@apexbrasil.com.br
URL	http://www.apexbrasil.com.br/ (英語表示可能)

(出所 : APEX HP)

<州レベルの取組>

各州が、雇用や税収の確保のため、税の減免や土地の貸与などを行なって企業の進出を積極的に呼び込もうと努力している。詳細については、各州の州政府の投資担当に問い合わせのこと。なお、ブラジルの最大消費市場であるサンパウロ州では、州への投資を促進するための機関として、INVESTE SÃO PAULO (サンパウロ州政府投資誘致機関) を設立している。

(州レベルの取組については、各論にて記載する。)

IV-3. 企業 : Petrobras (ペトロbras) 社

① 企業概要

Petrobras (ペトロbras) 社は、石油の生産、精製、輸送および製品の販売および再生可能エネルギーの開発等を行うブラジル最大の企業である。

1997 年以前は、ブラジルの石油開発はペトロbrasの独占とされてきたが、1997 年の石油法の施行によって、民間企業への市場開放が行なわれ、鉱山・エネルギー省の傘下に ANP (国家石油監督庁) が設けられた。現在、ANP が石油発掘および生産ライセンスの発行や関連規則の策定等を行なっている。しかしながら、依然としてブラジルにある製油所のほとんどはペトロbras社の所有であり、国内における影響力は非常に大きい。

また、大水深における油田の探鉱・掘削に関する優れた技術を有していることでも知られ、その技術をもとに積極的に国外進出を行なっている。

図表 3-12 Petrobras 企業概要

会社名	Petróleo Brasileiro S.A.
事業領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油の生産、精製、輸送および製品の販売 ・ 再生可能エネルギーの開発等
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高 : 215,118,000 レアル ・ 純利益 : 32,988,000 レアル ・ ブラジル以外に 27 カ国に展開

略史	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1953年ブラジルの石油公社として誕生 ・ 1970年の石油危機を経験し、エタノール導入政策や国内資源の積極的開発などブラジルのエネルギー自給率の向上に積極的に取り組む ・ 1997年の石油法の施行によって、石油開発等の民間企業への市場開放が行なわれ、ANP（国家石油監督庁）が設立（それまではペトロブラスの独占市場）。ペトロブラス社はANPの管理下に。 ・ 1990年代の経済自由化の取組の中で一部の株式を民間に売却。（現在も主要株主はブラジル政府）
トピックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ リオデジャネイロ沖で、海底の岩塩層の下に豊富な油田が存在する事を発見した。岩塩層の下の油田からの原油の採掘によって世界のトップクラスの産油国となる可能性があり、期待されている。また、同社の技術を他の油田候補へと応用することに対する期待も大きくなっている。

（出所：ペトロブラス社HP（データは2008年のもの）より(株)日本総合研究所作成）

② 日本企業の参入機会

ペトロブラス社では石油関係の技術開発において大学や企業との共同研究を積極的に行っており、日本企業との共同研究も行っている。共同研究開始に際してはペトロブラス研究機関によって、共同研究する場合に生ずる利益の取り分と保有技術の高さという両面から審査が行われる。詳細の情報については、同社のHPに詳しく記載されている。

IV-4. 企業：Eletrobras（エレクトロブラス）社

① 企業概要

Eletrobras（エレクトロブラス）社は1962年に国営企業として設立されたブラジルの電力供給会社である。1990年代の民営化の流れを受け、電力市場の市場開放が行われたが、現在も同社の主要株主はブラジル政府であり、同社は公営企業としてブラジルの電力供給市場において重要な地位を占めている。

ブラジルの電力市場は、ブラジル国内の経済発展に伴い、需要が急速に伸びているが、その需要に供給が追いついていない状態にある。エレクトロブラス社では、東沿岸部など都市部や主要な工業自体における電力供給の安定に力を注いでおり、都市部においては電力供給の安定性は改善されてきた。しかし、地域によっては電力供給が不安定で電力消費が増えると停電が起きてしまう地域も存在する。エレクトロブラス社では状況改善のため、国内の発電所の建設計画を多数立ち上げて、供給体制を整えようとしている。

ブラジルにおいては、豊富な水資源を生かした水力発電がエネルギー供給の中でも高い位置を占めるが、水力発電所は都市部から離れたアマゾン地帯に建設されており、都市部への総配電損失率の高さが問題となっている。また、水力発電の発電は降雨量に左右されるため、気候変動の影響を受けやすく、電力供給の安定が課題となっている。エレクトロブ

ラス社では、一基あたりの発電設備容量の高さから、水力発電システムを今後も発電計画の重要な柱と位置づけているが、政府は水力発電のみならず原子力発電などの発電を増やしてエネルギーの安定供給に備える方針を打ち出している。

図表 3-13 Eletrobras 企業概要

会社名	Centrais Elétricas Brasileiras S.A.
事業領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の建設および運用、ブラジル国内で電力供給を行うための電力網の構築等
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総発電設備容量は 39,573MW (イタイプ発電所のブラジル分を含む) で、これはブラジル国内の総発電設備容量の 36% を占める ・ 60,000 キロに及ぶ発電線を有する
略史	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1962 年に国営企業として設立された ・ 1990 年代の国営企業の民営化の流れを受けてその役目を一部おえたが、現在も主要株主はブラジル政府である ・ ブラジル国内の発電事業において最も影響力をもつ公営企業である
トピックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラジル国内の経済発展に伴い電力需要が急速に伸びているが、その需要に供給が追いついていない状態にあり、エレクトロbras社では状況改善のため、国内の発電所の建設計画を立ち上げ、電力の安定的供給体制を整えようとしている ・ 東沿岸部など都市部における電力供給の安定に力を注いでおり、都市部においては電力供給の安定性は改善されてきた

(出所：エレクトロbras社 HP より(株)日本総合研究所作成)

② 日本企業の参入機会

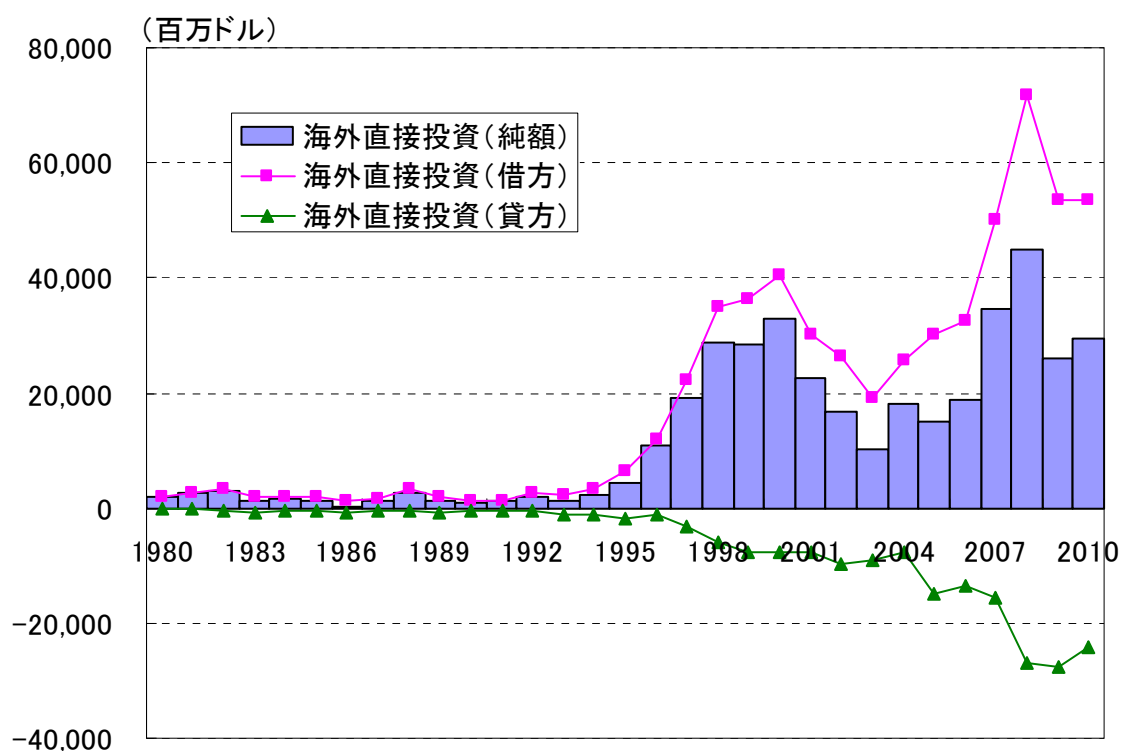
エレクトロbras社では、国内の電力需要を満たすため、安定的な電力供給の体制構築に取り組んでおり、そのための発電施設および発電網の構築が計画されている。また、エネルギーバランスの中での水力以外の再生可能エネルギーの割合を増やす方向にあり、そのためのプロジェクトも多数進行中である。

第4章 外国直接投資受入動向

1. 外国直接投資受入動向

外国資本によるブラジルへの直接投資は、1980年代前半からの「失われた10年」時代までは低調な水準での伸縮を繰り返してきた。1990年代に至り、内資による輸入代替工業促進から外国投資の受け入れへと舵を切ったことに加え、1994年のいわゆる「リアルプラン」による経済の安定化を果たして以降、順調に金額を伸ばしてきている。ルーラ政権発足直後の2003年前後にも、左派政党出身の同大統領による経済運営への不信感から、直接投資額に一時的な退潮がみられたが、ここ数年は再び高い水準を維持している。

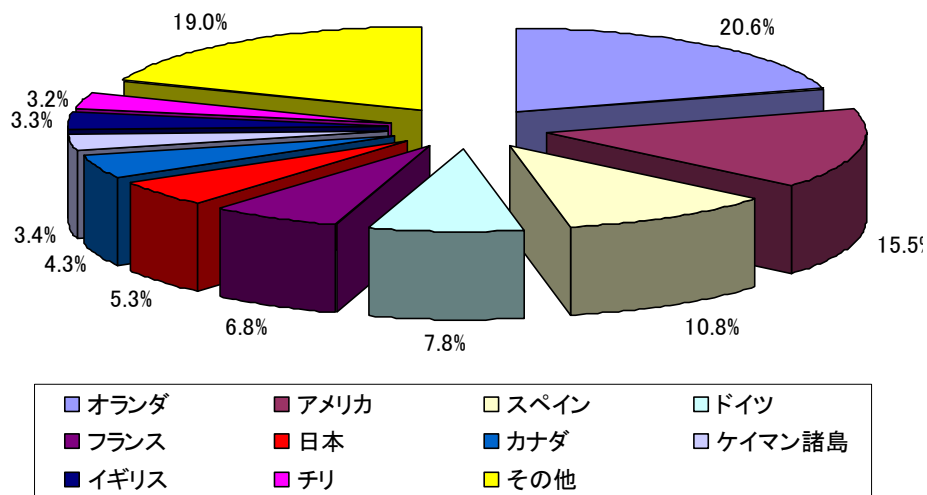
図表 4-1 外国資本による対ブラジル直接投資の推移



(出所：ブラジル中央銀行)

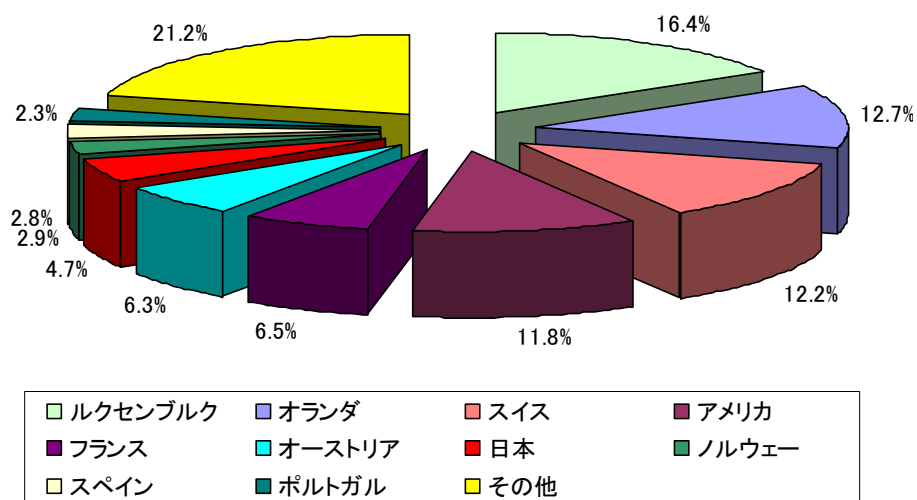
国別の投資額で見ると、欧米諸国が例年ランキングの上位に連なっている。日本も2009年、2010年とも上位にランキングしている。

図表 4-2 対ブラジルの直接投資額の国別ランキング
(equity capital への投資、2009 年、総額 31,679 百万ドル)



(出所：ブラジル中央銀行)

図表 4-3 対ブラジルの直接投資額の国別ランキング
(equity capital への投資、2010 年、総額 52,607 百万ドル)



(出所：ブラジル中央銀行)

分野別では、製造業向けの投資が 4 割超を占め、09 年は冶金、10 年は化学品がそれぞれ高い割合を占めた。製造業以外では、資源関連の業種や、金融・小売などへの投資額が多い。一方、農林業向けの投資は、直近ではあまり多くない。

図表 4-4 対ブラジル直接投資の分野別構成

(金額は百万ドル、構成比は%)

分野	2009年		2010年	
	金額	構成比	金額	構成比
第一次産業	4 597	14.5	18 158	34.5
石油・天然ガス	2 656	8.4	9 922	18.9
金属資源	1 303	4.1	6 672	12.7
農林業	420	1.3	652	1.2
その他第一次産業	218	0.7	913	1.7
製造業	13 481	42.6	19 346	36.8
化学品	1 557	4.9	7 411	14.1
冶金	3 754	11.8	3 527	6.7
石炭・石油製品、バイオ燃料	1 344	4.2	2 278	4.3
非金属資源製品	225	0.7	1 207	2.3
食品	451	1.4	1 101	2.1
自動車エンジン製造組立	2 163	6.8	456	0.9
その他製造業	3 987	12.6	3 367	6.4
サービス業	13 601	42.9	15 103	28.7
商業（自動車を除く）	2 326	7.3	2 515	4.8
金融	2 891	9.1	1 818	3.5
電力・ガス	970	3.1	1 135	2.2
不動産	593	1.9	1 117	2.1
非金融持株会社	389	1.2	865	1.6
交通	511	1.6	854	1.6
建設	717	2.3	709	1.3
通信	310	1.0	693	1.3
IT サービス	858	2.7	589	1.1
保険、年金ファンド	1 320	4.2	228	0.4
その他サービス業	2 718	8.6	4 581	8.7
合計	31 679	100.0	52 607	100.0

(出所：ブラジル中央銀行)

ひとくちメモ ③：外資系企業のブラジル市場におけるプレゼンスの高さ

ブラジル経済の特徴の一つとして外資系企業のプレゼンスの高さが挙げられる。

同国では、1950年代からの工業化政策において積極的な外資誘致政策が採用されており、外資系企業は民族系民間資本企業および政府系企業と並んでブラジルの産業構造の一角を形成していた。さらに、1995年に発足したカルドーゾ政権が国営企業の民営化などの改革を実施すると、外資系企業のブラジル進出が増加することになった。例えば、輸入・輸出に占める外国企業のシェアは、1995年には半分以下であったが、5年後の2000年には輸出シェア60.4%、輸入シェア56.6%に達した。またExame誌によれば、2009年の同国国内売上高上位20社に入る大企業のうちブラジル資本は政府系を含めて7社、残りはすべて外資系の民間企業が占めている（20社のリストは16章に掲載している）。

産業別にみると、たとえば自動車産業においては、同国の主要自動車メーカーのうち100%ブラジル資本である企業は「アグラレー」のみである。同社は主に農機具やトラックを生産する企業であり、ブラジルで乗用車を生産しているメーカーは軒並み外資系企業である。

また携帯電話の分野では、ブラジルの主要4キャリアのうち、スペイン系のヴィーヴォ、イタリア系のチン・セルラー、メキシコ系のクラークの3社は、いずれも外資系企業である。もうひとつのキャリアであるオーイを運営するテレマール社にもポルトガル系通信会社の資本が入っている。

II. 対日直接投資受入動向

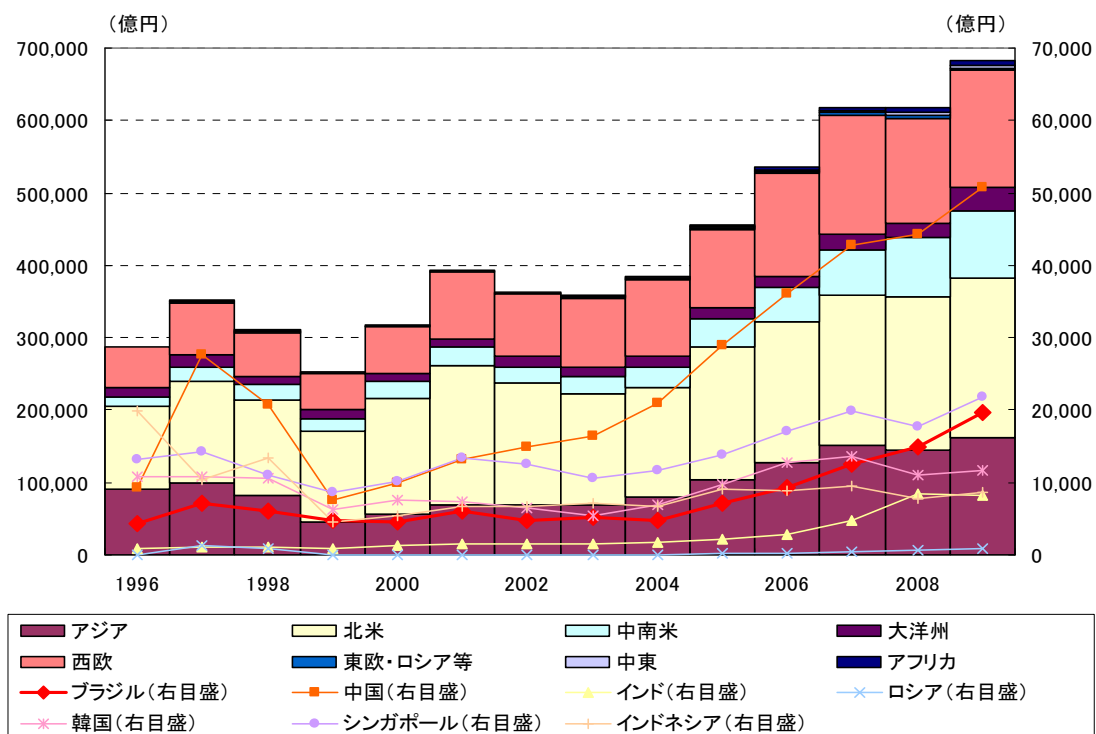
II-1. これまでの日本の直接投資動向

日本からの移民受け入れ先であったブラジルには、日本企業も早くから進出してきた。1950年代のブラジル政府の高成長政策の下、イシブラス（造船）やウジミナス（製鉄）といった大型プロジェクトが実現した。

その後、1970年前後にはブラジル経済の好調を背景として日本企業の進出が相次いだものの、80年代以降のいわゆる「失われた10年」による厳しい経済情勢の中、撤退する日本企業も多数に上った。

90年代半ば以降は、輸入代替政策からの脱却に加え、安定的なマクロ経済運営を背景として、輸出指向型の産業や自動車産業の進出も増えたが、総じて日本企業は長らくバブル経済崩壊からの調整局面に入っており、日本からブラジルへの投資の基調は低位に推移した。近年になり、資源等の分野が牽引する形で、ブラジルへの投資は再び活発化している。直接投資残高でみると、対中国には及ばないものの、額の伸びは顕著であり、対アジア主要新興国に比肩する規模となっている。

図表 4-5 日本の対外直接投資残高（大陸別構成と主要新興国）

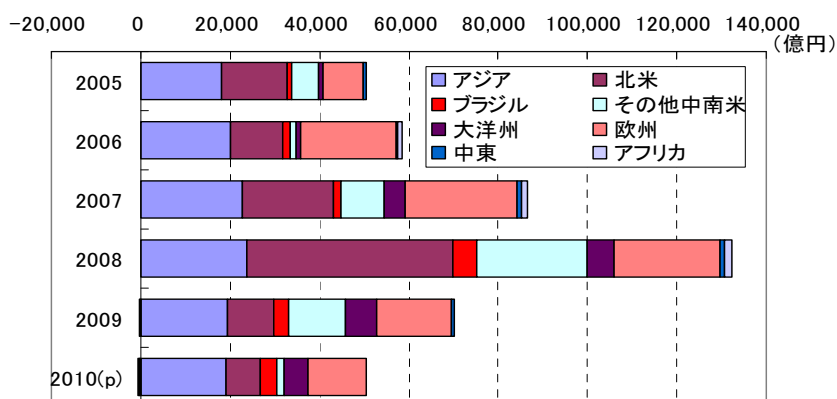


（出所：日本銀行）

II-2. 直近の日本の直接投資動向

日本からみた投資先としての各国を比較すると、近年、純投資額ではアジア、欧州、北米向けが安定的に大きな割合を占め、ブラジル一国の占める割合は高くはない。2010年の速報値では、総額約4兆9,800億円の対外投資のうち、ブラジル向けは7.5%の3,745億円である。なお、ブラジル以外の「その他中南米」も統計上は大きな金額を占めるが、これは主にタックスヘイブンであるケイマン諸島向けの投資である。

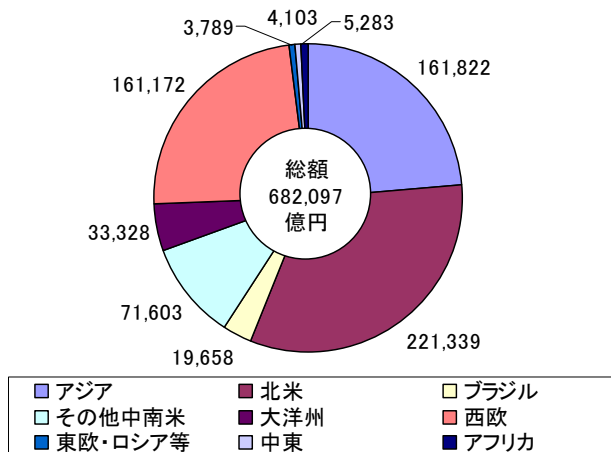
図表 4-6 地域別の直接投資額の推移（純額ベース、2010年は速報値）



（出所：日本銀行）

また、ストックで見ると、2009 年末時点での日本の対外直接投資残高（総額 68.2 兆円）のうち、ブラジル向けは約 2 兆円であり、全投資残高の約 2.9%である。

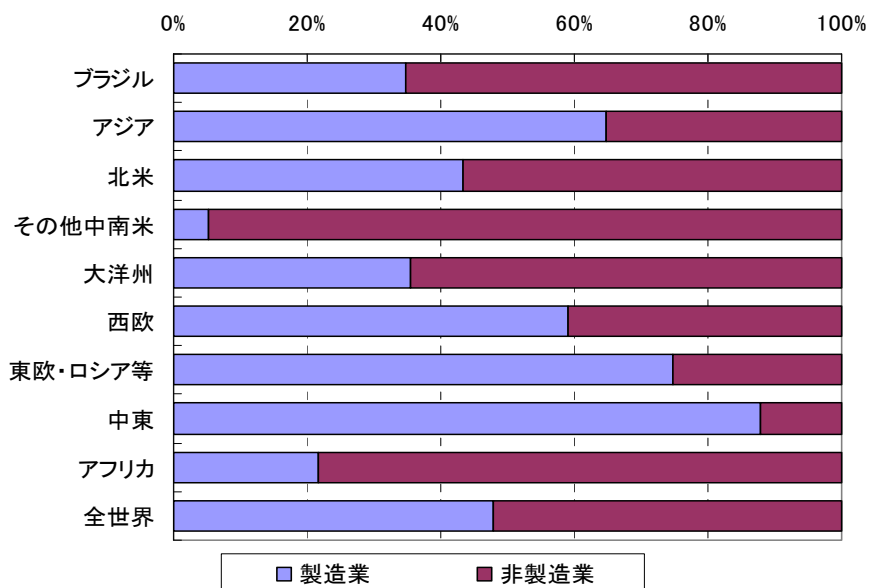
図表 4-7 日本の対外直接投資残高の地域別構成（2009 年末）



(出所：日本銀行)

なお、ブラジル向けの投資残高のうち、製造業の占める割合が低いことが特徴的である。ブラジルへの投資残高約 2 兆円のうち、製造業は 6,900 億円とほぼ 3 分の 1 にとどまっております。これはアジア向けの投資が主に製造業を対象としたものであることと比較すると対照的である。一般にブラジルに進出を果たしている日本企業において、ブラジルを製造拠点として捉える意識がこれまで相対的に低かったことをうかがわせる。

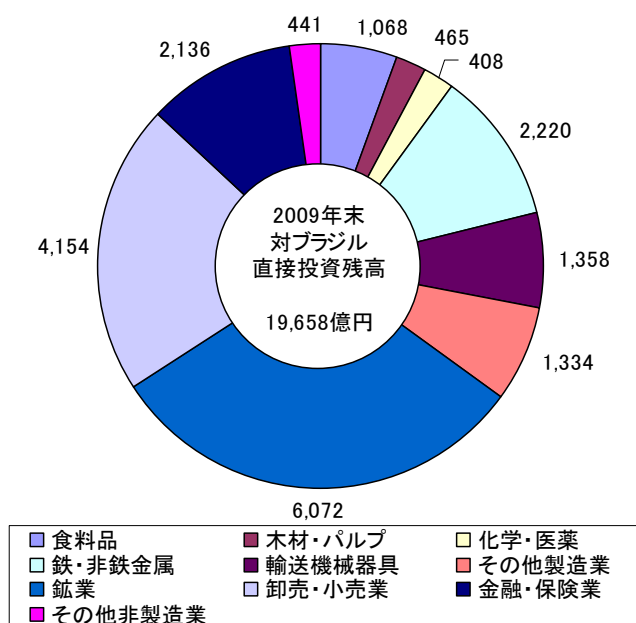
図表 4-8 日本の地域別直接投資残高のうち、製造業と非製造業が占める割合（2009 年末）



(出所：日本銀行)

対ブラジルの投資残高についてより詳細に業種の内訳をみると、「鉄・非鉄金属」（残高総額の 11.3%）、「鉱業」（同 30.9%）といった資源関連の業種が多くを占めていることがわかる。このほか、「卸売・小売業」（同 21.1%）、「金融・保険業」（同 10.9%）、「輸送機械器具」（同 6.9%）が高い割合を占める業種である。

図表 4-9 日本のブラジル向け直接投資残高の業種別内訳（2009 年末）



（出所：日本銀行）

2009 年 10 月 1 日現在、外務省が把握している限り少なくとも 324 の日系企業がブラジルで活動している。新興国の中では、中国の 29,876、インドの 1,049、ロシアの 406 などと比べると少ないが、中南米ではメキシコ（399）と並んで多い数である。

図表 4-10 ブラジルにおける日本企業数（再掲）

本邦企業数		現地法人日系企業数			
支店	駐在出張所	本邦企業 100%出資		合弁企業	日本人が海外に渡って興した会社
		本店	本店以外		
2	10	169	86	43	14 以上

（出所：外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」（平成 22 年速報版）

サンパウロ、リオデジャネイロ、アマゾナスの各州に進出している日本企業は、各編の各章にて改めて掲げることとする。

ひとくちメモ ④：日本企業の地域別展開

日本企業は、すでに様々な州への進出を行っている。日本企業の進出が多い州の特徴を以下に挙げる。

図表 4-11 日本企業のブラジル進出の地域別展開（概念図）



（出所：(株)日本総合研究所作成）

第5章 金融事情

I. 為替管理

I-1. ブラジルの通貨

ブラジルでは、かつてはインフレーションに伴うデノミネーションのため、きわめて頻繁に通貨の呼称を変更せざるを得なかった。しかし、現在では、1994年6月に「リアルプラン」の一環として導入された「リアル (real)」がその後継続して使用されている。

「リアル」は、現地では「ヘアウ」と発音される。表記上は「BRL」「R\$」などと略されることが一般的で、複数形は「reais」(ヘアイス)と記載される。また、リアル以下の単位は「センターボ (centavo)」と呼ばれ、1リアル=100センターボである。

図表 5-1 ブラジルの通貨単位の変遷

年代	単位	換算
1942年11月1日～	クルゼイロ (cruzeiro、Cr\$)	1クルゼイロ = 1,000 レイス (réis)
1967年2月13日～	新クルゼイロ (cruzeiro novo、NCr\$)	1新クルゼイロ = 1,000 クルゼイロ
1970年5月15日～	クルゼイロ (cruzeiro、Cr\$)	1クルゼイロ = 1新クルゼイロ
1986年2月28日～	クルザード (cruzado、Cz\$)	1クルザード = 1,000 クルゼイロ
1989年1月16日～	新クルザード (cruzado novo、NCz\$)	1新クルザード = 1,000 クルザード
1990年3月16日～	クルゼイロ (cruzeiro、Cr\$)	1クルゼイロ = 1新クルザード
1993年8月1日～	クルゼイロ・リアル (cruzeiro real、CR\$)	1クルゼイロ・リアル = 1,000 クルゼイロ
1994年7月1日～	リアル (real、R\$)	1リアル = 2,750 クルゼイロ・リアル

(出所：中央銀行ウェブサイト <http://www.bcb.gov.br/?refsismon>)

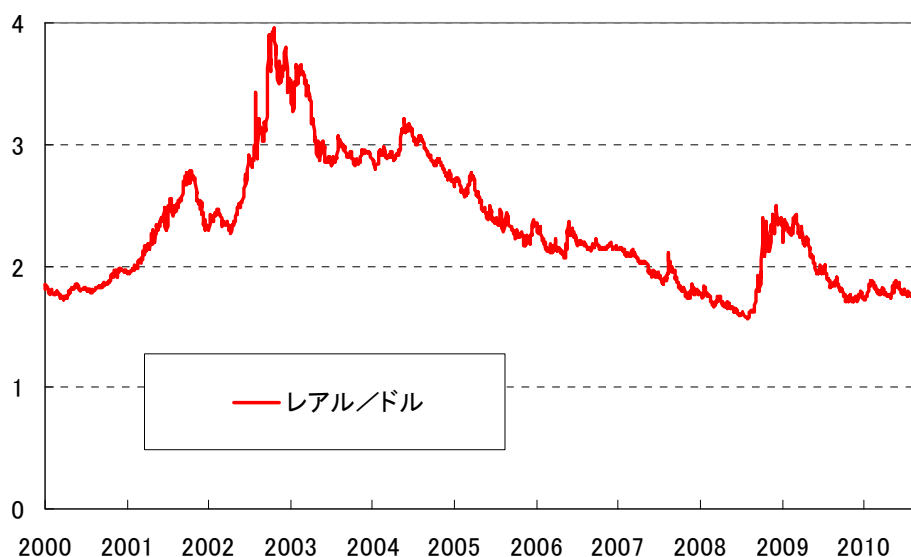
I-2. 為替相場

ブラジル・リアルの対ドル相場は、2002年から急落し、1ドル=4リアル近辺に至った。これは、左翼政党であるPTから選出されたルーラ氏が大統領に就任することが決まり、彼

の経済政策に対する市場の不信感が蔓延したためとされる。しかし、ルーラ大統領が市場の予想に反して穏当なマクロ経済運営を行ったため、レアルは順調に増価し、2008年には1ドル1.5レアル近辺にまで至った。2008年後半のリーマンショックにより、新興国から一時的に資金が退避したためレアルも一旦下落したが、2009年には急速にレアル高が進み、2010年以降も1.6レアル台～1.7レアル台近辺を推移している。

ブラジル政府や通貨当局は、レアル高がブラジルの競争力を阻害していると考えており、2010年9月にマンテガ財務相（当時）が「通貨競争」として各国の通貨安誘導政策を批判して話題となった。

図表 5-2 為替相場の推移



(出所：ブラジル中央銀行)

I-3. 為替管理制度

現在、ブラジルは完全変動相場制を採用している。政策的な特定の目標レートは定められていない（ただし通貨当局による為替介入が行われることはある）。

また、基本的には海外との資金のやりとりは自由である。もっとも、すべての対外的な資金取引はすべて中央銀行の監督下に置かれる。

I-4. 貿易管理制度

1980年代以前のブラジル政府は輸入代替工業化を目指し、貿易政策も管理的な正確が強かった。しかし、1990年代以降は貿易自由化による競争力強化が図られることとなった。現在も、自由貿易が基本的な政策スタンスとなっている。

輸出入を行う事業者は、事前に担当官庁（財務省連邦収税局）に登録することとなる。

この登録は RADAR（ラダール）と呼ばれ、審査に時間は掛かるが登録自体は容易である。ラダールを取得することにより、外国貿易総合システム（SISCOMEX）を利用することができるようになる。輸出入に関する貿易管理の事務は SISCOMEX を通じて行われることとなり、これを通じて通関に関する書類等処理すれば、輸出入許可（ライセンス）の必要なく、あるいは自動的にライセンスが承認される形で、ほとんどの種類の貿易財を輸出入することができる。

ただし一部の輸入品については、事前にライセンスの申請をして承認を受ける必要がある。これらのうち、日本企業の関連が多いと考えられる物品等について下表に示す。

図表 5-3 ブラジルにおける輸入ライセンス申請の例

中古財	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の対象となる製品は、中古の機械、設備、機器、計器、部品、付属品、工場一式、ライン一式など。 ・ 所定の国産類似品審査を経たうえで、開発商工省の担当部局に必要書類一式、カタログ等を送付して申請する。 ・ 2010年1月現在、中古・再生タイヤ・チューブの輸入にはライセンスが下りない。 ・ 中古自動車は、国産類似品審査のうち国産無存在証明書を取得したものだけがライセンス付与の対象となる。
マナウス・フリーゾーンにおける輸入	<ul style="list-style-type: none"> ・ SISCOMEX のシステム上で、輸出社名、製品名、製品のモデルやタイプ、取引・決済条件、税務特典の有無等を所定フォームに入力することで申請する。 ・ 製品名の入力に当たっては、メルコスール共通分類表（NCM）と呼ばれるマニュアルに準拠する必要がある。

（出所：JETRO ウェブサイト「ブラジルの貿易管理制度」）

このほか、少数ではあるが、品目によってはライセンス以外の輸出入規制も存在する。たとえば輸出では特定の動植物や鉱物由来の製品・食品、武器弾薬などが規制品目となっている。輸入においては、農林水産物等の安全規制や、特定の医療用医薬品等の衛生上の規制などに留意が必要だ。さらには、国際関係上の輸出仕向地規制等も存在する。

II. 資金調達と銀行取引

ブラジルへ投資を行う企業がとりうる資金調達の方法には、次のようなものが考えられる。

- ①資本金の送金、②金融機関からの融資、③親子間の融資、④売掛債権の売却、⑤リース、⑥IPO、社債発行、⑦輸出前貸

このうち、資本金の送金に関しては、会社設立時に 2,000 米ドル以上の資本が必要となる。この点については、設立手続きについて述べる際に再び触れる。また、増資に関する

規制も特にないが、送金に当たっては中央銀行への申告が別途必要になる。

その他、多様な資金調達の方法については、それぞれに特長や留意点がある。ブラジルでの事業開始後、必要に応じて取引金融機関等と十分に協議することが望ましい。

いずれの手段にしても、資金調達の面で外国企業への差別的な制度は存在しない。日本からの進出企業であっても、他国からの進出企業や現地資本の企業と同等に扱われる。

なお、一般にブラジルにおける短期資金の融通システムが先進国と同等に整備されていることと対照的に、2年を超えるような長期資金については市場が成熟していない。ハイパーインフレ時代の記憶から、金融機関が長期の与信を嫌う傾向にあるとともに、ブラジル国民の貯蓄志向が弱いことが背景にある。そのため、長期資金の調達が比較的困難であるため注意が必要である。

II-1. ブラジル国内の金融機関

ブラジルの金融機関には、民間銀行（商業銀行、投資銀行、総合銀行）、政府系の銀行・貯蓄金庫、民間の不動産金融会社、消費者ローン会社のほか、リース会社や保険会社等がある。このうち、ブラジルの銀行の総資産額によるランキングを以下に示す。このうちブラジル銀行、連邦貯蓄金庫は政府が株式を保有している。国立経済社会開発銀行も政府系機関である。またサンタンデール銀行や HSBC は外資系の銀行である。

図表 5-4 ブラジルにおける銀行のランキング（総資産額による、2010年11月時点）

銀行名	総資産額（千ドル）	銀行のタイプ
ブラジル銀行（BB）	392,846,786	連邦政府による所有
イタウ・ユニバンコ（ITAU）	364,516,778	民間国内資本
ブラデスコ銀行（BRADESCO）	288,396,607	民間国内資本
国立経済社会開発銀行（BNDES）	285,268,914	連邦政府による所有
連邦貯蓄金庫（CEF）	215,771,431	連邦政府による所有
サンタンデール銀行（SANTANDER）	208,859,001	民間海外資本
香港上海銀行（HSBC）	78,488,661	民間海外資本
ヴォトランチン銀行（VOTORANTIM）	61,883,615	民間国内資本
サフラ銀行（SAFRA）	37,787,039	民間国内資本
シティバンク（CITIBANK）	33,125,433	民間海外資本

（出所：ブラジル中央銀行）

また、ブラジルへはわが国の三大メガバンクが進出しており、このうちブラジル三井住友銀行、ブラジル三菱東京 UFJ 銀行の両行がそれぞれ現地法人として営業している。

図表 5-5 ブラジルに進出している日本の金融機関

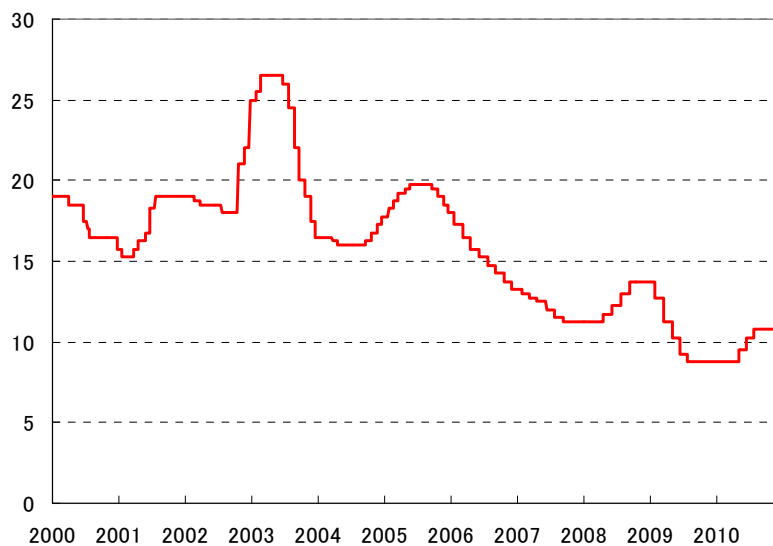
銀行名	株主
ブラジル三井住友銀行 Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro (BSMB)	三井住友銀行 100%
ブラジル三菱東京 UFJ 銀行 Banco de Tokyo-Mitsubishi UFJ Brasil	三菱東京 UFJ 銀行 97.58%
みずほコーポレート銀行ニューヨーク支店サンパウロ出張所 Mizuho Corporate Bank São Paulo Representative Office	-

(出所：各社ウェブサイト)

II-2. ブラジルにおける資金調達

金融機関からの融資として、一般的に考えられるのはレアル建てでの借り入れである。これは為替リスクの問題はないものの、高金利である点に留意が必要である。ブラジルの政策金利である SELIC (Sistema Especial de Liquidação e Custódia) レートは、2009 年に史上最低利率である 8.75% に設定されたものの、その後はインフレ回避のために徐々に引き上げられている。物価の上昇率を差し引いた実質ベースで考えても、政策金利は高水準であるといえる。この結果、最終的に借り手が金融機関から調達する際にはかなりの高コストとなるのが一般的である。

図表 5-6 ブラジルの政策金利 (SELIC レート) の推移



(出所：ブラジル中央銀行)

次に考えられるのは、海外からの外貨建て融資である。法制度上、海外からの資金調達には特に制限はなく、また昨今の世界市場における低金利傾向によりコスト面では有利に調達できる可能性は高いものの、為替リスクは避けられない。先述のとおり、ブラジルでは為替予約が存在しないため、為替リスクをヘッジするためには他の金融商品を併用しなければならない。

長期資金を調達することが困難なブラジルにあって、有力な長期資金の出し手といえる存在が国立経済社会開発銀行（Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social、BNDES）である。同行は中小規模の企業による短期・長期の資金ニーズに応えるための商品を設定しており、比較的 low 利で資金を調達することができる。同行が企業と直接取引する場合のほか、同行が認可する市中の金融機関を通じて融資を行う場合もある。

銀行融資以外の短期および長期の資金調達方法として、親会社からの借り入れ（親子ローン）も一般的に用いられている。低利で融資を受けられる可能性があるものの、親子間の利益の付け替えであると税務当局にみなされる場合は移転価格税制への対応が必要となる。また、外貨建てでの融資の場合は、当然ながら為替変動のリスクにも直面する。

III. 送金手続き

ブラジル国外との資金のやりとりは、すべて中央銀行に登録する必要がある。具体的には、電算化されたシステム上に登録されるよう、所定のルールに従って資金を動かさなければならない。これを回避する取引は罰則の対象となる。海外との相殺取引にも留意しなければならない。

海外への送金のうち、配当金の送金については特に制限がない。上記のとおり、中央銀行に登録されるルートを通せば、総額に対する規制はなく（株式会社の配当制限は除く）、また現行では非課税である。

貸金から得られる金利の送金も特に制限はない。ただし関連会社間での貸借契約の際に移転価格に留意すべきであることは先述のとおりである。

ロイヤリティや手数料の送金に関しては、中央銀行への登録のみならず、ブラジル工業所有権院からの事前の許可を得る必要がある。金額にも制限があり、品目ごとに生産物の価格（または商品の売り上げ）の一定割合までしか認められない。また課税対象でもある。

投資資金の引き上げについても特に制限はないが（企業の減資に関する規制を除く）、株式等の売却益が発生する場合は課税の対象となる。

第6章 税制事情

I. ブラジルの税体系

ブラジルの税制の主要原則は、1966年のブラジル連邦税法と1988年のブラジル憲法により定められ、連邦、州及び市に徴税権が認められている。ブラジルには、連邦税、州税、市税の3段階の税がある他、連邦国税庁が徴収する社会負担金がある。社会負担金は税金に準じたものと理解されている。ブラジルの税体系は、極めて複雑になっており、事務処理負担やコスト負担が大きく、事業展開における大きな障害となっている。

ブラジルの税のもうひとつの分け方として、課税対象による分け方が存在する。この分け方によって分類すると、税は、「消費課税」、「所得課税」、「資産課税」、「その他（輸出入税等）」に分類可能である。

本章では、この課税対象による分類を行い、各税の概要について述べる。

II. 消費課税

II-1. 消費課税の概要

日本におけるシンプルな消費課税体系とは異なり、ブラジルにおける消費課税は複数存在し、かつ、多段的に課税される。また、同じ税の中でも複数の課税方法があるなど、非常に複雑な税体系となっている。

II-2. 法人売上に対する社会負担金（COFINS : Contribuição Social para Financiamento da Seguridade Social）

法人売上に対する社会負担金（COFINS）は、税法上の法人の売上高、サービス及び物品の輸入の際に発生する連邦税に準ずるものである。

社会負担金は厳密には税ではないが準ずるものとして同列で記載する。また、COFINSは後述するPISと同様な負担金であるため、PIS/COFINSとまとめて表記される場合も多い。なお、売上高に対して課税されるCOFINSとサービス及び物品の輸入の際に課税されるCOFINSは異なる点も多いため、分けて記述する。

売上高に課税されるCOFINSは、IPIを除くすべての間接税を含む売上高から割引料等を差し引いたものを基準に課税される。税率は法人税の納付形態によって異なり、法人税を、実質利益を基準として納付する法人に対しては、累積排除型による多段階課税方式であり、7.6%である。なお、推定利益を基準とする法人は多段階累積型課税であり、3%となっており、その他特別課税方式も存在している。

サービス及び物品の輸入に課税されるCOFINSは、さらに貨物の場合とサービスの場合に分けられる。貨物の場合は、輸入税の課税標準額に通関の際のICMSおよびPIS/COFINSを加えた額を基準として課税される。一方、サービスの場合は源泉徴収前のサービス対価支払額にサービス税およびPIS/COFINSを加えた額を基準として課税される。税率は貨

物・サービスともに 7.6%である。ただし、累積型納税者についてのみ輸入品の国内取引後は 3%となる。

図表 6-1 法人売上に対する社会負担金（COFINS）の概要

税種別	連邦税に準ずる
課税対象	税法上の法人の ①売上高、②サービス及び物品の輸入
納税者	①売上高 税法上の法人（政党、宗教団体等の設立目的の収入は除く） ②サービス及び物品の輸入 すべてのサービス及び物品の輸入者
課税標準額	①売上高 売上高（IPI を除くすべての間接税を含む額）－割引料等 ②サービス及び物品の輸入 貨物の場合－輸入税の課税標準額＋通関の際の ICMS＋PIS/COFINS サービスの場合－源泉徴収前のサービス対価支払額＋サービス税＋PIS/COFINS
税率	①売上高 法人税を、実質利益を基準として納付する法人に対しては、累積排除型による多段階課税方式であり 7.6% （推定利益を基準とする法人は、多段階累積型課税であり 3%。その他特別課税方式も存在。） ②サービス及び物品の輸入 7.6%。（ただし、累積型納税者は輸入品の国内取引後は、3%）

II-3. 社会統合基金（PIS : Programa de Integração Social）

社会統合基金（PIS）は、COFINS と同様、税法上の法人の売上高やサービス及び物品の輸入の際に発生する連邦税に準ずるものである。課税標準は COFINS と同様であり、税率は、対象によって異なる。

図表 6-2 社会統合基金（PIS）の概要

税種別	連邦税に準じる・基本的に COFINS と同様
課税対象	税法上の法人の売上高やサービス及び物品の輸入
納税者	税法上の法人や公共団体等
課税標準	COFINS と同様
税率	(1)公社および民間の法人 累積排除型 1.65%、累積型 0.65%、特別課税方式 種々 (2)政党・学校等の雇用者 給与の 1% (3)公共団体 歳入額+連邦政府からの交付額の 1%

II-4. 特定財源負担金（CIDE : Contribuição de Interbenção no Domínio Econômico）

① 国産技術開発促進負担金

国産技術開発促進負担金は、海外居住者からの技術援助、専門技術援助サービス等に対してブラジル法人の支払う場合に課税される連邦税である。対価に法人所得源泉税額などを含んだ額が課税標準額であり、税率は 10%である。

図表 6-3 国産技術開発促進負担金の概要

税種別	連邦税（一部は州の財源となる）
課税対象	海外居住者からの技術援助、専門技術援助サービス、技術者サービス、管理部門支援サービス、商標使用契約、特許使用契約に対するブラジル法人の支払
納税者	対価を支払うブラジル法人
課税標準	上記対価法人所得源泉税額などを含んだ額
税率	10%
その他	・ 技術移転を伴わない国外技術者の出張ベースでの指導や修理などに対するサービス対価の送金も負担金の対象となる。 ・ 2001 年から導入。

② 石油、天然ガス等の輸入、商業取引に関する負担金—燃料税

燃料税は国立石油局（ANP）に製造、販売を認可された液化石油ガス、ナフサ、ガソリン等の輸入および国内取引に対して課税する連邦税である。1m³もしくはトン当たりの従量課税となっている。

図表 6-4 燃料税の概要

税種別	連邦税（一部は州の財源となる）
課税対象	国立石油局（ANP）に製造、販売を認可された液化石油ガス、ナフサ、ガソリン等の輸入および国内取引
納税者	精製業者、輸入者
課税標準	1m ³ もしくはトン当たりの従量課税
税率	（ガソリン） R\$230/1m ³ （2009年7月現在）
その他	2001年から導入。

II-5. 工業製品税（IPI-Imposto sobre Produtos Industrializados）

工業製品税は輸入工業製品の通関時および製造施設・製造施設と見なされる場所からの工業製品の搬出時に製造品に対して課税される連邦税である。半製品も製造品に含まれる点に注意が必要である。課税標準額は、場合によって異なる。税率は IPI 税率表に基づき決定され多くは 0%～20%程度である。最高税率はタバコで 330%である。

図表 6-5 工業製品税の概要

税種別	連邦税
課税対象	「①輸入工業製品の通関時」および「②製造施設・製造施設と見なされる場所からの工業製品の搬出時」に製造品に対して課税（製造品には半製品も含まれる）
納税者	① 課税対象となる取引を行う輸入者 ② 上記搬出に関連する範囲内での工業事業者や工事事業者とみなされる者
課税標準額	① 輸入品の通関時に納付される IPI 輸入税計算の基礎となる金額+輸入税+為替費用 ② 搬出時の IPI 取引額（PIS、COFINS・ICMS 等を含む）+受取人負担運送費等の費用
税率	IPI 税率表に基づき決定（多くは 0%～20%程度。最高税率はタバコで 330%）
非課税・免税対象	輸出品、マナウス・フリーゾーンへの搬出やマナウス・フリーゾーンで認可され製造された工業製品の域内搬出や他地域への搬出等

II-6. 商品流通サービス税 (ICMS-Imposto sobre Circulação de Mercadorias e Serviços)

商品流通サービス税は、製造者・商業者・農産物生産者が行う商品・製品・生産物の流通に対し課税する州税である。国内取引の場合は取引額、輸入商品の場合 CIF 額が課税標準額となる。税率は州によって異なる。

図表 6-6 商品流通サービス税の概要

税種別	州税
課税対象	製造者・商業者・農産物生産者が行う商品・製品・生産物の流通に対し課税
納税者	課税対象を生み出した事業者（個人・法人）等
課税標準額	①国内取引 取引額（＝商品の価額＋利息額＋輸送費＋ICMS 額自体） （ICMS を含んだ額が法律上の商品の価格と定義） ②輸入商品 CIF 額（輸入品価格＋保険料＋輸送費）＋輸入税＋PIS、COFINS、IPI 額＋通関費用＋ICMS 額自体
税率	州によって異なるが概要は以下の通り ① 州内税率 17%~18% ② 特定商品に対する税率 7%,12%,25%（サンパウロ州） ③ 州間の税率 7%~12%
非課税・免税対象	輸出品・マナウス市等への国内工業品移出時等。税の負担軽減ために細かい規定が存在。

II-7. サービス税 (ISS-Imposto sobre Servicos de qualquer Natureza)

サービス税は、サービス提供に対して課税される市税である。課税対象は、①海外からのサービスの提供、②課税上のサービスの種類を規定した市のリストに存在するサービスの提供する場合等であり、税率は 2~5%である。

図表 6-7 サービス税の概要

税種別	市税
課税対象	①海外からのサービスの提供、②課税上のサービスの種類を規定した市のリストに存在するサービスの提供、③州に属する租税の課税対象ではないサービスの提供
納税者	すべての法人及び個人独立自由業者で上記リストのサービスを行

	うもの。(海外の法人のサービス等では、サービスをうけた側が支払う)
課税標準額	サービス提供に対する受取額 (サービス税を含んだ総額)
税率	多くは 5% (最低税率は 2%)
非課税・免税対象	市によって異なる。(サンパウロ市の場合は、認可された市内路線バス会社等)

III. 所得課税

III-1. 所得課税の概要

所得課税として、法人所得税 (および負担金)、個人所得税と源泉所得税が挙げられる。所得課税は、ブラジル国内と海外双方でビジネスを行う企業にとってとりわけ問題が起きやすい税である。ここでは、各税の詳細の他に問題とされている移転価格税制について記述する。

III-2. 法人所得税 (IRPJ : Imposto de Renda das Pessoas Jurídicas)

法人所得税は、法人等の利益に対して課税される連邦税である。課税標準額は、法人が選択する会計処理等によって複数存在する。税率は、基本税率が 15%、24 万リアルを超える分については 10%の付加税を加算することとなっている。

図表 6-8 法人所得税の概要

税種別	連邦税
課税対象	法人等の利益
納税者	すべての法人および個人企業 (登録されている個人企業・士業等)
課税標準額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質利益 会計処理によって計算される期間損益が基礎 (詳細は別記) ・ 推定利益 売上高およびその他収入合計が 4,800 万リアル以下の中小規模の企業に認められる納税方式 (金融機関、保険会社を除く) ・ 裁定利益 正しい会計処理が行われていない的に罰則的な意味合いで使用
税率	基本税率が 15%、24 万リアルを超える分については 10%の付加税を加算
非課税・免税対象	宗教法人、営利を目的としない学校および公益団体等
その他	・ 内国法人は全世界の所得について納税義務あり。外国法人は国内に源泉がある所得についてのみ納税義務あり。

III-3. 法人の利益に対する社会負担金（CSLL-Contribuição Social sobre Lucro Líquido）

法人の利益に対する社会負担金は、法人等の利益に対して課税される連邦税に準ずるものである。課税標準額相当額は、会計決算上の法人税引前利益に複数の修正を行った金額であり税率は一般法人の場合 9%となっている（金融機関、クレジット管理会社、為替ブローカーについては 15%）。

図表 6-9 法人の利益に対する社会負担金の概要

税種別	連邦税
課税対象	法人等の利益
納税者	すべての法人および法人格の扱いを受ける者
課税標準額相当額	会計決算上の法人税引前利益に複数の修正を行った金額 (推定利益・裁定利益を元に算出する場合あり)
税率	9%（一般法人） 15%（金融機関、クレジット管理会社、為替ブローカー）
非課税・免税対象	福祉団体、財団、協会等
その他	納付等は法人所得税に準ずる

III-4. 個人所得税（IRPF : Imposto de Renda da Pessoa Física）

個人所得税は、個人が保有する所得に対して課税される連邦税である。課税対象は、資本や労働から生まれる所得、食料、年金等のすべての所得である（ただし、下記源泉徴収分と 2 重徴収とならないようになっている。税率は、所得が少ない人からの徴収額が少なくなる形で設定されており、多段階での税率設定となっている。

図表 6-10 個人所得税の概要

税種別	連邦税
課税対象	個人が保有する所得
納税者	ブラジルに居住する個人（下記②の源泉分離課税は別であり下記で記す）
課税所得	資本や労働から生まれる所得、食料、年金等のすべての所得。以下の 3 つに分類される ① ②および③以外の所得 年間の所得として合算したものから各種控除を行った額 ② 確定利付金融取引、法人への貸付金利、賞品・特典等の受け取り等による所得

	源泉分離課税方式で計算した額→後述 ③ 資産譲渡益（不動産、動産、株式譲渡益など）等 年間の総合所得には含めず、所得を得た時点で、所得を得た者が総合所得とは別に計算した額
税率	①の所得に対して R\$16,473.72 まで 免税 R\$16,473.72 超 R\$32,919.00 まで 15% R\$32,919.00 超 27.5% (所得が 5 万レアルの場合、上記三段階で計算) ②の所得に対して 別記 ③の所得に対して 15% (ただし、一部は 20%)
非課税・免税対象	45 種類にわたる所得が法律上非課税所得として認められている。
その他	・居住者は所得の源泉が国外・国内を問わず納税義務あり。非居住者に対する課税は源泉徴収によって行われる。(後述)

III-5. 源泉徴収税 (Imposto de Renda Retido na Fonte)

源泉徴収税は、国内居住者（法人/個人）および非居住者（法人/個人）の所得の一部に対して課税される連邦税である。課税対象は、国内居住者（法人/個人）の所得の場合は役員報酬・老齢年金等の 14 種類、非居住者（法人/個人）の所得の場合はブラジル国内を源泉として得た所得である。税率は、その対象となる所得によって異なる。

図表 6-11 源泉徴収税の概要

税種別	連邦税
課税対象	①国内居住者（法人/個人）の所得 役員報酬、老齢年金、宝くじ・その他の賞金、金融所得等 14 種類 ②非居住者（法人/個人）の所得 ブラジル国内を源泉として得た所得
納税者	上記所得を支払う者
課税所得	①国内居住者（法人/個人）の所得 対象によって異なる ②非居住者（法人/個人）の所得 労働所得・役務提供から得た所得については 25%、それ以外は 15%

	の税率で課税（一部例外あり。また、技術サービスおよびマネジメントフィーに関しては、15%+CIDE10%が課税される）
税率	①国内居住者（法人/個人）の所得 対象によって異なる
非課税・免税対象	①国内居住者（法人/個人）の所得 なし ②非居住者（法人/個人）の所得 輸出に関する海外代理店コミッション支払い等
その他	法人は源泉徴収された所得税を一般的な納税の前払額として申告するが、個人の所得では、源泉分離課税を多くの所得で採用。

III-6. 移転価格税制（Preços de Transferência）

① 制度概要

移転価格税制とは、海外親会社から高価格で輸入するなどしてブラジル法人の利益を少なくし納税額を減らすといったことを防ぐための税制である。

1997年に導入されたブラジルの移転価格税制は、OECDのガイドラインに示される基本三法をもとにブラジル独自の修正を加えた基準を採用している。基本三法とは、独立価格批准法、再販売価格基準法及び原価基準法であり、ブラジルにおいてはこの三法に修正を加えた修正基本三法以外の立証方法は認められていない。

具体的には、輸入取引においては独立価格批准法（PIC法）、再販売価格基準法（PRL法）、原価基準法（CPL法）が用いられ、輸出取引では、独立価格批准法（PVEx法）、輸出先国卸値基準法（PVA法）、輸出先国小売値基準法（PVV法）、原価基準法（CPL法）が用いられる。

② 制度の特徴と問題点

独立企業間価格の算定において、税務の執行が行いやすいよう、法令上国外関連者との取引に関し固定した利潤を一律設定し、固定利潤から求めた仮想取引額を税務上の独立企業間価格と設定していることが大きな特徴である。この固定利潤は実態とはかけ離れている部分も多く改善を求める声が多い部分である。（2010年の一部改訂により率が減ぜられ、納税者に対し一定の配慮が示された）

また、先進国では一般的であるAPA（Advance Pricing Agreement：事前承認制度）も行われておらず、算定方法の妥当性等に対して事前確認は難しい状況である。

IV. 資産課税

IV-1. 資産課税の概要

資産課税は大きくわけて2種類に分類することが可能である。ひとつは資産の譲渡に関する税金、もうひとつは資産の所有に関する税金である。資産課税は、税収全体に占める割合が3.2%であり、僅かな比率である。州税という観点では、自動車所有税は重要な税収入となっている。

IV-2. 資産の所有に関する租税

① 自動車所有税 (IPVA- Imposto sobre a Propriedade de Veiculos Automotores)

自動車所有税は、自動車の保有者（個人・法人）に対し行う州税である。保有者は、保有する自動車の種類・製造年度によって決められた一定額を納付する必要がある。

図表 6-12 自動車所有税の概要

税種別	州税
課税対象	自動車
納税者	自動車の保有者（個人・法人）
課税標準額	（保有する自動車の種類・製造年度によって決められた一定額）
税率	
免税対象	なし

② 都市部建物及び都市所有税 (IPTU- Imposto Predial e Territorial urbano)

都市部建物及び都市所有税は、不動産の所有者（個人・法人）、用益物権の名義人または占有者に対して課税される市税である。市・対象となる不動産の時価・用途によって税率は異なるものの、1%～1.5%程度である。憲法で所得財産に対して非課税扱いが保証されている政党財団、社会福祉財団等が所有する不動産に対しては、免税となる。

図表 6-13 都市部建物及び都市所有税の概要

税種別	市税
課税対象	都市部不動産
納税者	都市部不動産の所有者（個人・法人）、用益物件の名義人または占有者
課税標準額	不動産の時価（売買実例価、再建築価格、家賃等を参考に決定）
税率	居住用建物 平均 1% 居住目的以外の建物・土地 平均 1.5%

	(累進課税のため平均値を記載、サンパウロ市の場合)
免税対象	憲法で所得財産に対して非課税扱いが保証されている政党財団、社会福祉財団等が所有する不動産

③ 農地所有税(ITR-*Imposto sobre a Propriedade Territorial Rural*)

農村部の土地所有に対して課税される連邦税である。なお、農村部とは都市部以外の地域と定められている。税率は、0.03%（所有面積 50ha 以下、利用率 80%超）～20%（所有面積 5,000ha 超、利用率 30%以下）と所有面積・利用率によって異なる。

図表 6-14 農地所有税の概要

税種別	連邦税
課税対象	農村部の土地
納税者	農村部の土地所有者（個人・法人）、用益物権の名義人または占有者
課税標準額	時価評価額（施設建設や耕作物の金額は考慮されない）
税率	0.03%（50ha 以下、利用率 80%超）～20%（5,000ha 超、利用率 30%以下） （所有面積・利用面積率（%）によって異なり、所有面積が多く利用面積率が小さいほど高税率。）
非課税・免税対象	非課税：学校・非営利福祉団体でその目的で使用される土地等 免税：自然植生森林地域や土地利用に制限が設けられている土地等

IV-3. 資産譲渡に関する租税

① 生存者間の不動産譲渡税 (ITBI : *Imposto sobre Transmissão de Bens*)

代金の支払いを伴う生存者間の不動産の譲渡及び不動産の権利の譲渡の際に発生する市税である。税額は、各市が定める不動産所有者税 (IPTU) の評価額、または不動産に対する権利の時価をもとに算定され、税率は、おおよそ 2～3%である。不動産の譲渡や不動産に対する権利が無償で行われた際には ITBI は課税されず ITCMD が課税される。

図表 6-15 生存者間の不動産譲渡税の概要

税種別	市税
課税対象	代金の支払いを伴う生存者間の不動産の譲渡及び不動産の権利の譲渡の際に発生
納税者	取得者
課税標準額	各市が定める不動産所有者税 (IPTU) の評価額、または不動産に対する権利の時価
税率	おおよそ 2~3% (サンパウロ市は一律 2%)
非課税・免税対象	不動産の譲渡や不動産に対する権利が無償で行われた際には、課税対象とならない。

② 資産の無償移転税 (ITCMD : Imposto sobre Transmissao “Causa Mortis” e Doação de Quaisquer Bens ou Direitos)

相続または贈与により起こる資産や権利の無償移転に対して発生する州税である。税額は、不動産と動産によって基準額が異なる。不動産の場合は不動産所有者税 (IPTU) または農地所有税 (ITR) の課税計算上使用される評価額を下回らない額、動産の場合は時価で課税標準額が決定される。税率は不動産、動産に関わらず 4%である。免税の対象は、相続と贈与で異なる。

図表 6-16 資産の無償移転税の概要

税種別	州税
課税対象	相続または贈与により起こる資産や権利の無償移転に対して発生
納税者	財産を取得した者 (個人/法人)
課税標準額	①不動産 不動産所有者税 (IPTU) または農地所有税 (ITR) の課税計算上使用される評価額を下回らない額 ②動産 時価
税率	4%で固定
非課税・免税対象	相続、贈与によって異なる。

V. その他の税

V-1. その他の税概要

その他の税として輸入税、輸出税、金融取引税が存在する。この 3 つの税は、分類としてはその他に分類される。しかし、輸入税は輸入販売を行う際に重要な税であり、金融取引税は新規進出の際の為替取引・融資に関係する重要な税である。一方、輸出税は一部のものにしか課税されておらず、国内供給不足が起きた際に逐次課税されるといった類である。

V-2. 輸入税 (II—Imposto de Importação)

外国商品や生産物がブラジルに輸入される際に発生する連邦税である。輸入品価額に運賃と保険料 (CIF) を加えた外貨額を国内通貨に換算した金額をもとに算出される。税率は、メルコスール共同市場加盟国間か否かによって大きく異なり、メルコスール共同市場加盟国間の場合は 85% の品目が 0% となっている。それ以外の取引でも一部の資本財や情報通信機器や国産類似品のない品目等は税率が低く設定されている。その他の外国商品・生産物は、大方が 2~20% で設定されており、国内産業との兼ね合い等で決定されている。

なお、この輸入税にはドローバック制度による税制恩典がある。このドローバック制度とは、部品等を使用した完成品等の輸出を 2 年以内に行い、実績を証明することにより免税扱いとなる制度である。

図表 6-17 輸入税の概要

税種別	連邦税
課税対象	ブラジルに輸入される外国商品や生産物
課税対象者	輸入者
課税標準額	輸入品価額に運賃と保険料 (CIF) を加えた外貨額を国内通貨に換算した金額
税率	①メルコスール共同市場加盟国間の取引 85% の品目は 0% ②一部の資本財や情報通信機器や国産類似品のない品目等 0% もしくは 2% ③その他 大方が 2~20% (国内産業との兼ね合い等で決定)
非課税・免税対象	ドローバック制度による税制恩典 (部品等を使用した完成品等の輸出を 2 年以内に行い、実績を証明することにより免税扱いとなる制度)

V-3. 輸出税 (IE—Imposto de Exportação)

輸出税は、ブラジルで生産・製造された商品や生産物の輸出する際に発生する連邦税で

ある。この輸出税はすべての商品・生産物に発生しているわけではなく、国内供給不足が起きた際にその是正のために逐次課税されるものであり、課税品目・税率が頻繁に変更される。なお税率は0～150%の幅で決定される。

図表 6-18 輸出税の概要

税種別	連邦税
課税対象	一部のブラジルで生産・製造された商品や生産物の輸出。国内供給不足が起きた際に逐次課税。
課税対象者	輸出者
課税標準額	商品価格
税率	流動的であり 0～150%（南米・中南米諸国に輸出する武器、弾薬等の商品は 150%）
非課税・免税対象	逐次課税方式のためなし

V-4. 金融取引税（IOF-Imposto sobre Operacao Financeira）

金融取引税は、①融資（貸付）、②為替取引、③保険取引、④債権及び有価証券取引、⑤金融機関の金の取得といった5つの取引の際に発生する連邦税である。各取引において課税標準額および税率が大きく異なっている。短期の資金運用の際は高額の IOF 課税がかかるという点は注意が必要である。

図表 6-19 金融取引税の概要

税種別	連邦税
課税対象	①融資（貸付）、②為替取引、③保険取引、④債権及び有価証券取引、⑤金融機関の金の取得
納税者	①融資 金融機関、ファクタリング会社、貸し手 ②為替取引 外貨の購入者もしくは内国通貨への為替交換を行う者 ③保険取引 保険会社 ④債券、有価証券取引 債券取得者または金融商品取得者（納付の責任は金融機関） ⑤金融機関の金の取得 金融機関

課税標準額	<p>①融資 貸付額（当座貸し越し契約では月末の借越し残高または残高増額）</p> <p>②為替取引 外貨額に相当する国内通貨額</p> <p>③保険取引 保険者が受け取る保険料</p> <p>④債券、有価証券取引 債券、有価証券の譲渡、召喚および確定利付金融取引の償還時の運用額</p> <p>⑤金融機関の金の取得 金の取得額</p>
税率	<p>①融資 個人向け貸出：日歩 0.0041% プラス固定税率 0.38% 法人向け貸出：日歩 0.0041% プラス固定税率 0.38% 日歩 0.00137% プラス固定税率 0.38% （零細企業簡易納税者として登録する法人で R\$30,000 までの融資）</p> <p>②為替取引 借入日数 90 日まで 5.38%、90 日超 0%</p> <p>③保険取引 生命保険、傷害保険 0.38% 民間の健康保険 2.38% その他の保険 7.38%</p> <p>④債券、有価証券取引 最高で 1.5%だがほとんどゼロ課税 ただし、短期の資金運用には、高額の IOF 課税がかかる</p> <p>⑤金融機関の金の取得 1%</p>
非課税・免税対象	①～⑤において個々に決定

VI. 課税イメージ

課税イメージを以下に示す。この課税イメージはあくまでも一例にすぎず、州によって解釈が異なる場合も多いことを留意されたい。

VI-1. 個人が直接メーカーから購入した場合

個人が直接メーカーから購入した場合、ICMS・PIS・COFINS・IPI が課税される。法的には、ICMS を含んだ価格が商品の価格と定義されるものの、ここでは、ICMS を含まない価額を 1,000 としてかかる税額を算出する。

図表 6-20 個人が直接メーカーから購入した場合の課税イメージ

税種別等	額	概要
商品本体価額	1,000.00	(ICMS 等を含まない純額)
ICMS	279.07	1,550.38 (商品最終価格) × 18%
PIS/COFINS	130.37	1,409.44 (小計) × 9.25%
小計	1,409.44	商品本体価額 + ICMS + PIS/COFINS
IPI	140.94	1,409.44 × 10%
商品最終価格	1,550.38	小計 + IPI

上記に示す通り、最終価格は 1,550.38 となり、実効税率は、約 35%となる。

VI-2. 商品を輸入した場合

商品を輸入した場合、II・ICMS・PIS・COFINS・IPI が課税される。ICMS 計算時は、CIF 額 (輸入品価格 + 保険料 + 輸送費) ・ II ・ PIS ・ COFINS/IPI ・ 通関費用を含めた額が課税標準額となるため、複雑な計算が必要となる。ここでは、CIF 額を 10,000 であるとしてかかる税額を計算する。

図表 6-21 商品を輸入した場合の課税イメージ

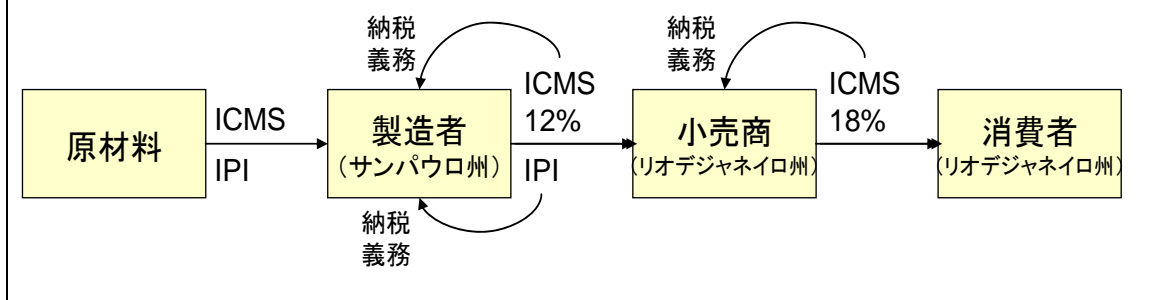
税種別等	額	概要
CIF 額	10,000.00	輸入品価格 + 保険料 + 輸送費
II	200.00	10,000 × 2%
IPI	510.00	10,200 (CIF + II) × 5%
PIS/COFINS	1,258.91	細則 I.N.572/2005 より算出。 10,000 × 1.3609890 × 9.25%
通関費用	100.00	(100.00 と仮定)
小計	12,068.91	
ICMS	2,649.27	12,068.91 / (1 - 18%) × 18%
商品価格	14,718.18	

上記に示す通り、最終価格は 14,718.18 となる。

VI-3. 州をまたぐ製造・販売の場合

州をまたぐ製造・販売を行う場合、図表 6-22 に示すように、ICMS、IPI 等が複数回課税される。なお、図表 6-22 中の製造者は、仕入れに関する ICMS および IPI をクレジットすることにより小売業者に対する卸売価格に関する ICMS および IPI との差額を納付することになる等、実際は複雑な処理となる。

図表 6-22 州をまたぐ製造・販売の場合の課税イメージ



第7章 労働事情

I. ブラジルの労働事情

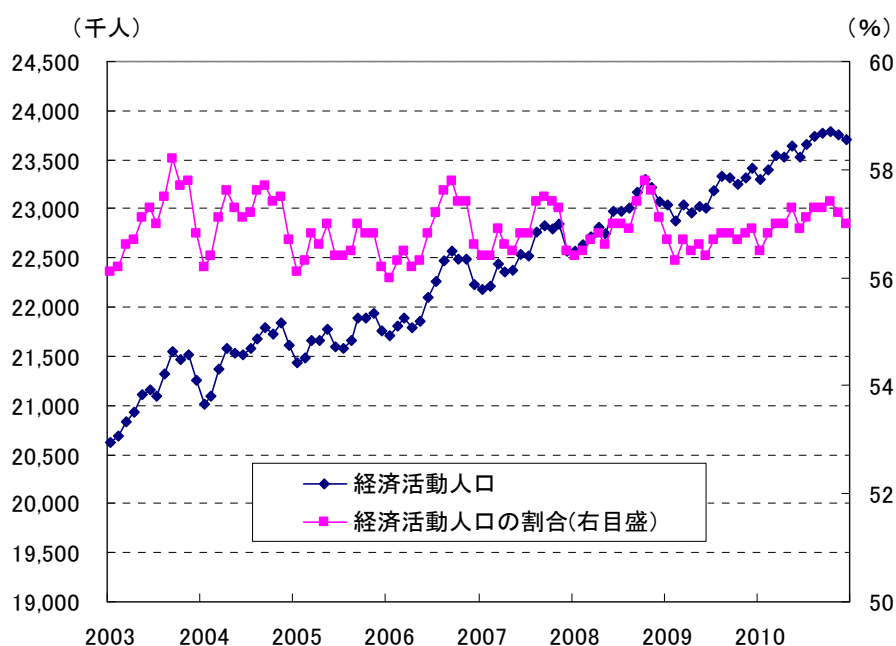
I-1. ブラジルの労働市場

① 就労人口

米国の統計局の推計によると、2010年7月時点でのブラジルの総人口は201,103千人、うち66.8%が15歳から64歳であるとされる（2010年10月に実施されたブラジル国勢調査の速報では、同年8月1日時点での総人口は190,732,694人とされている）。すなわち、およそ1.34億人がいわゆる生産年齢人口である。

一方、ブラジル政府（IBGE）が発表する労働統計は6大都市（レシフェ、サルバドール、ベロオリゾンチ、リオデジャネイロ、サンパウロ、ポルトアレグレ）のみを対象としたものであるが、これによれば、10歳以上人口の57%前後が経済活動人口（勤労者と求職者の合計）であると推計されている。米国統計局のデータと年齢区分が異なることを考慮しても、ブラジル全土でおおよそ8,000万人が労働市場を形成していると考えられる。なお、同統計によれば、6大都市の経済活動人口は2,370万人と推計されている（2010年12月）。

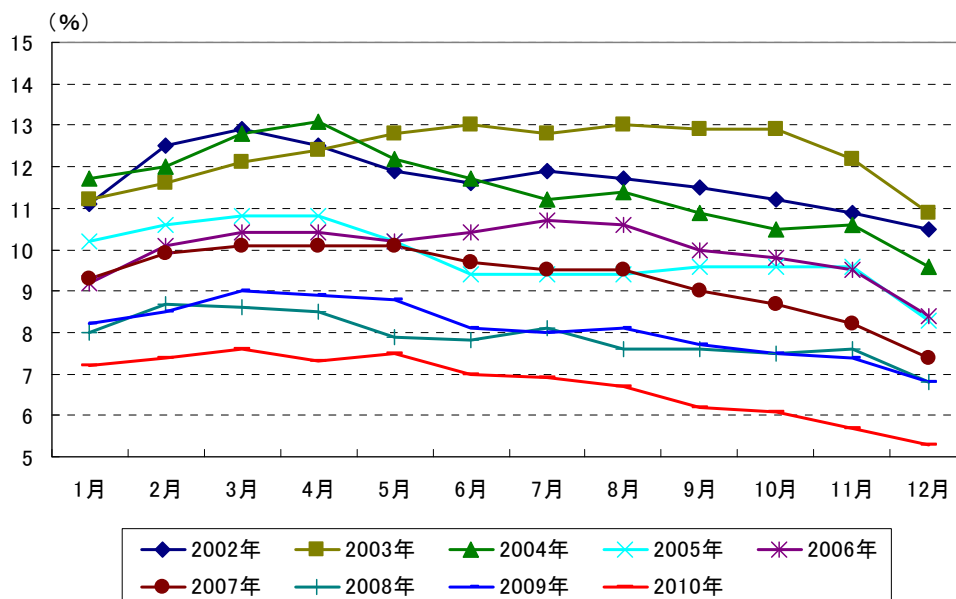
図表 7-1 ブラジル6大都市の経済活動人口とその割合



(出所：IBGE)

昨今の好景気を受け、ブラジルの失業率は歴史的な低水準で推移している。2000年代前半には10%を超過することが常態化していた6大都市の失業率は年々低下傾向にあり、2010年入り後は、過去最低水準で推移している。

図表 7-2 ブラジル 6 大都市の失業率の推移 (%)



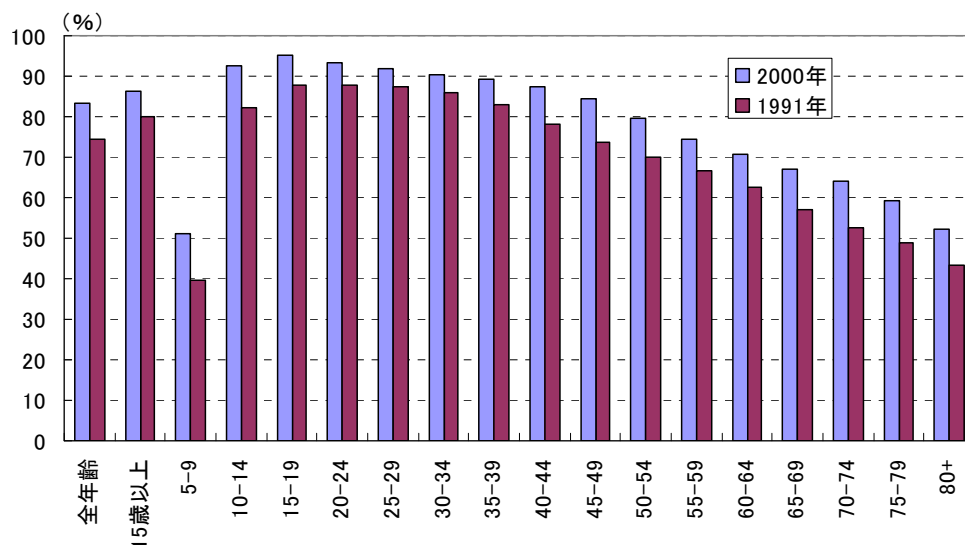
(出所：IBGE)

② 労働の質

ブラジルでは、1990年代の教育改革等を契機として全体的に就学率が向上、労働者の教育水準が向上し、労働力の質が向上している。若干古いデータではあるが、国勢調査による識字率のデータを見ると、1991年から2000年にかけて、各年齢階層とも10%ポイント前後の識字率の向上が見られる。たとえば15歳以上の識字率は、この9年間で79.9%から86.4%に改善した。なお、国連開発計画（UNDP）のレポートによると、2007年現在のブラジルの15歳以上人口の識字率は90%とされ、基礎的な教育レベルの向上が進んでいるものと推察される。

こうしたことから、企業が一定程度以上の教育水準の従業員を雇用することは、かつてに比べて容易になってきていると言える。

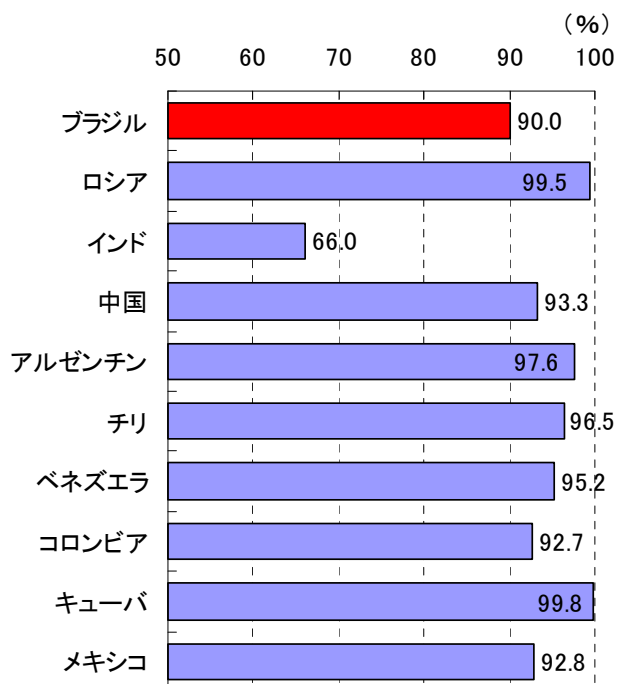
図表 7-3 ブラジルの年齢別識字率



(出所：IBGE)

また、ブラジルの教育水準は必ずしも他国と比べて高くはないことにも注意が必要だ。先述の UNDP のレポートによれば、ブラジルの識字率は他の新興国や中南米諸国に比べて若干見劣りする水準にとどまっている。

図表 7-4 主要国の識字率



(出所：UNDP “Human Development Report 2009”)

1-2. ブラジル労働法

① 憲法規定

ブラジルでは、1988年の憲法制定時に労働者の権利の保護を宣言している。さらに、軍政権下での労働者の権利抑圧の歴史をふまえ、労働者保護の為の規定を詳細に定めている。憲法で定められた労働者の社会的権利には、「全国一律の最低賃金」や「団体協約または団体協定で定める場合を除く給与または賃金の減額の禁止」「13ヶ月分の給与」などがあり、詳細規定の条文は34項に及ぶ。ブラジルでは、労働者の権利保護のため、労働者と使用者の間の紛争を解決する為の特別裁判所として労働裁判所を置くことを憲法で定めている。

② 統合労働法

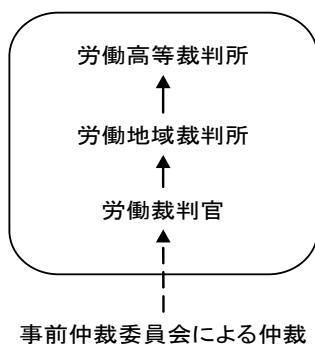
現在、労働者の権利を具体化している法律は、統合労働法（CLT）とよばれるものである。これは、1943年に1930年から40年代にかけて規定された複数の労働関係法規を統合して作られた法律である。統合労働法においては、使用者と労働者の間の非対称性に着目し、労働者を経済的弱者、使用者を搾取者とみなして労働者を保護する保護主義的傾向が強い。統一労働法はかなりの頻度で改正が加えられるために理解が難しく、労働法に関する問題については、労働法を専門とする弁護士に相談するのがよい。

③ 労働裁判所

ブラジルでは、労働者と使用者の間の紛争を解決するための特別裁判所として、労働裁判所を置いている。個人が労働訴訟を起こす場合の第一審は労働裁判官であり、第二審は労働地域裁判所、労働高等裁判所が第三審で最高審級裁判所となる。ただし、憲法問題については連邦最高裁に特別上訴をする事ができる。現在、ブラジルの労働裁判所においては裁判官の数に対して訴訟の数が多すぎ、訴訟遅滞が問題となっている。

訴訟量の増大に対し、ブラジルでは裁判制度以外での解決を図るため、労働者と使用者間の紛争を解決する為の組織として事前仲裁委員会を設置している。事前仲裁委員会は裁判制度の外の組織であり、この仲裁を受けていなくても労働裁判所に訴訟を提起することができる。

図表 7-5 労働者と使用者の間の紛争解決の仕組み



(出所:各種文献より(株)日本総合研究所作成)

II. ブラジル人の雇用

II-1. 従業員の募集

従業員の募集にあたっては、会社が直接採用を行うケースと、人材紹介業者に従業員の確保を委託するケースがある。人材紹介業者の中には日系人に強いところもあり、場合によってはこうした業者を起用することも考えられる。一方会社が直接採用を行う場合、工場での従業員募集など大規模な場合は新聞や張り紙による告知がおこなわれる。事務所などで少人数の場合はすでに雇っている従業員の知人の紹介など、縁故による採用も行われている。

ところで近年、ブラジルの好調な経済成長を背景として、有能な人材の雇用が難しくなってきた。特にサンパウロやリオデジャネイロではその傾向が顕著であるとされる。

バイリンガルやマルチリンガルの人材を雇うためには、相応の待遇を準備する必要がある。また場合によってはそうした人材を見つけることすら難しいかもしれない。特に、日本語を話せて、かつ日本企業の社風を理解できる人材はごく限られている。ブラジル進出当初からこうした人材に巡り合うことができれば望ましいが、他の日本企業からヘッドハンティングするような形になると、日本企業同士の予期せぬトラブルを招くおそれもあるため注意が必要だ。また、日本の駐在員としてブラジルで働き、退職後にブラジルに永住することを選択する日本人も少なからず存在し、こうした退職者層を起用することも検討に値しよう。

II-2. 雇用契約の締結

ブラジル労働法では、就労の前提として個別労働契約の締結が必要であり、労働・社会保障手帳（CTPS）の記入が義務付けられている（CTPS なしでの労働契約の締結は認められていない）。

個別労働契約の締結と CTPS の記入を前提として、女子・若年労働者の保護、賃金（最低賃金）規定、労働時間と休息时间及び休日・有給休暇、労働組合とストライキなど労働法の規定が適用され、社会保障を受けることになる。

現実にはブラジルでは、CTPS の記入を行っていないインフォーマルな労働者が少なからず存在すると言われている。社会保障や最低賃金すら得ることのできない貧困層、CTPS の記入手続きの煩雑さと雇用にかかる負担を避ける小規模事業者が不完全労働者として認識されている。

II-3. 雇用契約の終了

① 雇用契約の終了に対する考え方

ブラジルでは、従業員側の雇用に対する考え方が日本よりも欧米に近く、終身雇用を前提とせず、就職は次の段階へのキャリアアップと考えている。そのため、雇用契約が終了することに対する抵抗はあまりない。

ブラジルでは給料の引き下げは認められない。また、賃金は毎年産業別組合の決めた昇給率を前年の賃金に適用して決定される。このようにブラジルが特殊な賃金設定環境にあるため、企業によっては従業員の採用計画を短期で設定し、一定以上賃金が上昇した従業員については解雇し、次の従業員の採用を行うよう、人事サイクルを徹底して管理しているケースも見られる。このように、ブラジルにおいては労使共に、雇用に対する考え方がとてもドライとなっている。

② 雇用契約の終了の形態

ブラジルでは統合労働法の認める解雇事由をつけた雇用契約の終了を企業が選択した場合、解雇の原因となった事由の当否を争って労働者が労働裁判所に訴えるケースがみられる。この場合、企業側には労働紛争における訴訟負担がかかるほか、敗訴のリスクも高い。そのため、解雇をめぐる問題は労働者の側に、労働法上の解雇事由の該当があったとしても、企業は慎重な対応をする事が必要となる。

一方、企業は労働者に帰すべき理由なく解雇することも認められている。この場合、後述の勤続年限保証基金（FGTS）の積立額に40%を割り増して当該労働者に支払う、30日前に通告する、有給休暇の残存分を支払う、などの義務が会社側に生じる。それでも、労働訴訟の事務的負担や敗訴のリスクなどを勘案し、法的に認められる解雇事由が労働者側にあっても、この形態による雇用契約の終了を選択する企業も少なくない。

III. ブラジル人労働者の雇用により生ずるコスト

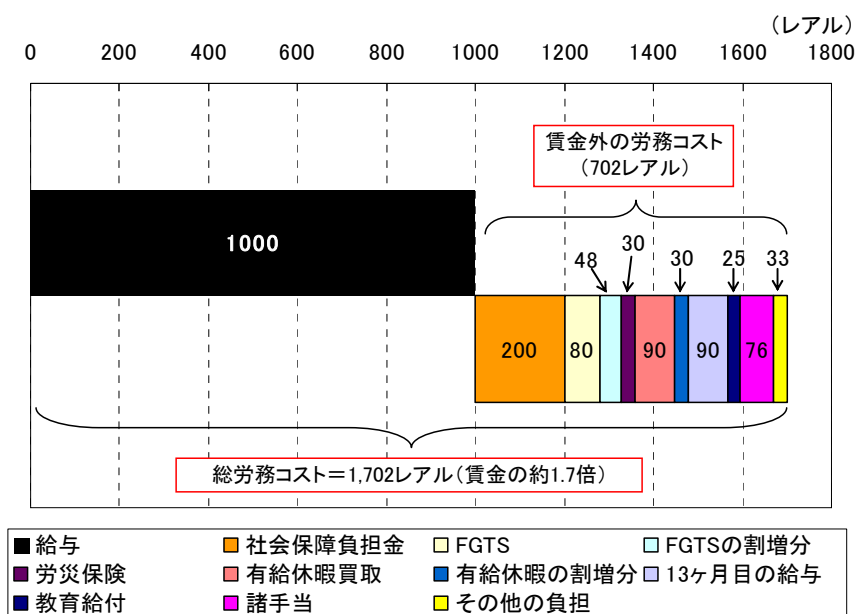
III-1. 概要

ブラジルは労働組合が強く、ボーナスの時期や年初に大規模な交渉の場が設けられる。話し合い以外の解決の策はない。労働組合の概要については後述する。

一般に、労働者に係るコストをすべて含めると、労働者に支払う給与額の1.7倍程度から、企業によっては2.4倍程度の総額になると言われている。極めて大まかにいうと、社会保障等が賃金の約4割、休暇手当などの労働時間外手当が約4割、その他諸経費が約2割、あわせて賃金自体の額の2倍内外になる。

エザミ誌は2009年12月13日号の記事で、こうした賃金以外の労務コスト負担が、従業員に支払う月額給与の70~100%程度であると紹介している。また、同記事はブラジルの対比として、労働者の権利が保護されているフランスでは労務コストが給与の79%、一方労働の流動性が高い米国では同9%であることにも言及している。

図表 7-6 労働者に月額 1,000 レアルを支払う場合の労務コストの例



(注：FGTS は勤続年限保証基金。後述。)

(出所：Exame 誌 2009 年 12 月 13 日号『Complicada, cara e contra o trabalhador』)

このとおり、労働者を多く雇う必要のある業種については、できる限り省力化・機械化等でコストを削減する努力が必要となろう。

なお、福利厚生のうち法律によって定められている項目は安全推進担当者の設置や医者の常駐などのいくつかに限られている。そのため労使交渉においては、給与水準のみならず、福利厚生の面でも労働者からの要求が多い。企業ごとの個別性が強いといえ、それぞれの企業での対応が必要である。また新会社を設立する際でも、同業他社の水準を求められることが一般的である。

III-2. ブラジル人労働者雇用にあたり生ずる金銭的負担

ブラジルでは、ブラジル人労働者の雇用にあたり生ずるコストは、通常の労働対価として支払われる賃金のみならず、社会保険料等の諸負担や各種の手当などの間接的な労務コストも高額になりがちであるため注意が必要である。

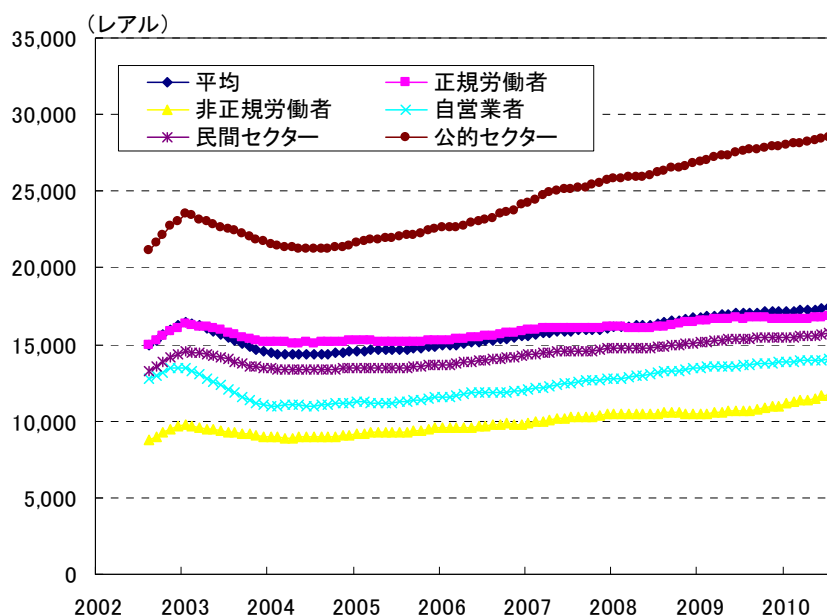
日本貿易振興機構（ジェトロ）の調査によるブラジル主要都市の賃金水準は以下の通りである。

図表 7-7 ブラジル主要都市の月額賃金等水準比較 (2010年2月、米ドル)

	サンパウロ	マナウス	リオデジャネイロ
ワーカー (一般工職)	618.96	536.51	588.47
エンジニア (中堅技術者)	3,376.07	2,927.09	3,220.20
中間管理職 (課長級)	6,161.97	4,610.61	5,068.05
賞与支給額	基本給 1 ヶ月分	同左	同左
社会保険雇用者負担	26.8-28.8%	同左	同左
社会保険被雇用者負担	8-11%	同左	同左

(出所：JETRO 資料より(株)日本総合研究所作成)

図表 7-8 大都市の勤労者の実質所得の推移 (前 12 カ月合計)



(出所：IBGE)

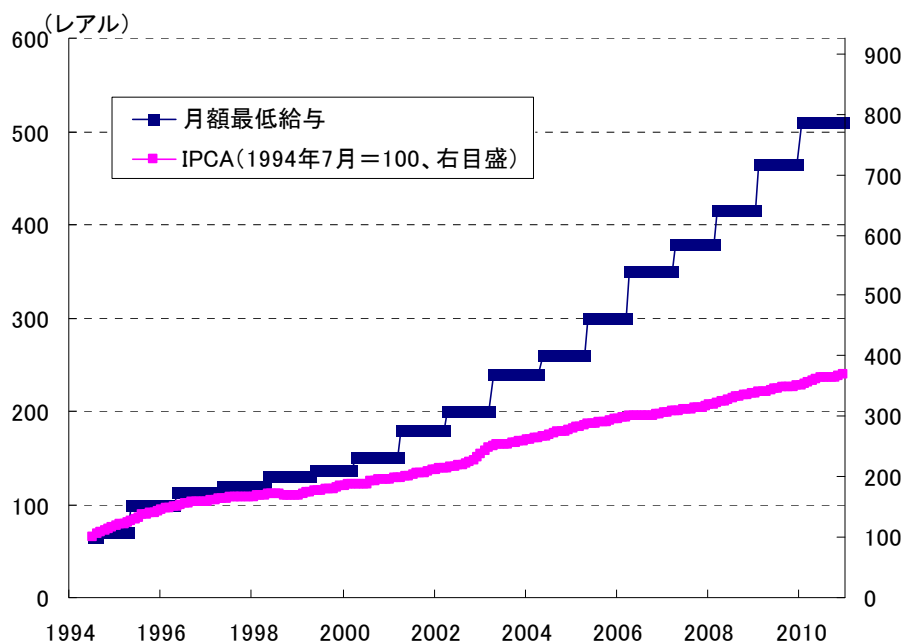
① 賃金

<最低賃金>

ブラジルの最低賃金は 1988 年憲法で規定され、全国共通で全業種に適用されており、最低賃金水準で働く労働者も少なくないとされる。

1994 年に現通貨のレアルが導入された際には 64.79 レアルと定められていた月額最低賃金は、物価上昇率よりもハイペースで上昇してきた。2011 年は月額 545 レアルとなることが議会によって定められている。

図表 7-9 月額最低賃金と物価の変化



(出所：IBGE、労働省)

<給与昇給>

ブラジルでは、賃金は会社の業績や従業員個人の能力によって会社が自由に決定することが出来ない。昇給率は毎年の労使交渉によって決まるが、産業別組合が主張する昇給率に大きく影響される。個々の企業の業績が思わしくなくとも、当該産業全体の業況が好ましいものであれば、その企業も他社と同等の水準の昇給を余儀なくされることが多い。

<給与の支払い対象とみなされる期間>

ブラジルでは、以前より慣行として従業員に対して支払われていたクリスマス手当が制度化されており、雇用主は従業員に対して13カ月分の給料を支払う義務がある。「13カ月目」の給与は、毎年11月までの期間と12月との2回に分けて従業員に支払うものとされている。

② 社会保険等

ブラジル人労働者を雇用する場合に雇用主が負担すべき社会保険等について、代表的なものを下表に示す。

図表 7-10 雇用主が負担する社会保障

名称	概要
勤続年限保証基金 (FGTS)	従業員の給与支払額に応じて雇用主が負担する積立金で、従業員の退職の際に支払われる。毎月の支払額は一般的に給与の8%。 この積立金は個々の従業員ごとに設定されるFGTS専用の銀行口座に預金され、従業員の退職または解雇の際などに限って従業員が受け取ることができる。 上述のとおり、労働者を理由なく解雇する場合は、当該労働者に積み立てられた金額の40%の割増分を会社が負担しなければならない。
社会保険負担金	主に退職者向けの公的年金の主な原資として使われ、雇用主と従業員の双方が負担するもの。雇用主の負担分は給与の26%から29%程度(上限額あり)。

(出所：各種資料により(株)日本総合研究所作成)

③ 諸手当

ブラジル人労働者を雇用する場合に雇用主が一般的に負担する諸手当を下表に示す。これらのうち、給与額とは区別されて課税や社会保険負担の算定基準から控除される項目もある。これ以外の項目についても労使間の協約により雇用主に求められることがある。

図表 7-11 企業が従業員に支弁するおもな手当の項目

名称	概要
家族手当	扶養家族がいる従業員に対して与えられるもの。
利益共有金	労使協約に従って、企業の利益の一部を従業員が受けられるもの。
交通費の支給	通勤の際に係る交通費を支給するもの。
食事券	昼食と引き換えることのできるクーポン券。
時間外手当	それぞれの条件（時間外労働、夜間労働、危険とみなされる労働、健康を害するおそれがあるとみなされる労働）に応じて従業員に支払われる追加的な給与。時間外労働の場合、所定の給与の50%。
夜間労働手当	
危険手当	
非健康手当て	
有給休暇手当	従業員が有給休暇を取得する期間に、所定の給与に上乗せして支払われるもの。

(出所：各種資料により(株)日本総合研究所)

III-3. 労働時間

労働時間については、憲法で上限が決められている。労働時間は一日 8 時間、週あたり 44 時間を越えてはならないとの規定であり、これを、統合労働法が具体化している。また、一日当たりの時間外労働は 2 時間までとされている。

一日あたり一定時間を越える労働に対しては、その途中に休憩を与えることも義務付けられている。

III-4. 有給休暇

ブラジルでは労働者の権利として有給休暇を 30 日付与することが定められている。有給休暇を消化させられない場合は、会社はその時間を所定の給与の 2 倍で買い戻す必要がある。

また、従業員が有給休暇を取得する際、「13 カ月目」の給与の半分を休暇の直前に受け取るか、あるいは有給休暇中の給与の 3 分の 1 を所得税の算定から控除するか、どちらかを選択することができる。

IV. 労使関係

IV-1. 従業員との関係

最初に日本企業が直面するのは言葉の問題である。日系人が多いブラジルにおいては、日本語を解する人材が一定程度存在するとはいえ、すべて社内の意思疎通を日本語のみで行うことは難しい。英語を社内公用語にしている日本企業も多い。

現地スタッフをマネジメント層として登用している会社では、彼らに現地のビジネス環境や法制・税制に対する知識へのアクセス、日本ブラジル両国の慣習への理解など、日本人の駐在員と現地スタッフの架け橋となることを期待している例が多い。ただし、日本人スタッフと現地スタッフとの橋渡しを、日本語とポルトガル語を理解するごく少数の人材に長期的に任せてしまうことはリスク要因となる可能性もあり、留意が必要である。

全般的に、ブラジル人スタッフの労働に対する考え方や態度が日本人とは大きく異なることを理解しておく必要がある。日本企業の常識的な価値観は必ずしもブラジルでは通用しない。

IV-2. 組合との関係

かつてのブラジルでは、職種や地域による組合しか認めず、その組合に労働者を帰属させることで組合組織を認めつつ、労働運動の管理を行なってきた。こうした背景によって結成された伝統的な組合組織が、現在も政治的権力を保持している。一方で、現在では、結社の自由を受けて、伝統的組合とは性格を異にする労働組合も多数結成されている。

ブラジルの労使交渉においては、日本の場合と異なり、交渉の初期の段階で提示される労働者側の条件は現実的でないことが一般的である。ブラジルの労使交渉においては、労

働者側と使用者側の双方が、自らの主張を最大限に行なうところから交渉を始め、繰り返しの交渉から妥結点を探るスタイルが多い。

IV-3. 労働紛争

既に述べた通り、ブラジルには、労働者と使用者の間の紛争を解決するための特別裁判所として、労働裁判所が置かれている。統合労働法（CLT）は労働者を弱者、使用者を搾取者とみなしており、労働訴訟においても労働者と使用者の力の非対称性に着目して、労働者の権利が保護されるように裁判運用を行う。そのため、使用者側に立証責任が課せられ、労働者に有利な判決が出されがちである。もしも労働紛争となった場合、あるいはなりそうな場合は、使用者側は労働問題に詳しい弁護士と相談しながら、十分な証拠を用意して万全の体勢で訴訟に臨む必要がある。

日本とブラジルの労働慣習の差異や、法律で具体化されている労働者権利の相違から、日本人経営者にとっては思わぬところでブラジル人労働者と紛争になるケースが多い。特に、勤務時間やブラジル人労働者への指導、解雇をめぐる問題がトラブルの原因になりやすく注意が必要である。

ひとくちメモ ⑤：ブラジル人の職業に関する考え方

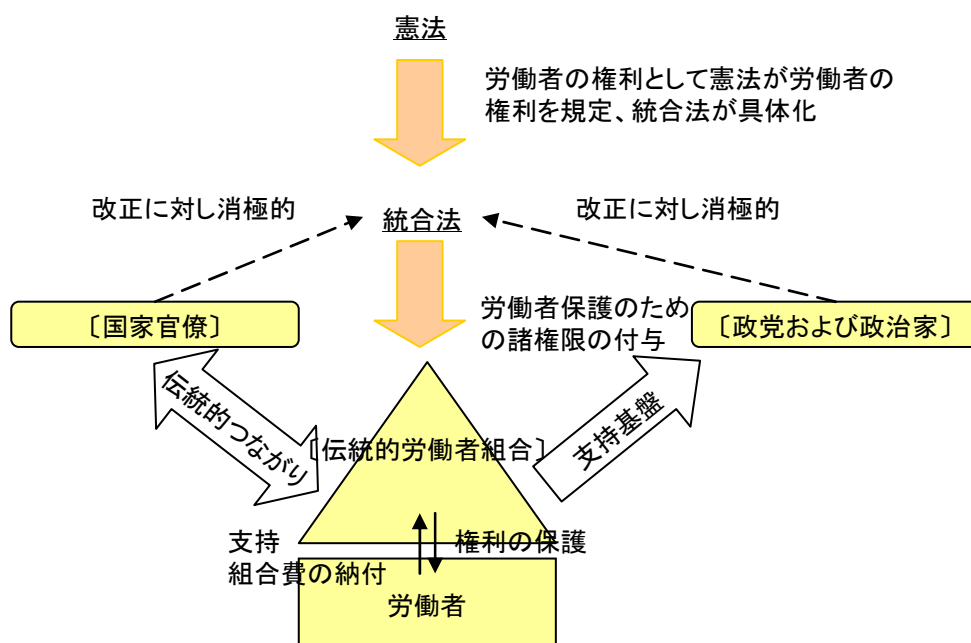
ブラジルでは、労働者の権利が重視・保護されていることを背景として、非常に労使間のトラブルが多いとされる。たとえ会社が被雇用の勤務怠慢を理由に訴訟を行っても労働者の権利を擁護する運用になっているため、使用者は十分な証拠をもって被雇用者側の落ち度を立証しなければ、裁判で勝てないことが多い。

一方、ブラジル人のワーカークラスの中には、「お金を貰えさえすれば退職をためらわない」という傾向がある。退職金として法定の金額を渡しさえすれば、心理的なわだかまりなく労働者を解雇できる例も珍しくない。

V. ブラジル人労働者の雇用に関連する法律等の改善の見通し

労働者の権利を重視するブラジルの労働法制は、ブラジルの国際競争力を低下させているとの指摘がなされており、政府も改革の必要性を認識している。しかし、その改革は遅々として進んでいない。ブラジルでは、憲法で労働者の権利が相当程度にまで具体化されているうえ、現在の労働法の規定により既得権を得ている伝統的な組合の指導者を中心として、労働法の改革に消極的な勢力が政治権力を有する層に多い。現政権が先のルーラ政権と同様、労働組合を支持基盤とする労働者党（PT）を与党としていることもあり、労働法の改革のスピードは今後も当面緩やかなものとなることが見込まれる。

図表 7-12 ブラジルの労働法をめぐる権力関係



(出所：宇佐美耕一「新興工業国における雇用と社会保障」等を参考に(株)日本総合研究所作成)

VI. 外国人の雇用

VI-1. 外国人就業規制

外国人の経営者（社長等役員のほか部長も該当）には永住ビザの取得が義務付けられている。外国企業がブラジル国内に新規に投資する場合、20万ドルの投資を中央銀行に登録すると、1名分の永住ビザが発給され、以後20万ドルの投資ごとに1名分の永住ビザの申請が可能となる。なお、最初の投資ののち2年以内に10名以上のブラジル人従業員を雇用することが可能な計画を提示した場合には、5万ドルの追加投資額でも1名分の永住ビザが発給される（JETROのウェブサイトより）。

経営者以外の外国人労働者をブラジル国内で就労させる場合には、一時居住ビザである就労ビザを取得する必要がある。この場合、就労ビザの発給要件はかなり厳しいものとなっているうえ、発給要件に関する規定は頻繁に改正がなされるため、注意が必要である。

現在のところ、ブラジル国内で調達できない特殊な技能等を持つ外国人労働者にのみ就労許可が下りることとなっている。就労ビザの申請の仕方に工夫が求められる。

また、外国人の就労に当たっては、RNAの取得と労働カードの申請が必要となる。

VI-2. ブラジル人労働者の雇用義務

統合労働法により、企業にはブラジル人労働者の雇用が義務付けられている。雇用することが義務付けられるブラジル人の従業者数は、外国人労働者の従業者数を基準として定められており、かつブラジル人従業者に支払われるべき給与の総額も、外国人労働者の給与額を基準として、一定額以上であることが求められる。

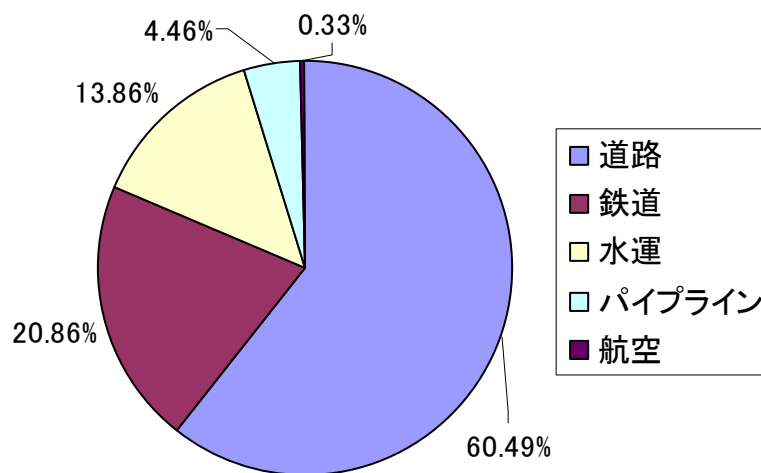
第8章 インフラ整備状況

1. 運輸手段の概況

ブラジルは広大な国土を有し、発展度合いに地域間の差があるほか、各都市が独自の発展を遂げてきた。インフラの整備状況においてもこの状況は変わらず、特に輸送手段は、各地方の歴史的、地理的、経済の発展状況等の理由により独自の発達を遂げている。そのため、各都市間および周辺地域の中の輸送手段は、ある程度整備が進んでいるものの、全国的に統一された鉄道や道路が少ないことがブラジルの輸送手段の特徴である（「ブラジルの鉄道利用」財団法人運輸政策研究機構）。

ブラジルでは歴史的には順調なインフラ整備が行なわれてきたが、1980年代の債務危機を契機に、ブラジル政府が財政難に陥り、当時は国営であったインフラについて、新規投資や既存設備の維持に関するコストを削減した結果、現在では道路や港湾等の老朽化が進んでいる。近年、民間事業者の活用によるインフラの改善を図っているほか、多年度計画の一つである PAC でインフラ整備を重点的に実行するなど、国をあげたインフラの状況改善のための取組が行われている。

図表 8-1 2000年時点におけるブラジルの物流インフラの内訳（金額ベース）



(出所：ANTT)

図表 8-2 ブラジル全土の交通網



(出所 : ANTT)

II. 道路

II-1. ブラジル物流インフラにおける道路の位置づけ

ブラジルでは、国内貨物輸送の約 6 割を道路に依存するなど、道路輸送が内陸輸送の核となっている。各地域はそれぞれ、道路事情が地理的条件や発展経緯により異なる位置づけとなっているが、中でも北部と南東部はその特徴が現れている。

ブラジル北部は面積が広いものの、熱帯雨林で覆われており、連邦道路も主要幹線に限られている。州政府管轄の道路は、ある程度整備が進んできたが、道路の状態はあまりよくない。同地域への輸送には、アマゾン川およびその支流を利用した内水路が主に利用されている。

ブラジル南東部は、サンパウロやリオデジャネイロを有し、ブラジルの中で都市化が最も進んでいる地域であり、都市部を中心に連邦政府管轄の道路が集中している。

図表 8-3 2000 年時点における道路網



(出所 : Ministerio dos Transportes)

図表 8-4 ブラジルの北部道路網 (連邦政府管轄のもの)



(出所 : Ministerio dos Transportes)

図表 8-5 ブラジル北東部道路網（連邦政府管轄のもの）



(出所 : Ministerio dos Transportes)

図表 8-6 ブラジル南東部道路網（連邦政府管轄のもの）



(出所 : Ministerio dos Transportes)

図表 8-7 ブラジル南部道路網（連邦政府管轄のもの）



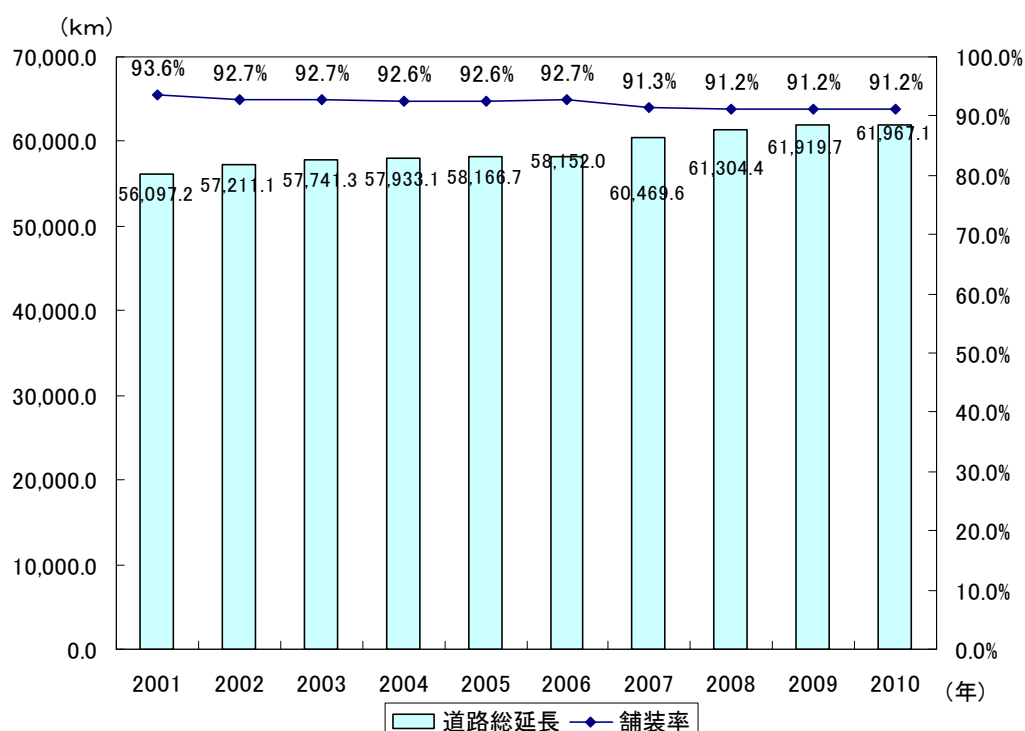
(出所 : Ministerio dos Transportes)

図表 8-8 ブラジル中西部道路網（連邦政府管轄のもの）



(出所 : Ministerio dos Transportes)

図表 8-9 連邦政府管轄の道路の総延長および舗装率の推移



(出所：DNIT)

ブラジルでは州内および市内の道路網の発達のほか、都市間を結ぶ道路網も整備が行なわれている。道路の舗装も進んでいるが、ブラジルは地域によってはアスファルトの状態が極めて悪い。これはブラジルが主に熱帯地域に属し、太陽熱で高温に熱しられた後に、激しいスコールで急冷され、ひび割れてしまい状態を良くしておくことが困難な為である。

また、マナウスからサンパウロまでの縦断道路においては、トラックの強盗被害が報告されているので、貨物への保険はきちんとかけておくのが良い。

航空機に比べると安価で、さまざまな地域に向けて運行がされている長距離バスは、ブラジルにおける旅客運送の主要手段となっている。主要ターミナルには数多くの長距離バス路線が発着をしている。クリスマス休暇の前には里帰りのために多くの人が長距離バスを利用するため、その混雑は相当なものとなる。

II-2. ブラジル国内の道路整備の状況

① 州及び市内

サンパウロ等大都市においては、市内の道路の整備状況は良好である。

サンパウロ市内においては、近年の自動車所有者数の増加と、市内の公共交通機関の不便さから、市民の交通手段はもっぱら自動車となっており、慢性的な交通渋滞が生じている。サンパウロ市では、ナンバープレートによる市内の乗用車の走行規制や、時間帯によ

る市内へのバスやトラックの走行規制などの対策を行なっているが、状況は改善されていない（「サンパウロスタイル」JETRO、2010年）。

② 都市間を結ぶ道路

ブラジルは米国、中国、インドに次ぐ約 175 万 km の道路網を有するが、このうち舗装されているものは総延長の 5.5%、9 万 6 千キロ余りに過ぎない。都市部の道路は改善しつつあるものの、内陸部の道路整備が立ち遅れているのが現状だ。

近年は民間資本の導入による高速道路網の整備も進んでいる。たとえばサンパウロ都市圏においては、北部の工業都市から南部のサントス港まで、サンパウロの中心地を迂回して到達できるようになっている。

高速バスのターミナル駅



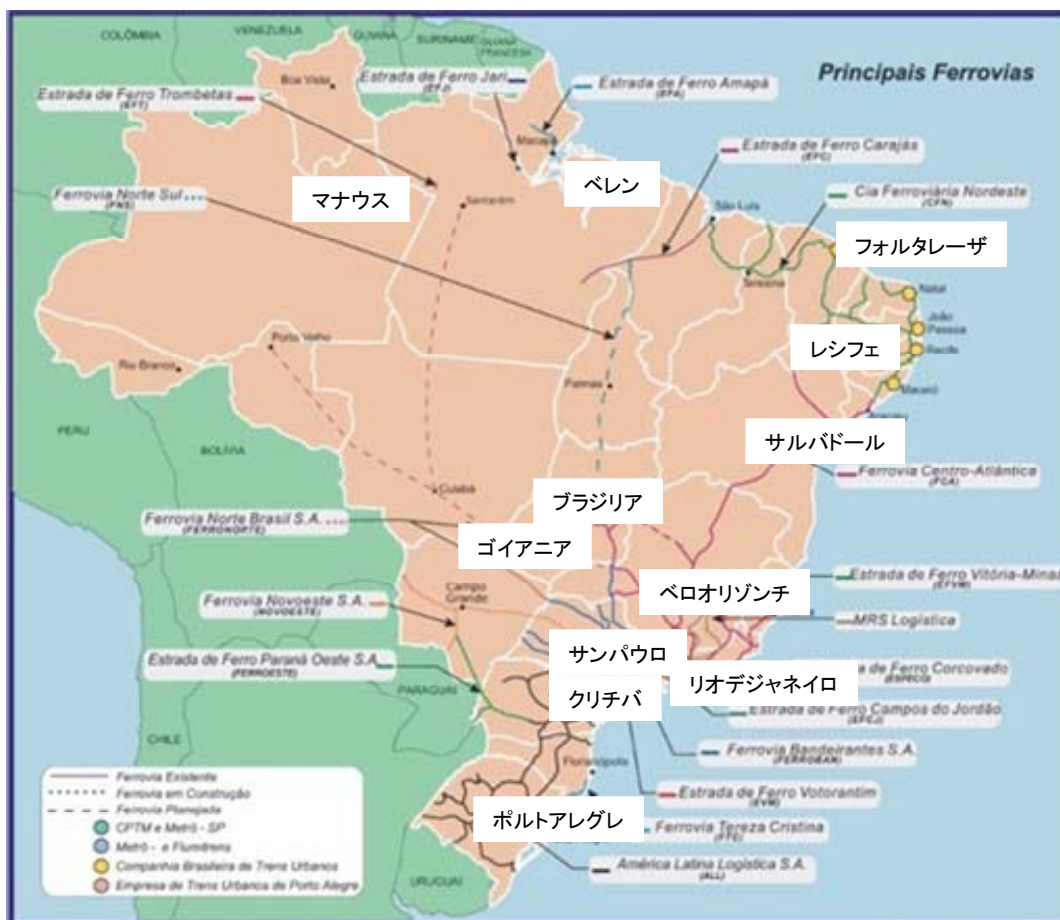
III. 鉄道

III-1. ブラジル物流インフラにおける鉄道の位置づけ

ブラジル全土で、総延長約 29,000km の鉄道網があり、世界第 10 位の総延長である。その大半が南部、南東部、北東部の海岸に近い地域に集中しており。一般に内陸部との連結は依然不十分な状況にある。

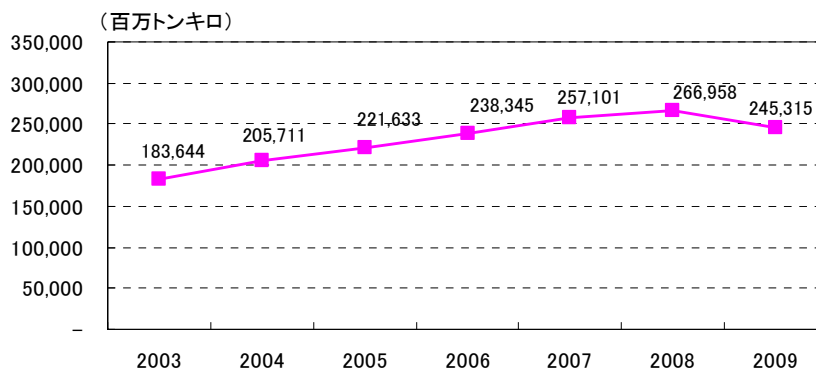
ブラジルの鉄道による貨物輸送は、国内貨物輸送の約 2 割を占め、このうち鉄鉱石の占める割合が極めて大きい。これに続いて、農作物や大豆、製鉄製品の輸送も鉄道輸送の大きな割合を占めている。

図表 8-10 ブラジルの鉄道網



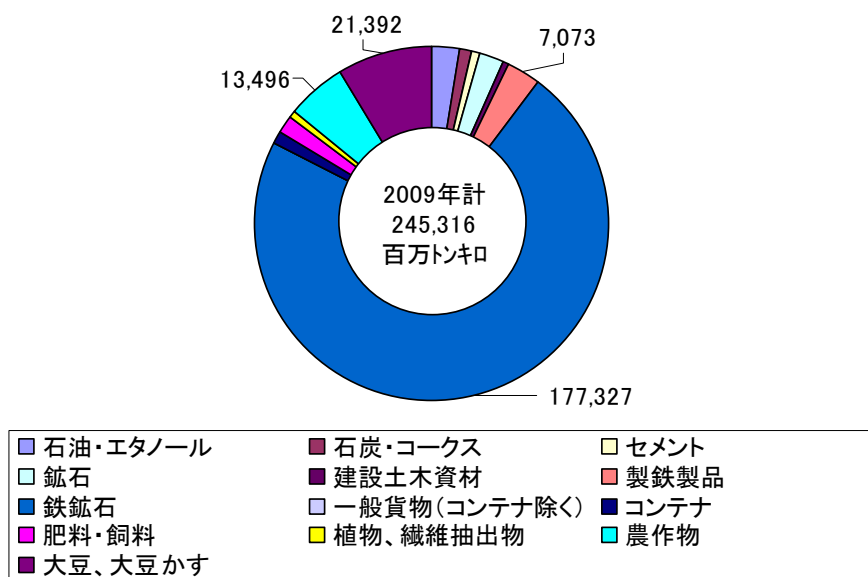
(出所：ANTT)

図表 8-11 ブラジルの鉄道輸送量の推移



(出所：ANTT)

図表 8-12 ブラジルにおける鉄道輸送の品目別輸送量（2009年）



(出所：ANTT)

ブラジル国内の鉄道は、線路幅が4種類混在している。そのため、鉄道の乗り入れが容易でなく、国内主要地をつなぐ運送手段とは考えられていない。鉱物や農産物を産地から輸出港湾まで運搬するための輸送手段として用いられているのが現状である。

ブラジル国内の鉄道の運営は以前は国営で行なわれていたが、経営効率の悪さと、ハイパーインフレを原因として、鉱・農産品等の搬出分野以外では、鉄道の貨物利用が低下した。現在は鉄道運営の民営化が行われ今後はサービスの改善が見込まれるほか、インフレの安定化も受けて、鉄道による輸送が増加すると考えられる。

III-2. ブラジル国内の鉄道整備の状況

① 州及び市内

鉄道による旅客輸送は大都市圏の一部に定着しつつある。サンパウロ、リオデジャネイロ、ブラジリアなどの主要都市では地下鉄や近郊鉄道が営業しており、一般住民の日常の足として利用されている。ただし自動車やバスに市内交通の大きな割合を依存しているのが現状である。

図表 8-13 主要旅客鉄道（州内・地下鉄を除く）

区間	距離
Trem do Corcovado (RJ)	4 km
Campos do Jordão (SP)	47 km
São João Del Rey (MG) – Tiradentes (MG)	13 km

Serra Gaúcha: Bento Gonçalves (RS) - Carlos Barbosa (RS)	23 km
Serra Verde: Curitiba (PR) - Morretes (PR)	110 Km
Tubarão (SC) - Imbituba (SC)	53 Km
Passeio na Usina de Itatinga	7 km
Campinas (SP) - Jaguariuna (SP)	50 Km
Trem do Forró - Recife (PE) - Cabo (PE)	44 Km
Passeio Turístico de Passa Quatro (MG)	11 Km

(出所 : Ministerio dos Transportes)

② 州間を結ぶ鉄道

州をまたぐ鉄道網は整備されておらず、旅客の長距離移動には鉄道はほとんど使われていない。航空機を利用しない旅客は、長距離バスで（距離によっては数日間かけて）遠隔地に移動している。

都市間を結ぶ主要な旅客鉄道は以下の通りである。

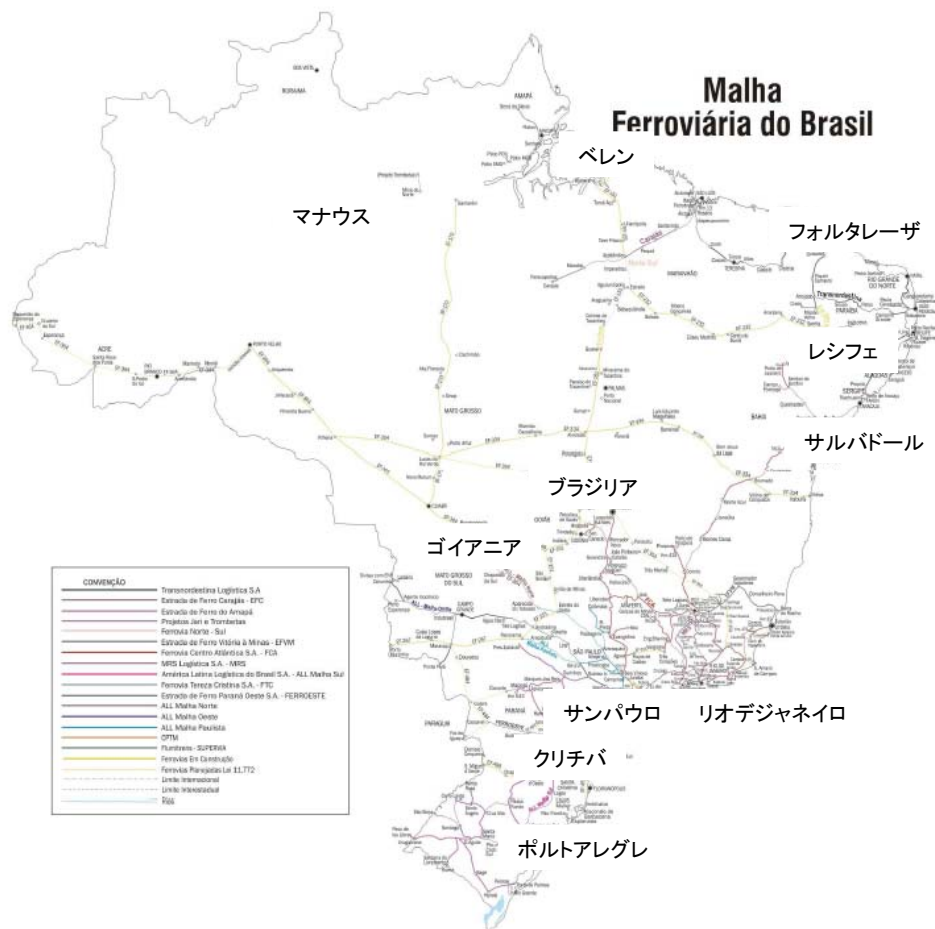
図表 8-14 主要旅客鉄道（州を結ぶもの）

区間	距離
Vitória (ES) - Belo Horizonte (MG)	664 km

(出所 : Ministerio dos Transportes)

現在、リオデジャネイロ～サンパウロ～カンピーナス間の高速鉄道建設の計画が持ち上がっている。これが開業すれば、1年間に3,260万人の乗客が見込めるとされている。この建設および運営に関する入札が2010年に行われる予定であったが、応札が不調に終わる観測から二度に亘って入札が延期され、2011年4月末に持ち越されることとなった。日本勢が応札するか否か、また2014年のワールドカップや2016年のオリンピックまでに開業できるかどうか、微妙な情勢である。

図表 8-15 ブラジル国内の将来の鉄道敷設予定図



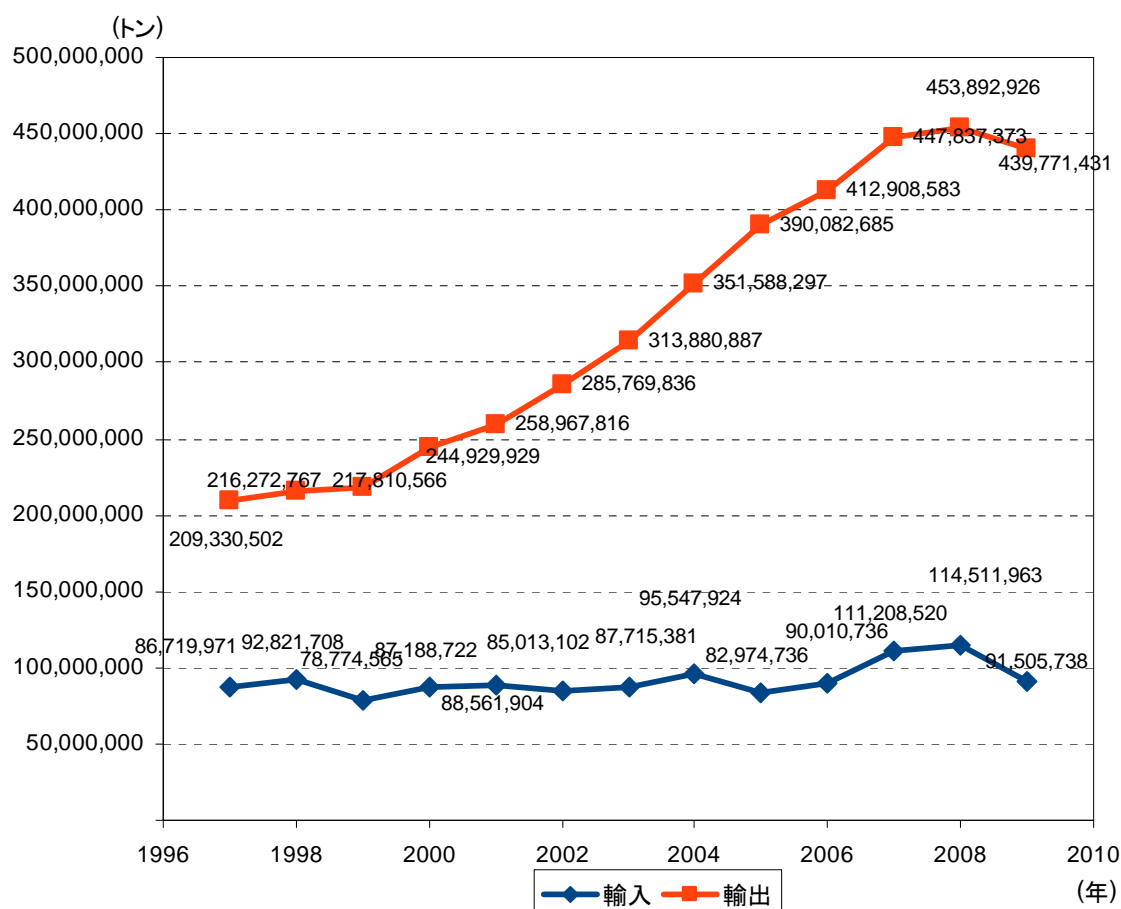
(出所：ANTT)

IV. 港湾

IV-1. ブラジル物流インフラにおける港湾の位置づけ

ブラジルは資源輸出国であり、輸出における海上港湾の占める割合は高い。海上輸送のための港湾が輸送の重要なポイントとなっており、近年の一次産品の輸出増加に伴い、海上輸送の輸送量が増加している。各港湾の整備も進められているものの、輸送量の増加に追いついていない状況で、港湾などハード面での許容量と、税関等のソフト面の許容が共に限界に近づいており、対応が求められている。

図表 8-16 ブラジルの港湾貨物取扱量推移（長距離）



(出所:ANTAQ)

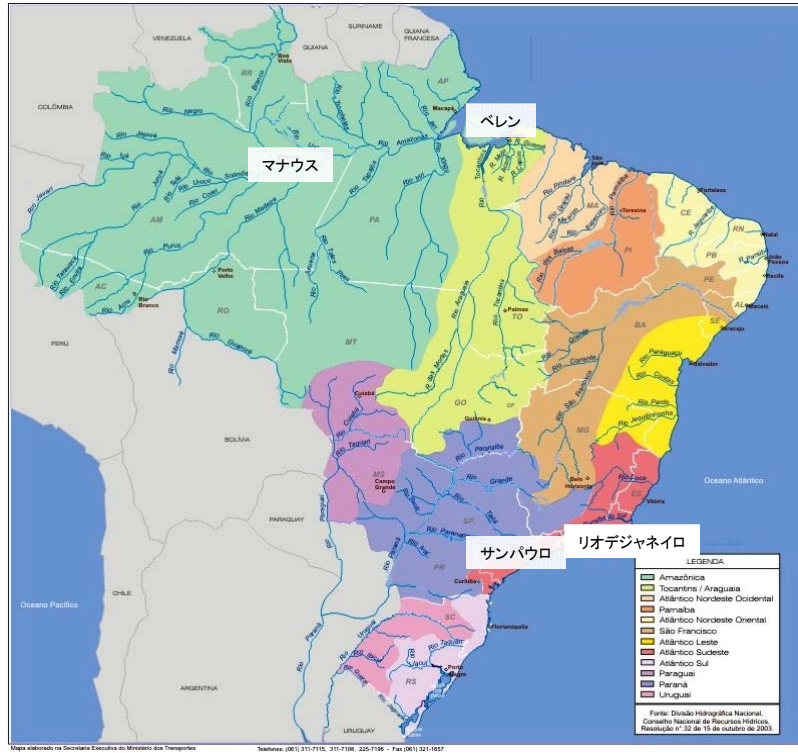
ブラジルには大別すると8つの水系があり、それらは世界でも有数の広大な流域を持っている『ブラジル大使館 HP より引用)。ブラジルではこの河川をいかした内陸水路が発達しており、重要な交通手段となっている。

図表 8-17 ブラジルの港湾地図



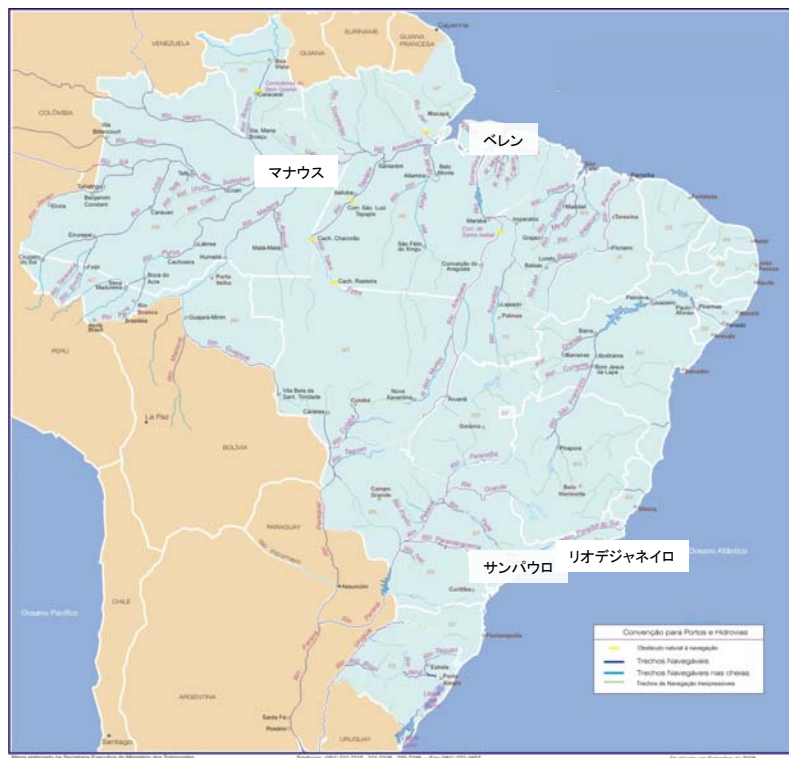
(出所：ANTAQ)

図表 8-18 ブラジルの水系



(出所 : Ministério dos Transportes)

図表 8-19 ブラジルの主要な水路



(出所 : Ministério dos Transportes)

IV-2. 港湾の状況

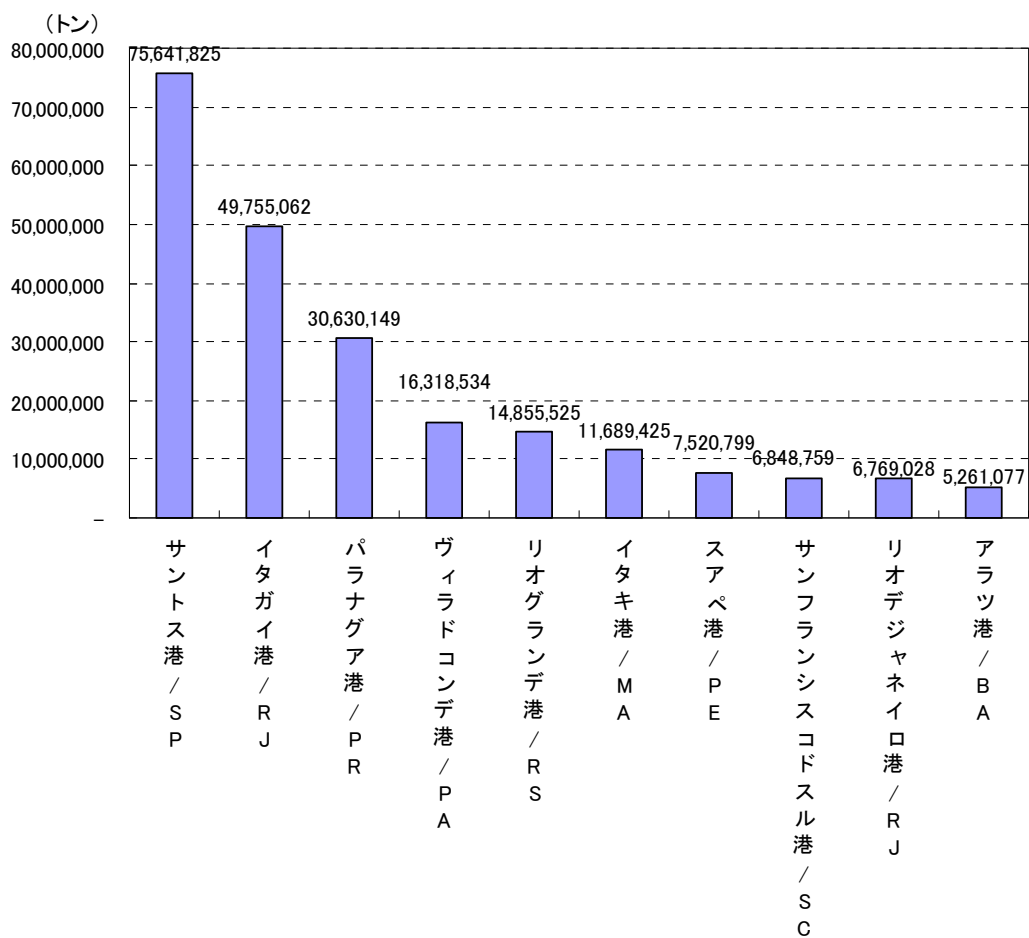
ブラジルは資源輸出国であり、輸出における海上港湾の占める割合は高い。日本からブラジルへの主要な輸送も海上輸送によるものである。ブラジルの対中貿易の拡大もあり、ブラジルにとって、海上輸送向港湾の整備は重要課題の一つである。港湾事業の民営化後、主要港湾設備やシステムの改善が図られているが、急拡大する取扱量にインフラ設備と対応するサービスの両面で供給が追いついていない。2010年にはサントス港の積み出し能力が限界を迎え、砂糖輸出に支障をきたし、これが世界の砂糖価格の上昇の引き金となったとも言われている。

アジア諸国からブラジルまでの船を使った輸送には1ヶ月ほど時間がかかる。アジア諸国からブラジルへの輸送日数削減のため、コロンビアの港に寄港させ、そこから内陸輸送を行うルートも実用化が検討されている。ブラジル国内の輸送のうち、サンパウロ＝ベレン間などでは、内陸のトラック輸送に加えて海上ルートも活用されている。

図表 8-20 ブラジル主要海洋港湾（2009年上位10港湾）

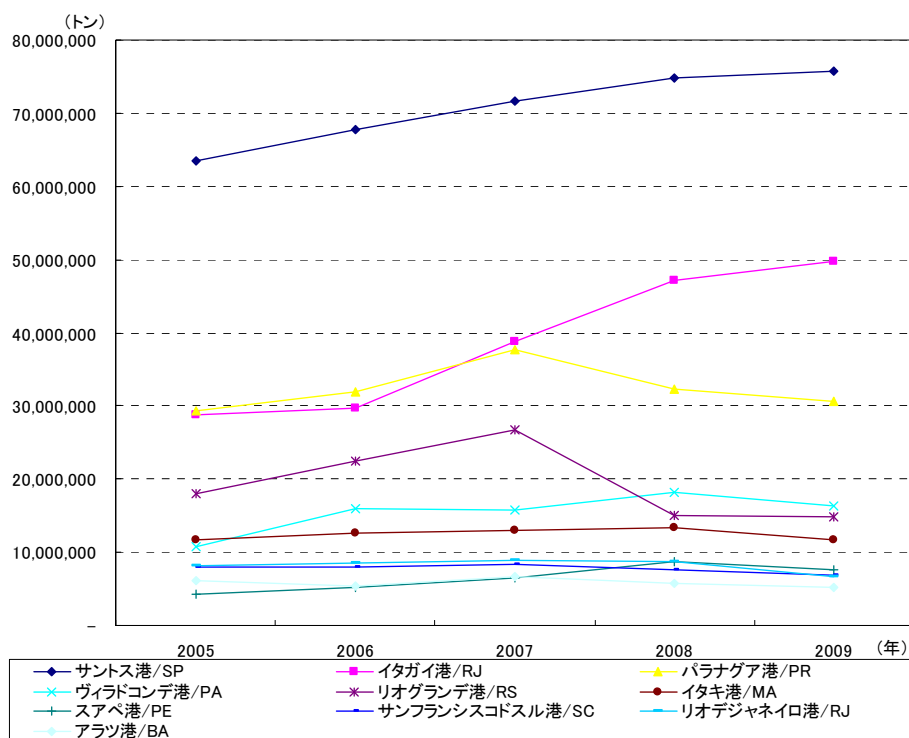


図表 8-21 ブラジルの港湾貨物取り扱い量（2009年上位10港湾）



(出所:ANTAQ)

図表 8-22 ブラジルの港湾貨物取り扱い量（2009年上位10港湾の取扱量推移）

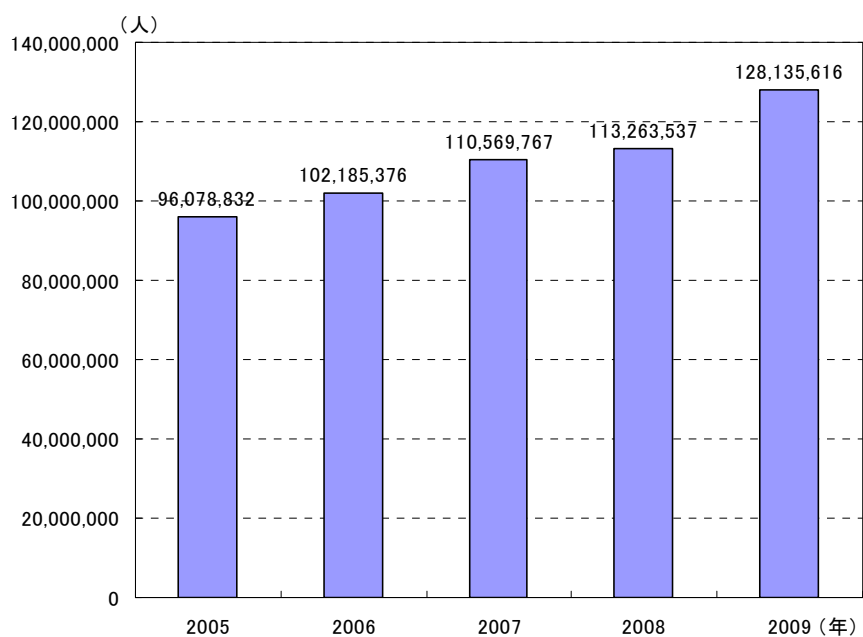


(出所:ANTAQ)

V. 航空

航空輸送は旅客輸送の拡大を受け、全体的には拡大をしている。近年、中産階級の所得増加と航空運賃の値下がりにより、従来長距離バスを使用していた層が航空機を利用しはじめつつある。そのためブラジル国内の旅客輸送における航空のボリュームは高まっており、海外路線も順調に拡大をしている。

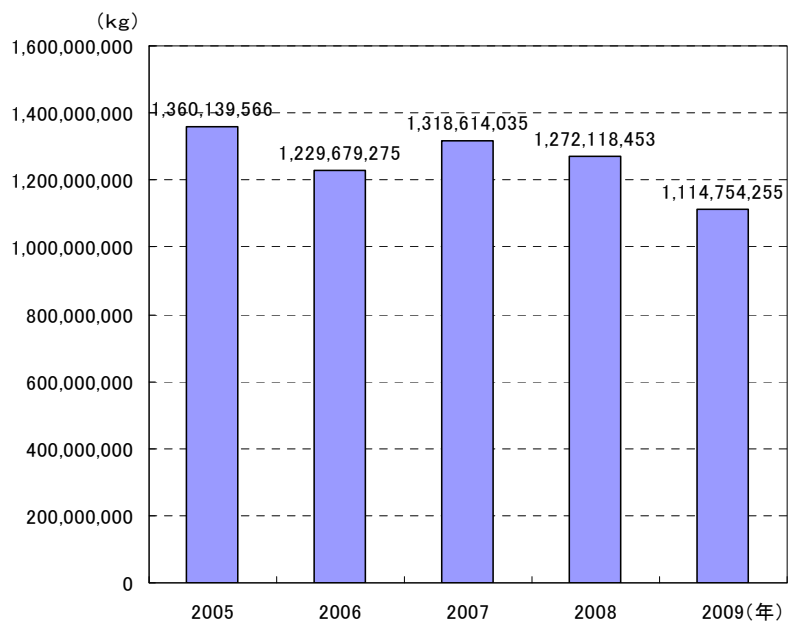
図表 8-23 ブラジルの空路乗客数推移 (2005～2009年)



(出所 : INFRAERO Aeroportos)

一方、航空貨物の取扱量は減少している。

図表 8-24 ブラジルの航空貨物取扱量推移 (2005～2009年)



(出所 : INFRAERO Aeroportos)

図表 8-25 2009 年貨物取扱量上位 10 空港の概要

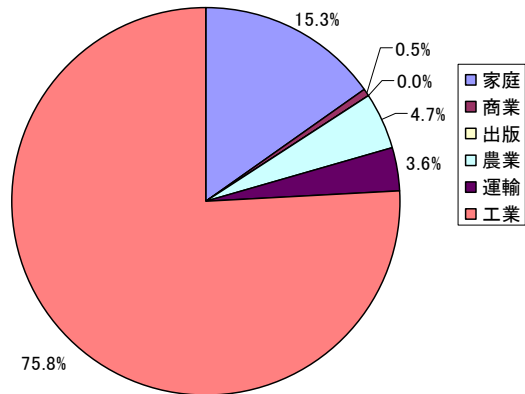
空港名称	州	滑走路長さ (m)	航空機発着回数	乗客数	航空貨物+郵便(トン)
プレジデント・ジュリセリノ・クビシェッキ国際空港	DF	3,200	162,349	12,213,825	50,388
エデュアルド・ゴメス空港	AM	2,700	45,852	2,300,022	142,623
ピント・マルティンス国際空港	CE	2,545	51,861	4,211,651	38,923
アントニオ・カルロス・ジョビン国際空港	RJ	4,000	119,287	11,828,656	110,853
グアルーリョス国際空港	SP	3,700	209,636	21,727,649	382,723
ヴィラコッポス国際空港	SP	3,240	55,261	3,364,404	184,745
サウガード・フィーリョ国際空港	RS	2,280	79,104	5,607,703	30,420
グアララペス国際空港	PE	3,007	66,415	5,250,565	44,758
コンゴニャス国際空港	SP	1,940	193,308	13,699,657	29,247
デプタード・ルイス・エドゥアルド・マガリャエンス国際空港	BA	3,005	102,211	7,052,720	44,796

(出所：ANAC)

VI. 電力

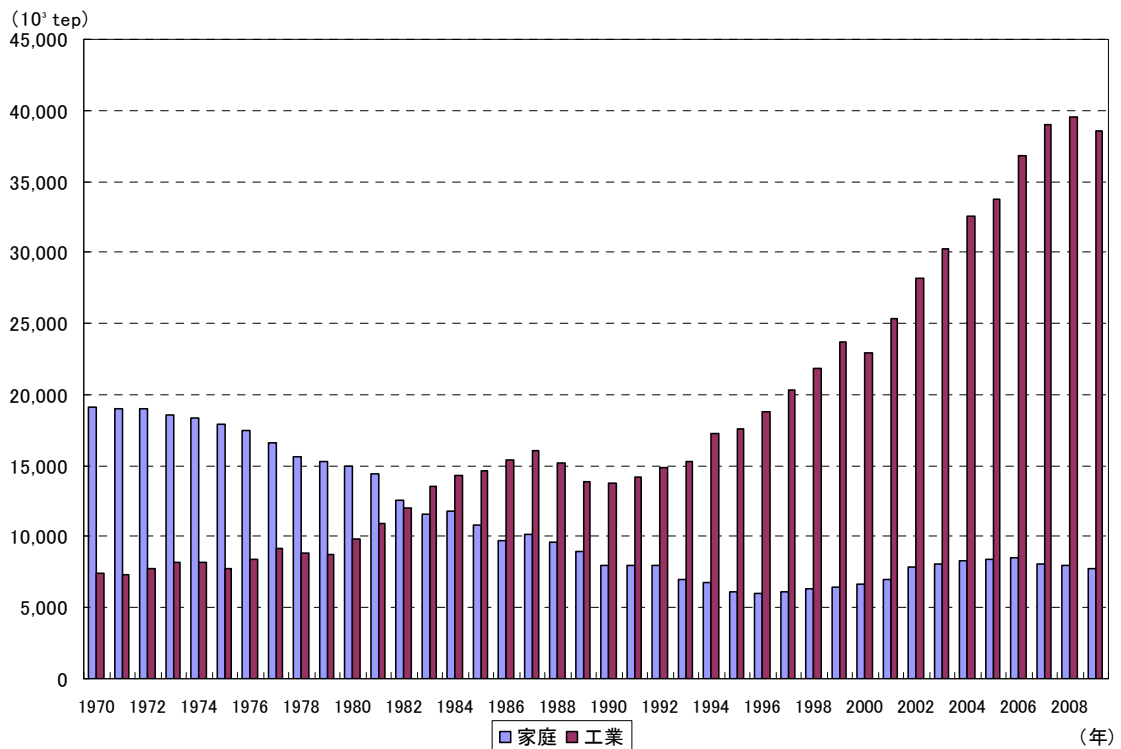
ブラジルの電力市場は、ブラジル国内の経済発展に伴い、需要が急速に伸びているが、その需要に供給が追いついていない状態である。ブラジル国内の電力インフラの敷設を担うエレクトロブラス社では、東沿岸部など都市部や主要な工業自体における電力供給の安定に力を注いでおり、都市部においては電力供給の安定性は改善されてきた。しかし、地域によっては電力供給が不安定で電力消費があがると停電が起きてしまう地域も存在する。エレクトロブラス社では状況改善のため、国内の発電所の建設計画をいくつも立ち上げて、供給体制を整えようとしている。

図表 8-26 2009 年の最終電力消費割合（産業別）



(出所：鉱山エネルギー庁)

図表 8-27 ブラジル国内発電量及び消費量推移

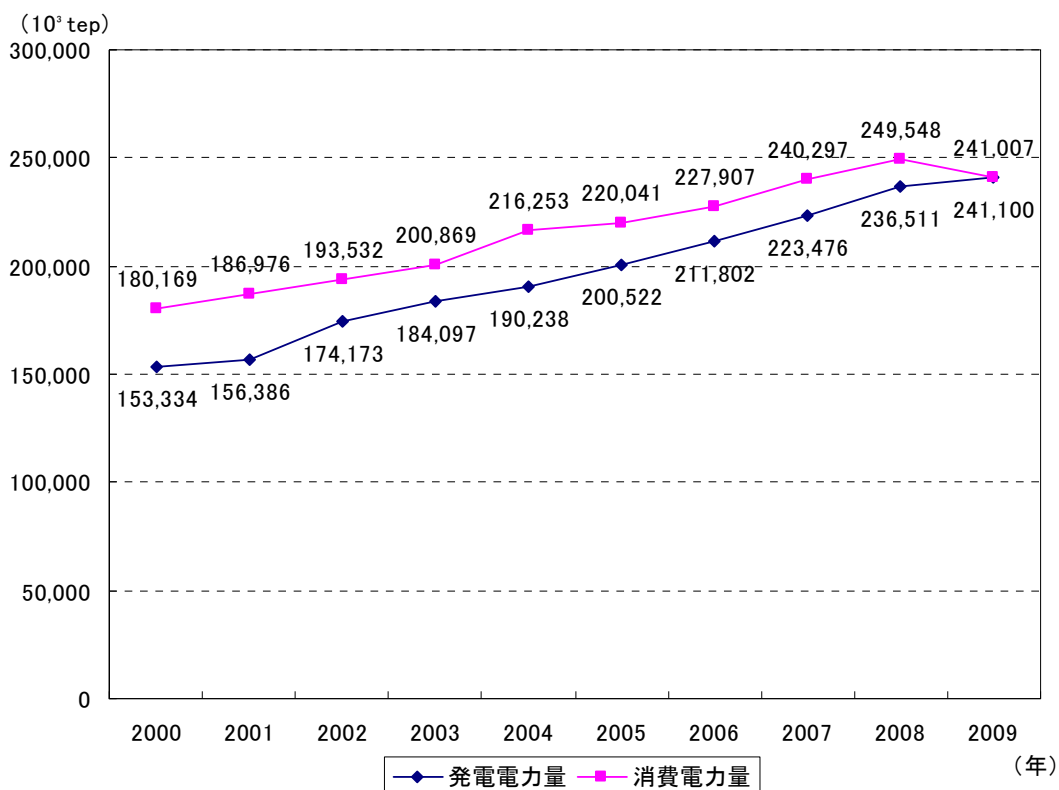


(出所：鉱山エネルギー庁)

ブラジルでは、国内での発電が国内の電力需要を満たさない状態が続いていた。不足分は、隣国からの輸入によってまかなっていた。年々、増加する電力需要に対して、発電所を建設して対応を行うことで、電力供給と需要の差が縮まってきている。2009年は、工業

部門の電力消費が減少したため。この10年で初めて、国内の電力発電量が国内の電力需要を上回った。

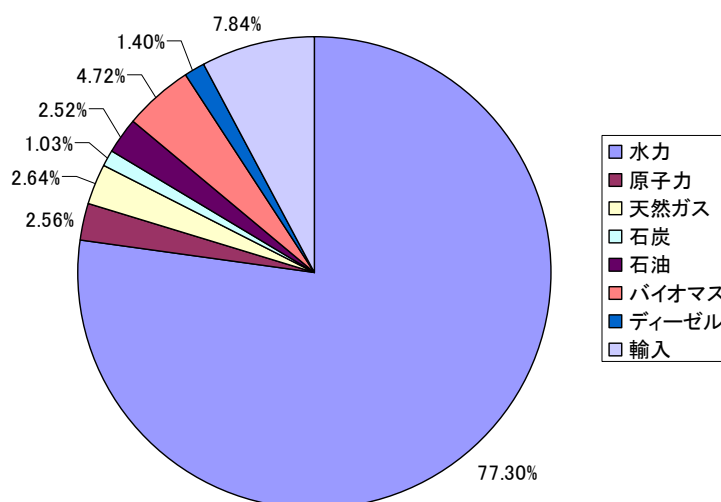
図表 8-28 ブラジル国内の発電量および電力需要の推移



(出所：鉱山エネルギー庁)

ブラジルにおいては、豊富な水資源を生かした水力発電がエネルギー供給の中でも高い位置を占める。水力発電所は都市部から離れたアマゾン地帯に建設されており、都市部への総配電損失率の高さが問題となっている。また、水力発電の発電は降雨量に左右される為、気候変動の影響を受けやすく、電力供給の安定が課題となっている。エレクトロブラス社では、一基あたりの発電設備容量の高さから、水力発電システムを今後も発電計画の重要な柱と位置づけている。

図表 8-29 ブラジル電源別発電割合



(出所：鉱山エネルギー庁)

VII. 通信および放送

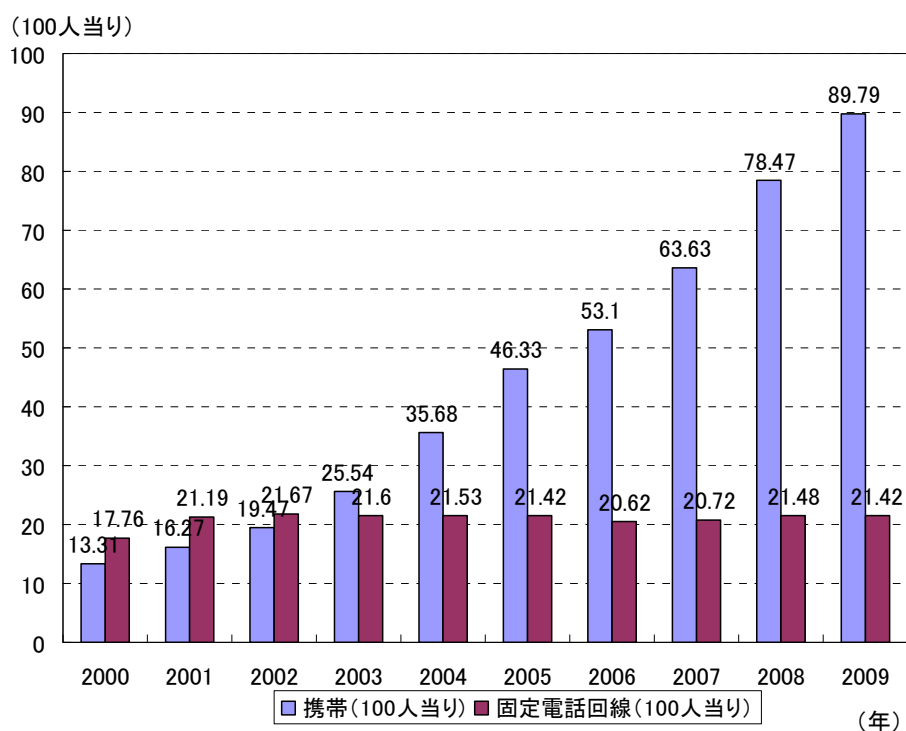
VII-1. 通信

電話回線契約数は約 4,150 万回線、携帯電話契約数は約 1 億 7,400 万回線と、それぞれ世界有数の規模である。特に携帯電話の普及は目覚しく、直近 5 年ほどで契約数は約 3 倍の伸びを見せ、すでに人口の 9 割程度に普及している。

中継局、衛星などの併用により、近年は回線の安定性がほぼ保たれている。

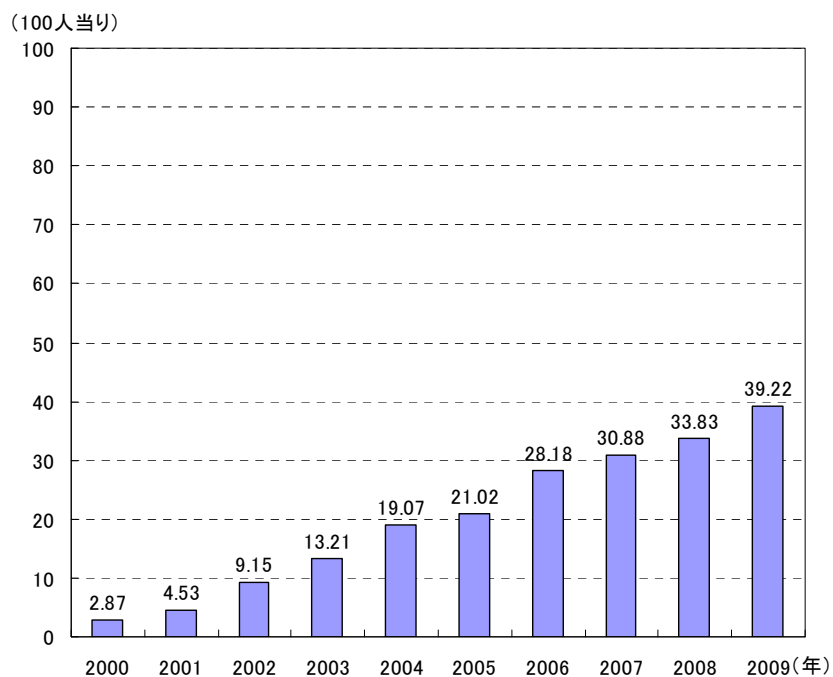
ブラジルは 1998 年に通信公社 Terebrás の民営化を実現し、内外民間事業者に通信事業免許が交付された。新たな競争原理が働く中、固定電話サービス・携帯電話サービスとも飛躍的に拡大している。

図表 8-30 固定および携帯電話の普及の推移 (100人当たり)



(出所：ITU (国際電気通信連合))

図表 8-31 インターネット利用者の推移 (100人当たり)



(出所：ITU (国際電気通信連合))

VII-2. 放送

ブラジルでは、地上デジタル放送において、日本方式を採用している。ブラジルでの採用が決定した後、メルコスール加盟各国での日本式の採用が相次いで決まっている。これは、メルコスール内での製品規格の統一の要望が高まっていたことに加え、メルコスール加盟国に対して、日本方式の採用決定を促すブラジルからの働きかけが強かったことが影響している。

図表 8-32 日本方式の地上デジタル放送を採用している中南米諸国

ブラジル	2006年6月に日本方式を採用し、2007年12月から放送開始
ペルー	2009年4月に日本方式を採用し、2010年3月から放送が開始
アルゼンチン	2009年8月に日本方式を採用し、2010年4月から放送が開始
チリ	2009年9月に日本方式の採用が決定、早期放送開始を目指す
ベネズエラ	2009年10月に日本方式の採用が決定、早期放送開始を目指す
エクアドル	2010年3月に日本方式の採用が決定、早期放送開始を目指す
コスタリカ	2010年5月に日本方式の採用が決定、早期放送開始を目指す
パラグアイ	2010年6月に採用に日本方式の採用が決定、早期放送開始を目指す
ボリビア	2010年7月に採用に日本方式の採用が決定、早期放送開始を目指す
ウルグアイ	2010年12月に採用に日本方式の採用が決定、早期放送開始を目指す

(出所：総務省 HP)

第9章 貿易制度

I. 租税条約（交渉状況を含む）

I-1. 日伯租税条約

① 条約正式名・締結年

日伯租税条約の正式名は、『所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律』であり、1967年1月に締結された。その後、1976年に一部改訂されている。

② 本条約によって取り決められた課税方法概要

本条約によって取り決められた課税方法は事業所得課税、船舶・航空機運航所得課税、不動産所得課税、譲渡所得等である。ここで定められたものが現在の基準となっているものの、移転価格税制等の問題は、未だ解決されていない。

I-2. 日本以外との租税条約

ブラジルが租税条約を締結しているのは、以下の国々である（日本を除く）。

なお、ドイツとの租税条約は2006年から破棄されている。

図表 9-1 ブラジルが租税条約を締結している国々

南アフリカ	アルゼンチン	インド
オーストリア	ベルギー	イタリア
カナダ	中国	日本
韓国	デンマーク	ルクセンブルク
エクアドル	スペイン	ノルウェー
フィリピン	フィンランド	ポルトガル
フランス	ハンガリー	オランダ
スウェーデン	チェコ	イスラエル
スロバキア	ウクライナ	チリ

II. 地域通商協定

II-1. 南米南部共同市場（メルコスール）

本節の内容は主に外務省「南米南部共同市場（メルコスール）の概要」を引用している。このほか、メルコスール事務局ウェブサイト、各種報道等を参照した。

① 概要

メルコスール（MERCOSUR、ポルトガル語では MERCOSUL）は南米諸国 4 カ国による自由貿易と関税に関する共同体であり、下表の 4 つの目的・原則を有している。

事務局はウルグアイのモンテビデオに設置されており、最高機関である共同市場審議会、執行機関である共同市場グループ、メルコスール議会、などの機構が設けられている。議長国は加盟国による半年ごとの輪番制で、首脳会議が共同市場審議会の開催に併せて半年に一度行われる。

図表 9-2 メルコスールの目的・原則

- | |
|---|
| (1) 域内の関税及び非関税障壁の撤廃等による財、サービス、生産要素の自由な流通 |
| (2) 対外共通関税の創設、共通貿易政策の採択及び地域的、国際的経済・貿易面での立場の協調 |
| (3) マクロ経済政策の協調及び対外貿易、農業、工業、財政・金融、外国為替・資本、サービス、税関、交通・通信などのセクター別経済政策の協調 |
| (4) 統合過程強化のための関連分野における法制度の調和 |

② 加盟国

現在の正式加盟国は、設立時加盟国であるアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの 4 カ国である。域内の人口は約 2.4 億人、GDP (PPP) は約 2.9 兆ドルに上るが、このうちパラグアイとウルグアイの両国は、アルゼンチン、ブラジルの両国と比べてかなり経済の規模が小さい。

2006 年にベネズエラの正式加盟が合意されているものの、パラグアイ議会がベネズエラの人権問題に対する疑念を理由に批准しておらず、ベネズエラは発言権あるメンバーとしてはメルコスールの議論に参加していない。

また、準加盟国としてチリ、ボリビア、ペルー、エクアドル、コロンビアが協議に参加している。これら準加盟国はメルコスール域内の自由貿易協定締結に向けたプロセスには参加するが、関税同盟には参加しない、という立場にある。なお、チリがアメリカ合衆国との FTA 交渉に入る以前は、チリをメルコスールの正式加盟国とする検討も行われていた（チリと米国との間の FTA は 2004 年に発効）

③ 設立経緯

図表 9-3 南米南部共同市場設立の経緯

年	概要
1991 年 3 月	アスンシオン条約署名。同年 11 月発効。1994 年末までに域内関税の撤廃を目的としたメルコスールの発足を行うことで合意。

1994年12月	オウロ・プレット議定書調印。メルコスールの機構を決定。
1995年1月	関税同盟として発足。

④ 主な内容

(1) 域内関税の原則撤廃

域内関税は原則として撤廃。但し、各国毎に保護品目あり。

(2) 対外共通関税律の設定

全品目の約85%にあたる品目につき外共通関税率(0~20%)を適用。但し、例外品目あり。

(3) メルコスール原産の定義設定(原産地証明の必要性)

域内貿易において、メルコスール原産とみなされる(関税ゼロ)ための現地調達率は原則60%。例外あり。

(4) 紛争処理手続きの運営機関創設

貿易委員会(CCM)が、紛争処理も含めた関税同盟全体の実施・運営機関としての創設。また、常設仲介裁判所を設置。

(5) その他

メルコスール諸国及びメルコスール協定国において民主主義体制が失われた場合、協定上の権利及び義務が中断されるという民主主義条項を追加。

⑤ 最近の主な動き

域内での交渉は主に、小国であるパラグアイとウルグアイが、大国ブラジル、アルゼンチンの市場開放や競争条件の均等化を求める、という対立構造になることが多い。より古くには、ブラジルとアルゼンチンとの間で、ブラジル製自動車を巡る深刻な対立に陥ったこともあった。現在は構造的格差是正基金の設立、対外共通関税の問題解決に向けたプロセスの進展など、通商問題の面での建設的な取り組みが続けられている。また、政治面・外交面でも、4カ国が足並みを揃えて国際社会での発言力を高める努力が続けられている。

域外との関係では、EUとのFTA交渉再開が2010年に合意されている。もともと1995年にメルコスール・EU首脳会合で交渉の準備となる予備的な協定に署名がなされていたが、その後協議は頓挫していた。ただし、ブラジルがEU域内の農業補助金政策を非難する一方、EUの農業国の一部がメルコスールとのFTAに反対するなど、交渉の行方は依然として不透明といえる。

米州各国とのFTAについては、後述するFTAAの枠組みでの協議も含め、現在取り組みがみられない状況にある。これまでのメルコスール各国の首脳がアメリカ合衆国と一定の距離をおく政策を取っていたことが背景にある。

図表 9-4 第 40 回メルコスール共同市場審議会・首脳会合の概要

開催日時、場所	2010 年 12 月 17 日、フォス・ド・イグアス市（ブラジル）
参加国	正式加盟国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ） 正式加盟国・承認待ち（ベネズエラ） 準加盟国（チリ、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー） 被招待国（スリナム、ガイアナ） ※議長国はブラジル。2011 年 1 月からはパラグアイ。
主な会合内容	<p>【域内統合関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械、設備などの資本財の輸入に関する対外共通関税の例外を 2013 年までに撤廃。 ・ メルコスールを代表する「上級代表」ポストを創設。 ・ 構造格差是正基金の強化を祝し、ウルグアイ鉄道復興プロジェクト等への融資を了承。 ・ 「メルコスール免許」を新設。2016 年からバス・トラック、2018 年から乗用車に適用。 <p>【域外国との通商関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メルコスール・EU 間の FTA 交渉を早期に妥結するよう努力。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハイチの再建と発展について、地域の国々の公約を強調。 ・ アルゼンチンのマルビナス諸島に対する権利を支持。 ・ 中東における永続的平和の必要性を再確認、独立した民主的國家を建設するパレスチナ住民の権利を承認。

II-2. 米州自由貿易地域（FTAA）

① 概要

米州自由貿易地域とは、米州大陸およびカリブ海諸国で自由貿易地域を創設する構想である。この構想は 1994 年から持ち上がっているが、交渉は事実上中断されている状況にあり、現在も妥結に向けた取り組みはなされていない。

② 参加国

米州大陸・カリブ海諸国のうち、キューバを除く 34 カ国が当事国である。もし FTAA が創設されれば、域内人口 8 億人超、域内 GDP（PPP）20 兆ドル超を誇る世界最大の自由貿易圏が誕生することとなる。

③ 経緯¹³

これまでの経緯は下表の通りである。

図表 9-5 米州自由貿易地域の経緯

年	概要
1994年12月	第1回米州首脳会議で、南北米州全域を含む自由貿易地域を創設する構想が初めて提唱。
2001年4月	第3回米州首脳会議において、2005年までに域内貿易や投資の障壁撤廃し、自由貿易圏を形成する協定を発効させる旨を確認・
2003年6月	米伯首脳会談にて農業補助金問題はWTOの場において議論することで合意。
2003年9月	カンクンWTO閣僚会議で上記交渉が決裂。
2003年11月	第8回貿易大臣会合（マイアミ）では、最低限の義務のみを定め、上記問題等については締約国間で個別に交渉できるとする、いわゆる「ライトFTAA」（軽量版のFTAA）を目指す方向が打ち出され、予定通り創設されることで合意。
2004年1月	米州特別首脳会議で、2005年を交渉期限とするよう米国が求めたのに対し、ブラジル、ベネズエラの両国が期限の設定に反対。
2004年2月～	第17回貿易交渉委員会（副大臣級会合）で議論が膠着。その後、同委員会は無期限延期。この後、FTAAの推進に賛成する米国と慎重なブラジル等との意見相違が埋まらず、9分野に及ぶ交渉グループの会合はこの年以降開催されていない。現在に至るまで交渉は事実上中断中。

交渉が頓挫している背景には、2002年から共同議長を務めたブラジルと米国との対立がある。米国はもともとFTAAを包括的な協定とすることを目指していたが、農業補助金やアンチダンピング等の非関税障壁を含めることには消極的だった。一方ブラジルは、農業輸出補助金の撤廃や全ての工業品の関税撤廃等を米国に求める反面、サービス・投資・知的所有権等を含む包括的な協定には消極的だった。

その後、2005年11月にアルゼンチンで開かれた第4回米州首脳会議では、FTAAが最重要課題とされたものの、協議の再開に慎重なメルコスール4か国および、FTAA自体に反対の姿勢を示すベネズエラの計5か国が交渉再開に反対した。この首脳会議はその後、ベネズエラとメキシコの間での非難合戦を引き起こすなど、後味の悪い結果ももたらした。

¹³米州自由貿易地域（FTAA）概要

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/ftaa/gaiyo.html>

そして現在に至るまで、FTAA に関する交渉は進展していない。

II-3. (参考) 南米諸国連合 (ウナスール) ¹⁴

① 概要

ウナスール (UNASUR、ポルトガル語では UNASUL) は、南米大陸 12 カ国による連合体である。2008 年 5 月に首脳会合が開催され、南米諸国設立条約が採択された。

この連合体は貿易制度に関する共同化を第一の目的とするものではないが、今後のブラジルの通商政策に影響を与える枠組みとなる可能性もあるため、この章で紹介する。

② 参加国

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、スリナム、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア

③ 経緯

2011 年 2 月にウルグアイが批准したことで、12 カ国のうちブラジル、コロンビア、パラグアイを除く 9 カ国が批准を済ませたこととなった。設立条約によれば、9 カ国の批准が得られてから 30 日後にウナスールが正式に発効することとされている。

図表 9-6 南米諸国連合の経緯

年	概要
2000 年 8 月	カルドーズ・ブラジル大統領が、第 1 回南米サミットにて南米諸国連合の前身となる「南米共同体」構想を提唱。
2004 年 12 月	南米共同体を創設 (クスコー宣言)。
2007 年 4 月	第 1 回南米エネルギー・サミットにおいて、「南米共同体」を「南米諸国連合」にすることを決定。
2008 年 5 月	ブラジルにおいて、南米諸国連合 (UNASUR) 設立条約を採択。

図表 9-7 南米諸国連合臨時首脳会合の概要

開催日時、場所	2008 年 5 月 23 日、ブラジリア (ブラジル)
参加者	12 の参加国の首脳及び代表

¹⁴ 本節の内容は主に外務省「南米共同体の概要」を引用している。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/csn/gaiyo.html>
 このほか、ウナスール公式サイト、各国ウェブサイト等も参照した。

主要議題	南米諸国設立条約の採択 等
同条約の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> • 南米諸国連合の主要目標として 21 項目を提示。このうち通商政策に関連する項目として <ul style="list-style-type: none"> ➤ (f) 各加盟国の経済・財政政策の統合 ➤ (k) 人権、労働権を尊重した不法移民対策、移民政策協力 ➤ (l) 南米諸国間の経済補完および各国国民の福利促進、貧困削減、経済、貿易面の協力 ➤ (m) 中小企業、組合等を考慮した産業、生産分野の統合など。 • 組織として、首脳会合（年 1 回開催）、外相会合（半年ごと開催）等を設置する。事務局をエクアドルのキトに設置する。 • 将来、ボリビアのコチャバンバに南米議会を設置する。

第10章 知的財産権の保護

I. 知的財産権の保護

I-1. 知的財産権に関する法体系と法改正：概観

ブラジルにおいて保護される知的財産権の枠組みは、著作権、商標権、特許権、実用新案権に分けられる。このうち著作権は文化省の管轄であり、民法規定に服する。その他の工業所有権は開発商工省傘下の INPI（国家工業所有権院）の管轄であり、商法規定に服する。ブラジルでは知的財産権の侵害行為は民事法上ならびに刑事法上の侵害行為とみなされる。

ブラジルでは基本的な知的財産権の保護の枠組みは先進諸国の大勢と同じであり、知的財産権の保護のための法的保護の枠組みは整えられているが、実務上は海賊版による知的財産権の侵害や、INPI の事務手続きの煩雑さ等を起因とする審査期間の長期化に伴う不利益などの問題が報告されている。一方で、ブラジル政府も問題点を認識し改善に取り組んでおり、その取り組みは国際機関からも一定の評価を得ている。

以下、ブラジルにおける知的財産権の保護に関して概要を記述する。なお、詳細および最新の情報については、特許事務所等に確認のこと。

I-2. 知的財産権の概要と認定手続き：著作権

ブラジルは図表 10-1 に示す国際条約に加盟している。「著作権に関する世界知的所有権機関条約」および「実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約」には未加盟である。

ブラジルでは著作権違反となる海賊版が横行していることが問題となっている。ブラジルでは、輸入品に対し高率の税金がかかるため、正規の輸入品は海賊版の価格の倍以上となるケースも多い。そのため、海賊版・不正品輸入問題が生じやすい（2004年6月にブラジル議会海賊版問題調査委員会が公表した資料を特許庁およびJETROが「ブラジルにおける工業製品の模倣・海賊版及び脱税にかかわる議会調査報告書」という形で翻訳、公表している）。

国際的な批判も受け、議会では海賊版問題調査委員会を設置して対応を検討し、現在は官民共同となって模倣品海賊版対策を策定し、海賊版撲滅のキャンペーンを行っている。その取り組みは一定の評価を受けているが、著作権侵害、模倣品問題は依然として深刻な状況にある。

図表 10-1 ブラジルの加盟している主な国際条約

ベルヌ条約	ローマ改正条約
	ブラッセル改正条約
	パリ改正条約
万国著作権条約	1952 年条約
	1971 年条約
実演家等保護条約	
レコード保護条約	
WTO 設立設定	

(出所：穂積保「アジア著作権ハンドブック日本語版」、(財)ユネスコ・アジア文化センター、2004 年をもとに(株)日本総合研究所作成。)

ブラジルでは、著作権法によるデジタルコンテンツの保護のあり方については、先進的な取り組みが検討されており、今後の展開にも注視が必要である。

I-3. 知的財産権の概要と認定手続き：工業所有権全般

ブラジルは図表 10-2 に示す国際条約に加盟している。

ブラジルでは、工業所有権を産業財産法で規定し、商標権、特許権（実用新案権含む）、意匠権の各権利の権利実現のための手続きについて規則で定めている。なお、産業財産法および、商標規則、特許規則、意匠規則については、日本の特許庁が日本語に翻訳して内容を公開している。

図表 10-2 ブラジルの加盟している工業所有権に関する主な国際条約

パリ条約
世界知的所有権機構（WIPO）設立条約
特許協力条約(CPT)
国際特許分類に関するストラブール協定
汎アメリカ・ブエノスアイレス特許条約
虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定
ガットの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIP)

(出所：特許庁「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド ブラジル」をもとに(株)日本総合研究所作成)

I-4. 知的財産権の概要と認定手続き：商標

商標権の保護対象としては、「視覚的に認識でき、法令に基づいて禁止されていない識別用のサインとして定義され、他の同一の、あるいは、類似した様々な原産地の特定な商品やサービスを認識、あるいは区別するために使われるもの」となっている。10年間の存続期間があり、同期間分の継続更新が可能である。

ブラジルでは商標被害というのはあまり目立たないが、中国からの平行輸入品等によって商標を侵害されるケースがある。侵害の回復には、法的救済と行政的救済が可能である。

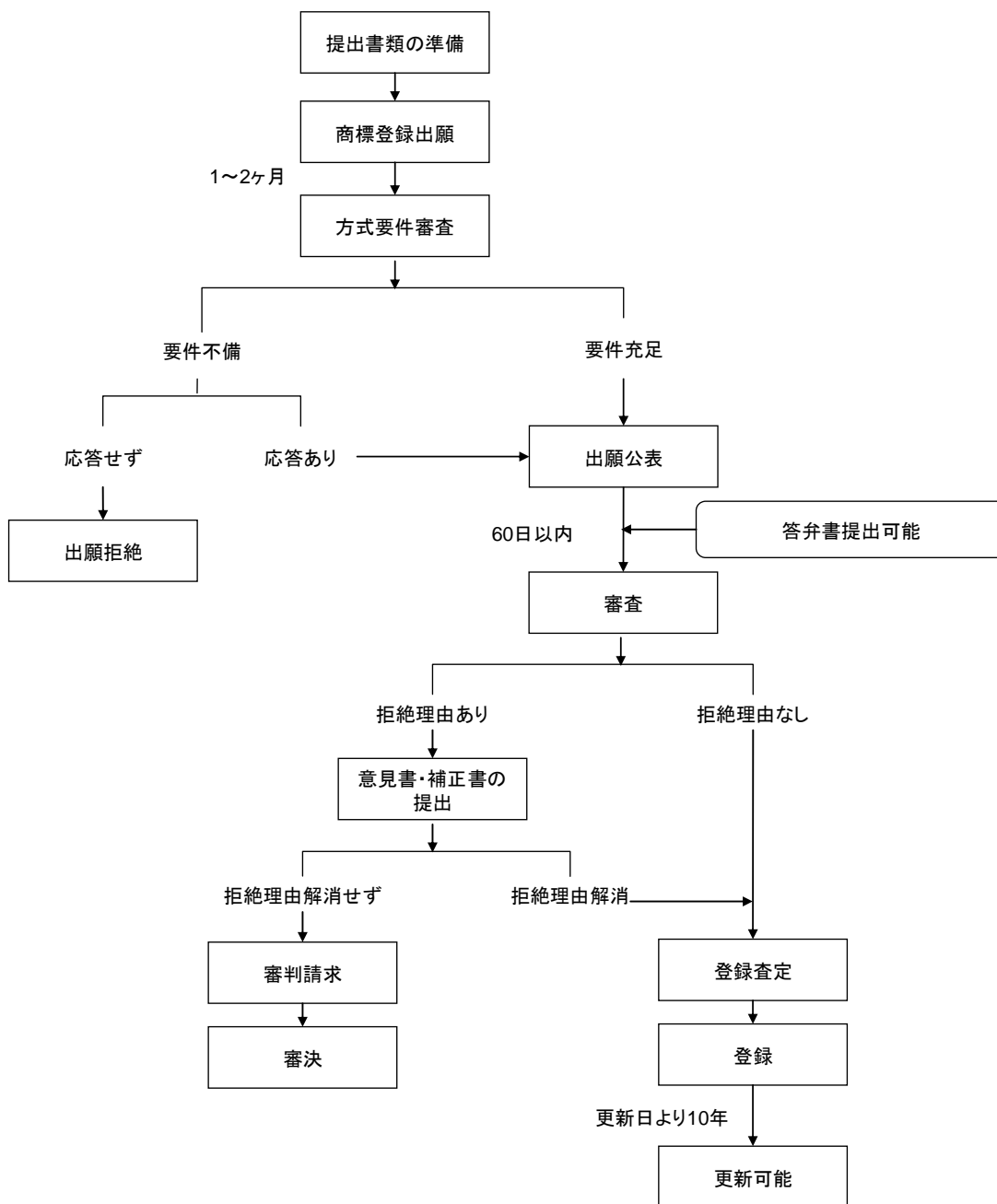
なお、会社の商号については細かい規定が存在するため、ブラジルの会社法に詳しい弁護士事務所に相談して対策を採る必要がある。

図表 10-3 商標権の保護対象・存続期間等

保護対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚的に認識でき、法令に基づいて禁止されていない識別用のサインとして定義され、他の同一の、あるいは、類似した様々な原産地の特定な商品やサービスを認識、あるいは区別するために使われるもの
発生要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 識別性 それ自体を特徴づけるか、既に存在する他の商標と区別する役目を有する ② 新規性 商標が同一の製品や類似品を区別するために使われていない ③ 真実性 区別を示す製品、サービスの原産地や品質について正しく表示している ④ 合法性 道徳や習慣、公共秩序や法律に反しない
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録日から数えて10年間（同期間、継続して更新ができる）有効である
侵害の回復他	<p>産業財産法及び商標規則による保護のほか、不正競争防止法による保護を受ける</p> <p>【行政的救済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 異議申立て ② 特許失効請求 ③ 無効行政訴訟 ④ 限定された方向での上訴 ⑤ 行政罰 <ul style="list-style-type: none"> ・ INPIは罰金や他の行政的制裁を適用することはできない ・ INPIが採ることができる措置は、商標登録出願の保管処分決定あるいは、以前付与された商標登録の無効あるいは失効の宣言の発令、登録抹消のみである

（出所：JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月より（株）日本総合研究所作成）

図表 10-4 商標権の登録に関するフロー図



(出所: JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月、特許庁「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド ブラジル」2008年をもとに(株)日本総合研究所作成)

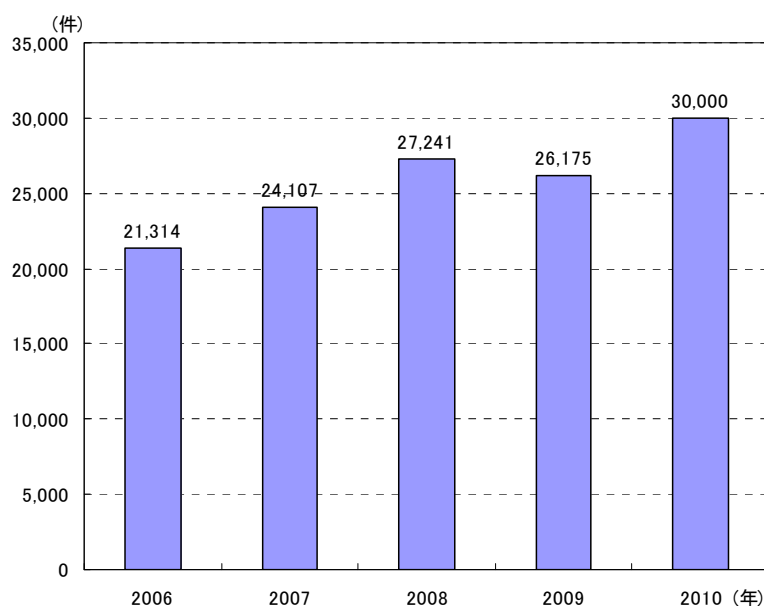
I-5. 知的財産権の概要と認定手続き：特許

INPI は 2007 年に開催された WIPO 加盟国総会において国際調査機関・国際予備審査機関として承認され、2009 年より業務を開始した。

ブラジルにおいては、中国で問題視されているような輸出取引の相手方企業が取引を通じて入手した情報に基づき自ら権利出願を行うといった問題はみられない。一方で、ブラジルにおいては労働力の流動性があり、ヘッドハンティングを含め、自社の従業員が競合企業に再就職するというケースも多く、その際に従業員から相手企業に情報が流出するというリスクがある。そのため、技術情報を含む自社の機密情報の取り扱いには十分注意が必要となる。

ブラジルでは、特許出願をしても審査が遅いといわれている。ブラジル政府も問題を認識し、スタッフの増員や、特許申請の IT 管理、特許認可過程の見直しなどをして、特許申請機関短縮のために力を注いでいる。結果として、特許申請から認可までの平均期間は、2009 年は約 9 年であったが、2010 年は約 8 年に短縮しており、2014 年には、申請から認可までの平均期間が 4 年以内となることを目指している。2006 年から 2010 年の INPI に対する特許申請の申請件数および INPI による特許権認定件数の推移は以下の通りである。

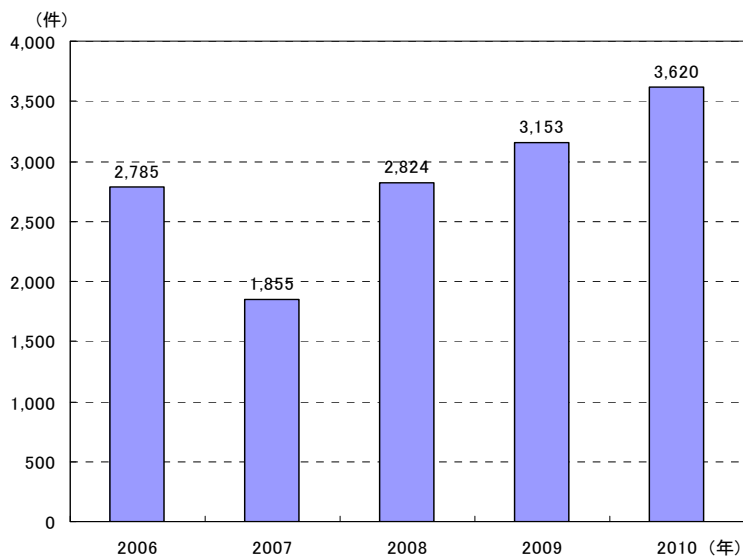
図表 10-5 INPI に対する特許権認定申請件数（2006～2010 年推移）



(出所：INPI)

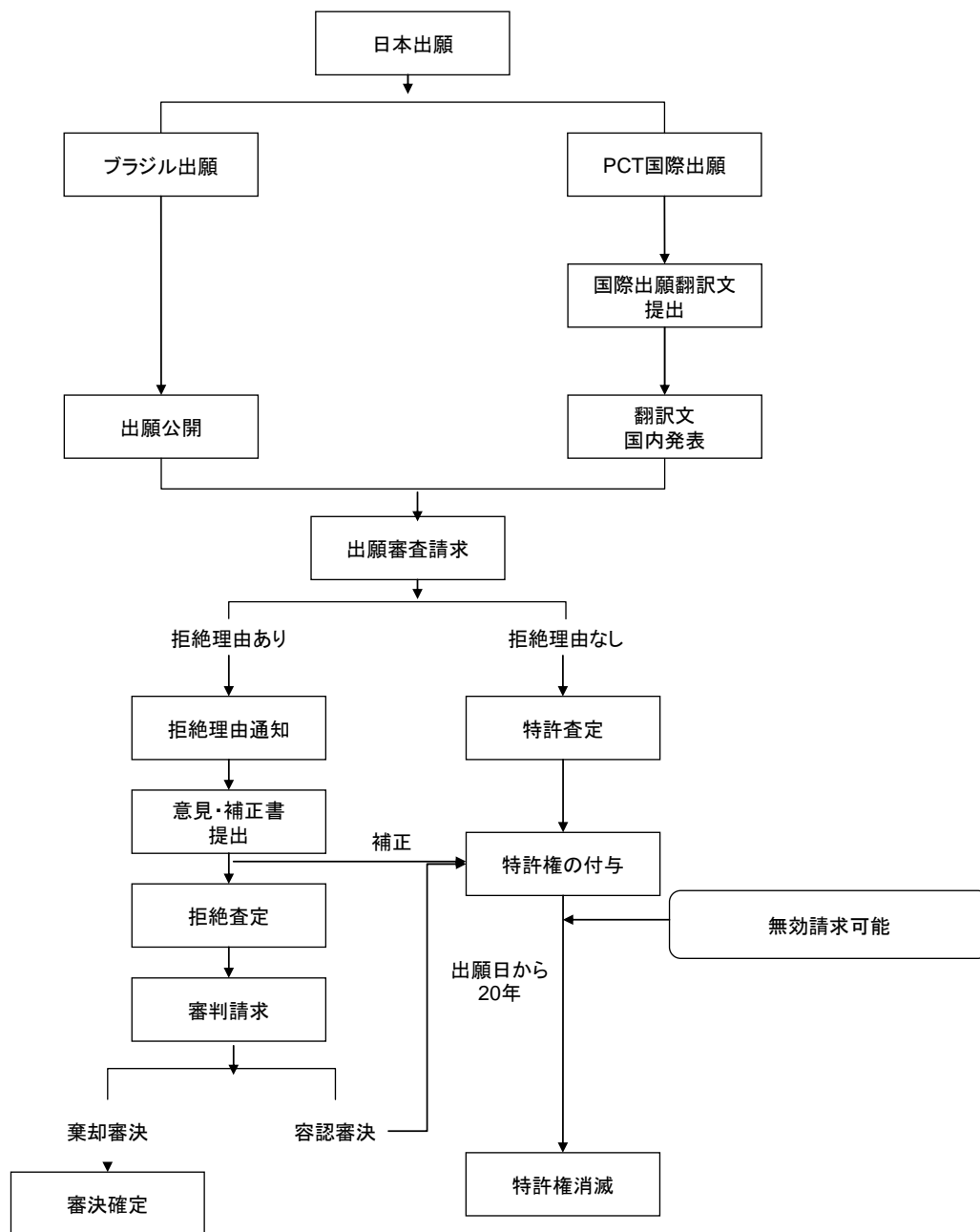
* 2010 年は推計値

図表 10-6 INPI による特許権認定件数 (2006~2010 年推移)



(出所 : INPI)

図表 10-7 特許権の登録等に関するフロー図



(出所: JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月、特許庁「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド ブラジル」2008年をもとに(株)日本総合研究所作成)

図表 10-8 特許権の概要

保護対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明は、ある特定の技術分野領域での特定の技術問題についての解決策を示し、人間の創造力の行使から生じたオリジナルの創造、工業的に生産できるものである。
発生要件	<p>ある発明の特許を得るために必要な条件は、新規性、発明活動と発明行為、工業への適用可能性である。</p> <p>① 新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術リストに含まれていないことが必要である <p>② 発明活動と発明行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者にとって、発明が技術リストの中の明白な方法からは生じていないことが必要である ・ 実用新案には、技術者にとって、実用新案が技術リストの一般的方法、あるいは通俗的方法から生じていないことが確認される発明行為であることが必要である <p>③ 工業への適用可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いかなるタイプの工業でも使われることができること、生産されることができ ・ 工業への適用可能性は、工業だけに適用できるだけでなく、農業工業や採取工業、全ての加工製品と生産製品にも使うことができ、より広い受入れ範囲に広げられなければならない ・ 芸術分野は別にして、技術性、実際性、実用性のあらゆる物理活動が含まれる ・ 2001年2月14日付法律第10,196号は、LPIの第229条を改正し、国家衛生監視局(ANVISA)の予備許可である薬品と薬品加工の特許付与に対して、他の必要条件を付け加えている。
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明の特許は、INPIへの特許出願の申請日から数えて20年間有効である。
侵害の回復他	<p>産業財産法及び特許規則による保護のほか、不正競争防止法による保護を受ける</p> <p>【行政的救済】</p> <p>① 技術的援助の提示</p> <p>② 無効の行政訴訟</p> <p>③ 強制実施権</p> <p>④ 失効</p> <p>⑤ 限定された方向での上訴</p> <p>⑥ 行政罰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ INPIは、罰金や他の行政処分を適用することはできない

	<ul style="list-style-type: none"> INPI が採ることができる措置は、特許申請の保管処分決定、特許の失効や無効の宣告である
--	--

図表 10-9 実用新案権

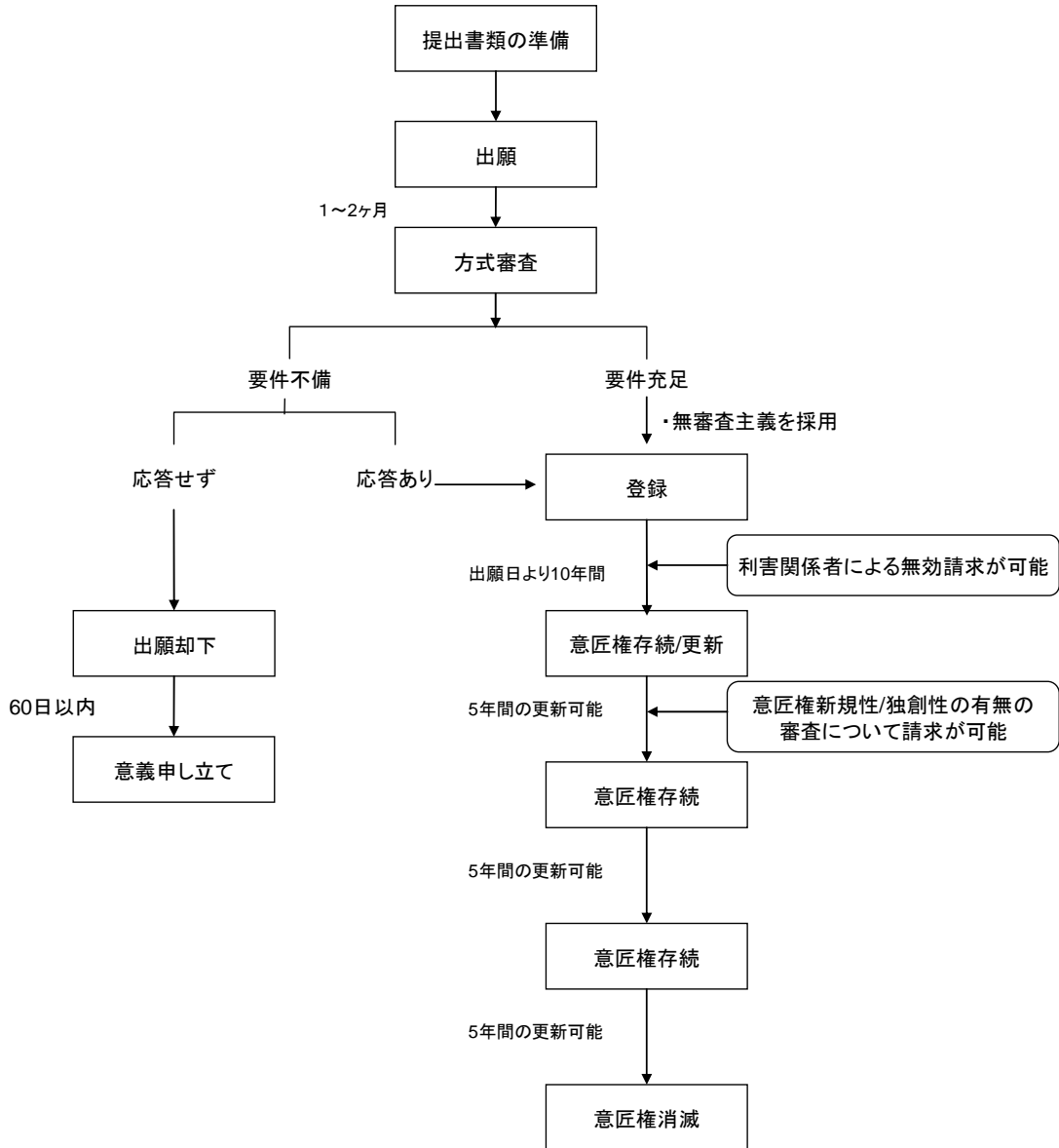
保護対象	<ul style="list-style-type: none"> 実用新案は、その使用や製造の機能改善という結果を生じさせる実用的な利用として知られた製品に導入される新しい形、あるいは状態に相当する形の創造であるが、有益であるという目的を持つ。
発生要件	<p>実用新案の特許に関しては、LPI は、モノあるいはその一部が実用的な使用法を持たなければならない、工業への適用可能性があり、新しい形か状態を示し、その利用あるいはその製造において機能的向上という結果が生じる発明活動を含まなければならないと定めている。</p>
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> 実用新案の特許は、INPI への特許出願の申請日から数えて 15 年間有効である。この保護期間は更新されることができない
侵害の回復他	<p>産業財産法及び特許規則による保護のほか、不正競争防止法による保護を受ける</p> <p>【行政的救済】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 技術的援助の提示 ② 無効の行政訴訟 ③ 強制実施権 ④ 失効 ⑤ 限定された方向での上訴 ⑥ 行政罰 <ul style="list-style-type: none"> INPI は、罰金や他の行政処分を適用することはできない INPI が採ることができる措置は、特許申請の保管処分決定、特許の失効や無効の宣告である

(出所: JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月より日本総合研究所作成)

I-6. 意匠権

ブラジル他中南米諸国では、アジア圏で製造されたとみられる日本製品の模倣品が流通し始めており、意匠権の対策が今後は重要となる。

図表 10-10 意匠権出願等に関するフロー図



(出所: JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月、特許庁「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド ブラジル」2008年をもとに(株)日本総合研究所作成)

図表 10-11 意匠権

保護対象	<p>意匠は、工業生産の型として使われることができると共に、外形に新しいビジュアルとオリジナルの成果をもたらす、あるモノの装飾的造形あるいはある製品に適用されることができるラインとカラーの装飾的なセットである。</p>
発生要件	<p>意匠の保護は、実用性については考慮されず、製品に与えられた形のみに限られており、その形は必ず、技術的機能から切り離されていなければならない。たとえば、保護が与える意匠の製品はその目的を満たすために必要な形を構成してはならない。法的な独自の定義によると、視覚的な成果に関する目新しさに対して意匠の保護のための必要条件は、外形の新規性と工業への適用性である。</p> <p>① 新規性 法律がブラジル、あるいは海外での登録出願の申請日以前に、一般の人々に使用や他の目的のためアクセスできるようになっていた全てのものから構成されると定義する技術リストに含まれない新しいものと考えられている。ニュース性の検定のため、ブラジルで申請され、まだ発表されていない特許出願や意匠登録の完全な内容は、申請日から、あるいは、要請された優先の日から技術リストに入ったと考えられる。</p> <p>② 独自性 以前からあったものと比べて、異なったビジュアル形状という結果が生じたとき、オリジナルであると考えられる。このオリジナル・ビジュアルは、既に知られている要素の組み合わせから生じる。</p> <p>③ 工業への適用性 意匠の正規の定義から生じるように、意匠は工業生産の型として機能するものでなければならない。しかし、まとめて再生産できない、または一連の生産のための型として機能しない手作業で制作された対象物については、保護は排除される。</p>
存続期間	<p>申請日から数えて 10 年間有効である 連続して 3 周期（各 5 年）更新できる</p>
侵害の回復他	<p>産業財産法及び意匠規則による保護のほか、不正競争防止法による保護を受ける</p> <p>【行政的救済】 一般に、意匠の申請に関しては、登録訴訟の間、第三者による介入は不可能であるが、意匠の委託や登録の権利者の権利、さらに、正当な利害関係者の権利を守るために以下のような行政上訴が適用される。</p> <p>① 本案審査の請願</p>

	② 無効行政訴訟 ③ 限定された方向での上訴 ④ 行政罰 <ul style="list-style-type: none"> ・ INPI は罰金や他の行政的制裁を適用することはできない ・ INPI が採ることができる措置は、意匠の登録申請や無効申告の保管処分のみである
--	---

(出所：JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月より(株)日本総合研究所作成)

II. 技術移転契約

ブラジル企業への技術移転契約の締結に際してはブラジル独特の法律が存在する。そのため、当初より技術移転契約に詳しいブラジルの弁護士と相談するとよい。

技術移転契約は INPI への登録が必要となり、この登録が第三者対抗要件となる。INPI 登録の後、ブラジル中央銀行への登録を行うことにより始めてロイヤリティなどの技術移転料の支払いが可能となる。なお、契約の期間は原則として5年以内であり、INPI が認めた場合には期間の延長が可能となる。

登録にかかる手続きにおいて、特に以下の点については注意が必要である。

図表 10-12 技術移転契約の概要

契約の内容	以下の項目を含む場合、登録が拒否される場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標使用の強制 ・ 生産量の制限 ・ 輸出を含む販売の制限 ・ 日本からの材料購入の義務付け
特許の有無の確認	移転すべき技術に特許権や商標権がある場合、法律上の権利に違いが生ずる。そのため、契約書には INPI に登録されている特許権や商標権の番号を記載する。
技術移転料	技術移転料には上限が決められており、上限は製品により異なる。

(出所：JETRO HP をもとに(株)日本総合研究所作成)

III. フランチャイズ

ブラジルにおけるフランチャイズ・ビジネスは 2000 年以降成長速度を速めてきており、店舗・拠点数は 2001 年の 600 から 2008 年には約 2.3 倍に拡大した。

ブラジルにおける営業活動の倫理面を監視するのは、ブラジル・フランチャイジング協会であり、同協会の作成するフランチャイジング自主規制規約がフランチャイジング導入

に対する基礎と規範になっている。

フランチャイズに有効性を持たせ、かつそれを実施する為には政府機関にて登録する義務はない、第三者に対して有効性を持たせるには、商標に対し、国家工業所有権院 (INPI) で登録することが必要である。フランチャイズを与える側が外国人である場合、契約の規定に基づいて支払われたものを外国に送金できるようにするため、技術移転契約と動揺、ブラジル中央銀行に登録しなければならない。

第11章 『ブラジルコスト』について～まとめ～

『ブラジルコスト』とは、一般的に、「投資・事業継続を考える上でのブラジル特有の問題点・留意点」といわれている。

本章では、これまで述べてきた問題点・留意点について、企業経営における必要資源に与える影響として整理し記述する。なお、ここでは、企業経営における必要資源を『ヒト』、『モノ』、『カネ』、『情報』と定義し記述する。

図表 11-1 『ブラジルコスト』まとめ

経営資源	問題点・留意点	詳細記述章	問題点・留意点の概要
ヒト	労務問題	第7章	<ul style="list-style-type: none"> ・一定程度以上の教育水準の従業員を雇用することが難しい。 ・労働者保護の側面が強い法律が存在している。
	交渉の必要性	第3章	<ul style="list-style-type: none"> ・恩典の詳細については交渉で決める必要がある等交渉によって結果が大きく変更することがある。
モノ	複雑な税制（日伯間取引の法未整備）	第6章（一部第9章）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費課税の種類が多く税率も日本に比して非常に高い。 ・移転価格税制等日伯間の取引について未整備の点がある。
	輸送網の整備遅れ	第8章	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラの整備が不十分であり、輸送に時間を要する。
	知的財産権に対する意識の薄さ	第10章	<ul style="list-style-type: none"> ・海賊版の横行。
カネ	高金利	第5章	<ul style="list-style-type: none"> ・政策金利レートが10%を超えている。（貸出時のレートはこれを上回る可能性大） ・長期資金の調達が比較的困難であるとされている。
情報	ポルトガル語	第1章	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な情報が公開されているものの、ほとんどの情報がポルトガル語で記述されている。

第12章 生産現場の実態

この章では、生産を行っている企業のヒアリング結果等に基づき生産現場の実態を記す。
(すべての企業に当てはまるものではないことはご留意頂きたい。)

工場の様子



I. 原材料

ブラジルは資源が豊富であるため、国内で調達可能なものも多い。海外からの輸入に頼らざるをえないものについては、税関を通し輸入する必要がある。近年の経済発展に伴う税関取扱量の増大に伴い、税関等の処理に時間がかかっているのが現状である。原材料の輸入に際しては、時間に余裕をもって手続きを行う必要がある。

II. 部品調達

ブラジルではすでに様々な産業が勃興しているため、多くの部品が調達可能である。技術力が高いため、生産が行われていない部品であっても図面等を見せることによって生産可能となることが多い。この際、ブラジルの人件費は決して安くはないため、結果として輸入品に比べコスト高になってしまう場合も多いため、注意が必要である。

III. 労務

第7章に記したように、ブラジルでは基本賃金が上昇する仕組みとなっているため、計画的な雇用が重要となっている。ジョブローテーションの感覚が強く、優秀な人ほど他の会社に移るリスクも高いため、自社におけるキャリアプランや教育の仕組み（自社にいることによるインセンティブ）を明確にし、優秀な人材の囲い込みが必要である。

IV. 会計・税務

四半期決算が必要であるという点、および税務伝票（Nota Fiscal）発行が必要であるという点で会計・税務に関する事務コストが高くなっている。

特に、税務伝票（Nota Fiscal）は商品等の販売だけではなく移入や移出すべてに発行が

義務付けられており、管理方法についても詳細に規定されている。そのため、法規通りに行わないと罰則の対象となる可能性もあり注意が必要である。

デジタル簿記公共システム（SPED）導入に伴いすべての取引が各州の税務局・連邦国税庁から把握可能となり一段と厳しくなるとされている。

V. 通関

通関処理は複雑な部分もあるため、迅速に処理するための専門家も存在している。場合によって様々な交渉が必要となる場合もあるため、時間に余裕を持つとともに、様々な人脈構築が必要となる。

VI. インフラ

港はどの港も混雑している状況であり、荷降ろし等には相当の時間を要するのが現状である。道路網については、ある程度整備されているものの広大な大地であるが故、未だ十分ではない。2014年・2016年に行われるワールドカップ・オリンピックに向けた整備が期待されている。

VII. 商慣行

VII-1. B to C

高額商品の販売に関しては、分割払いの提示が一般的である。これは過去のハイパーインフレの経験によるものだと考えられる。

VII-2. B to B

特殊な商品を除き、手形のサイトは30日程度である。（例えば、肥料は使用した農作物の収穫が終わった後の支払となるよう1年近いサイトで設定されることが一般的である。）

また、税務伝票が商品の売買等に必要となるため、常に商品と共に税務伝票が送られるようになっている。

第13章 市場の特徴と今後の見通し

本章ではまず、国内市場の特徴として、消費者という観点からみた市場の特徴を挙げる。次に、近隣諸国も含めた市場の特徴について記述する。その上で、2014年および2016年にブラジルにて開催される大きなイベントであるワールドカップ、オリンピックの概要および準備状況について記述し、今後の見通しを示す。

I. 国内市場の特徴－ブラジルのポリウムゾーンの特徴と消費嗜好

I-1. 所得によるセグメント

ブラジル国内では富裕層と貧困層の格差が激しい国である。消費者層の格差が歴然として存在することから、それぞれの階層規模の把握のために、独自の指標を用いている。それが、主要都市の世帯サンプル調査に生活様式の違いを指数化して購買力を測る経済階層区分であり、国民を所得の高い順にA～Eクラスに分類してその規模を把握することができる。ブラジルの消費者像を理解するために最もよく用いられる指標である¹⁵。

A～Eクラスの定義および特徴は以下のようにまとめられる。

図表 13-1 A～Eクラスの特徴

Aクラス	<ul style="list-style-type: none">・ 世帯あたりの月額所得が、最低賃金の20倍超・ 南東部、南部に集中・ ステイタス消費の傾向が強い・ すでに多くの商品を購入済みで、買い替えやモデルチェンジのために商品を購入する
Bクラス	<ul style="list-style-type: none">・ 世帯あたりの月額所得が、最低賃金の10～20倍・ すでに多くの商品を購入済みで、買い替えやモデルチェンジのために商品を購入する
Cクラス	<ul style="list-style-type: none">・ 世帯あたりの月額所得が、最低賃金の4～10倍・ 北部・北東部に集中・ 従来の商品にあきたらず目新しいものを好む傾向にある・ これまで企業があまり消費の主体と捉えてこなかった・ 自分たちの所得に見合った商品でよりよいものがあれば好んで商品を購入する

¹⁵ この指標はブラジル調査企業研究協会が分析手法として確立したもので、ブラジル市場における販売戦略の検討や景況感の判断材料としてよく用いられる。ただし、この指標に独自の指標を組み込んで各社が調査を行っているため、データの取り扱いには注意が必要となる。

D クラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯あたりの月額所得が、最低賃金の 2~4 倍 ・ 北部・北東部に集中 ・ これまで所得水準の低さから買うことのできなかった商品を購入する ・ 地域密着型のサービスを好む
E クラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯あたりの月額所得が、最低賃金の 2 倍まで ・ これまで所得水準の低さから買うことのできなかった商品を購入する ・ 地域密着型のサービスを好む

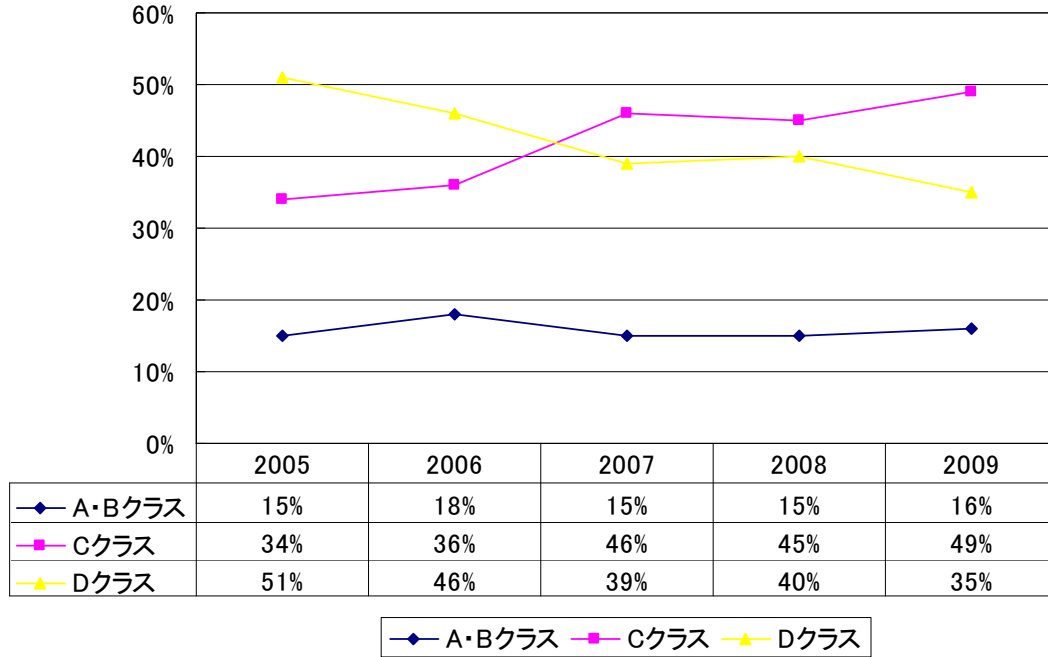
A クラスがいわゆる高所得者層で、B・C 層が中所得者、D・E 層が低所得者層・最貧層と分類できる。大企業の多くが販売対象を A・B 層に絞って展開してきたが、富裕層は人口としては少なく、富裕層に依拠した市場展開を行うと、商品は売れるもののすぐに飽和状態となってしまう、なかなか他の消費者層まで波及せず、全体として販売数が伸び悩む現象がみられた。典型例は自動車である。

また、ブラジルにおいては、低所得者向けの政策の財源とするために税金が高くなっており、結果として中間層の経済成長はブラジル全体の経済成長よりも低く抑えられてしまっており、中間層における所得の伸び率が低くなっている。そのため、消費の牽引力としての力は弱い。

近年ブラジルの消費者市場で注目されているのは、これまで消費の中心とは考えてこられなかった C・D 層の消費の拡大である。近年のブラジルのマクロ環境の安定、労働者の賃金上昇による消費階層の構成の変化に加え、ボルサ・ファミリアなど社会政策の充実、割賦購入の普及といった要因が影響して、C・D 層の消費者の存在感が増している。これまで所得水準の低さから購入できなかった商品に対する消費欲求が高い層でもあることから、市場の中長期的な発展と潜在性を生かすために、今後はこの中低所得者向けの対策が重要となる。

なお、ブラジル人はステイタスとなるような消費に目がなく、割賦販売の利用などで少し無理をしてもステイタスをもつ商品を買いたい傾向にある。この傾向は特定の消費者層に寄らないといわれている。中低所得者向け製品の開発といっても、中長期的な自社ブランドの育成を念頭に置いたブランド管理が必要と考えられる。大手小売グループではブラジルのさまざまな消費者層に対応しながら自社のブランドイメージを維持するため、消費階層にあった低価格ブランドをもって、この層の取り込みに着手している。

図表 13-2 A～D クラスの割合推移



(出所 : Pesquisa Celetem-Ipsos, Folha de SaoPaulo)

ひとくちメモ ⑥：高成長の裏に潜む、世界最大級の格差

ブラジルは国全体としての経済成長が目ざましい。世界的な金融危機の影響を受けた2009年にはマイナス成長を経験したが、長らく安定的な経済成長を遂げてきた。2010年のGDP成長率は7.5%であり、近年高いペースでの成長となった。2011年も4~5%程度の成長が見込まれている。

こうした経済成長の過程にあっても、国内の所得格差の問題が克服された訳ではない。たとえば、ブラジルの平均所得は低所得国であるベトナムの平均所得の約3倍であるにもかかわらず、ブラジルの最貧層10%の平均所得は、ベトナムの最貧層10%の平均所得よりも少ないとされる。

2006年5月にIBGE（ブラジル地理統計院）が発表した「ブラジル国民の食料アクセスに関する2004年調査結果」によると、調査時点の総人口（1億8,200万人）の約40%が食糧確保の不安定な状態にあり、さらにこのうち1,400万人（330万世帯）は食糧確保の著しく不安定な状態、即ち飢餓状態にあった。また、飢餓人口はブラジル北部及び北東部に集中しているという。

ブラジル政府が貧困対策を最重要課題として位置付けている背景にはこうした現状がある。中間層の創出によるブラジル消費市場の拡大が目覚しい一方で、依然として貧困の問題がブラジルに潜んでいることを忘れるべきではない。

JETRO 『平成21年度報告書 ブラジルにおける日本食品市場調査』

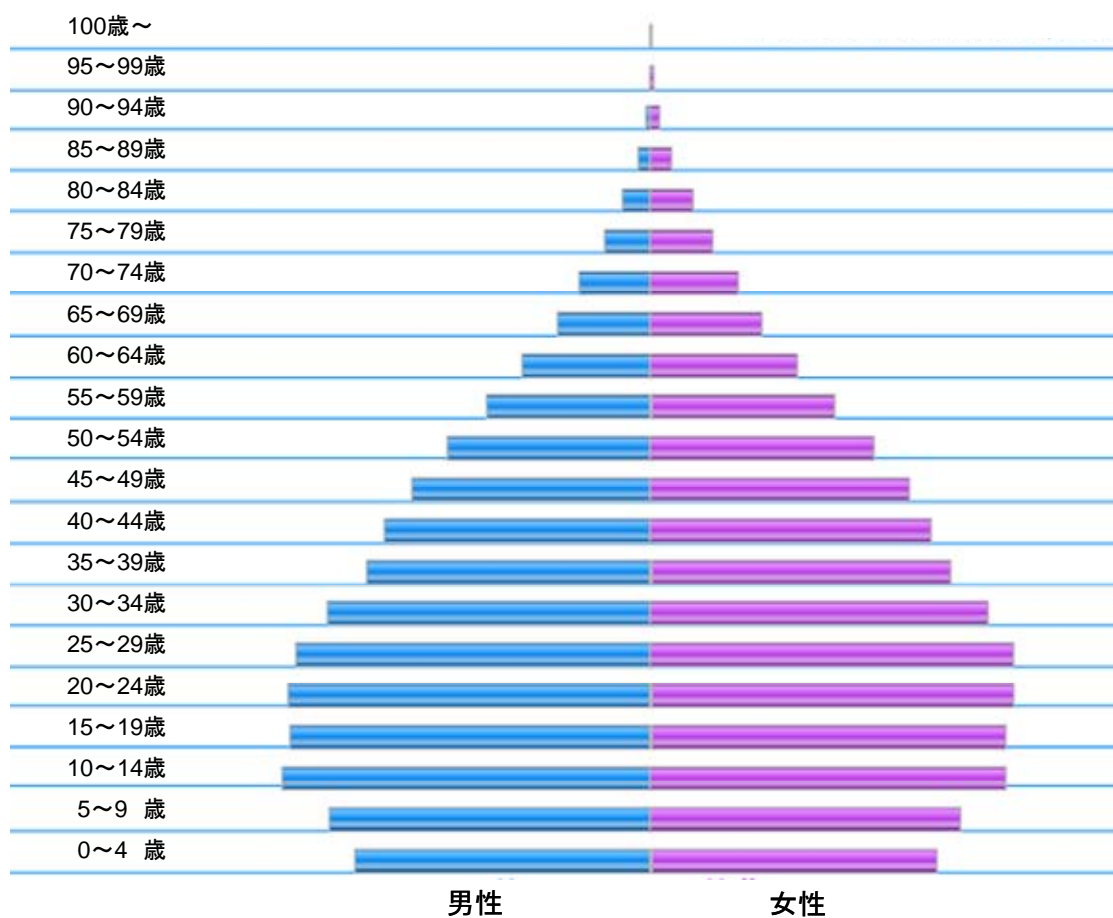
(http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000175/brazil_japanesefood.pdf)、国連開発計画（UNDP）『人間開発報告書 2005』

(http://www.undp.or.jp/publications/pdf/undp_hdr2005.pdf)、(社)日本ブラジル中央協会発行 会員向け隔月刊誌 『ブラジル特報』 2007年7月号記事を基に、(株)日本総合研究所が編集

I-2. 年代によるセグメント

ブラジルでは年代別によるボリュームゾーンが20~30代と、その子供世代に当たる5~10歳になっており、今後の消費の主体としてその消費動向が注目される。

図表 13-3 ブラジルの年齢別人口構成（2010年）



(出所：IBGE)

I-3. 性別によるセグメント

中南米地域全体にいえることだが、教育の浸透や経済発展を受け、ブラジルでは女性の社会進出が増えている。女性の社会進出に伴い、生活を便利にする道具や、冷凍食品、化粧品市場などで変化が見られ始めており、消費の主体としての女性の活躍に注目が集まっている。

ひとくちメモ ⑦：ブラジル・ファッションの台頭

近年ファッション分野では、パリ・ミラノ・ニューヨーク・ロンドンという世界的なコレクションが開かれる都市に混じり、ブラジルにおけるコレクションがじわじわと勢力を伸ばしてきている。かつてはブラジル発のファッションといえどもっぱら水着や靴を中心に語られていたが、今や服飾やアクセサリーの分野でも世界の注目を集めている。

2008年3月には、日本でも「ブラジル・ファッション・ナウ」が東京表参道で開催された。ブラジルファッションデザイナー協会（ABEST）など、ブラジルのモードに関わる多くの協会が団結して、2008年秋冬の展示会として23のブラジルのファッションブランドが集結し、レディース中心に、ウェア、靴、アクセサリーなど、ブラジルのモードがトータルで紹介された。

ブラジルのファッションの特徴を一言で言えば、世界的な靴デザイナーのフランチェスカ・ジオビ女史の弁によると、「まず第一にセクシーであること。そして女性をターゲットにしていること。年齢に関係なくフェミニンであること。これが、現在のブラジル・ファッション全体に共通している」とのことである。

また、ブラジルがファッション産業に力を入れることができるのは、業界団体の力も大きいと考えられる。

たとえば、約17,000社が参加するブラジルアパレル協会（ABRAVEST）は、競争力強化のため多様なサービスを参加企業に提供している。ABRAVEST独自の品質保証制度、品質表示の共通化、サイズなど共通規格の設定などのほか、インターネットなどを使ったバイヤーとの取引の斡旋、輸出コンソーシアム（輸出組合）組織化の推進、見本市の開催、国内外のアパレル市場情報の提供等を行っている。

上記のように国内での支援基盤も整備されつつあるブラジルのファッション業界の今後に目が離せない。

（ブラジルファッションデザイナー協会ウェブページ（<http://www.abest.com.br/2009/>）、ブラジルアパレル協会ウェブページ（<http://www.abraviest.org.br/>）、TOSHIBA SUPER ROUNGE 「Vol.51 ブラジルファッション」ウェブページ（http://www.j-wave.co.jp/original/futurelounge/f_topics/topics06_0318.html）を基に（株）日本総合研究所が編集）

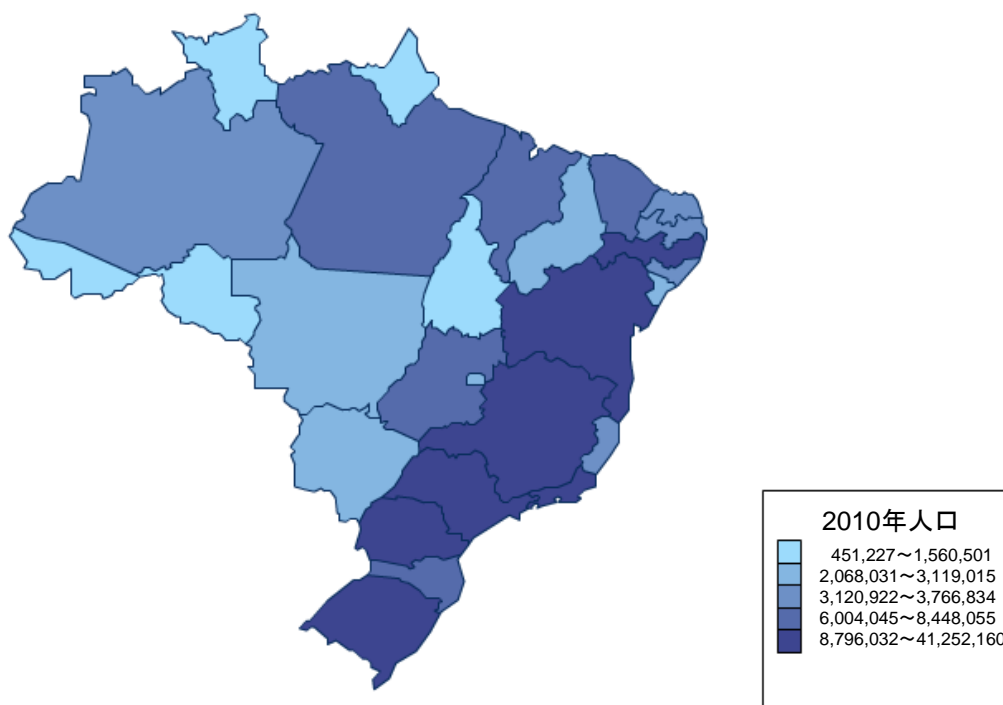
1-4. 地域によるセグメント

① 経済の偏り

ブラジルは国土が広く、都市が点在している。ブラジル全土を5地域に分けた場合、人口は南部から南東部、北東部にかけて人口が集中している。

サンパウロやリオデジャネイロがある南東部においては世帯あたりの平均所得額が高い一方、北部や北東部では地域開発が遅れており、世帯あたりの平均所得額が低い水準に抑えられている。一方、マクロ経済の発展等経済状況の改善を受けて、北部、北東部における平均所得額も着実に拡大している。これまで経済発展が遅れてきた地域だけに、今後の市場の拡大に中止する必要がある。

図表 13-4 ブラジルの州別居住者数（2010年）



（出所：IBGE）

② 嗜好の違い

地域ごとに人種構成や所得水準が異なることから、ブラジルにおけるマーケティング戦略は地域別戦略を立てることが重要になる。特に最終消費財に関しては商品、価格、よく購入される販売場所、販売促進といった全てのマーケティング活動において、南東部の消費者との違いがみられる。すでにブラジルに展開している企業はこれらについて綿密なマーケティング調査に基づく市場展開を行っている。

II. 流通経路

ブラジルは国土面積が広いこと、全国的に展開する卸・流通業者は一部の業種を除き、存在しない。展開する地域に強い卸、流通業者が存在するほか、日系人の経営する卸・流通企業もあり、そういった企業との取引ではコミュニケーションの不安が軽減されることであるため、卸・流通業者の選定には慎重に取り組むことが重要となる。

III. 近隣諸国も含めた市場の特徴－メルコスール

ブラジルの市場を見る際は、メルコスール全体を製造拠点および販売市場として把握する必要がある。メルコスール加盟国及び準加盟国各国の主要経済指標等については、本誌の該当部分をご参照いただきたい。

メルコスール各国は今後の経済発展が期待されている地域であり、既に経済発展の兆しが見えてきている。実際、企業によっては日本から赴任している駐在員は、ブラジル担当ではなくメルコスール担当として市場をとらえるべく、現地に駐在している。

IV. 今後の見通し

IV-1. ワールドカップ開催

① 開催概要

2014年のサッカーワールドカップはブラジルにて開催される。ブラジルは、1950年にも主催国を務めた。この時は決勝戦でウルグアイに2対1で惜しくも敗れている。

ブラジルはサッカーが盛んな国であり、これまでに FIFA ワールドカップ™で 5 回の優勝、南米大会で 8 回の優勝、FIFA ワールドカップ U-20 で 4 回の優勝、FIFA ワールドカップ U-17 で 3 回の優勝経験を持つ。

図表 13-5 COPA2014 開催概要

開催年	2014 年
予定開催地	ベロオリゾンチ、ブラジリア、クイアバー、クリチバ、フォルタレーザ、マナウス、ナタル、ポルトアレグレ、レシフェ、リオデジャネイロ、サルバドール、サンパウロが開催予定地である。

(出所：Portal 2014)

図表 13-6 ワールドカップ開催都市



(出所 : Portal 2014)

② 決定の経緯

2014年のFIFAワールドカップの開催地は2007年10月30日にFIFA国際サッカー連盟によって、ブラジルに決定された。

2014年のワールドカップ開催地は、FIFAが採用する「6大陸持ち回り制」の原則の下、南米大陸から開催国が選出されることが決まっていた。実際にワールドカップの開催国を募集したところ、ブラジルだけが立候補をした為、ブラジルーカ国のみによる入札となった。

③ 経済波及効果

2014年のワールドカップ開催のため、スタジアムの建設や、交通インフラの整備等が進められている。このような関連投資に加え、大会開催時における旅行者向けサービスの提供に到るまで、ワールドカップ開催による経済効果が見込まれている。

ジェットウリオ・ヴァルガス財団 (FGV) と会計監査法人アーンスト・アンド・ヤングの共同調査によると、2014年のワールドカップ関連投資は1,423億9,000万リアルとなる見込みである。

図表 13-7 COPA2014 スタジアムへの投資概要

開催地	運営主体	対応	投資予定額 (百万リアル)	収容人数 (千人)
ベロオリゾンチ	公営	改装	426.1	70
ブラジリア	公営	改装	745.3	69
クイアバー	公営	建て直し	454.2	45
クリチバ	私営	改装	184.5	41
フォルタレーザ	PPP	改装	623.0	60
マナウス	公営	建て直し	515.0	44
ナタル	公営	新築	350.0	45
ポルトアレグレ	私営	改装	130.0	62
レシフェ	PPP	新築	529.5	46
リオデジャネイロ	公営	改装	600.0	83
サルバドール	PPP	建て直し	591.7	50
サンパウロ	私営	改装	555.0	72

(出所：Executive Office of the President of Brazil 提供資料より)

IV-2. オリンピック開催

① 開催概要

2016年の第31回夏季オリンピックは、ブラジルのリオデジャネイロ市で開催される。2016年の8月5～21日が開催予定期間であり、競技数は28種目に及ぶ。

図表 13-8 2016年夏季オリンピック開催概要

開催期間	2016年8月5～21日
予定開催地	リオデジャネイロ市

(出所：Portal 2014)

図表 13-9 2016 年夏季オリンピック開催地



(出所：RIO 2016)

② 決定の経緯

2016年の夏季オリンピックは、シカゴ（米国）、東京（日本）、マドリード（スペイン）、リオデジャネイロ（ブラジル）の4都市が招致をおこなっていたが、2009年10月2日、国際オリンピック委員会第121回総会において2016年の夏季オリンピックの開催地がリオデジャネイロに決定された。

③ 開催予定地の概要

オリンピック開催予定地であるリオデジャネイロはブラジルでも有数の観光地である。

2016年の夏季オリンピックではバハ（Barra）、コパカバーナ（Copacabana）、デオドロ（Deodoro）、マラカナン（Maracanã）の4会場で競技が行なわれる予定である。

④ リオデジャネイロオリンピックの経済効果

リオデジャネイロは、もともとブラジルの首都であったために都市が発達していたが、ブラジリアに首都を遷都した後は、都市計画が計画的に行われておらず、歴史的な古い建物も保存の為の処置がうまくなされてこなかった。現在、リオデジャネイロはこのような建物の再建を含め、2016年のオリンピック開催に向けた都市計画の再検討を行っている。

このような、街全体の再開発に加え、大会運営に必要な各種施設の建設が予定されてい

る。リオデジャネイロでは競技の行なわれるスタジアムの建設のほか、各会場をつなぐ交通インフラ網の建設が計画されている。下図破線部分の交通システムが PPP などの仕組みも利用しつつ、建設・開設予定である。各会場および既存の鉄道や地下鉄の駅を結ぶ主な交通手段はバスとなる見込みである。リオデジャネイロは 2014 年のワールドカップの試合の開催予定地でもあり、オリンピックとワールドカップの為の整備が並行して行なわれる予定である。両大会の開催のため、リオデジャネイロでは、交通網整備に関連して約 78 億米ドル、ワールドカップ開催に関連して約 15 億米ドル、2016 年のオリンピック開催に関連して約 17,300 百万米ドル、不動産に関連して約 47 億米ドルの追加投資がなされる予定である。

図表 13-10 2016 年までに構築予定の交通インフラ網図



(出所：Rio de Janeiro)

(注：BRT は Bus Rapid Transit の略)

IV-3. 今後の見通し

ブラジルはこれまで消費重視の経済成長を遂げてきたが、上記のような国家的プロジェクトが控えている状況もあり、政府による投資が経済を牽引する構造へと徐々に変化してゆくものと見込まれる。また、原油産出の拡大に伴う調達、中間層の増加による消費市場の拡大など、新たな需要の創出が期待される素地も大きい。

第14章 投資環境の優位性と留意点・課題

本章は、これまで記述した投資環境を「優位性」と「留意点および課題」の両面から、それぞれまとめた章である。

I. 優位性

ブラジルへ投資するにあたっての優位性を以下の2方面から記述する。

- ・ 日本とブラジルの関係性から言える日本企業固有の優位性
- ・ 日本企業かどうかに依存しないブラジルそのものの優位性

I-1. 日本とブラジルの関係性から言える日本企業固有の優位性

日本とブラジルは1908年の笠戸丸移民以来、きわめて良好な関係を築いてきた。ブラジルが多様な国の移民を受け入れながら発展してきた中で、とりわけ日本に対するイメージを良好に保っていることは、ひとえにブラジル社会で努力を重ねてきた先人たちのたまものである。

日本から近いアジア諸国の国民感情が、歴史的な経緯から日本に対して必ずしも好意的とはいえない状況と対比して、ブラジルは日本企業にとって優位性ある市場といえよう。

① 日本＝信頼性が高いという認知

ブラジルにおける日本に対する安心感、信頼感は総じて高いといわれている。例えば消費財の市場においては、日本製品は「(高いけれど)品質はよい」というイメージを持たれることに成功している。ブラジル社会を構成する日系人の中には、高等教育を修めて医師、弁護士、大学教官といった地位に着く人たちも少なくなく、そうした事実からも日本に対する信頼感が支えられているようだ。実際、ブラジルの最高学府の一つであるサンパウロ大学の2002年のレポートによると、2001年時点で在籍する学生のうち、約8%が日系人であったとされる。日系人がブラジル全人口の1%にも満たないことを考えると、これは高い割合といえよう。

地上デジタル放送の日本方式採用も、日本の技術に対する信頼を象徴する出来事であった。前ルーラ大統領およびルーラ政権下で官房長官を務めたルセフ現大統領とも、日本に技術に対して好意的であり、それゆえに地デジでの日本方式の採用が決断された、とも言われる。

そのほか、例えば企業間の契約や労働者の雇用においても、日本人、日系人は誠意ある対応をするとして、ブラジルの社会において概ね良好な印象を持たれている。

② 日本文化の認知

ブラジルにおいては日本文化への関心も高い。日本人街であるリベルダーヂ地区などを

歩けば、多くの一般のブラジル人が日本の映画の DVD やゲームソフトを購入している姿を目にすることが出来る。また、コスプレのイベントには多くの人が訪れて盛況を呈するという。サブカルチャーの面でも、アニメやコスプレは徐々に浸透しつつあるようだ。

一方、日本文化でもっともブラジル社会に浸透しているものは、なんと言っても日本食である。一説によると、サンパウロではブラジル風焼肉（シュラスコ）を出す店（シュハスカリア）よりも、日本食レストランのほうが数が多いとされる。レストランといっても、手軽に食べられる焼鳥屋や手巻き寿司料理店（テマケリア）から、高級な寿司店や割烹店まで幅広く存在する。ショッピングモールのフードコートで寿司店を見つけることは難しくなく、また一般のバー等においても手巻き寿司を供する店、あるいは醤油をテーブルに備え付けてある店など、特に珍しいものではない。非日系のブラジル人が箸を用いて食事をする光景は既に日常的なものとなっている。

もっとも、日本で提供される日本食とは、かなり変わった形で受け入れられている食べ物もある。ブラジルで「焼きそば」といえば日本の焼きうどんに近い料理であるし、「てんぷら」といえば直径 30 センチメートルほどの円盤型に揚げられた、かきあげのようなファストフードを指す。

しかしいずれにしても日本食、日本料理はお洒落で格好よく、かつヘルシーである、というイメージとあいまって、ブラジル社会にすっかりと浸透している。

こうした文化面も、ブラジルにおける日本および日本企業のイメージ向上に間接的に役立っていると考えられる。また、日本企業の駐在員の立場からは、ブラジル特にサンパウロ近辺は日本風の生活を維持しやすい赴任先であるともいえよう。

③ 日本語や日本社会を理解する人の多さ

初期の移民の子孫は既に 4 世、5 世といった世代となっており、日本語の知識を失った者も少なくない。それでも 140 万人に上る日系人の中には、日本語とポルトガル語の両語に堪能な人や、日本社会における機微を理解する人も多く存在する。

日本企業の進出に当たっては、こうした人材を十分に活用することが期待される。昨今の好景気の中で、優秀な人材を確保するための労務コストは上がっているとも言われるが、それでも日本ブラジル両国について理解の深い人を登用する可能性があることは、日本企業にとってプラスに働く要素となろう。

1-2. 日本企業かどうかに依存しないブラジルそのものの優位性

① 巨大でかつ成長の著しい消費市場

一言で表現すれば、ブラジルは人口大国であり消費大国である。世界で 5 番目に多い人口を擁する国であり、かつその多くが次々に中間層と呼ばれる所得層に達しつつある。

また経済の安定化以降、多くの消費者が容易にクレジットサービスにアクセスできる状況になったこともブラジルの消費市場の巨大化に貢献している。すなわち、そもそも気質

として「稼いだら使いたい」ブラジル人が多い中、割賦販売のサービスや各種のローンを受けやすくなったことで、より「稼いだら使う」ことを志向する性質の消費市場になった、ということである。

割賦販売をはじめとして、ブラジルの旺盛な消費意欲がますますブラジルの市場拡大に貢献している一方で、所得が消費に回ってしまい、国民の貯蓄率が少ないということが、ブラジルの投資を阻害している、との指摘もある。しかし、この旺盛な消費浴がブラジルの経済の好循環を生み出していることは否定できない。今後も労働党による政策運営により、一層の所得再分配が進むみられる中、低所得者層の所得増加を中止として、ブラジルの消費市場はますます拡大し熱を帯びていくであろう。

② 資源の豊かさ

ブラジルは世界有数の資源大国でもある。中長期的にみて世界の鉱産資源や食料の需給が逼迫すると想定される中、大豆、小麦などの穀物、食肉、砂糖、エタノール、鉄鉱石、そして石油などの分野において、ブラジルがトップクラスの生産国であることは、ブラジル経済の発展と繁栄を支える重要な原動力となるものと期待される。

農業分野についていえば、水や農地の豊富さがブラジルの特筆すべきポテンシャルである。アメリカや中国などの農業国と異なり、ブラジルは地下水への依存度が低く、水資源の枯渇から当面は無縁であると考えられる。また農地についても、現状は粗放的な牧草地などとして低利用されている土地をより集約的な農地として転用することは比較的容易であり、まだまだ生産拡大の余地があるとされる。

一方の鉱業分野ではブラジルは主にミナスジェライス州やパラ州において、鉄鉱石をはじめ、銅やボーキサイトなどの非鉄金属が多く産出され、レアアースの産出国としても注目を集めている。

また、ブラジルではペトロbras社が中心となった海底油田探索により大型油田の発見が相次いでいる。これは、リオデジャネイロ沖の海底岩盤の岩塩層下にある深海油田から石油を採掘するものである。深海油田からの石油の採掘ということで、採掘に伴う環境リスクやコストパフォーマンスについて疑問も指摘されているが、この油田の開発を前提として最近公表されたブラジル国内の原油埋蔵量の試算によると、ブラジルは埋蔵量ベースで非湾岸産油国を凌駕し、湾岸諸国に次ぐ原油資源国となる見込みである。

II. 留意点および課題

留意点・課題についても同様に以下の2方面から記述する。

- ・ 日本とブラジルの関係性から言える留意点・課題
- ・ 日本企業がどうか依存しないブラジル投資にあたっての留意点・課題

II-1. 日本とブラジルの関係性から言える留意点・課題

① 意思決定のスピード

日本の真裏にあるブラジルでは、本社との意思疎通に難儀することとなりがちだ。ブラジルの主要エリアと日本との間で12時間(ブラジルの夏時間では11時間)の時差がある、ということは、それだけでタイムリーな意思疎通を難しくする要素であるといえよう。

さらに日本の企業風土として、各国のビジネスに関する意思決定についても日本の本社が大きな役割を担う傾向にあるが、これがブラジルにおける企業活動を難しくしている側面がある。ブラジルでは市場の変化や複雑な制度によって、日本では考えられないような状況が頻繁に生じる。その様な状況に対し、柔軟に対応するためには現地企業による迅速な意思決定が不可欠と成る。実際に、日本以外の国から進出している企業においては、ブラジル会社に大きな権限を与え、ブラジルでの事業の迅速な意思決定を担保しているケースが多いといわれている。また、日本企業においては、ブラジル現地駐在員は数年の赴任となることが通常で、かつ現地採用の社員を現地会社の責任ある立場に据える、という人事制度をとらないことが一般的である。しかし、ブラジル市場においては、複雑な制度を熟知することや、柔軟な対応力、現地での人間関係の形成など、市場の求める人材となるポイントが比較的長期の時間を要するものである事が多い。そのため、短期の滞在にとどまる駐在員が意思決定の中心を担う仕組みでは、特に変化の激しいブラジルマーケットを攻める上で、タイムリーな企業活動を図るための課題となりやすい。

② 初期投資の規模

日本企業においては、当初から巨額の投資を行うのではなく、比較的小規模なテストケースやパイロットプロジェクトを積み重ねて十分に市場性を見極めてから新しい市場に攻め入る、というマインドが強い。

しかしブラジルマーケットの攻略に当たっては、むしろ初期の段階からリスクを取って十分に投資をすることが成功の近道であることも多い。

例えばブラジルで自社製品を売る際、最初に小規模な輸入販売を考えようとする、と関税や間接税、流通コスト等を勘案した上で、現地でのパートナーを通じた販売網を構築することになる。すると上代は高くならざるを得ず、またブラジルの法制度上、いずれ本格的に販売する際に現地のパートナー企業を整理することが容易ではなくなる。

ブラジル進出を検討するに当たっては、投資前に利益獲得の可能性を勘案すべきことは論を待たないが、一般に言われる「小さく生んで大きく育てる」だけにとどまらず、より大胆なシナリオを描くことも必要となろう。

II-2. 日本企業がどうか依存しないブラジル投資にあたっての留意点・課題

① ブラジルコスト

いわゆるブラジルコストとして、税制、労働法制、インフラの三点を主に論じてきた。

ブラジルに財貨を輸入するにしても、ブラジル国内で生産・供給するにしても、いずれにしてもコスト高となりがちな構造となっている。現政権下でもそうした課題は認識されており、これらブラジルコストの除去が目指されてはいるものの、一朝一夕にそれらが改善されるとは考えにくい。

ブラジルへの進出を考えるに当たっては、販売先としての進出であるのか生産拠点としての進出であるのか、その主目的を明らかにしたうえで、特に後者の場合であればその調達元から販売先まで、国境の枠組みを越えたフィージビリティ・スタディが必要となろう。企業戦略の全体感の中においてブラジルでの活動を正しく位置づけ、その収益性について殊更に綿密な検討を加えることが望まれる。

② 官庁の対応不統一

ブラジルの行政組織は、諸々の手続きが電子化されているなど先進的・近代的な側面があるものの、法的な枠組みの不確定な部分については、官庁の職員の裁量に委ねられる部分も多いとされる。現在のブラジルでは、特定の職員から法に反する便宜を図ること（賄賂など）を明示的に求められるケースは少ないとされるが、それでも属人的なつながりの有無によって行政上の手続きに要する時間や、諸規制を充足するためのコストが左右されることが皆無ではない。

さらには、法や規制の規定自体も頻繁に変更されると言われる。その時々正しく手続きを行わないと、やはり事業の遅延やコスト高に直結することとなる。

企業の対応としては、こうしたリスクを十分に織り込んでブラジルの事業を検討することが必要であろう。また、行政にパイプを持つ人物や、各分野の法規制上の最新情報に明るい人材を起用することによって、こうしたリスクを未然に防ぐ努力も求められる。

第15章 主要産業の動向

I. ブラジルの産業動向～概要

ブラジルは 1920 年代まで、農業分野では欧米諸国向けに嗜好品である砂糖、コーヒー、カカオやゴムなどの熱帯・亜熱帯作物の生産と輸出によって経済発展を行なってきた。また鉱業分野では、鉄鉱石の採掘と輸出による経済発展が行われた。欧米諸国は、一次産品の生産拠点であるブラジルに対し、港湾や鉄道などのインフラ面での投資を行い、これが現在のブラジルの経済インフラの基礎となっている。

1929 年に発生した世界恐慌により、欧米諸国の景気が悪化し、コーヒー等の嗜好品に対する消費市場が急速に冷え込んだ。これにより、欧米への嗜好品の輸出によって経済が成り立っていたブラジルの経済は大打撃を受けた。このような経済の脆弱性への反省から経済の構造的な変革を目指し、自国内の工業化を目指す動きへと、ブラジル経済は歩みをはじめた。

ブラジルでは、工業分野においては多くの国におけるのと同様、輸入代替工業化による国内工業の育成が目指された。しかし、ブラジルにおける輸入代替工業化は、すでに先進国との技術格差が大きく、短期間で輸入代替による産業育成を図ることは困難であったこと等が原因となり失敗に終わった。その後、自国に技術の無い自動車産業などから市場の開放を行い、現在は一部の規制業種を除き、ブラジルの市場は海外に開放されている。

現在のブラジルの一次産品は、他国への供給と、自国内の消費のふたつの方向からの牽引力が働き、市場が拡大している。他国への供給の面では、中国をはじめとする新興国の経済発展に伴う一次産品に対する需要の増加に対応する一次産品の生産地として一次産品の市場を牽引している。また、自国内においても、中産階級以下の国民の所得の向上に伴い生じた消費市場の拡大が、一次産品の市場を牽引している。

ブラジルの工業分野においては、市場の開放による外資の参入機会が大きいという市場の魅力と、インフレ抑制に成功したことでブラジル経済が安定したこと、中産階級の台頭によって拡大した市場の魅力の二つがポイントとなる。

II. 農業・畜産業およびその加工産業

II-1. 概要

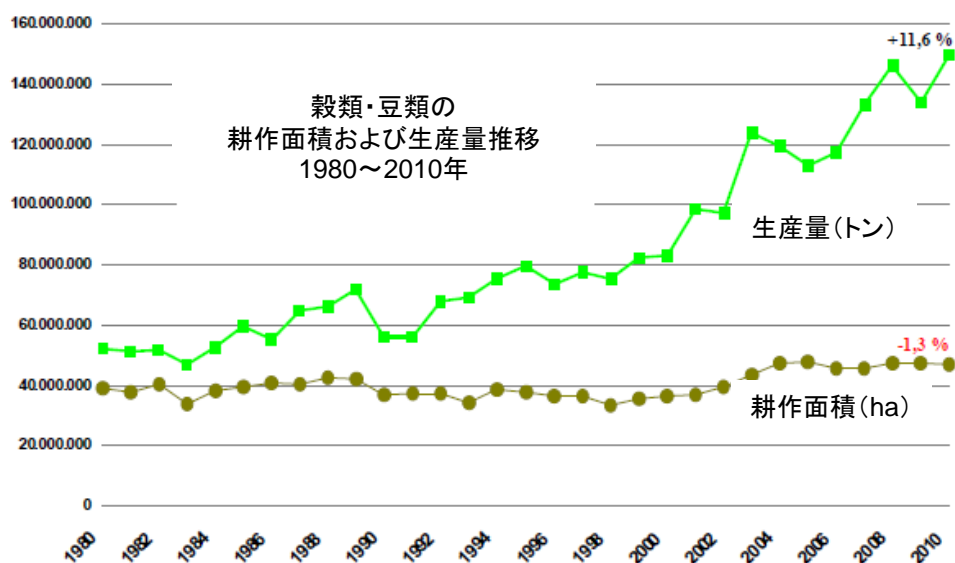
1930 年代以降にブラジル国内の工業化が進み、南東部を中心とした都市化が進むと、ブラジル国内の市場が発生し、都市周辺には国内市場向の農業生産基盤が確立した。1970 年代から、ブラジルではセラード地帯などこれまで耕地として適さないとされてきた土地での開発に着手した。セラード地帯では大豆などの生産が行われ、現在では世界有数の穀物地帯となっている。

ブラジル固有のアグロインダストリーの魅力は、以下の三点にまとめられる。一つは、セラードを中心とする未開拓の土地がまだ残されていて、かつ水資源も豊富にあることで

ある。次に、既存の開拓地においても肥料などの改良により耕地当たり収穫量の効率が上がると見込まれていることである。この二点は、サトウキビやコーヒーの生産においても当てはまる。これに加えて、大豆生産にとっては、南半球に存在し、米国と収穫時期がずれるため、穀物市場への安定的供給を行う上で魅力的な土地である事もあげられる。

ブラジルのアグリンダストリーの拡大において制約となりうる点は、次の二つといわれている。一つは、ブラジルの耕地拡大が、アマゾン地帯やセラード地帯の開拓によることであり、耕地拡大による環境破壊が懸念されていることである。近年、ブラジルでは政府も含め、環境を保護する姿勢が強まっていることから、今後、アマゾン地帯やセラード地帯の開発に規制がかかり、耕地の拡大に歯止めがかかる可能性がある。加えて、拡大耕地からの収穫物は、コスト上昇の問題も抱えている。これは、耕地の拡大は未開の内陸部の開発となっていくことから、今後の開拓耕地付近には、道路などのインフラが整備されていない場合が多く搬送コストが高くなるためである。

図表 15-1 ブラジルの穀物、豆類、オイルシードの
生産量（緑）と耕作地面積（ベージュ）の推移



(出所：IBGE)

ひとくちメモ ⑧：農作物輸送で利用されているインフラ

現在、農業生産地である中西部からの輸出は、サントス港など南部の港からの輸出量が多い。ブラジルの農業が抱える課題の一つが、生産地である内陸部からの輸出港までの移動に伴う輸送のコスト高である。生産地付近では道路の舗装整備が進んでいないために、全般的な搬送コストが高くなってしまい、ブラジル農産物の国際競争力を低下させていた。この課題克服の為、ブラジル政府は各道路の整備改善を計画しており、以下がその主な対象である。

図表 15-2 今後予定されているブラジルの農産物搬出回廊の整備計画

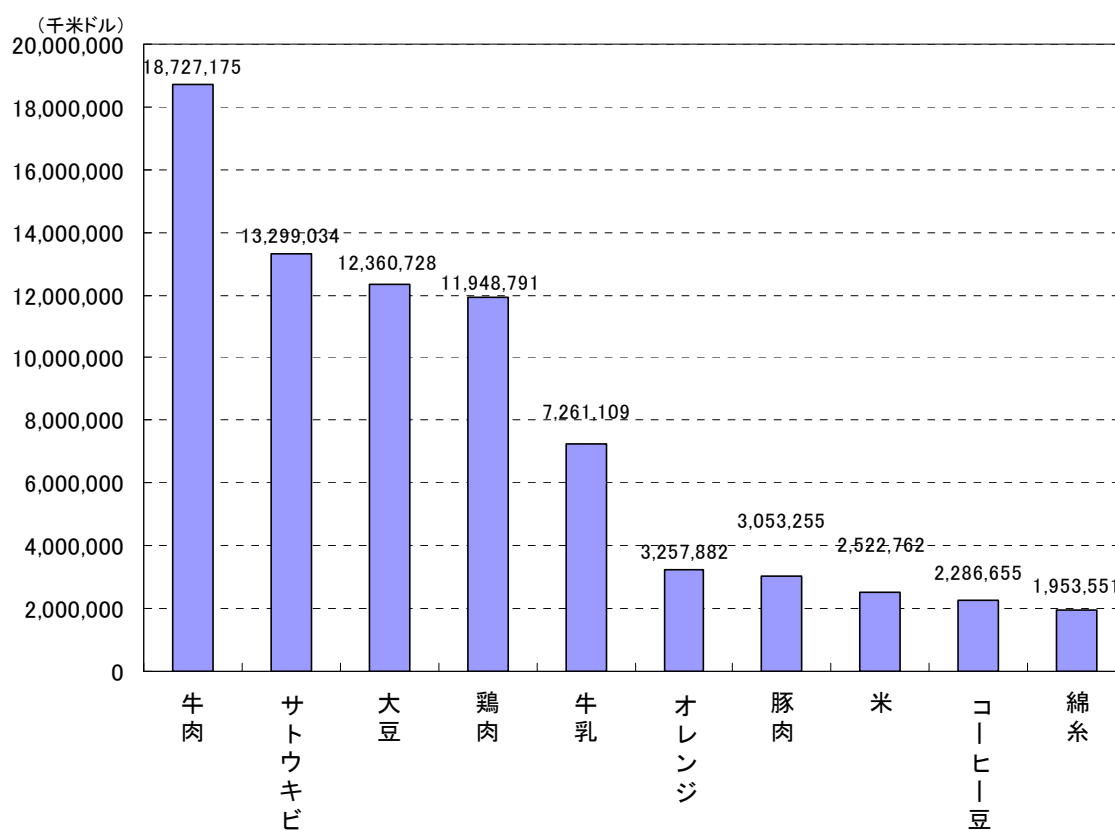
名称	対象部分
クアバーサンタレン街道 (国道163号線)	クヤバ (MT) から北上、ソリーゾ市 (MT) を経てアマゾン本流のサンタレン港までをつなぐ
ベレンーブラジリア街道 (国道153号線)	マットグロッソ州のゴヤス州との境界、バーラ・デ・ガルサから同州東部を北上、アラグアイナ (TO) からマラニオン州を経てパラ州に入り、ベレンまでをつなぐ
リベイロン・カスカレイロ街道 (国道242号)	クアバーサンタレン街道および、ベレンーブラジリア街道をつなぐ
カラジャス鉄道	トカンチンス州都のパルマスからマラニオン州のアサイランヂアを通り、マラニオン州都のサンルイスまでをつなぐ
中西ブラジル線	Rondônia州から、マットグロッソ州を横断し、ゴヤス州北部へとつなぐ
テレス・ピーレス河	パラ州西部を流れるタパジヨス河上流のテレス・ピーレス河を利用してつなぐ

(出所：サンパウロ新聞)

II-2. 主要作物概要

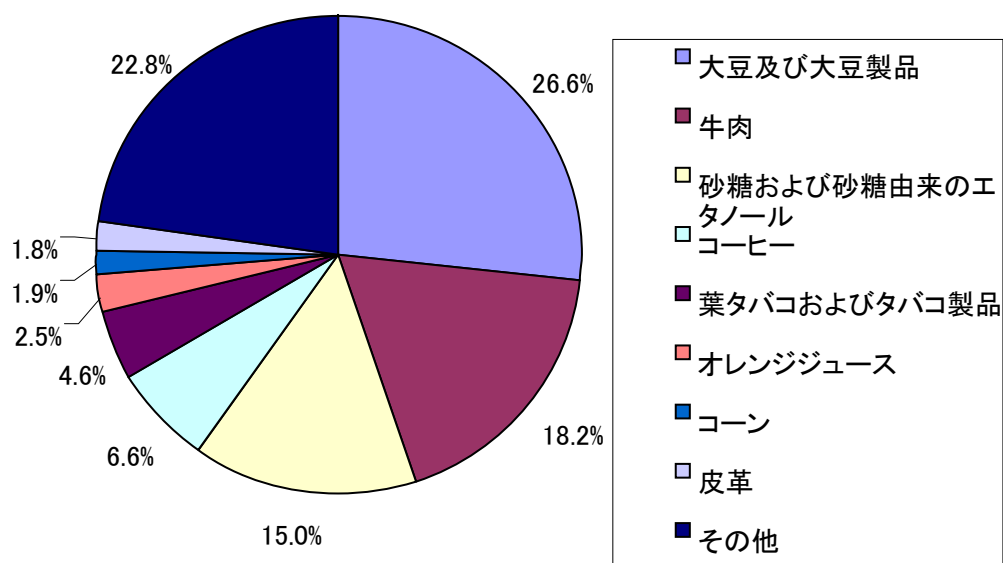
ブラジルの農業では、サトウキビ、大豆の生産高が世界有数であるほか、コーヒー豆の生産および輸出、オレンジジュースの輸出量においては世界一を誇る。

図表 15-3 2008年の農作物の種類別生産額



(出所：FAOSTAT)

図表 15-4 ブラジルの農畜産関係の輸出品目割合（金額ベース）



(出所：FAOSTAT)

図表 15-5 ブラジルで生産されている主な農産物とその概要

品目	概要
サトウキビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ サトウキビは、砂糖の原料となるほか、バイオ燃料としても利用されている ・ サンパウロ州で全体の約 60%を生産するほか、パラナ州、ミナスジェライス州、ゴイアス州でも生産が盛んである ・ 新興国の食生活の変化に伴い、世界的に砂糖の消費量が増大している ・ CO2 削減のための代替エネルギーの導入で、バイオエタノールの需要が世界的に拡大し、その原料の一つであるサトウキビの需要も伸びている
大豆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大豆は、食用として利用されるほか、搾油した後の大豆粕は牛や鶏の飼料としても利用されている ・ ブラジル南部や、中西部以北のセラードと呼ばれる地帯での生産が行なわれている ・ 生産量・輸出量ともに米国に次ぐ世界第 2 位の生産量である ・ 新興国を中心とする、世界的な大豆需要の拡大に対し、大豆作付けの耕地面積が拡大できる土地は限られている。ブラジルではセラード地域での耕地の拡大により、今後も大豆生産の拡大できる世界でも数少ない国である

オレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主にオレンジジュースへの加工用として栽培されている。 ・ 主な産地はサンパウロ州である、同州のみでブラジル国内の 9 割以上のオレンジを産出する。
コーヒー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラジルは世界最大のコーヒー豆の生産・輸出国である ・ ミナスジェライス州および、サンパウロ州での生産が盛んである

(出所：MAPA その他資料)

図表 15-6 ブラジルで生産されている主な畜産物とその概要

品目	概要
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国に次いで世界第 2 位の牛肉生産国である。 ・ マットグロッソ州やサンパウロ州が主な産地である。
鶏肉	<ul style="list-style-type: none"> ・ アメリカ及び中国に次ぐ生産量を誇る。 ・ アジアで鶏インフルエンザが問題になって以来、日本向けの輸出も多い。 ・ 南部地域での生産が盛んである。

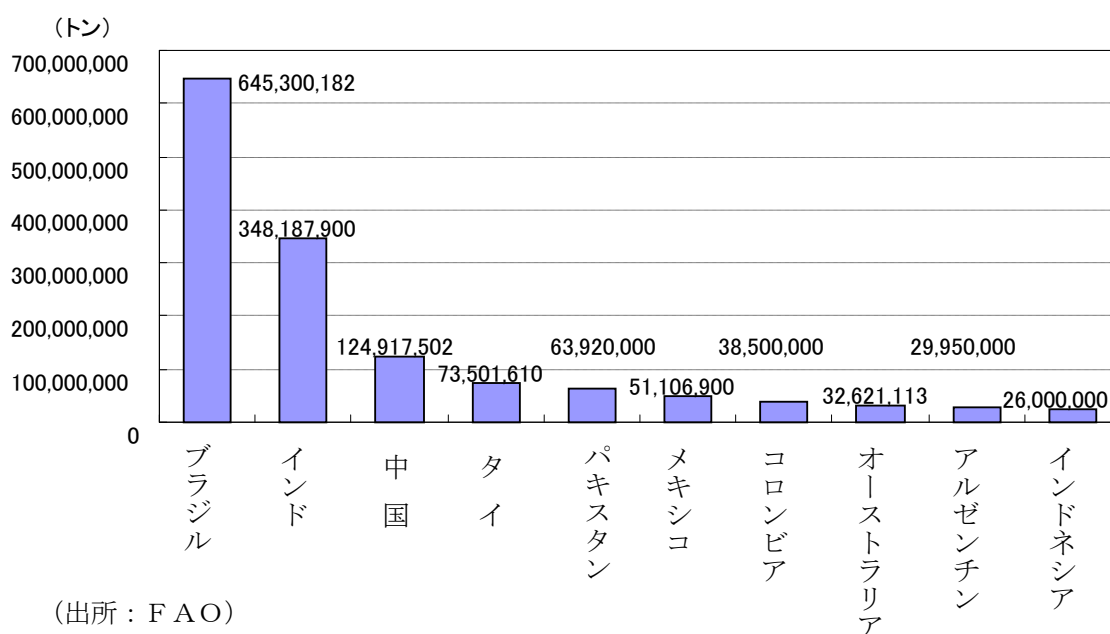
(出所：MAPA その他資料)

① サトウキビ

ブラジルは、世界第一位のサトウキビの生産国である。

サトウキビは、砂糖の原料となるほか、バイオ燃料としても多く利用されている。サンパウロ州で全体の約 60%が生産され、パラナ州、ミナスジェライス州、ゴイアス州でも生産が盛んである。

図表 15-7 サトウキビの主要生産国における生産量 (2008 年)



(砂糖としての利用)

サトウキビは、植民地時代から、ブラジルの代表的な一次産品である砂糖の原料として重要な地位を占めてきた。サトウキビの生産から砂糖への加工まで、ブラジル国内で行われている。

砂糖は中国など新興国における食生活の変化から、世界的に消費が増大しており、砂糖の需要は拡大している。ブラジルは、生産に対する消費の割合がその他生産国と比較して少ないため、砂糖は国内向よりも輸出向けが多い。

2009 年の砂糖輸出額は 84 億ドル、輸出量は 2,429 万トンであった。

(エタノールとしての利用)

ブラジルでは、1975 年に国家エタノール計画が開始された。この計画に基づき、ブラジル国内でのサトウキビ由来のエタノール利用の拡大が政策的に進められた。ブラジル国内でのエタノール利用は、自動車燃料としての利用と、発電燃料としての利用が主な利用方法である。ブラジルでは、エタノールとガソリンのどちらも燃料とすることができ、かつどのような混合比率でも走行が行なえるフレックス車が市場に広く浸透している。

フレックス燃料車むけのエタノールの需要は、ガソリンとエタノールの価格比較により決定される。エタノールの供給元であるエタノールメーカーは、サトウキビからエタノールを製造すると並行して、サトウキビから砂糖を製造する事が多い。そのため、サトウキビからエタノールを製造するか、砂糖を製造するかは、エタノールと砂糖の価格比較により決定される。ブラジルで製造される砂糖の多くは輸出向けであるため、砂糖の価格は砂

糖の国際価格を基準として決定されている。このように、サトウキビ由来のエタノールの供給量と価格はいくつかの要素が絡んだ複雑な構造で決定されている。このような国内のエタノール生産の需要にあわせ、サトウキビの生産が大幅に拡大している。

ブラジルのエタノールは国内向けだけでなく、輸出向けにも製造されている。近年、CO2削減のための代替エネルギーの導入で、バイオエタノールの需要が世界的に拡大している。バイオエタノールとなる作物は、サトウキビ以外にもとうもろこしや大豆などがあり、生産国によって、その主原料となる作物が異なる。サトウキビ由来のエタノールは、作付面積あたりのエタノールの製造量が多いこと、エタノール製造のためのエネルギー投下に対し、エネルギー効率が優れていること、ブラジルのサトウキビ生産の原材料コストが他国と比較しても競争優位にあることから、今後もブラジルのサトウキビ由来のエタノールは国際競争における競争優位が予想される。

② 大豆

現在ブラジルは、米国に次ぐ世界第2位の大豆生産国である。

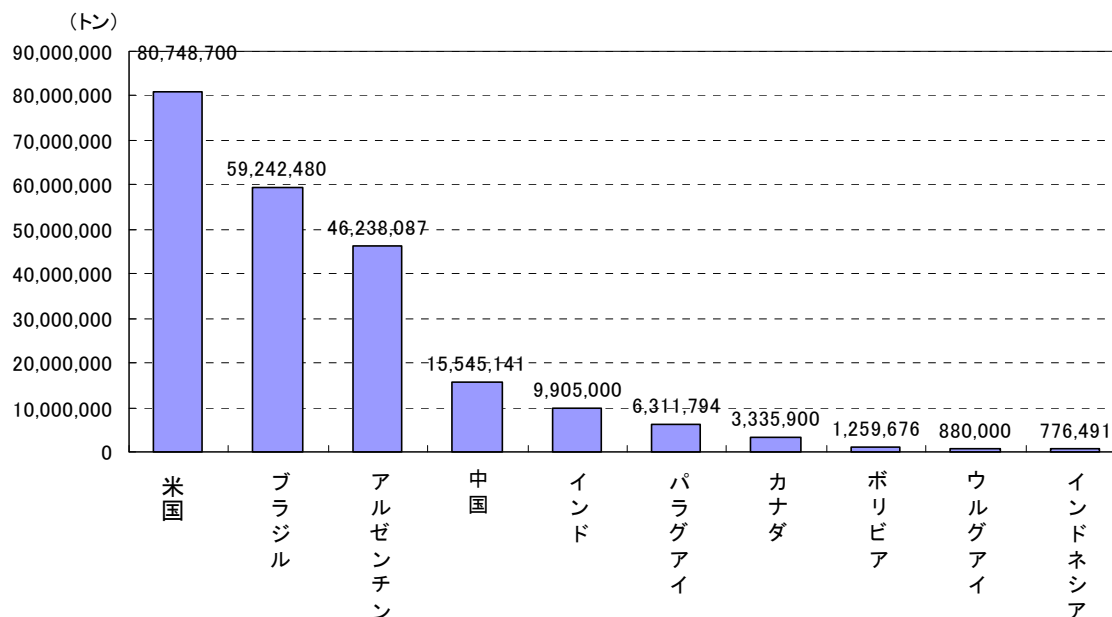
大豆は、古くは南部での生産が盛んであったが、現在はマットグロッソ州やゴイアス州などに広がるセラードと呼ばれる地帯での生産が盛んとなっている。

大豆は、食用として利用されるほか採油用としても広く用いられており、搾油した後の大豆粕は牛や鶏の飼料として利用されている。ブラジルでは牧畜も盛んであるが、大豆粕は鶏や牛の安価で安定的な飼料として、ブラジルの畜産物の国際競争力を後押ししている。

大豆産業は、国内外の需要拡大を背景に、穀物メジャー、食品多国籍企業、民族系食品大企業の参入を経て、生産高が飛躍的に拡大している。

新興国を中心とする、世界的な大豆需要の拡大に対し、大豆作付けの耕地面積が拡大できる土地は限られている。ブラジルはセラード地域での耕地の拡大により、今後も大豆生産の拡大できる世界でも数少ない国である。そのため、ブラジルにおける大豆生産は今後増加が予想される。

図表 15-8 大豆の主要生産国における生産量（2008年）



（出所：FAO）

③ オレンジ

ブラジルは世界最大のオレンジジュースの輸出国である。

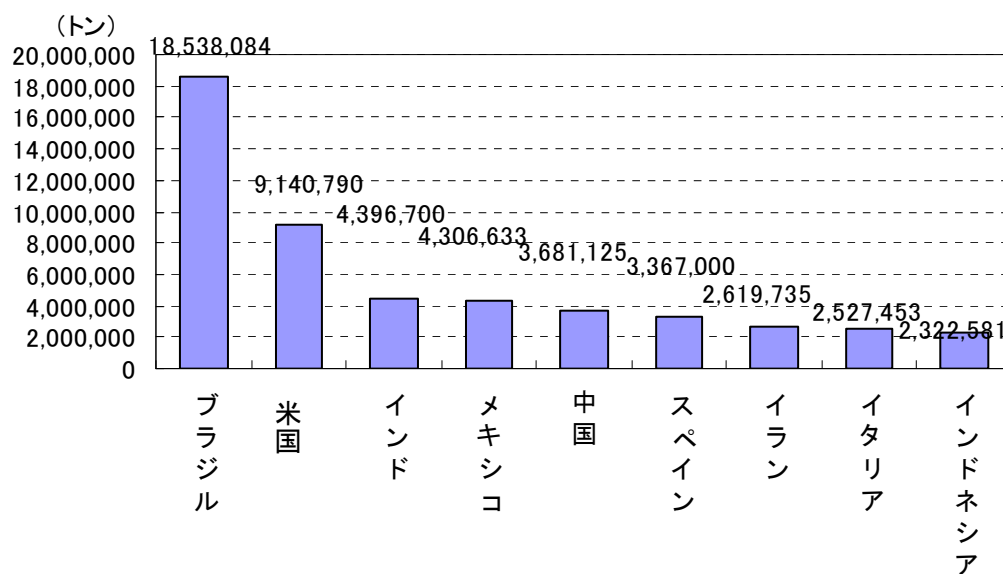
1960年に、米国のフロリダ州を寒波が襲い、同州のオレンジ生産が打撃を受けた。同州の柑橘系関係者が安定的なオレンジ生産の調査を開始し、オレンジの生産地としてサンパウロを選んだ。同州が選ばれたのは、フロリダ州で生産されていたオレンジとサンパウロ州で生産されていたオレンジの品種が似ていたこと、サンパウロでは寒波の心配がないことが理由となった。

オレンジジュースの輸出額は90年に15億ドルに達し、コーヒーの輸出額を抜いたが、その後、国際市場での供給過剰から輸出額は減少に転じた。

主な輸出先は、EU、米国、カナダである。

オレンジジュースは冷凍して搬送されるが、冷凍後の解凍処理などに手間がかかることが難点だった。ブラジルのオレンジジュース生産大手企業は、遠隔地にある輸出先国に貯蔵物流拠点をおき、そこで解凍処理を行なってから、得意先に配送をおこなう物流システムを確立した。このことも、ブラジルがオレンジジュースの輸出市場でシェアを拡大した理由の一つとなっている。

図表 15-9 オレンジの主要生産国における生産量（2008年）



（出所：FAO）

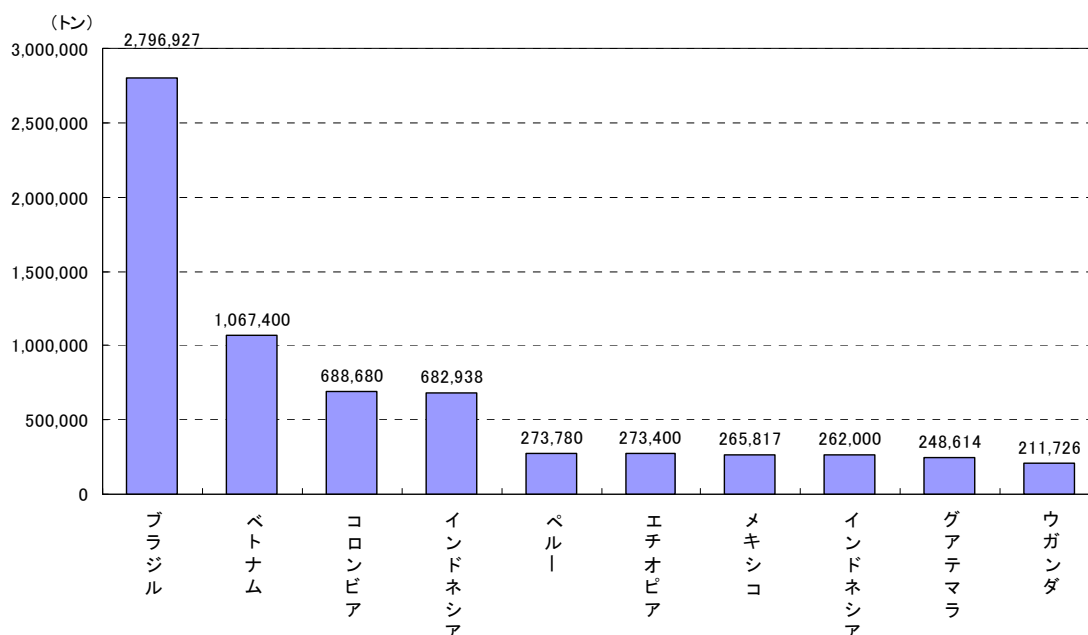
④ コーヒー

ブラジルは世界最大のコーヒー豆の生産・輸出国である。ミナスジェライス州および、サンパウロ州での生産が盛んである。

ブラジルでは、国内におけるコーヒーの飲料としての消費も多い。国内消費に関する統計によると、15歳以上の人口のうち10人に9人が、一日に一杯以上のコーヒーを飲んでいることになる。

ブラジルのコーヒー価格の価格決定は、かつてはブラジル・コーヒー院（IBC: Instituto Brasileiro do Café）が設置され、価格維持による生産拡大と輸出振興が図られていたが、現在は廃止されている。現在、コーヒーの価格は国際コーヒー機関（ICO）が、生産国ごとの輸出量を調整して決定している。ブラジル産のコーヒー豆の輸出も多いが、ブラジルの総輸出額に占めるコーヒー豆の輸出額のシェアは低下している。

図表 15-10 コーヒー豆の主要生産国における生産量（2008年）



(出所：FAO)

ひとくちメモ⑨：ブラジルが鍵を握る全世界のコーヒー市場¹⁶

世界におけるコーヒー豆最大の生産国はブラジルであり、全世界の約3割を占めている。従ってブラジルにおける豊凶は、コーヒーの国際的な需給に大きな影響を与える。

米国農務省の発表によると、2009～2010年度（2009年10月1日～2010年9月30日）の世界のアラビカ種の生産量は、前年度の8,338万袋から7,515万袋へと約1割減少するものと見込まれている。この背景として、世界最大の生産国ブラジルにおける生産サイクル上の不作年に当たることが挙げられる。同国におけるアラビカ種の生産は前年度の4,050万袋から3,300万袋へと約19%も減産すると見込まれている。

このような大幅な生産量の減少にもかかわらず、2009～2010年度におけるブラジルのコーヒー輸出量は2,600万袋に達している。これは前年度の2,839万6,000袋を約8.5%のみ下回る水準である。米国農務省の報告によれば、ブラジルは国内の在庫を取り崩すことにより、一定の輸出分が確保した模様だ。

2010～2011年度は一転して、ブラジルにおけるコーヒー豆生産の見通しは明るい。生産サイクルから上の豊作期に当たることに加え、昨今のコーヒー価格の上昇が生産者の生産意欲を高めているため、同年度のブラジルの生産量は大幅に回復すると予想されている。

¹⁶ 財務省『通関統計』（<http://coffee.ajca.or.jp/data/pdf/2010-03.pdf>）、ALTER TRADE JAPAN WEBSITE（http://www.altertrade.co.jp/02/cof/cof_05.html）日本先物情報ネットワーク（<http://www.ndl.go.jp/brasil/column/coffee.html>）、サーチナ：2010年7月1日付記事（http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?v=2010&d=0701&f=business_0701_080.shtml）を基に、(株)日本総合研究所が編集

米国農務省によると、ブラジルにおける 2010～2011 年度のアラビカ種の生産量は 4,180 万袋と過去最大に達する見通しである。

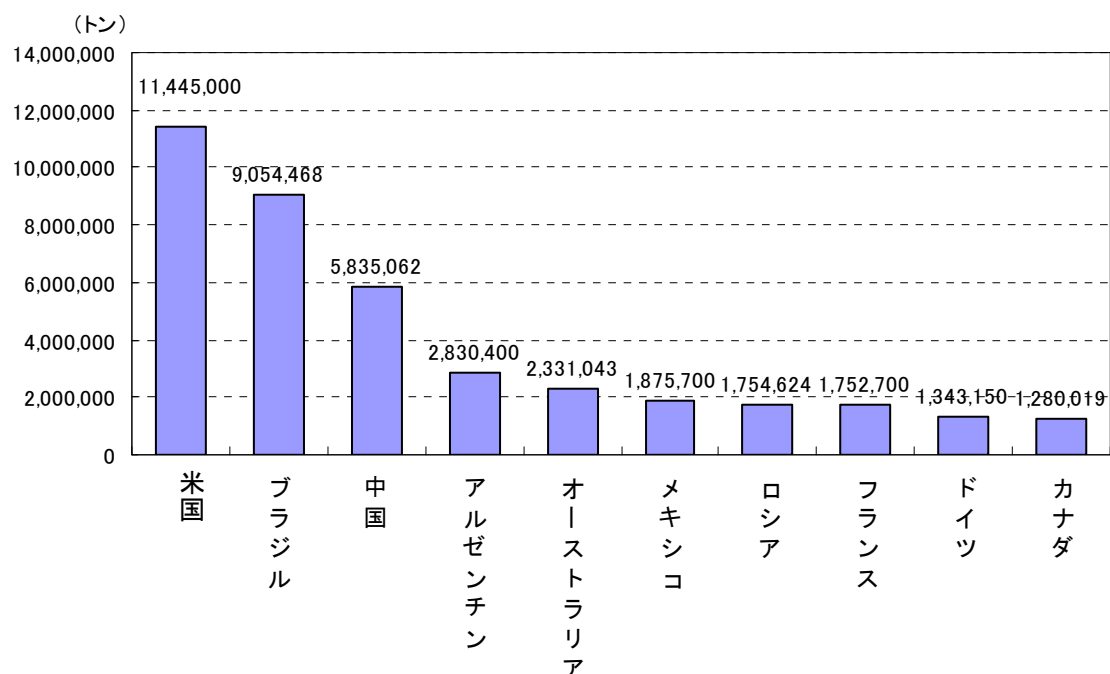
この増産により、ブラジル国内のコーヒー在庫量は 734 万 6,000 袋に回復すると予想されている。これは、同国の需給が逼迫しているかどうかを判断する際の目安となる 500 万袋を上回る水準である。

このように、ブラジルが「世界のコーヒー市場のリーダー」であるといえる一方、日本におけるブラジル産コーヒーの重要性も近年急速に高まっている。ブラジルからのレギュラーコーヒー輸入量は、2000 年には 130 千 kg（全輸入量の 4.7%）に過ぎなかったが、2009 年には 990 千 kg となり、全輸入量の 16.4%を占めるまでになった。

⑤ 牛肉

ブラジルの牛肉生産量は米国に次いで多い。ブラジル料理としてシュラスコが思い浮かべられるとおり、ブラジル人は牛肉を多く消費する。そのためブラジルは、からの牛肉の輸出量は、世界の貿易量に比較するとあまり多くない。また、トレーサビリティ確保の問題から、EU は 2008 年からブラジル産牛肉輸入を一部の農場からに限る政策を取っている。2011 年 1 月現在、ブラジルがこの EU の政策に対して WTO に提訴を検討していると報じられており、今後の動向にも注目が集まる。

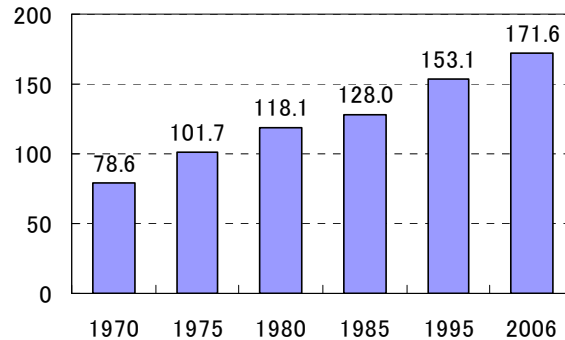
図表 15-11 牛肉の主要生産国における生産量（2008 年）



(出所：FAO)

図表 15-12 ブラジルにおける肉牛の飼育頭数の推移

(百万頭)



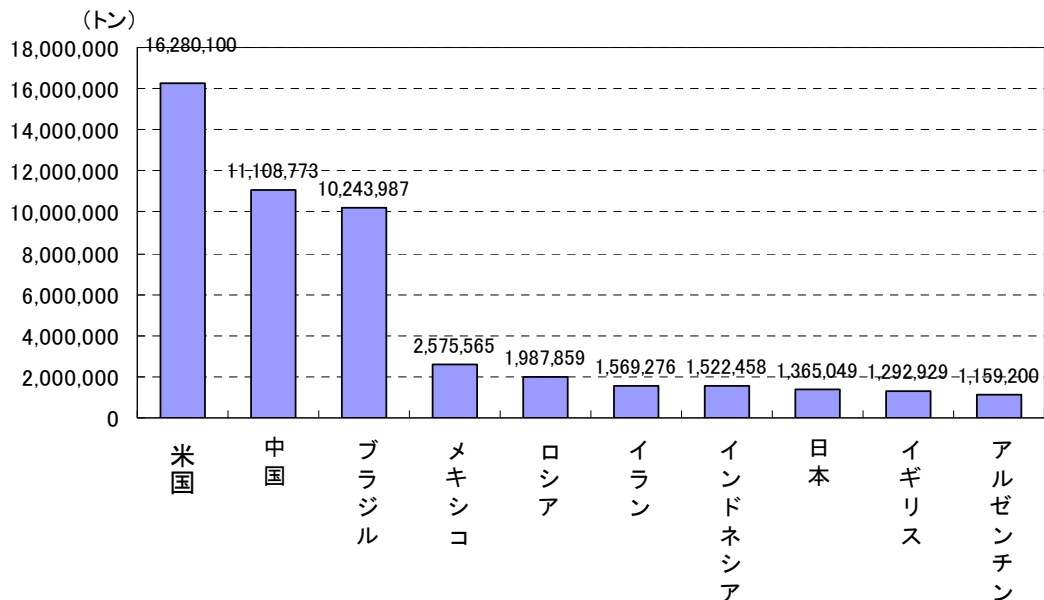
(出所：IBGE)

⑥ 鶏肉

ブラジルは現在世界第3位の鶏肉生産国である。また輸出量においても、世界最大の輸出国であるアメリカと並ぶ規模であり、世界の貿易量の約7割をこの2国で占めている。

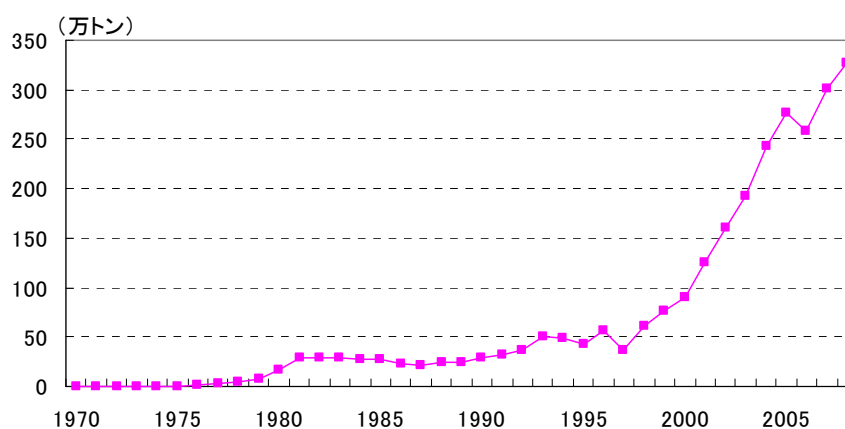
もっとも、ブラジルは元来、主要な鶏肉輸出国ではなかった。1970年代から輸出が本格化し、その後1990年代後半以降アジアのトリインフルエンザが問題になって以降、ブラジルが主要な輸出国として台頭してきた。

図表 15-13 鶏肉の主要生産国における生産量 (2008年)



(出所：FAO)

図表 15-14 ブラジルの鶏肉の輸出量の推移



(出所：FAO)

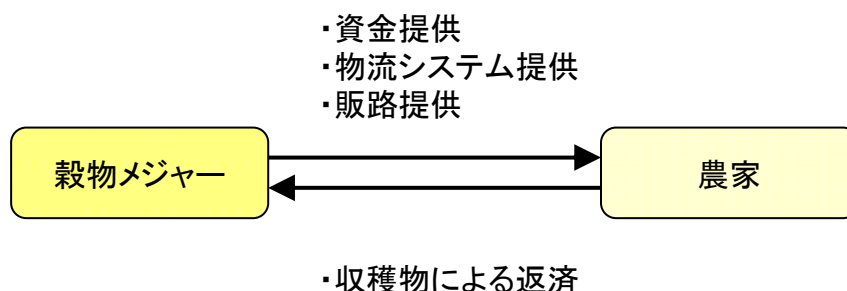
II-3. 市場のプレイヤー概況

① ブラジル資本の企業および外資企業

大豆を中心とする穀物市場においては、穀物メジャーとよばれる企業がブラジル市場において主要なプレイヤーとなっている。穀物メジャーは、早くは1900年代初頭からブラジル市場に進出していたが、ブラジル市場においては長い間、地場企業と並存してきた。1990年代に入り、穀物メジャー各社は穀物市場の国際的な囲い込み戦略の中で、ブラジル国内の競合企業の合併・吸収に乗り出し、現在では穀物の生産を除く、調達から搾油といった製造部分から販売までの生産・流通を担って利益を生んでいる。

穀物メジャーは、穀物の生産の部分に対しても、農家の囲い込みという形で支配を行なっている。典型的な例は、ブラジルの農家に対して、土壌改良のための石灰や肥料、および種の購入に必要な資金の貸付を行ない、農家は穀物メジャーによる資金提供に対し、収穫物で返済を行うという仕組みである。これにより、穀物メジャーは安定的な穀物の供給を確保している。穀物メジャーは他にも、収穫物の一時保管倉庫や物流システムを農家に対して提供するほか、世界市場へ収穫物の輸出を行うことで、安定的な販路も確保することで農家との関係を築き穀物の生産を支配している。

図表 15-15 穀物メジャーと農家の関係概念図



図表 15-16 ブラジルで活躍する穀物メジャー4社の概要

企業名	概要
ブンゲ	<ul style="list-style-type: none"> ・ オランダ系の穀物メジャー ・ 1900年代初頭にブラジル市場に進出 ・ 大豆搾油企業セヴァル社を買収
ルイス・ドレイフェス	<ul style="list-style-type: none"> ・ フランス系の穀物メジャー ・ 1900年代初頭にブラジル市場に進出 ・ アンダーソン・クレイトン社を買収
カーギル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国系の穀物メジャー ・ 1960年代にブラジル市場に進出
ADM	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国系の穀物メジャー ・ ブラジル市場の進出は後発組 ・ サディア社の大豆部門を買収

(出所：現代ブラジル辞典他資料より(株)日本総合研究所作成)

図表 15-17 ブラジルで活躍する食肉メジャーの概要

企業名	概要
JBS	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1953年にゴイアス州で設立 ・ 牛肉、豚肉、鶏肉の加工および肉類の冷凍食品を中心に製造を行う多国籍企業 ・ 牛肉加工分野では、米国のスウィフト・アンド・カンパニー (Swift & Company) など、各国企業の積極的な買収を行い、現在は世界最大の規模
ブラジルフード	<ul style="list-style-type: none"> ・ サディア社とペルディガン社の合併により 2009年に成立した。 ・ 現在、JBSに次いでブラジル第2位食品会社。

(出所：現代ブラジル辞典、各社HP等より(株)日本総合研究所作成)

図表 15-18 ブラジルで活躍する砂糖およびサトウキビ由来のエタノールメーカーの概要

企業名	概要
コーザン	<ul style="list-style-type: none"> ・ サトウキビの栽培に始まり、砂糖およびエタノールの製造に携わり、製品のロジスティック面も自社で行う。 ・ 世界第3位の砂糖製造企業。 ・ 工場をサンパウロ州、ゴイアス州、マツグロソ・ド・

	<p>スル州に保有。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2008 年度には 2.7 百万トンの砂糖を輸出。 ・ エタノール生産においては世界 5 位であり、17 億リットルのエタノールを製造（うち、415.5 百万リットルは輸出）。 ・ エッソのブラジル会社の株式を取得し、エッソ社およびモービル社のブランド使用を含めたブラジルにおけるガソリンスタンド事業を継承した。（ブラジルのガソリンスタンドでは、サトウキビ由来のエタノール燃料も販売している）。
--	--

（出所：同社 HP より(株)日本総合研究所作成）

図表 15-19 ブラジルで活躍する飲料会社の概要

企業名	概要
アメリカ飲料会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、アンベブ（AmBev）の略称で知られる。 ・ 世界的なビール会社であるアンホイザー・ブッシュ・インベブ社（ベルギー）の系列で、ラテンアメリカ最大のビールメーカー。 ・ ブラーマ、ボエミア、スコール、ステラ・アルトアなど、ブラジルでメジャーなビールブランドを有している。

（出所：同社 HP その他資料より(株)日本総合研究所作成）

② 日系企業の状況

ブラジルにおける日本の農業・食料分野での活動として、1979 年からのセラード開発が挙げられる。ODA の枠組みで日本政府もこのプロジェクトに参画しており、これによって大豆を主な生産物としてセラード地域の農業開発が進んだ。

日本政府が関わる事業としては、同プロジェクトは 2001 年に終了したものの、現在に至るまでブラジルは日本にとって農産資源や食料の主要な調達先となっている。

図表 15-20 農業関係の総合商社の最近の動き

企業名	概要
三菱商事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007 年にブラジルのサトウキビ由来のエタノール製造会社への出資及び発酵エタノールの 30 年契約を締結
三井物産	<ul style="list-style-type: none"> ・ エタノールの生産販売に向けて、ペトロプラス社との連携 ・ ブラジル市場で大豆を中心とした穀物の集荷・輸出を手がける農業事業会社である Multigrain S.A.の親会社であるスイス企業 Multigrain AG

	<p>の株式を取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーヒー輸出会社 Mitsui Alimentos Ltda.を保有
伊藤忠商事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008 年にブンゲ社によるサトウキビ由来のバイオエタノール及び砂糖の生産・販売プロジェクトに 20%出資して事業に参画
丸紅	<ul style="list-style-type: none"> ・ インスタントコーヒー製造・販売会社 IGUAÇU 社を生産拠点として、日本向けのみならず欧米やアジアなど世界へ向けた販売体制を確立 ・ ブラジルとアルゼンチンにおいて独立系大手の穀物トレーディングハウスである AMAGGI 社、MOLINOCAÑUELAS 社との包括提携

(出所：各社 HP より(株)日本総合研究所作成)

II-4. 関連産業の状況

ブラジルは世界有数の農業大国であり、関連する産業も大きな市場規模を有する。

農業機械においては、国内生産も一定の規模で行われており、たとえば 2010 年であればトラクターが約 68,000 台、コンバインが約 4,500 台生産されている。Massey Ferguson (AGCO)、New Holland CNH、Valtra などが主要な企業である。

農薬の分野では海外の化学企業のプレゼンスが高い。モンサント、デュポン、BASF、バイエル等の多国籍メーカーはいずれもブラジル国内で操業している。多くの企業は原剤を輸入し、ブラジル国内で最終製品に仕上げ販売する、という事業形態を取っている。なお特定の薬剤に耐性のある遺伝子組み換え作物もブラジルでは既に一部で導入されている。

肥料の分野においては、今後世界的に肥料およびその原料となるりん鉱の需給が逼迫すると見込まれる中、ブラジル政府は肥料の完全自給を目指している。ヴァーレ社が肥料事業を拡大しているのはその流れに沿ったものであり、ブンゲ社からの肥料事業の買収が話題となったほか、ペルーやアルゼンチンでのりん鉱権益の拡大も進めている。

III. 鉄・非鉄金属

III-1. 概要

ブラジルでは、地下資源を含む鉱物資源はブラジル連邦共和国の財産であると憲法に規定されている。そして、鉱床、鉱山、その他の鉱物資源及び金属精錬に関する立法は連邦が立法の権限を有する（ブラジル連邦共和国憲法 20 条、22 条）。

ブラジルでは、ミナスジェライス州とパラ州のカラジャス山脈一帯に鉱物資源が集中している。ブラジルの鉄鉱石は世界有数の高品位鉱であり、かつ採掘地から輸出までに使用するインフラ施設が整っているため、世界の鉄鉱石の輸出基地となっている。1970 年代まではもっぱら近距離の欧州向輸出を行っていたが、港湾インフラの拡張に伴い大型船の受入れが可能となって日本向けを中心とする遠隔地への輸出が増大した。近年は急速な経済発展を遂げている中国向輸出が拡大している。ブラジル国内の中産階級の台頭による

消費市場が拡大に伴い、自動車や一般産業が成長してきたため、製品の素材となる鉄鋼製品の市場としても注目を浴びている。生産技術の成熟を伴って、中間製品の輸出基地としての位置付けから、最終製品の供給基地としてドイツ、中国、韓国、日本など海外鉄鋼メーカーによるブラジルでの製鉄所新設が行なわれている。

また、ブラジルは広大な国土と地質の多様性から、鉄鉱石以外にも多様な鉱物を有する。非鉄金属分野においても、ニオブや錫などを中心として、世界有数の非鉄金属、希少金属資源を産出する国として知られ、ブラジルで生産される鉱物資源は約 80 鉱種に及ぶ。現在の採掘の中心は、ミナスジェライス州やパラ州となっている。ただし、熱帯雨林に覆われこれまで開発が進められなかった北部アマゾン地帯においても、地質学的調査により多数の非鉄金属資源の存在が予想されている。これら非鉄金属資源鉱床の探鉱のため、ヴァーレ社を中心として多数の探鉱プロジェクトが計画されている。

こういった資源開発の計画が進められる一方で、多くの鉱物資源の存在が期待されるアマゾン地帯では、鉱物資源の開発に伴う森林伐採等の環境破壊が問題となっている。近年、世界的な環境保護の影響も受け、国土の大半をアマゾンの熱帯雨林で覆われているブラジルは、環境立国として国際舞台での発言力の向上をねらっているため、鉱物資源の開発は、環境保護の観点から制約を受ける可能性がある。現在のところ、ブラジルはその豊富な資源を国力の原資として経済活動を展開し、発展する基本政策をとっており、鉄・非鉄金属の開発には積極的であるが、今後の動向には注視が必要である。

図表 15-21 世界におけるブラジルの金属資源生産の位置づけ（生産量）

鉄 鉱 (1,000 t)			
国(地域)	2004	2005	2006
ブラジル	279,745	357,130	473,567
中国	145,749	200,329	276,441
オーストラリア	234,697	257,525	275,091
インド	145,942	154,436	165,000
ロシア	97,052	95,099	102,167
ウクライナ a	65,998	69,456	74,037
米国	54,700	54,300	52,700
南アフリカ	39,274	39,542	41,195
カナダ	28,596	30,387	33,543
カザフスタン	18,726	26,901	32,045
スウェーデン	22,272	23,447	23,346
ベネズエラ	20,021	21,179	22,100
イラン	12,746	14,828	14,071
モーリタニア	10,719	10,700	11,127
(日本)	bc 1

白金 (t)			
国(地域)	2004	2005	2006
ブラジル	...	691	1,037
南アフリカ	160
ロシア	36
カナダ	26	23	23
ジンバブエ	4	4	...
米国	4	4	4
コロンビア	1
日本	1

銅 鉱 (1,000 t)			
国(地域)	2004	2005	2006
チリ	5,419	5,330	5,385
インドネシア	840	4,618	3,756
トルコ	2,356	1,860	...
米国	1,160	1,140	1,200
ペルー	813	790	1,049
アルジェリア	d 963
オーストラリア	800
イラン	190	549	784
ロシア	675
中国	620
カナダ	545	577	586
ブラジル	...	466	498
ブルガリア	1,012	376	458
ザンビア	427
(日本)	1

ボーキサイト (1,000 t)			
国(地域)	2004	2005	2006
オーストラリア	56,316
ブラジル	23,300	26,632	26,720
ギニア	16,000
中国	15,000
ジャマイカ	13,351	14,117	14,851
インド	11,964	12,335	...
ロシア	6,000
ベネズエラ	5,500	5,815	5,815
スリナム	4,217	5,022	4,945
カザフスタン	4,705	4,815	4,884
インドネシア	1,331	2,550	4,368
アメリカ合衆国	2,516	2,481	...
ギニアビサウ	g 2,467
ギリシャ	2,444
ガイアナ	1,479	1,676	1,474

ニッケル鉱 (t)			
国(地域)	2004	2005	2006
ロシア	315,000
カナダ	177,281	192,855	224,565
オーストラリア	185,000
インドネシア	e 133,000
ニューカレドニア	119,199	111,939	102,986
キューバ f	75,913	75,641	...
コロンビア	75,032
中国	64,000
ドミニカ共和国	47,000
南アフリカ	39,850
フィンランド	44,496	40,897	39,582
ボツワナ	22,292	28,212	26,762
ギリシャ	21,700
ベネズエラ	20,468
ブラジル	41,124	...	7,182

すず 鉱 (t)			
国(地域)	2004	2005	2006
中国	110,000
インドネシア	65,772	78,404	...
ペルー	36,162	36,624	38,500
ボリビア	18,115	18,639	17,400
ブラジル	h 12,217
ナイジェリア	3,000
米国	2,500
シエラレオネ	j 2,065
マレーシア	3,000	3,000	2,000
スペイン	d 2,000
オーストラリア	1,435
ベトナム	415	851	982
ミャンマー	700
ラオス	340
ルワンダ	300

亜鉛 鉱 (1,000 t)			
国(地域)	2004	2005	2006
中国	2,260
オーストラリア	1,355
カザフスタン	1,062	1,097	1,218
ペルー	1,035	1,028	1,202
インド	666	893	...
アイルランド	815
米国	739	748	727
カナダ	734	619	601
メキシコ	426	476	479
スウェーデン	367	391	393
ブラジル	h 330
タイ	199	284	214
ロシア	179
ボリビア	147	160	167
(日本)	48	41	10

クロム 鉱 (1,000 t)			
国(地域)	2004	2005	2006
南アフリカ	h 7,405
インド	3,622	3,423	...
カザフスタン	3,287	3,581	3,366
ブラジル	486	553	943
ジンバブエ	831	731	...
イラン	...	234	268
トルコ	161	254	...
中国	200
オーストラリア	77
インドネシア	73	77	73
パキスタン	29	46	65
フィリピン	42	38	47
マダガスカル	46	39	42
キューバ	40	34	28
スーダン	14

(注) 表中の表記は以下の通り

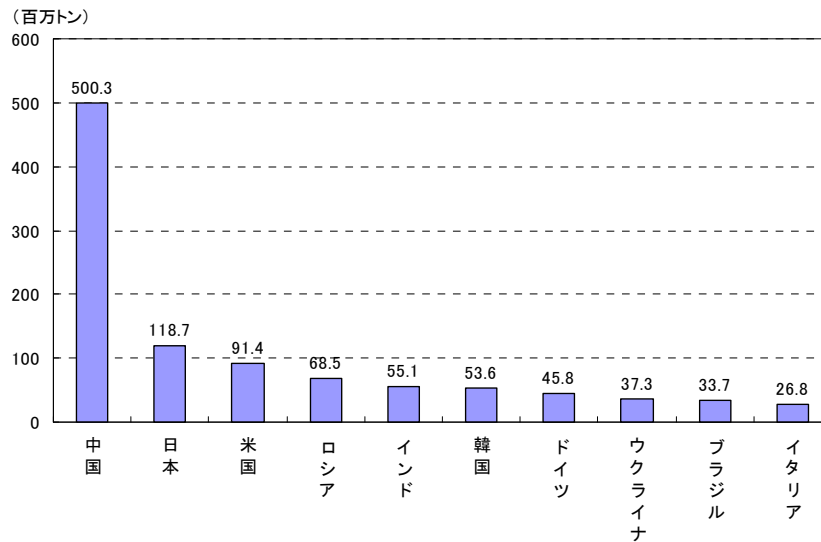
a 塊でない鉄鉱のみ b 2001年 c 砂鉄及び硫化金属鉱物を含む d 1998年 e 精鉱の含有量 f ニッケル鉱とコバルト鉱 g 1997年 h 2003年 j 1999年

(出所：統計局「世界の統計 2010」)

III-2. 主要製品概要

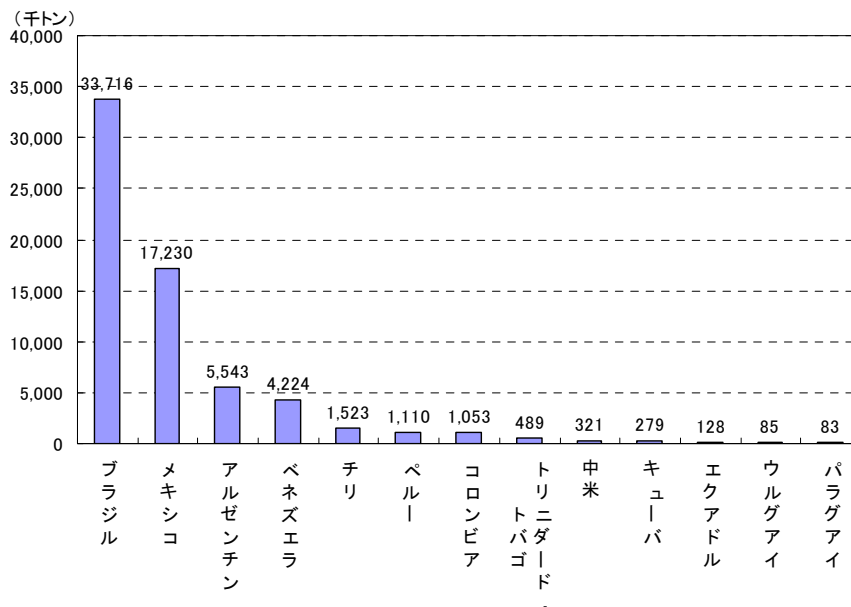
ブラジルの粗鋼生産は約 3300 万トンに及ぶ。世界 9 位に位置し、特にラテンアメリカ諸国の中では主要な生産国であると位置づけられる。

図表 15-22 ブラジル鉄鋼業の位置づけ(世界各国の粗鋼生産量、2008 年)



(出所 : Anuário Estatístico Setor Metalúrgico)

図表 15-23 ブラジル鉄鋼業の位置づけ(ラテンアメリカ諸国の粗鋼生産量、2008 年)



(出所 : Anuário Estatístico Setor Metalúrgico)

ブラジルには2009年時点で、製鉄所数が27存在し、年間生産能力は42.1百万トンである。近年、ブラジル国内の中産階級の台頭によって消費市場が拡大し、ブラジル国内で自動車産業等が発展したため、製品の素材となる鉄鋼製品の市場としても注目されている。

また、ブラジルは地理的に欧米市場にも近く、将来的には経済発展が見込まれているメルコスール各国との経済協定を有することから、同国で採掘された鉄鉱石を同国内で加工し、欧米市場やメルコスール各国への輸出を狙って、ドイツ、中国、韓国、日本など海外鉄鋼メーカーによるブラジルでの製鉄所新設が行なわれている。

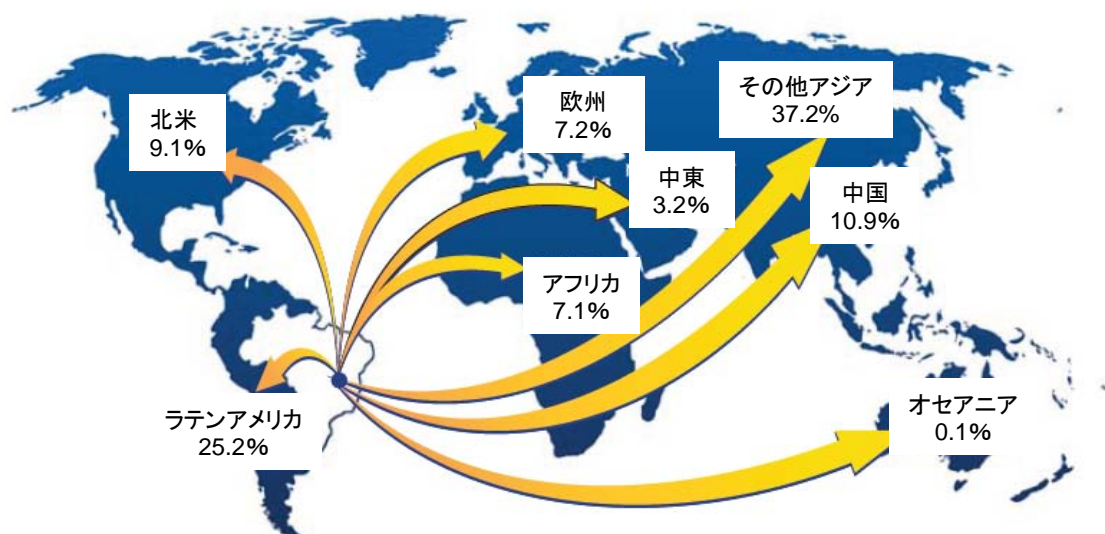
図表 15-24 ブラジル鉄鋼業の状況を示す主な指標

指標	2009年
製鉄所数	27 (一貫高炉 12、電炉 15)
年間生産能力	42.1 百万トン(installed capacity)
粗鋼生産	26.5 百万トン (2008年は32百万トン、2009年前半は世界金融危機の影響で減産)
鉄鋼製品生産量	25.7 百万トン
推定鉄鋼消費	18.6 百万トン
総売上高	19 億米ドル
国民一人当たり鉄鋼消費量	97kg

(出所：ブラジル鉄鋼協会(IBS)他資料)

図表 15-25 ブラジルの鉄鋼製品の輸出先 (2009年)

(重量ベース)



(出所：acobrasil)

III-3. 市場のプレイヤー概況

① ブラジル資本の企業および外資企業

<鉄鋼>

ブラジルの鉄鋼業界においては、ヴァーレの占める役割が非常に大きい。ヴァーレは世界を代表する鉱山会社の一つであり、かつては国営企業であったが現在は民営化している。粗鋼生産においては、ブラジル地場企業だけでなく、外資系企業もブラジルで活動している。

ブラジルでは良質の鉄鉱石が採掘されるほか、鉄鋼半製品の製鉄所を有し上流工程を担え、コスト競争力を有すること、欧米の巨大市場に近いという地理的利点がある。そのため、鉄鋼のグローバル企業が多数参入をして、ブラジルを製造および輸送拠点とするグローバル戦略を行なっている。

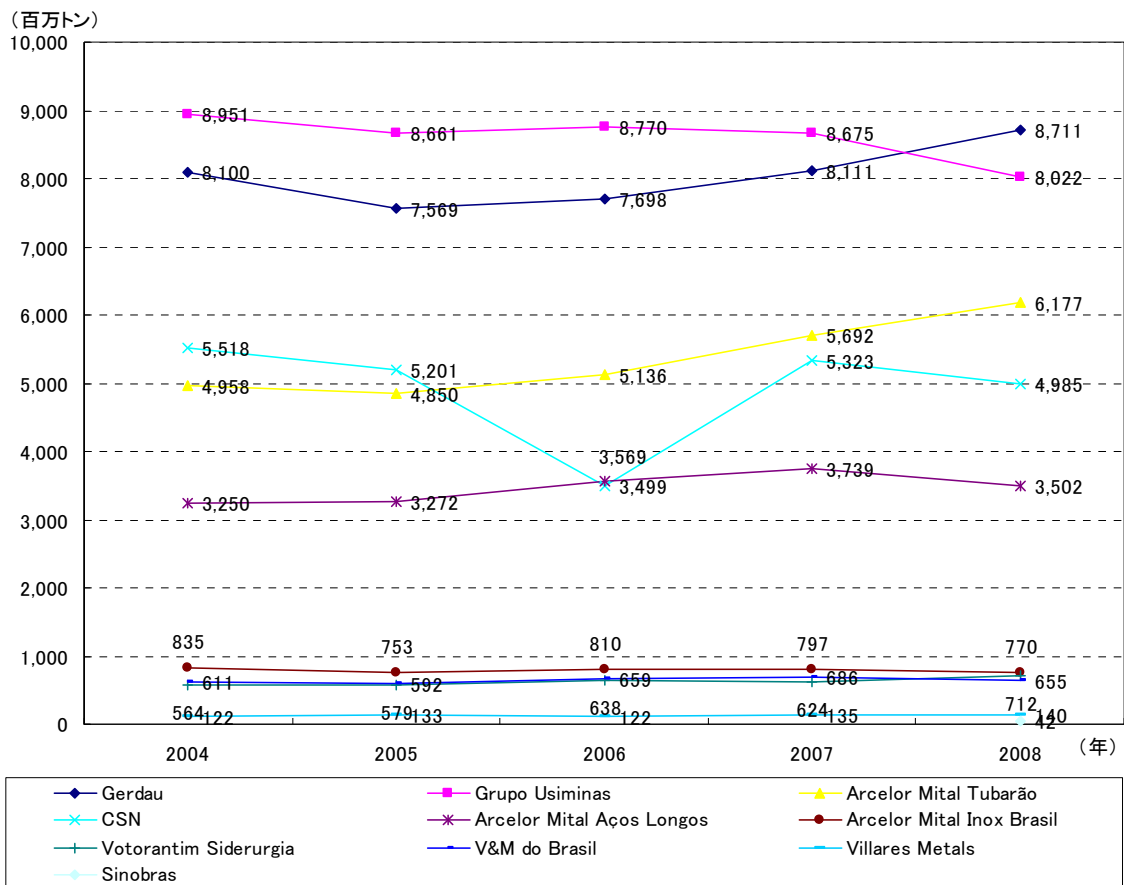
図表 15-26 ブラジル鉄鉱石および鉄鋼業界の主要プレイヤー

企業名	概要
ヴァーレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1942年に鉄鉱石の輸出を目的とした国営企業として設立され（以前はリオドセ社という社名）、1997年に民営化された。 ・ ミナスジェライス州で採掘した鉱石をヴィトリア港まで鉄道で輸送し輸出していたが、パラ州のカラジャス地域の鉱山開発でマンガン等の鉱物の採掘を開始したことが事業の拡大につながった。 ・ 民営化後、鉄鉱石以外の資源にも事業領域を拡げ、現在は鉄鉱石、石炭、銅、ニッケル、アルミニウム、マンガン、コバルト、PGMといった鉱物を取り扱っている。 ・ 鉱物資源事業に経営資源を集中させ、買収や資本参加を積極的に行っている。 ・ 国内の鉄鋼産業は同社による資本参加も含めるとヴァーレ社の傘下にある。 ・ 鉱山開発に付随したロジスティックス事業も行っている。 ・ 2006年にカナダのインコ社を買収し、国際市場において鉄鉱石だけでなくニッケル・石炭などに関する分野も強化を図っている。 ・ 国内で蓄積したノウハウをいかし、海外の鉱山開発にも積極的に参加をしている。
ゲルタウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な海外展開で知られ、企業買収や合併を駆使して生産拠点を拡大し、現在は売上の半分以上がブラジル国外での売上と

	<p>なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブラジル国内では条鋼でのシェアが高い。 ・ 主要ユーザーは自動車部品メーカーや建設請負業者、農業関連会社である。
アルセロールミタル・ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄鋼分野で世界大手のアルセロールミタル社の完全子会社。 ・ ブラジルを拠点として、アルゼンチンなど南米大陸に複数の子会社を有する。

(出所：「資源国ブラジルと日本の対応」、「現代ブラジル辞典」、「資源輸出国と輸入国との経済連携動向調査」より(株)日本総合研究所作成)

図表 15-27 ブラジル鉄鋼業界の主要プレイヤー（企業別粗鋼生産量の推移）



(出所：Anuário Estatístico Setor Metalúrgico)

<非鉄金属>

ブラジルでは、ニオブや錫など多くの非鉄金属が産出されており、ブラジル国内の企業をはじめ、世界から企業が参入をしている。また、アマゾン地帯にはこれまで熱帯雨林に覆われ未開発であった地域での鉱床の存在が多数予想されており、これらの鉱床の探鉱が

進められており、欧米企業が多数の探鉱プロジェクトに参加している。

図表 15-28 ブラジルの代表的なレアメタル関連業界の主要プレイヤー

企業名	概要
ヴァーレ	<ul style="list-style-type: none"> 国内の非鉄金属の生産でも突出している。 非鉄金属の各種探鉱プロジェクトを積極的に推進する。 FERBASA との共同プロジェクトで、ニッケルや銅、コバルト、プラチナ等の金属の探鉱を行なっている。
ポトランチングループ	<ul style="list-style-type: none"> 2007 年におけるニッケルの生産量は 47,213 t である。ゴイアス州とミナスジェライス州にニッケル鉱山を有する。鉱山は 3 つの子会社 (Cia. Niquel Tocantins, Prometalica Mineracao Centro Oeste S.A., Mineracao Serra de Fortaleza) により操業されている。 その他に鉛や亜鉛の鉱山を所有する。
アングロアメリカン	<ul style="list-style-type: none"> 2007 年における同社のニッケルの生産量はニッケル鉱石 522,599 t、フェロニッケル (FeNi) 29,223 t である。 子会社 (Anglo American Brasil Ltda. と Mineradora Catalão) がゴイアス州にニオブ鉱山を所有する。
ミネラカーオトバコーア	<ul style="list-style-type: none"> 世界でも有数の錫鉱床であるピンチンガ鉱山を管理する。
CBMM	<ul style="list-style-type: none"> ミナスジェライス州に位置する世界でも最大規模のニオブ鉱山である Barreiro 鉱床の開発実施主体である。
ミンサール (ブラジルでは子会社の Serra da Madeira 社)	<ul style="list-style-type: none"> ペルーの非鉄会社であり、ブラジルにピンチンガ鉱山を有する。同鉱山は錫を産出する。
ブレナミネラル	<ul style="list-style-type: none"> カナダの探鉱企業である。ブラジルに、金やダイヤモンドなどの鉱床の鉱区を保有する。タングステン的一种である灰重石の鉱山の権益を有する。
アンガス&ロス (ブラジルでは子会社の St Andrews Minig Ltd.社)	<ul style="list-style-type: none"> ロンドン証券取引所に上場する企業である。タンタル等の鉱物資源の探鉱を目的として複数の探鉱権を保有する。
FERBASA	<ul style="list-style-type: none"> クロムの採掘を行う。 ニッケルや銅、コバルト、プラチナ等の金属の探鉱を、ヴァーレ社と共同で行なっている。

ボンシュセクス	<ul style="list-style-type: none">・ ブラジルの民間資本が元手となる、複数企業の非金融コン グロマリットである。マンガンを産出する Buritirama 鉱 山を有する。
---------	--

(出所: JOGMEC「金属資源レポート第1～3回」2010年をもとに(株)日本総合研究所作成)

② 日系企業の状況

図表 15-29 日本企業の進出状況

企業名	概要
三菱商事	<ul style="list-style-type: none"> 2010年事業投資先を通じてウジミナス社と鋼材加工サービスセンターを設立
三井物産	<ul style="list-style-type: none"> ヴァーレ社の持株会社である Valepar S.A.発行済み株式の15%の出資持分を保有（2010年3月時点の議決権比率では18.2%）
住友商事	<ul style="list-style-type: none"> 住友金属工業および Vallourec S.A.との合弁のシームレスパイプの製造事業に参画 ウジミナス社の子会社であるウジミナスマイニング社へ出資し、鉄鉱山開発事業に参画
伊藤忠商事	<ul style="list-style-type: none"> 日本製鉄メーカー連合（JFE スチール、新日本製鉄、住友金属工業、神戸製鋼所、日新製鋼）と韓国製鋼大手 POSCO 社によるブラジル鉄鉱石生産・販売会社 NAMISA 社への投資
丸紅	<ul style="list-style-type: none"> 高純度フェロシリコンの製造・販売
新日鐵	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル第3位の鉄鋼大手のウジミナス社が持分法適用会社。 ウジミナス社の主力生産拠点はイパチンガ製鉄所およびクバトン製鉄所である ブラジル国内の販売では自動車および自動車部品の販売量の占める割合が高い

（出所：丸紅提供資料および「資源輸出国と輸入国との経済連携動向調査」より(株)日本総合研究所作成）

III-4. 関連産業の状況

ブラジル国内における鉄鋼製品の需要先は、卸をのぞけば、自動車分野が主力である（2008年において自動車用1,607千トン、自動車部品用2,384千トン）。これに続いて、建設分野での需要が多い（2008年において3,475千トン）。

自動車分野は、国内の旺盛な自動車需要と、メルコスール諸国への輸出に対応して順調に市場を拡大しており、今後も成長性を見込める関連産業である。また、土木分野は、政府主導で行なわれている成長促進プログラム（PAC）や低所得社会層向の住宅建設需要に支えられている。2014年のワールドカップ、2016年のオリンピックと、国際大会の開催が相次いで予定されており、土木分野の好調な伸びは今後も期待が出来る。

図表 15-30 鉄鋼製品の需要先 (上位 5 分野)

(1,000 トン)

	2004	2005	2006	2007	2008
卸売り	5,745	4,565	5,621	6,359	6,776
土木工事	2,254	2,156	2,171	2,720	3,475
自動車部品	1,724	1,739	2,001	2,292	2,384
自動車製造	1,291	1,210	1,280	1,552	1,607
リロール	701	618	613	793	786

(出所 : Anuário Estatístico Setor Metalúrgico)

IV. 自動車・輸送機器

IV-1. 概要

ブラジルでは、自動車購買層は長らく高所得者層に限られてきた。そのため、早くから欧米を中心とした外資系メーカーがブラジル市場に展開するも、購買層の拡大が見られず市場は飽和状態となっていた。近年、ブラジルの中間所得者層が消費者として台頭しはじめ、購買層が拡大して市場の拡大につながっている。

また、ブラジル国内で生産された自動車が、メルコスール加盟国へも多く輸出されている。メルコスール加盟各国は中間所得層の出現により、今後の市場が見込まれる地域でもあり、ブラジル進出の際にはメルコスール加盟国への面の展開という視点も取り入れた進出を考える必要がある。

ブラジルでは国家エタノール計画の策定の後、エタノール燃料の自動車の導入が行なわれた。エタノール燃料の自動車は政府の補助等も受けて、急速に拡大したが、その後の原油価格の値下がり背景としてガソリン燃料の自動車が盛り返し、エタノール燃料の自動車のシェアが低くなっていた。ボッシュらによってエタノールとガソリンのどちらも燃料とする事ができ、かつどのような混合比率でも走行ができるフレックス燃料車が開発されると、同システムがフォルクスワーゲンに採用されて以降、各社に採用され市場に広まった。現在は市場に広く浸透している。

各州、経済効果の大きい自動車産業の誘致に力を入れており、工場建設の際には税制面での優遇措置などを受けられる可能性がある。

IV-2. 主要製品概要

① 二輪車

ブラジルは世界で有数の二輪車生産国であり、主にマナウス地域において生産が盛んである。保有台数はアジアの新興国には及ばないものの、ブラジル国内において一定規模の市場が形成されている。

図表 15-31 世界の主要国二輪車(モペット及びモーターサイクル)生産台数推移

(台)

	2006	2007	2008
オーストリア	69,045	78,269	79,176
チェコ	1,015	2,140	-
ドイツ	106,340	105,557	105,993
イタリア	702,500	692,500	641,000
オランダ	8,000	9,459	-
スペイン	268,356	253,809	-
イギリス	38,300	32,100	33,900
ロシア	25,000	25,000	-
米国	-	270,352	-
アルゼンチン	208,977	225,397	-
ブラジル	1,413,268	1,734,349	3,215,976
コロンビア	425,987	448,556	-
中国	21,934,055	25,625,526	27,501,066
インド	8,384,707	8,157,781	8,408,335
インドネシア	4,458,886	4,722,521	6,264,265
日本	1,771,386	1,676,097	1,226,839
マレーシア	432,399	446,415	536,567
パキスタン	360,561	329,395	411,715
フィリピン	308,617	350,330	317,127
韓国	146,817	131,272	133,737
台湾	1,412,953	1,509,425	1,555,042
タイ	1,334,970	1,160,967	1,227,893
その他	1,030,903	1,802,665	1,269,117
世界合計	44,843,042	49,789,882	49,711,772

(出所：日本自動車工業会および OICA 資料)

図表 15-32 世界の二輪車保有台数

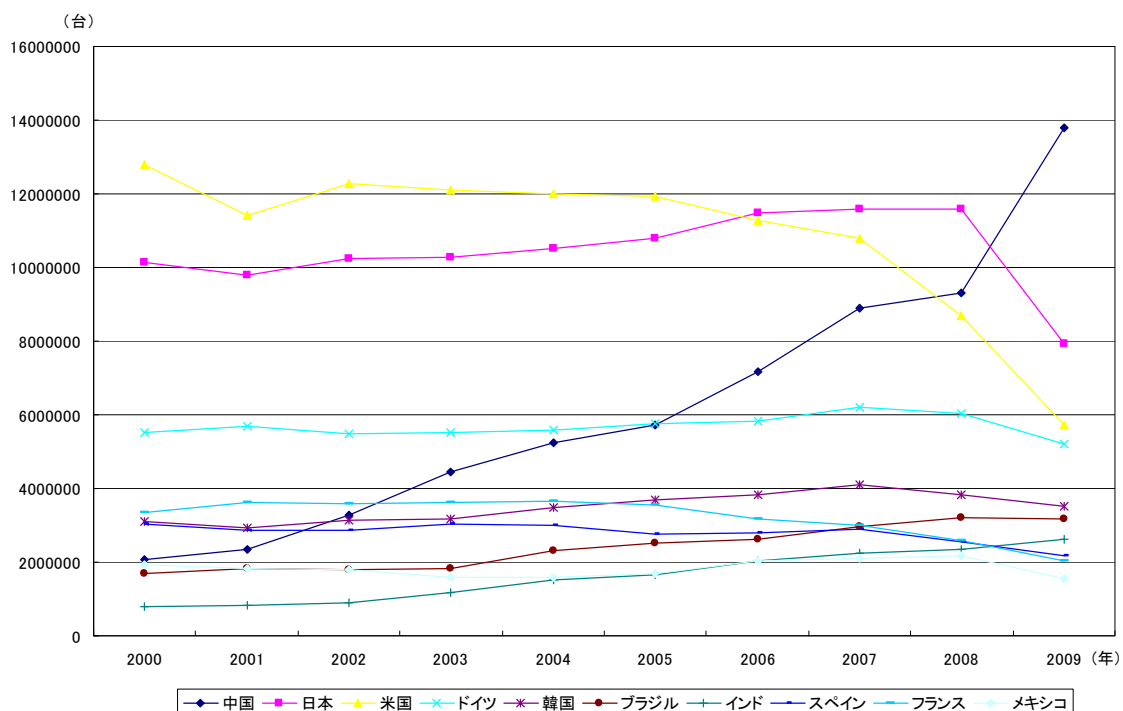
国・地域		台数 (台)
2007	イタリア	9,280,259
2007	ドイツ	5,461,608
2007	スペイン	4,774,341
2007	フランス	2,641,795
2007	イギリス	1,296,500
2007	スウェーデン	536,837
2008	オランダ	1,170,875
2008	スイス	635,700
2008	オーストリア	663,704
2008	ポーランド	1,545,000
2006	ギリシャ	740,922
2007	ロシア	4,350,000
2008	トルコ	2,181,383
2006	カナダ	484,903
2007	ブラジル	10,925,415
2007	アルゼンチン	2,028,939
2007	中国	87,096,613
2007	インドネシア	36,000,000
2008	日本	12,787,342
2007	タイ	15,961,927
2008	台湾	14,365,442
2008	マレーシア	8,487,451
2007	ベトナム	20,145,759
2007	韓国	1,785,051
2008	パキスタン	4,797,949
2008	フィリピン	2,982,511

(出所：日本自動車工業会)

② 自動車（四輪車）

ブラジルはラテンアメリカにおける主要な自動車生産国である。また国内市場自体も急速に伸びている。なお、2010年にはブラジルでの自動車販売台数がドイツを抜いて中国、米国、日本に次ぐ世界第4位となったことが話題となった。

図表 15-33 世界の主要国における四輪車生産台数推移（2009年上位10カ国）



(出所：OICA)

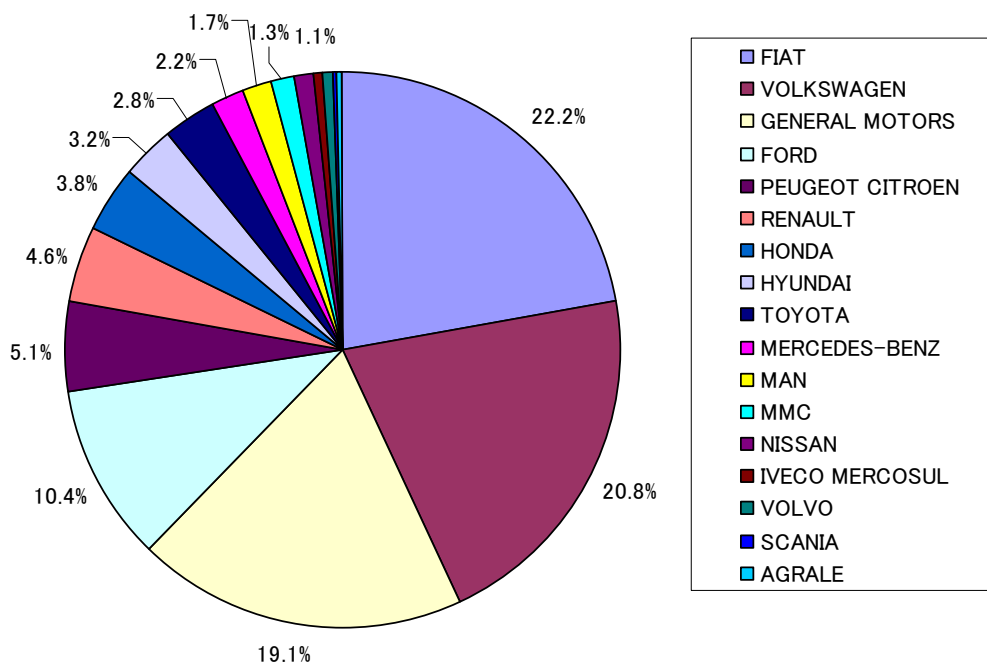
IV-3. 市場のプレイヤー概況

① ブラジル資本の企業および外資企業

ブラジルでは輸入代替工業化政策を取ったために、自国完成車メーカーは発達しなかったが、外資系企業への市場参入が行われた。欧米系を中心とする自動車メーカーが市場のシェアの上位を占めており、日系メーカーのシェアは少ない市場である。

ただし、近年の中低所得者層の購買力の上昇により、少しずつであるが車種の変化が見られる。

図表 15-34 ブラジル四輪車メーカー別国内販売シェア（2010年）



(出所：ANFAVEA：Associação Nacional dos Fabricantes de Veículos Automotores)

図表 15-35 ブラジル自動車市場主な展開企業（外資）

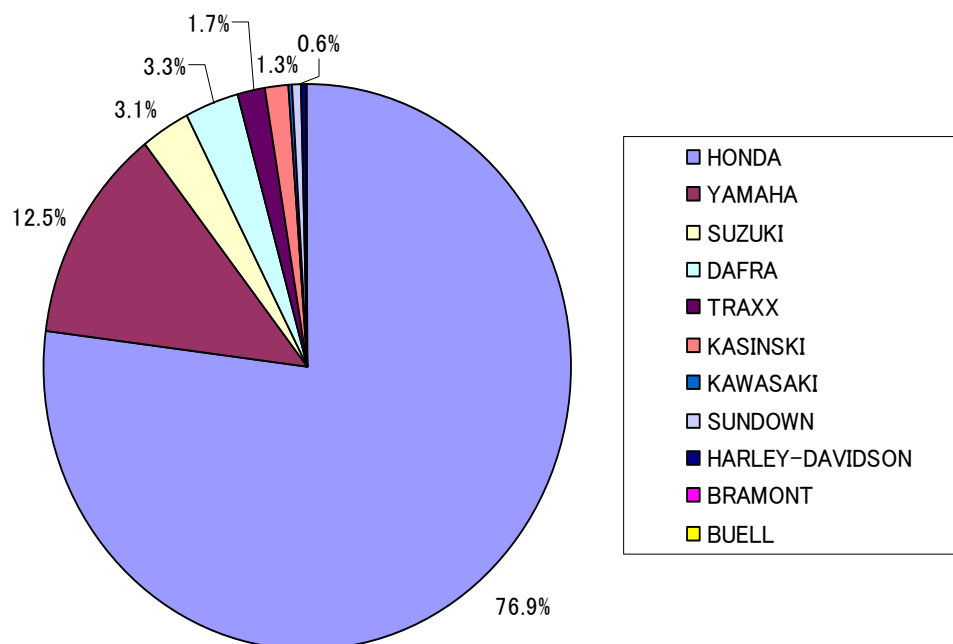
メーカー	概要
フォルクスワーゲン	<ul style="list-style-type: none"> 1950年代にブラジル市場に展開。 サンパウロ州 São Bernardo do Campo, Taubaté, São Carlos、パラナ州 São José dos Pinhais に製造拠点を有する。 従業員数 21,700 名。
フィアット	<ul style="list-style-type: none"> 1970年代にブラジル市場に展開。 ミナスジェライス州 Betim に製造拠点を有する。 従業員数 13,050 人。
ゼネラルモーターズ	<ul style="list-style-type: none"> 1920年代にブラジル市場に展開。 サンパウロ州 São Caetano do Sul および, São José dos Campos, リオ・グランデ・ド・スル州 Gravataí に製造拠点を有する。 従業員数 21,000 人。

フォード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1919年にブラジル市場に展開。 ・ バイアーア州 Camaçari、サンパウロ州 São Bernardo do Campo 及び Taubaté、セアラ州 Horizonte に製造拠点を有する。
プジョーシトロエン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅れて市場に参入したが急速に売上を拡大。 ・ リオデジャネイロ州 Porto Real に製造拠点を有する。 ・ 従業員数 4,500 名。
ルノー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅れて市場に参入したが急速に売上を拡大。 ・ パラナ州 São José dos Pinhais に製造拠点を有する。 ・ 従業員数 5,000 名。
ヒュンダイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴイアス州 Anápolis に製造拠点を有する。 ・ 従業員数 1,500 名。

(出所：ANFAVEA 資料、各社 HP、「現代ブラジル辞典」等をもとに(株)日本総合研究所作成)

一方、二輪車の分野においては日本企業のプレゼンスが高く、ホンダ・ヤマハ・スズキの日系3社で、ブラジル国内のシェアの9割を占めている。

図表 15-36 ブラジル二輪車市場企業別販売台数シェア (2009年)



(出所：abraciclo)

② 日系企業の状況

ブラジルにおける日系の自動車メーカーの活動の概要は下表の通りである。

図表 15-37 ブラジル自動車市場主な展開企業（日系）

メーカー	概要
トヨタ	<ul style="list-style-type: none"> サンパウロ州 São Bernardo do Campos 及び Indaiatuba に製造拠点を有する。現在新工場の建設中である。 従業員数 3,300 名。
ホンダ	<ul style="list-style-type: none"> サンパウロ州 Sumaré に四輪車の製造拠点を有する。 従業員数 3,600 名。 2006 年より 4 輪車でフレックス車の販売を開始。 2010 年のブラジル二輪自動車市場販売のシェア 76.9%。
三菱自動車	<ul style="list-style-type: none"> ゴイアス州 Catalão に四輪車の製造拠点を有する。 従業員数 2,000 名。
日産	<ul style="list-style-type: none"> パラナ州 São José dos Pinhais に四輪車の製造拠点を有する 従業員数 950 名。
ヤマハ発動機	<ul style="list-style-type: none"> 2010 年のブラジル二輪自動車市場販売のシェア 12.5%。
スズキ	<ul style="list-style-type: none"> 2010 年のブラジル二輪自動車市場販売のシェア 3.1%。

（出所：各社 HP、abraciclo 資料、「現代ブラジル辞典」等をもとに(株)日本総合研究所作成）

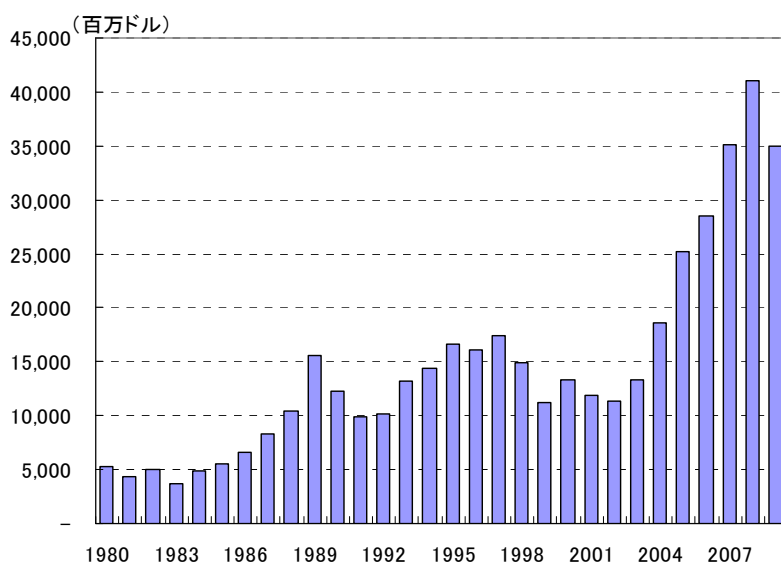
IV-4. 関連産業の状況

ブラジルにおける自動車部品産業は年間 349 億ドルの販売額を持ち、約 20 万人の雇用を生み出している（いずれも 2009 年）。2009 年は前年に比べ販売額が落ち込んだものの、長期的には順調に市場が拡大してきた。

ブラジルの部品メーカーには外資系も多い。2009 年時点で、部品販売額のうち 29%がブラジル資本のメーカー、残りの 71%が外資系メーカーである。

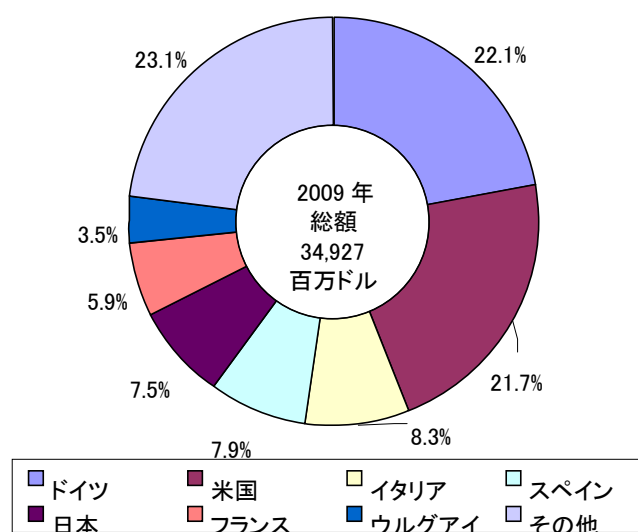
また、外資系部品メーカーの中では、ドイツと米国の企業数が多く、それぞれ 2 割以上を占める。日系の企業数は第 5 位であり、外資系メーカーの 7.5%を占める。

図表 15-38 ブラジル自動車部品販売額の推移



(出所 : Sindipeças、Abipeças)

図表 15-39 外資系の自動車部品メーカーの国籍別シェア



(出所 : Sindipeças、Abipeças)

V. 電子機器および電子部品工業

V-1. 概要

ブラジルでは、輸入代替工業化による国内産業の育成が目指したが、その後市場開放政策によって外資系メーカーがブラジル市場に参入した。それまで政策によって保護されて

きたメーカーは価格競争力や製品の技術レベルにおいて、外資系企業との競争力が劣った。特に電子部品分野では、中国等で生産された安い部品との競争に負け、国内生産は大きく後退した。

一方、耐久消費財の普及、インターネット網の整備、自動車生産の拡大など、ブラジルの電子機器・電子部品の市場の拡大基調を下支えしている。

V-2. 市場のプレイヤー概況

電子機器・電子部品分野は上述の経緯から国内企業が概して脆弱であり、外資系企業による生産が盛んである。同分野のグローバル企業は概ねブラジルに進出し、国内での生産を行っている。

一方、この分野では輸入も盛んである。ABINEEによると2010年の国内販売額が1,240億リアルである一方、輸入は349億米ドルであった。為替レートを1ドル1.7リアル程度であることを考えれば、国内需要の半分程度を輸入品が占めている計算となる。なお輸出額は76億ドルであった。これは輸入額の2割程度に過ぎない。

V-3. 主要製品概要

電子機器・電子部品のうち、主要な輸出品目は携帯電話であり、組み込み電子部品、密閉型コンプレッサ、産業機械コンポーネント等が続く。

一方輸入においては、通信機器部品と半導体が多く、コンピュータ部品がそれに続く。

図表 15-40 電子機器・電子部品の主な輸出品目（2010年見込み）

品目	輸出額（百万ドル）
携帯電話	1,058
組み込み電子部品	781
密閉型コンプレッサ	667
産業機械コンポーネント	578
モーター・発電機	540
変圧器	405
冷蔵機	211
計測機械	207
電動発電機類	181
情報用計算機	170

（出所：ABINEE）

図表 15-41 電子機器・電子部品の主な輸入品目（2010年見込み）

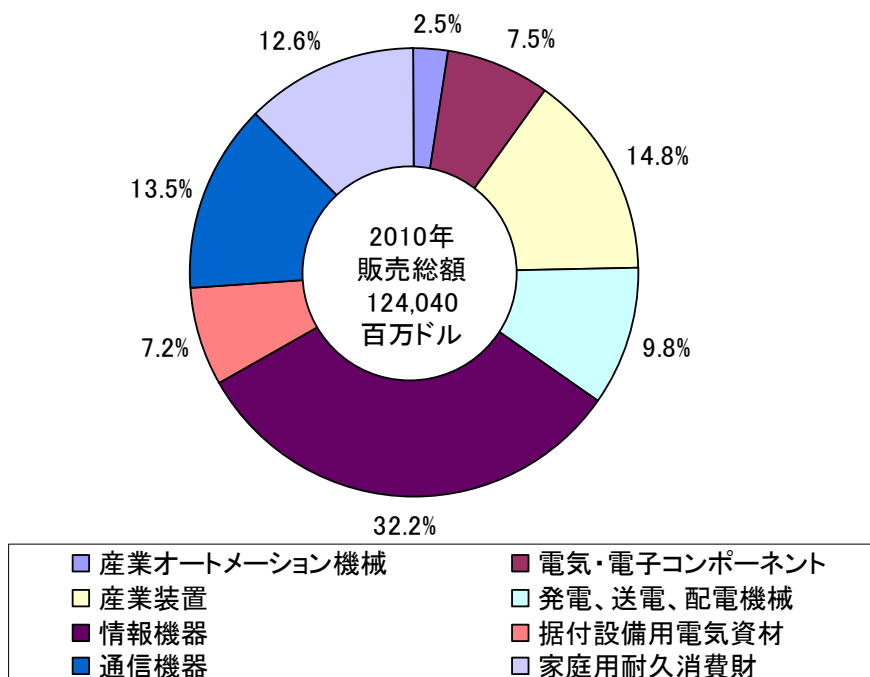
品目	輸入額（百万ドル）
通信機器部品	4,689
半導体	4,575
コンピュータ部品	3,509
組み込み電子部品	1,284
計測機械	1,271
電動発電機	1,071
産業機械用計算機	847
医療機器	796
データ処理用機械	718
受動部品	622

（出所：ABINEE）

V-4. 関連産業の状況

ブラジルの電子機器・電子部品の需要先は、情報機器向けが最も多く、全販売額のほぼ3分の1を占める。次いで産業装置、通信機器が主要な需要先である。

図表 15-42 電子機器・電子部品の主な需要先



（出所：ABINEE）

第16章 ブラジルの主要地場企業

ブラジルでは地場の民間資本の集中はあまり進んでいない。資本市場が長らく不安定であったことを背景として、全産業に亘って影響力を行使するような巨大なコンツェルンの形成は起こっておらず、巨額の売上高をあげる企業には外資系または政府系のものも少なくない。

図表 16-1 売上高上位のブラジル企業とその国籍（2009年）（百万ドル）

	企業名	業種	国	売上高
1	ペトロbras	エネルギー	ブラジル（政府系）	102,830.70
2	ペトロbras石油販売	卸売	ブラジル（政府系）	39,494.50
3	フォルクスワーゲン	自動車	ドイツ	16,005.20
4	ヴァーレ	資源	ブラジル	15,975.60
5	アンベブ	飲料	ベルギー	15,723.50
6	フィアット	自動車	イタリア	15,537.10
7	カルフル	小売	フランス	13,583.80
8	シェル	卸売	イギリス・オランダ	12,933.90
9	テレフォニカ	通信	スペイン	12,536.20
10	ヴィーヴォ	通信	ポルトガル・スペイン	11,980.30
11	テレマール	通信	ブラジル	11,792.20
12	チン・セルラー	通信	イタリア	11,382.80
13	ゼネラルモーターズ	自動車	米国	11,319.00
14	ブラスケム	化学・石油化学	ブラジル	10,484.50
15	ブンゲ・アリメントス	食料	オランダ	9,747.20
16	ボン・ジ・アスーカル	小売	フランス・ブラジル	9,349.20
17	ブラジル・テレコム	通信	ブラジル	8,878.30
18	ウォルマート	小売	米国	8,622.20
19	アルセロール・ミッタル	鉄鋼	イギリス・インド	8,573.80
20	イピランガ石油	卸売	ブラジル	8,530.40

（出所：Exame Melhores e Maiores 2010）

第17章 生活環境

1. 治安

ブラジルの治安については、外務省より以下のような情報が流されている。サンパウロ・リオデジャネイロ等主要都市においても危険情報が発出されており注意が必要である。

図表 17-1 ブラジルに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010年12月21日掲載）

- サンパウロ州大サンパウロ圏及びカンピーナス市、リオデジャネイロ州大リオ圏、アマゾナス州大マナウス圏、パラ州ベレン圏、ペルナンブコ州大レシフェ圏、バイア州サルバドール市及びエスピリト・サント州大ヴィトリア圏
：「十分注意してください。」（継続）
- ブラジリア連邦区、パラナ州大クリチバ圏
：「十分注意してください。」（新規）

（出所：外務省ウェブサイト）

図表 17-2 ブラジル治安概要（2010年8月23日掲載）

ブラジルにおいては、所得格差による貧困、麻薬を起因として、強盗、殺人等の凶悪犯罪が多発しています。また、ほとんどの一般犯罪には銃器が使用され、抵抗すると銃器等で危害を加えられる可能性が非常に高く、注意しなければなりません。凶悪犯罪は、大都市で生じたものが報道で紹介され、目立ちがちですが、地方都市においても基本的に同様であり、油断できません。

一般に、治安は景観に比例するところがありますが、ブラジルにおいては、観光地の非常に美しい場所においても、銃器を使用した凶悪犯罪が多発しています。

麻薬等に絡んだ組織的な犯罪も多発しており、特にリオデジャネイロ及びサンパウロにおいて、ファベラ（スラム街）を活動拠点とする犯罪組織間の抗争事件又はこれら組織と治安当局との間の銃撃戦が後を絶たない状況です。ファベラ周辺での流れ弾による被害や路線バスが無差別に放火される事件も発生し、一般市民にも犠牲者が出ており、状況は深刻化しています。日系団体等所在地および在留邦人居住区においても銃器を使用した侵入強盗、路上窃盗および車両強盗等の凶悪犯罪が多発しています。

誘拐事件に対しても引き続き警戒が必要です。特に、都市部では昼夜を問わず「短時間誘拐」（「電撃誘拐」ともいわれ、金品や車両を強奪するために、銃等を使って脅迫し、一時的に拘束するもの。ATM等で現金を引き出させたり、携帯電話や車両を奪った後に連絡手段のない市街から離れた場所で解放するのが一般的な犯行パターン。）が多発していることから、防犯対策に留意し、行動する時間帯や場所等に十分注意する必要があります。

（出所：外務省ウェブサイト）

II. 生活環境

ここでは、注意点等についてトピックス形式で記述する。主要都市の生活環境詳細については各論にて記述する。

II-1. 渡航前の注意点

① ビザの取得

ブラジルへの入国にはビザが必要。永住権を持たない日本人は最長でも 1 年間に 180 日しか滞在できない。商用ビザを取得するためには、会社ヘッダつきのレター、写真、パスポートが必要であり、商用ビザは必要がない限り一回につき 30 日しか発行されない。それ以上の期間滞在を予定している場合は、その旨を説明し発行してもらう必要がある。

観光ビザであれば会社のレターは必要ないが、商用ビザより申請に時間がかかる。

② 言語対策

空港施設や中級以上のホテル、高級な商店を除いては、英語は通じないため、ポルトガル語の簡単な挨拶くらいは覚えておいたほうがよい。訪問予定先等がある場合は、タクシー乗車等の際に見せられるよう事前に地図等をプリントアウトしておくとう便利である。

③ 衛生、身の回り対策

ブラジルは予防接種を入国の際に義務付けていないが、熱帯地域や農村部を訪れるなどの場合は、黄熱病と A 型肝炎については事前に接種することが望ましい。検疫所での受付日時は限られ事前に申し込む必要があるため、早めの対応が必要である。

いわゆる OTC 医薬品の多くは現地の薬局でも購入可能だが、用法・用量等を記載した能書を理解することが不安であれば、日本から常備薬等を準備しておくことが推奨される。

ホテルに滞在するに当たって、洗面用具等や寝巻類、室内用スリッパ等を利用するなら持参する必要がある。ホテルによって異なるものの、備え付けてあるアメニティは、タオル、ドライヤーと簡単な石鹸類程度であることが多い。ただし大概のトイレタリー製品類は現地のドラッグストアやスーパーマーケット等で購入することが可能だ。

④ 航空機の利用について

大別して北米大陸経由と欧州大陸経由がある。北米経由のほうが日本発の時間が遅いことが多い。しかし、航空券の値段や空席の状況はタイミングによってまちまちであり、どの経由地が優れているとはいえない。北米経由で米国を経由地とする場合、一旦同国に入国手続きをする必要がある。従って ESTA の取得が事前に必要であり、預けた荷物を經由する空港で一旦受け取って再度預ける手間も必要である。

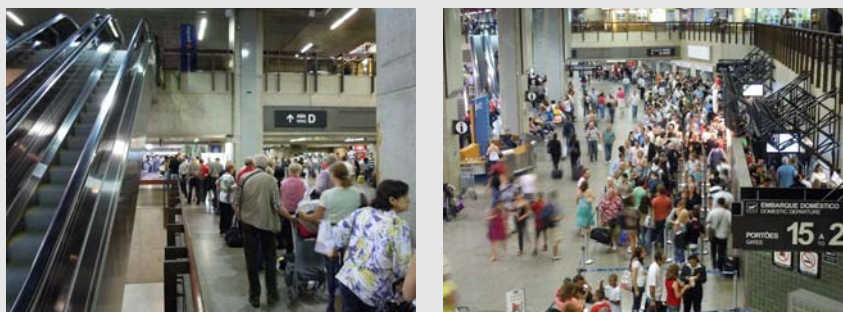
サンパウロとリオデジャネイロは、それぞれ主要な空港が 2 箇所あるため、乗り継ぎの際は特に注意が必要である（サンパウロはグアルーリョス国際空港（GRU）とコンゴニャス

国際空港（CGH）。リオデジャネイロはカルロス・ジョビン国際空港（GIG）とサントス・デュモン空港（SDU）。

ひとくちメモ ⑩：混雑するグアルーリョス国際空港

ブラジルの空の玄関であるグアルーリョス国際空港は、欧米向けの出発便が夕方から深夜の時間帯に集中するため、この時間帯は非常に混雑する。搭乗手続き、出国手続きのいずれにも長大な行列ができやすく、空港到着から搭乗口に至るまでに 2 時間以上かかることも珍しくない。

混雑する空港内



⑤ 時差

ブラジルのほとんどの主要都市は日本との時差が 12 時間遅れである（JST-12、GMT-3）。ブラジルの西半分には位置する州ではさらに 1 時間遅れとなり（JST-13、GMT-4）、主要都市のうちマナウスがこの時間帯に含まれる。

また、南半分に位置する州はサマータイムを採用する。この期間は日本の秋冬に当たる。適用時は 1 時間前倒しとなり、サンパウロ、リオデジャネイロ等はこの時期、日本より 11 時間遅れ（JST-11、GMT-2）となる。

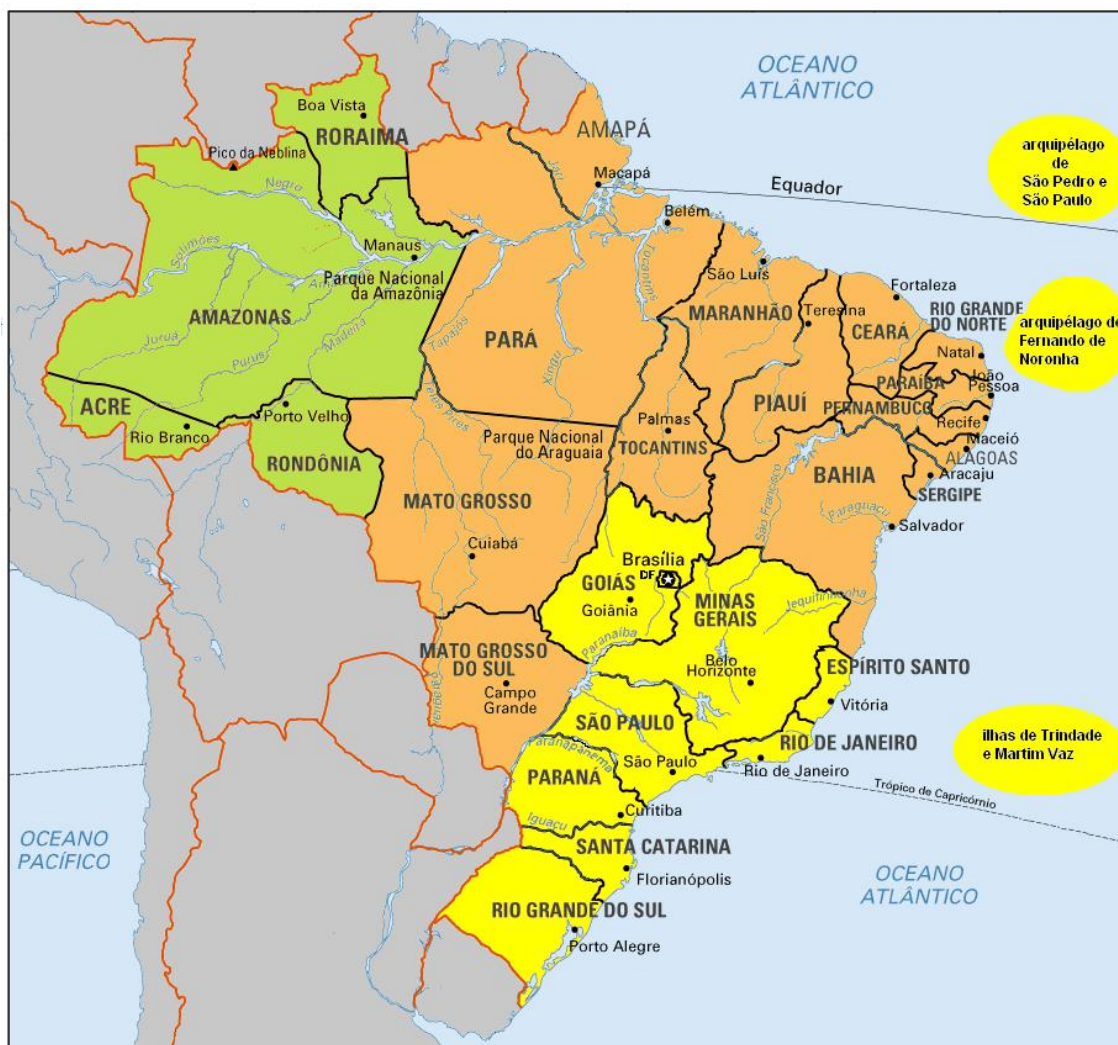
図表 17-3 ブラジルの標準時間帯
 (緑：日本と13時間遅れ。オレンジ：日本と12時間遅れ)



(出所：Divisão Serviço da Hora (DSHO))

図表 17-4 ブラジルの標準時間帯／サマータイム採用時

(緑：日本と 13 時間遅れ。オレンジ：日本と 12 時間遅れ。黄：日本と 11 時間遅れ)



(出所：Divisão Serviço da Hora (DSHO))

⑥ 電力

サンパウロとリオデジャネイロは日本と同じコンセント形状で電圧は 110V、従って日本から持参する電気製品はそのまま使用することができる。

しかし地域によって異なるコンセント形状や電圧が一般的である場合がある。渡航先に応じて、事前に確認および準備する必要がある。

II-2. 現地での移動

① タクシー

<概要>

タクシーは一般的に安全といわれる。出張時の市内交通や空港との往来はタクシーを利用するのが望ましい。

<料金>

料金は、日本と同様にメーターで計測する。しばしば遠回りをしているように感じることもあるが、これは一方通行の道路が多いためである。領収書が必要な場合は、料金を支払う際に「Recibo, por favor!」（ヘッシーボ、ポルファボール）と伝えて発行を求めなければならぬ。日本のようなレシートの形状ではなく、手書きの領収書が発行される。

メーターは小数点以下の金額も表示しているが、実際に支払う料金はレアル単位に適当に切り上げられる（ときには切り下げられる）のが慣例。切り上げて請求されても、運転手が小銭をごまかす意図ではない。なお、クレジットカードは使えず、可能であれば、20レアル以下の小額紙幣で支払うことが望ましい。

<乗り方>

タクシーに乗車する際は、走行中のタクシーを停める以外にも、街中の至るところにある「Taxi Ponto」と書かれた停留所に待機している空車を利用することも可能である。大きなホテルや商業施設等にも空車が待機していることが多い。

ドアは手動であるので利用者自身が開閉する必要がある。一人で乗車する際は、後部座席に座っても助手席に座ってもよい。

<行き先>

タクシーの運転手は、近距離エリアであれば道をよく知っていることが多い。地図がなくても、住所（通りの名称と番号）がわかれば正確に希望の場所まで連れてくれる。しかし、遠距離（30分以上かかるようなエリア）にタクシーで行く際は運転手が目的地周辺の道を詳しく知らないこともあるため、あらかじめ地図のプリントアウトを携帯することが望ましい。

② 地下鉄 (Metro)

<概要>

サンパウロの地下鉄は基本的には安全といわれる。他都市でもさほど危険を感じずに乗車可能であるが、安全に留意すべきことは当然である。

<料金>

地下鉄路線内は距離に関わらず同一料金である。この料金はインフレ率等に合わせて変更される。なお、地下鉄と接続する他会社線と乗り換える際は別料金となる。

<乗り方>

各駅の有人窓口でチケットを買って、自動改札を通り乗車する形である。時刻表はない

ため、電車が来るまで待つしかない。路線によって運転間隔は異なる。

<行き先>

路線網の充実が遅れているため、目的の駅まで意外と遠回りすることがある。必ずしもタクシーより早いとは限らない。

③ 路線バス (Ônibus)

バス停でバスを待ち、目的のバスが来たら手を上げて合図してバスを停める。誤った行き先のバスを停めると、運転手が嫌そうな顔をするので注意が必要だ。路線バスは一般市民の便利な足ではあるものの、基本的に土地勘がない限りはバスの利用は難しい。

④ 徒歩

歩く際は、現金をあまり財布に入れて持ち歩かないようにし、携帯電話で話しながら歩くこともなるべく避けるべきである。財布の中に高額紙幣が入っていると、悪い意味で目立つからである。携帯電話での会話も、周囲への注意力が散漫になり危険の察知が遅れがちである。

また、車両は右側通行である。道路を横断する際は、日本とは逆なので注意が必要である。歩行者優先の考え方は普及していない。特に交差点の横断歩道を青信号で渡る際、右左折車は横断歩道前で減速しないことが一般的であるため十分注意する必要がある。

サンパウロの中心地は坂道が多く、また歩道の舗装には段差が多くある。特に暗い時間帯には注意して歩行するべきである。

⑤ その他道路事情全般

都心では、朝夕の通勤時間帯と雨天時は渋滞が激しい。最も渋滞しやすい道路は、都心から放射線状に伸びる幹線、および都心の幹線道路に左折して入れる道路である。一部の幹線道路にはバスレーンが設けられており、実車中のタクシーもこのレーンを通行できるものの、込み合う時間帯はバスの数も増えるため、大幅な時間短縮にはならない。

なお、サンパウロにおいては、都心からグアルーリョス、コンゴニャスの両空港まではそれぞれ 1 時間弱、30 分弱程度であるが、渋滞時はこの 2~3 倍を見込んでおいたほうがよい。

II-3. 現地での生活

① 治安対策

大事な荷物は肌身から離さないのが基本であるが、雰囲気の良いところや怪しい人のいるところ、警察官が多く集まっているところ、いわゆる *favera* (貧民街) などへは未然に近づかないように注意すべきである。日本人街である *Liberdade* (リベルダーヂ) 地区もあまり安全でないと言われている。

② チップについて

基本的にはチップは必要ない。タクシー乗車時に特別な便宜を図ってもらったとき（待たせたとき、荷物を持たせたとき、など）等にチップを渡す程度である。ホテルでも同様であり、チップを出さなくても部屋は片付けてくれ、荷物も運んでもらえる。

③ 通信環境について

<携帯電話>

携帯電話は街中および地下鉄内で利用可能である。最近では、多くの人が携帯電話を所有するようになり、携帯電話会社のショップも多く見られる。契約形態は後払いの形態の他に、前払い（プリペイド型）も存在している。通信料は日本に比べ高いのが現状である。

ブラジルでは、小規模な雑貨屋においても携帯端末が販売されており、プリペイドカード等は「banca」（バンカ＝新聞販売スタンド）でも購入可能である。

<インターネット回線>

主要な商業施設、大手のホテルのロビー、空港などでは、公衆 wi-fi サービスもあり有料ながら利用可能である。通信速度はあまり早くない。特にマナウスでは非常に遅いと言われている。

④ 買い物について

現金の他にクレジットカードおよびデビットカードが多くの店で利用可能である。生鮮食品、飲料、酒類等を除いて、一般的な物価は基本的に日本より高いといえる。空港や鉄道駅を除き、自販機は存在しない。飲料等は、雑貨店、ガソリンスタンド併設のコンビニエンスストア、あるいはドラッグストア等で購入可能。バンカでも、新聞雑誌だけでなく、簡単な飲料程度のものは購入可能である。

レジでの会計の前に店員「CPE」（現地在住者に付与されている納税者番号）を尋ねられる。現地の納税者番号を保有しない日本人には関係ないため「Não」（ノン）と応じればよい。

⑤ 飲食店について

<ポル・キロ>

昼食時は量り売り（por quilo =ポル・キロ）のサービスを提供する店を多く見かける。好きなものを好きなだけ取って、秤のあるカウンターで重さを計測してもらって伝票を受け取り、空いている席に適当に座って食べるという形式である。代金は食事後、入り口近くにあるレジで支払う。

<フードコート>

ショッピングセンター内にはフードコートがあり、昼夜ともに利用可能である。日本と

同様、代金と引き換えに商品を受け取り、空いている席に座る形である。フードコートでは下膳が必要である。

<レストラン>

レストランでは、テーブル会計の場合が多い。「A conta, por favor!」（ア・コンタ、ポルファボール）で伝票を持ってきてもらえる。夕食の時間帯であってもアルコール類を注文する必要はなく、一人で飲食店に入っても問題ない。無料の水やお茶は日本食レストランでない限り出てこない。外食一般に値段は安くなく、酒類以外は日本で外食するときほど変わらない価格水準である。チップは原則不要である。

⑥ 喫煙スペース

公共の場所と考えられる建物等の内部（ホテルのロビー、オフィスビル、飲食店、空港、鉄道駅、タクシー車内等）はすべて禁煙である。飲食店では、店外の歩道に出されている縁台の席であれば喫煙可能である。なお、路上禁煙の考え方はないため、道路は喫煙可能である。

地 域 編

ブラジル行政区分 (26州および1連邦首都府)



	Acre	アクレ		Paraíba	パライバ
	Alagoas	アラゴアス		Paraná	パラナ
	Amapá	アマパー		Pernambuco	ペルナンブーコ
	Amazonas	アマゾナス		Piauí	ピアウイ
	Bahia	パイア		Rio de Janeiro	リオデジャネイロ
	Ceará	セアラ		Rio Grande do Norte	リオ・グランデ・ド・ノルチ
	Brasília (DF)	連邦首都府(ブラジリア)		Rio Grande do Sul	リオ・グランデ・ド・スル
	Espírito Santo	エスピリト・サント		Rondônia	ロンドニア
	Goiás	ゴイアス		Roraima	ロライマ
	Maranhão	マラニョン		Santa Catarina	サンタカタリーナ
	Mato Grosso	マトグロッソ		São Paulo	サンパウロ
	Mato Grosso do Sul	マトグロッソ・ド・スル		Sergipe	セルジッペ
	Minas Gerais	ミナスジェライス		Tocantins	トカンチンス
	Pará	パラ			

サンパウロ州、リオデジャネイロ州、連邦首都府、マナウス自由貿易地域概要

主要行政区域の主な進出企業



アマゾナス州	サンパウロ州	リオデジャネイロ州
<p>【主な進出企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> • Denso Industrial Amazonia Ltda. (デンソー、豊田自動織機、豊田通商) • Nissin-Ajinomoto Alimentos Ltda (味の素、日清食品ホールディングス) • Yamaha Motor da Amazônia Ltda. (ヤマハ発動機) • Moto Honda da Amazonia Ltda (ホンダ) • Intercâmbio Comercial Nomura Ltda (大阪特殊合金) • Nissin Brake do Brasil Ltda. (日信工業) 	<p>【主な進出企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> • Honda Automóveis do Brasil Ltda. (ホンダ) • Panasonic do Brasil Ltda (パナソニック) • Toyota do Brasil Ltda. (トヨタ自動車) • Semp Toshiba Amazonas S/A. (東芝) • Iharabras S/A Indústrias Químicas. (日本曹達、住友商事、クミアイ化学工業) • Nissin-Ajinomoto Alimentos Ltda (味の素、日清食品ホールディングス) • Yasuda Seguros S.A. (損保ジャパン) 	<p>【主な進出企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> • Albacora Japão Petróleo Limitada (国際石油開発帝石、双日) • Frade Japao Petroleo Ltda, (国際石油開発帝石、インペックス、北カンボス沖石油) • MODEC Serviços de Petróleo do Brasil Ltda (三井海洋開発) • Toyo do Brasil-Consultoria e Construcoes Industriais Ltda. (東洋エンジニアリング) • JRC do Brasil Empreendimentos Eletrônicos Ltda (日本無線)

第18章 サンパウロ州

サンパウロ州 (o Estado de São Paulo) / 略称「SP」	
州旗	位置
	
	<p>黒、白、赤の三色がブラジルを構成する人種を、国土の形を取り囲む4つの星が南十字星を、それぞれ表している。</p>
面積、人口 (2010年)	面積 248,209 k m ² (全国 12位)、人口 41,252 千人 (全国 1位)
域内総生産 (2008年)	1,003,016 百万レアル (全国 1位)、一人当たり 24,457 レアル (全国 2位)
州都および人口の多い都市 (人口は 2010年)	州都：サンパウロ (州都) (11,244 千人) その他都市：グアルーリョス (1,222 千人)、カンピーナス (1,081 千人)、サン・ベルナルド・ド・カンポ (765 千人)、サントアンドレ (674 千人)、オザスコ (666 千人)
略史	ヨーロッパ人による最初の入植は 1532 年に始まった。1822 年の独立後、州北部の土壌がコーヒー栽培に適していることが発見され、主産業の軸足がサトウキビからコーヒーへと移った。また、産業の移り変わりに伴って内陸部の開発が進み、州都サンパウロも 19 世紀の後半から急速に市域を拡大した。1888 年の奴隷制廃止を受け、コーヒー農園での労働者として日本人移民が向かった先も主にこのサンパウロ州であった。
産業動向	域内総生産は他州と比較して群を抜いて高く、2 位のリオデジャネイロ州のほぼ 3 倍である。サンパウロ 1 州のみで、全国の 3 分の 1 程度の付加価値を生み出している計算となる。 現在のサンパウロ州の産業は農林水産業や鉱業への依存が低い構造にある。製造業が域内総生産の 4 分の 1 を生み出しており、同州産業の主力となっている。産業集積が著しいことから、「金融、保険、年金」「企業向けサービス」などの分野の割合も他州と比べて高い。

I. 概要・投資促進政策

I-1. 概要

サンパウロ州はサンパウロ市を中心として周辺地区を含めた大都市圏である。サンパウロ州はブラジルにおける工業・商業・金融の中心地である。サンパウロ州は人口も多く、消費地としても魅力的である。また、サンパウロ州は気候と土壌に恵まれることから、農業にも適した土地である。

サンパウロ市はサンパウロ州の中心地である。サンパウロは大都市であるため、地価が高く、過密による交通渋滞も深刻である。そのため、製造業などはサンパウロ市ではなく周辺都市に立地する傾向がある。サンパウロ市内には金融業を中心としたサービス業が多く展開している。

I-2. 投資促進政策

① 恩典概要

投資の際には、州税および市税の恩典が受けられる可能性がある。ただし、この恩典の詳細についてはすべて州政府との個別交渉となっている。

② 誘致機関

ブラジルの最大消費市場であるサンパウロ市では、州への投資を促進するための機関として、INVESTE SÃO PAULO（サンパウロ州政府投資誘致機関）を設立している。

INVESTE SÃO PAULOはサンパウロへの企業誘致を行う機関として2008年に設立された。同機関は、市場環境調査や、最新の法制度や規制に関する情報収集を行っており、ブラジルに進出する企業に対して情報を提供している。同機関は企業に対して、進出実行支援として立地場所の選定や視察に協力するほか、税制等の面で優遇措置を受けるために、州政府と交渉をする際の手助けも行っている。また、実際にブラジル市場に進出した後に予期せぬ問題が起きた場合は、解決の手助けを行っている。

図表 18-1 サンパウロ州政府投資誘致機関の連絡先

住所	Rua Bela Cintra, 847 - 6º andar Consolação - CEP 01415-903 São Paulo - SP
電話	+55(11)3218-5747
E-mail	ホームページ上のフォームからコンタクト
URL	http://www.investimentos.sp.gov.br/portal/sobre?lang=en
対応言語	ポルトガル語、英語

③ 相談先

日本企業にとって、ブラジル進出の際の重要な相談先としては、ジェトロ・サンパウロ・センターおよびブラジル日本商工会議所が挙げられる。ジェトロ・サンパウロ・センターへは、日本の HP よりコンタクトをとる必要があり、直接のコンタクトは受け付けていない。

図表 18-2 ブラジル日本商工会議所（Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil）の連絡先

住所	Av.Paulista, 475 - 13º andar CEP: 01311-908 São Paulo - SP
電話	+55(11)3287-6233
E-mail	secretaria@camaradojapao.org.br
URL	http://jp.camaradojapao.org.br/
対応言語	日本語、ポルトガル語

図表 18-3 ジェトロ・サンパウロ・センターの連絡先

住所	Alameda Santos, 771 Primeiro Andar, Jardim Paulista, CEP 01419-001, São Paulo-SP
電話	+ 55(11)-3141-0788
URL	http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/br_saopaulo/
対応言語	日本語

II. インフラ

ここでは、サンパウロ州が保有するインフラについて記載する。

II-1. 道路（ハイウェイ）

サンパウロ市中心部を中心として、四方に張り巡らされており、利用は基本的に無料である。近年、整備が急速に進んでおり道路状況が改善されつつある。

最近では、一部区間の道路の利用が有料になっているものの、料金は非常に安く、区間も短い。

図表 18-4 ハイウェイ（幹線道路）マップ



(出所 : INVESTE SÃO PAULO)

II-2. 鉄道網

① 広域鉄道網

鉄道網もハイウェイと同様に、サンパウロ市を中心として、四方に張り巡らされている。鉄道網はあまり発達しておらず、主要な輸送手段となっていないのが現状である。

図表 18-5 サンパウロ州 鉄道マップ

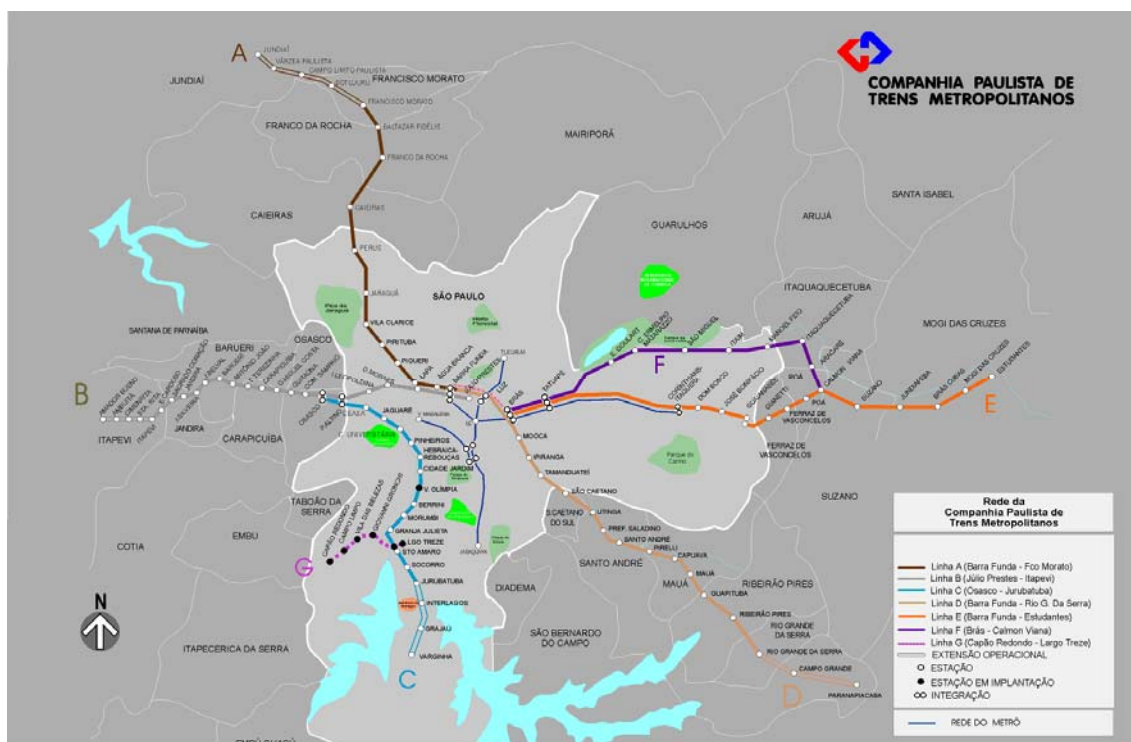


(出所 : INVESTE SÃO PAULO)

② 中心部地下鉄との接続

サンパウロ市内に走る地下鉄は、郊外へとつながる鉄道に繋がっており、サンパウロ市郊外の主要な地域を結んでいる。

図表 18-6 サンパウロ近郊鉄道網



(出所：Companhia do Metropolitano de São Paulo - METRÔ-SP)

II-3. 港湾

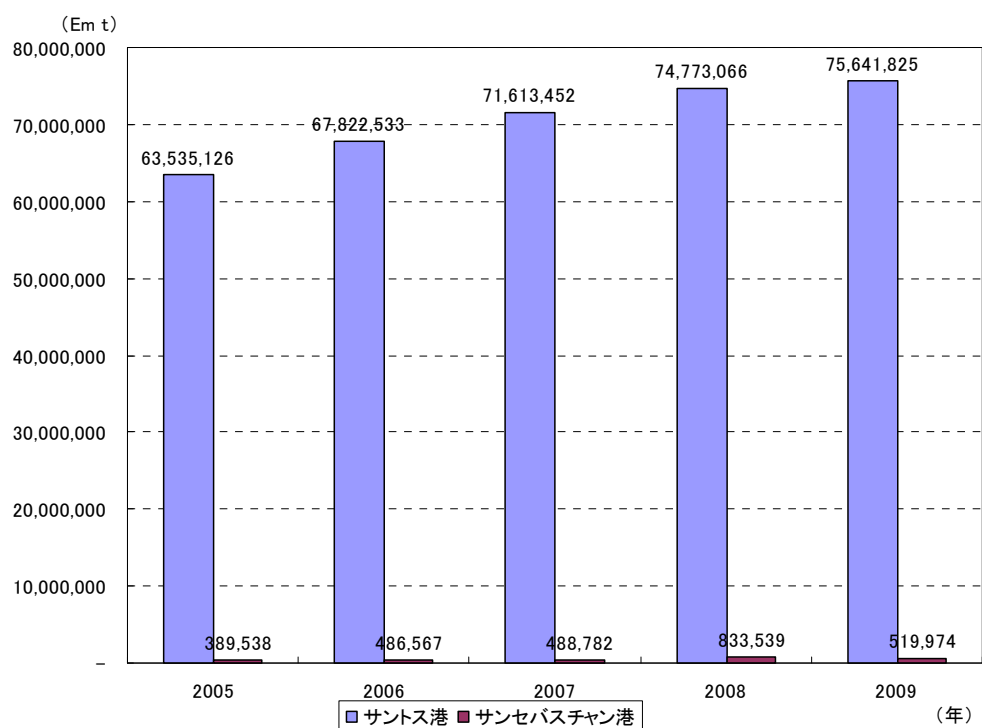
サンパウロ州は南側が海に面しており、二つの港を有している。以下にその二つの港の特徴を示す。

図表 18-7 サンパウロ州 港湾の概要

港名	特徴
サントス港	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル最大の船荷取扱量の港湾 砂糖、大豆などの農作物や、一般貨物を取り扱うほか、サンパウロ周辺の製造工場に関連する物品を取り扱う
サンセバスチャン港	<ul style="list-style-type: none"> 製鐵品、車輛、器械、原油等を取り扱う

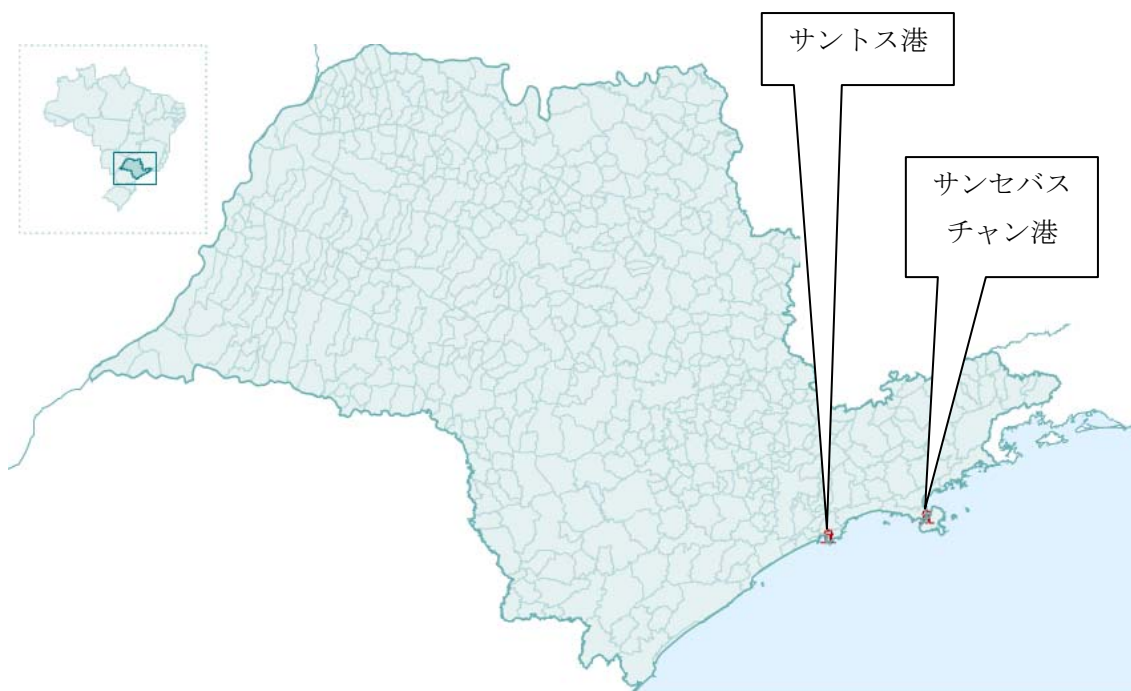
(出所：各種資料より (株) 日本総合総研究所作成)

図表 18-8 サンパウロ州主要港湾取り扱い船荷量推移 (2005～2009 年)



(出所: ANTAQ)

図表 18-9 港湾の位置マップ



(出所: INVESTE SÃO PAULO)

II-4. 空路

① 空港

サンパウロ州には、サンパウロ市都市圏に位置するコンゴニャス国際空港、グアルーリョス国際空港、ヴィラコッポス国際空港の3空港の他、数多くの地方空港が存在している。

サンパウロ近郊の3つの空港は、その特徴に応じて住み分けがされている。カンピーナス市にあるヴィラコッポス空港は、グアルーリョス空港ができるまでの間、サンパウロの主要な玄関口として機能した。コンゴニャス空港はサンパウロ中心市街地からほど近く、国内線用の空港として利用されている。

図表 18-10 サンパウロ州 主要空港の指標 (2009年)

	最長滑走路長 (m)	航空機	乗客数(人数)	航空貨物+郵便 (トン)
		発着回数		
グアルーリョス国際空港	3,700	209,636	21,727,649	382,723
コンゴニャス国際空港	1,940	193,308	13,699,657	29,247
ヴィラコッポス国際空港	3,240	55,261	3,364,404	184,745

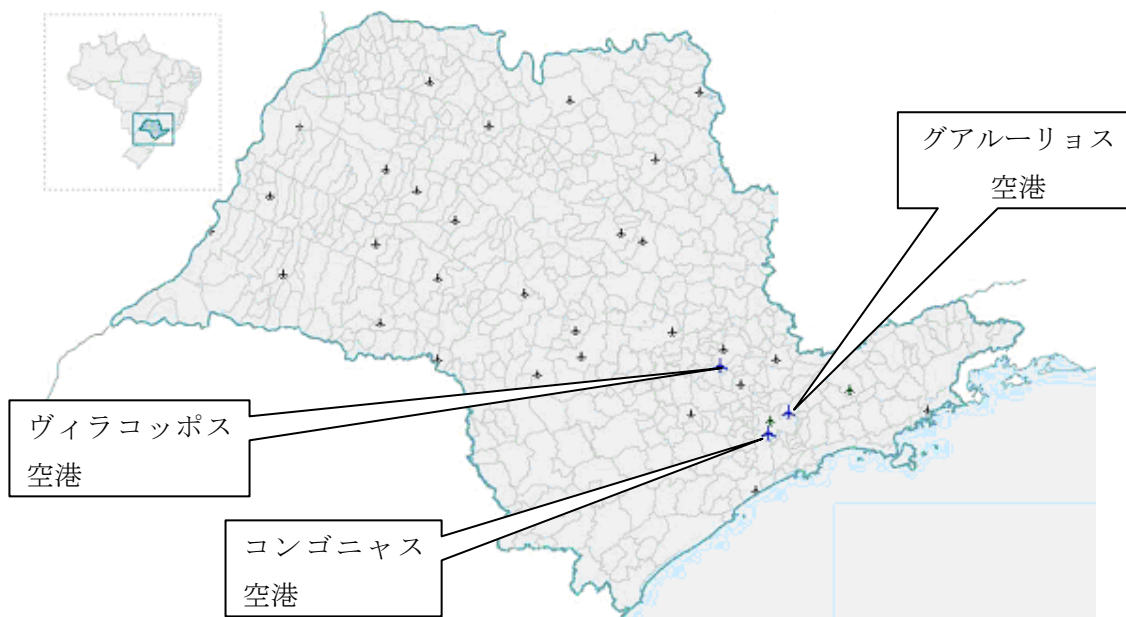
(出所：ANAQ)

図表 18-11 サンパウロ州 国際空港の概要

空港名	特徴	就航路線
コンゴニャス国際空港 (IATA 空港コード：CGH)	<ul style="list-style-type: none"> サンパウロ市中心部から近い。 住宅街の真ん中に位置するとともに滑走路が短い。 	国内線が主。
グアルーリョス国際空港 (IATA 空港コード：GRU)	<ul style="list-style-type: none"> コンゴニャス国際空港が手狭になり開港。 コンゴニャス国際空港よりは中心部から遠いものの大型機の離着陸も可能。 	ハブ空港となっている。
ヴィラコッポス国際空港 (IATA 空港コード：VCP)	<ul style="list-style-type: none"> カンピーナス市郊外に位置。都心から非常に遠い。 大型機の離着陸が可能。 	国内、国際貨物便の取扱が主。

(出所：各種資料より (株) 日本総合総研究所作成)

図表 18-12 飛行場マップ



(出所 : INVESTE SÃO PAULO)

② 国内線就航航空会社

主な国内線就航航空会社として、以下の2社が挙げられる。

図表 18-13 主な国内線就航航空会社

航空会社名	URL
GOL 航空 Gol Transportes Aéreos S.A	http://www.voegol.com.br/
TAM 航空 TAM Linhas Aéreas S.A	http://www.tam.com.br/

(出所 : 各種資料より (株) 日本総合総研究所作成)

III. 工業団地

サンパウロ市近郊の主な工業地帯は、『ABC 地域』と総称されている地域である。これは、サンパウロ都市圏に位置する

- ・ Santo André 市
- ・ São Bernardo do Campo 市
- ・ São Caetano do Sul 市

の3都市の総称である。

現在、サンパウロ市からこれらの都市に向かう近郊鉄道の整備が計画されており、今後のさらなる発展に期待が寄せられている。

IV. 進出日系企業と現在直面している課題

IV-1. 進出日系企業

サンパウロ総領事館に届出がされている日系企業数の総数は 160 社である（外務省「海外在留邦人数調査統計 平成 22 年度」）。サンパウロは経済の中心地であり、日本からも多くの金融・保険業の企業が展開している。近年は、一大消費都市であるサンパウロ市の近くに工場を構える企業も増え、日本からもトヨタやホンダ、東芝、パナソニック、ヤクルトなどのメーカーが進出している。

IV-2. 現在直面している問題

サンパウロでは労務費の高騰が直近の問題となっている。優秀な人材、特に外国語を使える人材の需給は逼迫しており、その確保に係るコストが上昇が指摘される。

V. 生活環境

V-1. 住宅事情

① 住居タイプ

サンパウロ中心部は、多くのアパート（マンション）が立ち並んでおり、高層マンションも珍しくない。また、厳重なセキュリティ設備が付帯されていることが多く、地下に駐車場が設置されているのも一般的である。

日本人がサンパウロで住む場合、多くの人が入artment（マンション）に住んでいる。アパartment（マンション）の種類は大きく分けると 3 種類ある。種類とその特徴を以下に挙げる。家具付きのアパartmentを選択すると日本からの持込が少なくすむため便利である。

図表 18-14 アパartmentの種類

種類	特徴
Apartamento (アパartmentメント)	マンション。通常浴室が 2 室以上あり、お手伝いさん用の部屋も存在。
Apartamento mobiliado (アパartmentメント・モビリアード)	家具付きアパartment。上記に加え家具や電気製品付き。
Flat(フラッチ)	キッチン付き長期滞在型ホテル。

(出所:「サンパウロ/リオデジャネイロ/マナウスに暮らす」,ジェトロ・サンパウロ・センター)

② 日本人の居住地区

日本人が多く住む地区・治安が比較的良いとされる高級地区として以下の 4 地区が挙げられる。特徴と共に示す。

図表 18-15 高級居住地区

種類	特徴
ジャルダン・パウリスタ地区	日本人が多く居住し、日本食材店等もある便利な地区。
パライゾ地区	日本人が多く居住し、塾・幼稚園等に通いやすい地区。新しいアパートが比較的多い。
セルケイラ・セーザル地区	居住している日本人駐在員は少ないが、高級アパートが多く建ち、近くにはブティック等があるおしゃれな地区。家賃は高め。
モエマ地区	パウリスタから遠いものの、近年日本人居住者が増えている。新しいアパートが多い。飛行機の騒音がやや問題。

(出所：サンパウロ/リオデジャネイロ/マナウスに暮らす、ジェトロ・サンパウロ・センター)

上記 4 地区以外にも様々な地域があるが、一度郊外に出ると、雰囲気が一変するエリアも非常に多い。住宅選びの際は、通勤距離だけではなく、そのエリアの雰囲気・治安も含めて検討すべきである。

③ 契約時のポイント

契約時のポイントとしては以下の点が挙げられる。

- ・ 法律上の契約期間は 30 ヶ月以上が基本となっている。
- ・ 一年毎に家賃が変動する可能性がある。
- ・ 保証人が必要となるが、駐在員の場合は勤務先が保証人になる場合もある。
- ・ 水回り等補修の負担はトラブルのもとになることが多々ある。事前に確認するべきである。
- ・ 退去の場合、契約の解除を予告する必要がある。

V-2. 食事・買い物事情

ブラジルにおいては、スーパーマーケットやショッピングモールでの買い物が一般的となっている。その他に、市街地には、バンカと呼ばれる新聞スタンドや小型店舗も数多くみられ、バンカと呼ばれている。週末に開催される蚤の市も盛況である。外食店舗も存在し、シュハスカリア（シュラスコ料理店）は日本でも有名である。

① スーパーマーケット

スーパーマーケットは、市街地・郊外ともに多くの店舗があり、食料品や日用雑貨を中

心とした品揃えである。大型店舗においては、電化製品やDVD、書籍等を扱う店舗も存在する。

現地のスーパーの他に、カルフルやウォルマートも進出しており、大型店舗を複数所有している。

② ショッピングモール

市街地・郊外共に存在し、主に衣料品や電化製品のテナントで構成されている。フードコートや映画館も併設され、週末の娯楽スポットとなっている。

③ バンカ等の小型店舗

中心市街地では、通りの歩道に小規模の簡易店舗を頻繁に目にする。これはバンカ（banca）と呼ばれ、新聞や雑誌のほか、飲料や菓子類などを扱っている。

また、市街地にはドラッグストアや雑貨店も多い。前者はトイレタリー製品や医薬品などを扱っており、日本におけるドラッグストアと大差ない。一方雑貨店では、トイレタリー製品や菓子類のほか、家庭用品、衣類、玩具なども扱っていることが一般的である。

④ 蚤の市

週末には、通りや公園で蚤の市が立ち、多くの人で賑わっている。主に、生鮮食料品、花卉、衣料品、土産品・工芸品などの店舗が並び、軽食を供する屋台も多く見られる。

ひとくちメモ①：日本円をブラジルでリアルへ換金するのは大変

ブラジルでは日本円の現金を現地通貨リアルに両替することは意外と難しい。米ドルやユーロとの間であれば、空港、ホテル、銀行など多くの場所で両替することができるが、日本円を受け入れている両替場所はさほど多くなく、換算レートも決して良いとはいえない。邦銀のブラジル拠点も現金による両替業務は行っていない。

サンパウロ滞在中であれば、旅行代理店・ツニブラ社の店舗が両替に便利である。日本円との両替のレートは米ドル等には劣るものの、それでも多くの両替場所よりはよいレートで両替サービスを受けることができる。同店舗は地下鉄のリベルタージ駅真上のリベルタージ広場から、Avenida Liberdade（リベルタージ通り）を挟んだすぐ対面に位置し、立地面でも利便性が高いといえる。

なお、ツニブラ社はブラジルにおける戦後の日系旅行会社の草分け的存在である。1949年に日伯交通社として設立され、2009年に創業60年を迎えた。

リベルタージ至近のツニブラ社店舗



VI. 交通事情

市民の足として広く定着している交通機関としては、地下鉄と路線バスがある。また、タクシーも一般的に利用されており、特に夜間の移動において利用されている。

ここでは、市内交通として、地下鉄、路線バス、タクシーについて記す。

VI-1. 地下鉄

現在、地下鉄は、5路線が開業しており、そのうち4号線は部分開業の段階である。一部の駅では郊外鉄道会社の路線と乗り換え接続することができ、サンパウロ州周辺の主要な郊外年を結んでいる。料金は距離に関わらず一律2.65リアルである（2010年12月現在）。

図表 18-16 サンパウロ市 近郊鉄道マップ



(出所 : <http://www.metro.sp.gov.br/>)

図表 18-17 各地下鉄路線の区間等

路線・色	区間	営業キロ	駅数
Linha1-Azul(青)	Tucuruvi ↔ Jabaquara	20.2	23
Linha2-Verde(緑)	Vila Madalena ↔ Cidade Tiradentes	38.4	31
Linha3- Vermelha (赤)	Palmeiras-Barra Funda ↔ Corinthians-Itaquera	22	18
Linha4- Amarela (黄)	Luz ↔ Vila Sônia (現在は部分開業)	12.8	11
Linha5-Lilás (紫)	Capão Redondo ↔ Chácara Klabin	19.8	17

地下鉄の駅



VI-2. バス

市民の足として最も利用されているものはバスである。市民に多く利用されるため、多様な路線が存在する。サンパウロ市内は道路が渋滞し動けなくなることもあるため、それを避けるため、専用レーン・優先レーンを有する路線もみられる。輸送量確保のための連結バスも一部で運行されている。また、一部路線ではトロリーバスも見られる。

大人数の乗車が可能となる連結バス（左：2連結、右：3連結）



トロリーバス



VI-3. タクシー

タクシーは日本と同様メーター制で料金が決まり、タクシーの種類・時間帯・曜日によって料金体系が異なる仕組みとなっている。(タクシーの種類は2種類あり、黒色のタクシーの方が料金は高い。)

乗車する際はタクシー乗り場・ホテル等から乗車することができ、走行中のタクシーをとめることも可能である。一部のタクシーを除き、クレジットカードを使うことはできない。また、おつりが無いこともあるので、なるべく高額紙幣を使わずに支払えるよう準備をしておくことが望ましい。

グアルーリョス空港からサンパウロ市内までタクシーを利用する際は、目的地の地区によって前払い一律料金のサービスを利用することができる。ターミナルビル前のカウンターで手続きをすることが可能で、ここではクレジットカードを利用することもできる。

第19章 リオデジャネイロ州

リオデジャネイロ州 (o Estado do Rio de Janeiro) / 略称「RJ」	
<p>州旗</p>  <p>州旗の中央に描かれる長円形の紋章は、空と山地、緑の大地、青い海岸を背景とし、中央の鷲が政府の強さ、正直さ、公正を象徴する。</p>	<p>位置</p> 
面積、人口 (2010 年)	面積 43,696k m ² (全国 24 位)、人口 15,994 千人 (全国 3 位)
域内総生産 (2008 年)	343,182 百万レアル (全国 2 位)、一人当たり 21,621 レアル (全国 3 位)
州都および人口の多い都市 (人口は 2010 年)	州都：リオデジャネイロ (6,323 千人) その他都市：サン・ゴンサロ (1,000 千人)、ドゥケ・ジ・カシアス (855 千人)、ノヴァ・イグアス (795 千人)、ニテロイ (487 千人)、ベルフォルド・ホシヨ (469 千人)
略史	<p>16 世紀から入植が始まった現在のリオデジャネイロ州は、主に 17 世紀の後半から本格的に発展した。当初は主に砂糖やキャッサバの生産地として発展し、18 世紀からは現在のミナスジェライス州の鉱物を移出する港湾地域として、また 18 世紀の終わりごろにはコーヒーの産地としても知られるようになった。</p> <p>19 世紀に入ると、ナポレオン戦争から逃れたポルトガル王室がリオデジャネイロに居を構えたことで、同市周辺を中心に都市化が本格化した。その後、1960 年のブラジリア遷都までの間、ブラジルの首都を擁する州として発展した。</p>
産業動向	<p>経済活動の規模はサンパウロ州に次いで大きく全国 2 位であり、1 州のみで全国の 11.3% の付加価値を生み出している。一人あたり域内総生産においても、ブラジリアを除けばサンパウロ州に次ぐ第 2 位の州である。</p> <p>リオデジャネイロ州の域内総生産における農林水産分野の割合は現在はきわめて低い。それに代わって鉱工業分野が高い割合を有しているが、これは石油・天然ガスの産出によるところが大きい。製造業の割合は全国平均をやや下回っている。</p>

I. 概要・投資促進政策

I-1. 概要

リオデジャネイロは 1763 年にブラジルの首都となり、1960 年にブラジリアが首都となるまでの 200 年間ブラジルの政治の中心地であった。リオデジャネイロにはナポレオンの侵攻を避けてポルトガル王室が移転したこともある。王室の移転に伴いポルトガルの貴族文化が同市に定着した。そのため、街並みなどいたるところにヨーロッパの文化の影響が見られる。

近年、リオデジャネイロ近海では、海底油田の発見が相次いでおり、特に岩塩層下（プレサル層）での原油開発に注目が集まっている。

リオデジャネイロ州は一般的に 8 つの地域に区分される。以下はリオデジャネイロ州の 8 区分とその主な産業分布である。

図表 19-1 リオデジャネイロ州地図



(出所：CODIN)

図表 19-2 リオデジャネイロ州の産業集積

地域区分	主な産業
北東部	農業、非金属鉱物、木製品・家具、食品・飲料、紙・出版
北部	鉱物採掘、農業、機械、非金属鉱物、土木建設、食品・飲料
中央沿岸部	農業、非金属鉱物、木製品・家具、土木建設、小売
都心部	電気・通信、履物、金融・保険、化学・薬品、卸売り
南部湾岸地域	輸送機器、鉱物採掘、公益事業；施設、電気・通信
パラIBA川中流域	金属、輸送機器、農業、非金属鉱物、ゴム・皮革
中部	農業、非金属鉱物、食品・飲料、化学・薬品、ゴム・皮革
山間部	衣服繊維、木製品・家具、農業、金属・冶金、ゴム・皮革、食品・飲料

(出所：「リオデジャネイロ州の産業集積と都市の成長」)

I-2. 投資促進政策

① 恩典概要

投資の際には、州税および市税の恩典が受けられる可能性がある。ただし、この恩典の詳細についてはすべて個別交渉となっている。

② 管轄

リオデジャネイロ州の経済開発を促進するため、州政府の手により作られた、経済開発を目的とする機関として、インベステリオがある。

図表 19-3 リオデジャネイロ州政府投資誘致機関の連絡先

住所	Rua México, 125 - 2º andar Centro Rio de Janeiro Brasil 20031-145
電話	+55(21)-2333-1212
E-mail	ホームページ上のフォームからコンタクト
URL	http://www.investerio.com.br
対応言語	ポルトガル語

II. インフラ

II-1. 道路・鉄道網

リオデジャネイロは2014年のワールドカップの試合の開催予定地であるとともに、2016年のオリンピック開催予定地であるため、本編記載の通りワールドカップとオリンピック

の整備が平行して行なわれる予定である。現状の交通インフラ網と 2016 年までに構築予定の交通インフラ網図を本編図表再掲としてエラー! 参照元が見つかりません。に示す。

図表 19-4 2016 年までに構築予定の交通インフラ網図



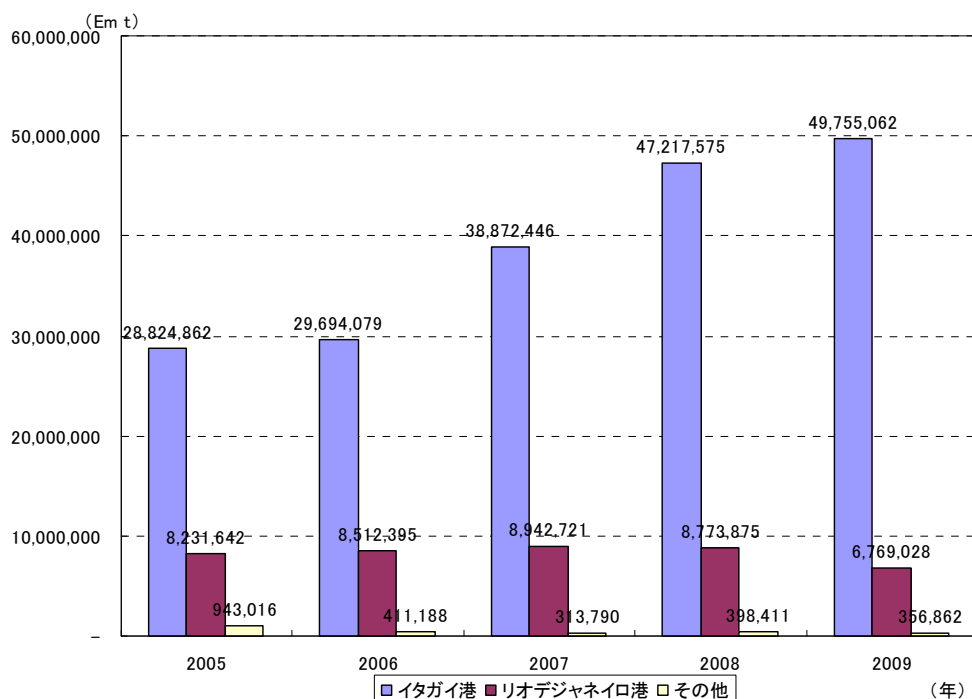
(注：BRT は Bus Rapid Transit の略)

(出所：Rio de Janeiro –Investments and Opportunities. November, 2010)

II-2. 港湾

リオデジャネイロ州にはリオデジャネイロ港とイタグアイ港の 2 港が主要港である。リオデジャネイロ港は古くより貨物港として発展してきたが、港の拡張が限界を迎え、イタグアイ港が取扱量を増やしている。鉄鉱石やアルミニウム等の鉱物や大豆など食料資源の輸出港となっているが、同港は増大する貨物取扱量に設備の許容量が限界を迎えており、港湾設備の拡張が望まれている。現在、JICA による拡張プロジェクトの調査が行われている。

図表 19-5 リオデジャネイロ州主要港湾取り扱い船荷量推移 (2005～2009年)



(出所：ANTAQ)

II-3. 空路

リオデジャネイロ州には、2つの国際空港の他、地方空港がいくつか存在している。主要空港については図表 19-6 に示す。2つの国際空港の概要についてはサンパウロと同様その特徴に応じて住み分けがされており図表 19-7 にその概要を示す。

図表 19-6 リオデジャネイロ州 主要空港の指標 (2009年)

	滑走路長 (m)	航空機	乗客数	航空貨物+郵便(トン)
		発着回数		
アントニオ・カルロス・ジョビン国際空港(ガレオン空港)	4,000	119,287	11,828,656	110,853
サントス・デュモン空港	1,323	97,075	5,099,643	3,564

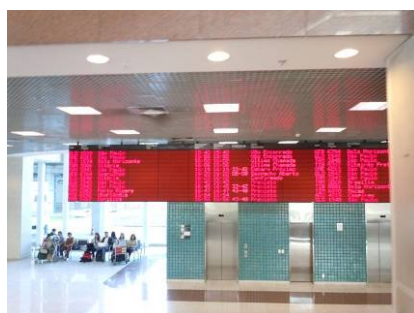
(出所：ANAC)

図表 19-7 リオデジャネイロ州 国際空港の概要

空港名	特徴	就航路線
サントス・デュモン空港 (IATA 空港コード)	<ul style="list-style-type: none"> 市中心部から近い。 滑走路が短く大型機の離着陸は不可能。 	国内線が主。

ード：SDU)	<ul style="list-style-type: none"> サンパウロへのシャトル便が頻繁に運航。 	
アントニオ・カルロス・ジョビン国際空港 (IATA 空港コード：GIG)	<ul style="list-style-type: none"> 旧名はガレオン国際空港であり、この名前で呼ばれることも多い。 サントス・デュモン空港よりは中心部から遠い。 グアルーリョス国際空港開港前はヴィラコッポス国際空港と並んでブラジルの空の玄関口としての役割を果たしていた。 	国際線が主。

サントス・デュモン空港の様子



III. 工業団地

工業団地は存在しない。

リオデジャネイロは、長い間連邦首都であったために、ペトロブラスやエレクトロブラス、ヴァーレといった元国営企業や BNDES といった連邦政府ゆかりの企業が本拠地を構えている。

IV. 進出日系企業と現在直面している課題

IV-1. 進出日系企業

リオデジャネイロ総領事館に届出がされている日系企業数の総数は 59 社である (外務省「海外在留邦人数調査統計 平成 22 年度」)。業種別に同州へ進出している日系企業をみると、リオデジャネイロ州の近海で石油が多く採掘されているほか、ペトロブラス社が本拠地を構えることから、現在同州に進出している日系企業では石油関係の企業が多い。ヴァーレとの取引の在る商社の展開が多い地域である。

IV-2. 現在直面している問題

リオデジャネイロは、ワールドカップ、オリンピックが開催されることが決定しており、インフラ整備が盛んである。そのため、人手不足の状態にあり、結果として賃金は上昇傾

向にある。また、不動産価格も上昇しており、一部ではバブルの懸念も聞かれる。

V. 生活環境

V-1. 住宅事情

リオデジャネイロは亜熱帯圏の南端に位置し、高温多湿な気候である。12～3月の夏期以外でも日中は30度を越える日も多い。

リオデジャネイロは家賃が高騰している。一般的には南部ほど家賃が高くなる。日本人は治安や買い物の便をもとめ、ラランジェライス、フラメンゴ、ボタフォーゴ、イパネマ、レブロン地区に居住が集中する傾向にある。

V-2. 食事・買い物事情

サンパウロと同様、ショッピングモールが存在している。リゾート地を有するため、外食産業は比較的発達している。

サンパウロにもあるバンカ（新聞や雑誌・飲料等を取り扱う簡易な商店）はリオデジャネイロでもよく見られる。

また、コパカバーナ海岸からイパネマ海岸の辺りにかけては、おしゃれなブティックの立ち並ぶ通りもある。

V-3. 交通事情

リオデジャネイロ市内には地下鉄が走っており、中心地から観光地や郊外までを安価な値段で移動できるため、市民の重要な交通手段となっている。地下鉄は市民の利用は多いが、低～中所得者が主な利用客である傾向にあるため、日本人が利用するに当たっては注意が必要である。リオデジャネイロ市内はバス網も発達している。ただし、バス内で強盗も頻繁に起こっているため、利用は控えるのが無難である。リオデジャネイロ市内はサンパウロと比較すると一般に治安があまりよくないため、ホテルから目的地までの移動にはタクシーやハイヤーを用いるなど、細心の注意が必要である。

また貧民街は組織犯罪や薬物犯罪の温床とされ、政府による浄化作戦が今後進むと考えられる。こうした地域には近づくべきではない

図表 19-8 リオデジャネイロの地下鉄網



(出所 : Metro Rio)

第20章 ブラジリア連邦直轄地区

連邦首都府 (o Distrito Federal) / 略称「DF」	
州旗	位置
	
<p>弁護士、ジャーナリストとして活躍し、俳句のスタイルを用いた詩作でも知られるギリエルメ・ジ・アルメイダによって、1969年8月にデザインされた。</p>	
面積、人口 (2010年)	面積 5,802k m ² (全国 27位)、人口 2,563千人 (全国 20位)
域内総生産 (2008年)	117,572百万レアル (全国 8位)、一人当たり 45,678レアル (全国 1位)
州都および人口の多い都市 (人口は2010年)	州都：ブラジリア (2,563千人) その他都市：なし (同行政区はブラジリア一市のみで構成される)
略史	20世紀に入って以降、内陸部への遷都の必要性が継続的に検討されてきたところ、この構想を掲げて1956年の大統領選挙で当選を果たしたジュセリーノ・クビシェッキによってそれが現実のものとなった。同大統領はブラジリア建設を、他国の影響から自由な、ブラジルの独自文化の象徴である、と位置づけ、わずか3年半の建設期間で新都ブラジリア発足に漕ぎ着けた。主要な建物の設計はブラジル人建築家のオスカー・ニーマイヤーによる。1987年には、ブラジリア建設は都市計画の記念碑的事業であるとして、ユネスコの世界遺産にも登録された。
産業動向	域内総生産は、南東部や南部の大規模な州に比べると金額自体は小さいが、一人当たりの水準では2位のサンパウロ州と2倍近い開きがある。経済成長も著しく、ここ最近ではブラジル全土の平均を上回るペースで域内総生産の増加を遂げてきた。 このうち農業や鉱工業分野の立地はきわめて薄く、付加価値の産出の9割以上はサービス分野が占めている。特に「公務、公的医療、公教育、社会保障」の占める割合は高い。

I. 概要・投資促進政策

I-1. 概要

ブラジリアは1956年から建設が進められた人工的な都市であり、都市計画の実践のパイオニアとして当時から注目された。モダニズムの考えに沿った街区や建物の設計により、設計から50年がたった現在でも、近未来的な印象を残している。

乾燥地帯である同市で、年間を通じて水資源を確保するために作られた人造湖であるパラノア湖のほとりに、左右対称に広がる街路が続き、ここに機能的に政府関係機関の建物が配されている。

図表 20-1 ブラジリア要部地図



(出所：IV Global Forum)

I-2. 投資促進政策

① 恩典概要

ブラジリアは域内への投資促進政策を行っていない。産業集積も特に進んでおらず、企業進出を検討するに当たっては留意が必要である。

② 誘致機関等

ブラジリアへの投資を誘致するための特別な機関は存在しない。自治体としてのブラジリアが取り仕切るインフラ投資等のプロジェクトは複数進行しており、ブラジリア行政府のウェブサイトから情報を取得することが可能である。

II. インフラ

II-1. 空路

ブラジリアへ行く際は、一般的にプレジデント・ジュセリノ・クビシェッキ国際空港が使用される。このプレジデント・ジュセリノ・クビシェッキ国際空港は、ブラジルの中心部に位置する空港であるため、ブラジル内のハブ空港の役割も果たしている。

図表 20-2 ブラジリアの主要空港の指標（2009年）

	滑走路長さ (m)	航空機 発着回数	乗客数	航空貨物+ 郵便(トン)
プレジデント・ジュセリノ・クビ シェッキ国際空港	3,300	162,349	12,213,825	50,388

(出所：ANAC)

II-2. 陸路-長距離バス

空路を除くと、高速バスが都市間交通のメインとなっている。複数の会社が様々な路線を開設しており、空路よりもかなり安価であるが時間はかかる。たとえばサンパウロとの移動においては、空路であれば片道1時間半程度の距離だが、長距離バスでは片道15時間程度での移動となる。

II-3. 市内交通

市内の道路は計画的に広く取られており、特定の時間帯、特定の地域を除いては、渋滞はほとんど見られない。

地下鉄路線も営業しているが、広々ととられた街区は歩行での移動に適さない。市内の移動はタクシーや自動車が主力となるであろう。

III. 工業団地

ブラジリアは行政庁が集中する計画都市であり、工業団地は存在せず、特定の地区への工場の誘導も特に行われていない。

IV. 進出日系企業が直面している課題

ブラジリアに進出している日本企業は非常に少ない。ここでは、サンパウロ・リオデジヤネイロといった各都市に進出した各社のブラジリアの位置づけについて記載する。

大都市に進出する際、進出後の連邦政府との交渉等の多くはブラジリアにて行われる。ブラジリアは、各大都市から距離があり飛行機での移動が必須となる。また、行政庁との関係構築には非常に時間がかかる。

このことにより、ブラジリアは「会社経営に訪問が必要である都市である一方で、非常に遠く訪問に不便である」という位置づけとなっている。

V. 生活環境

ブラジリアは、中心部にあらゆる物・サービスが集まっている都市である。所得水準の高さからぜいたく品も多く販売されており、治安も他所に比して良い。

V-1. 住宅事情

最近では、ブラジリアの人口増加に伴い周辺エリアの開発が進んでおり、住宅街は郊外にまで伸びている（鉄道網もそれに合わせて郊外まで整備されている。）また、郊外の住宅街拡大により人口が増え、中心部の治安の悪化という問題も起きてきている。

V-2. 食事・買い物事情

① ショッピングモール

ブラジリアの中心部には、ショッピングモールが存在している。ショッピングモール内には複数のショップ・多くの高級品が取り揃えられている。

② スーパーマーケット

住宅街においてはスーパーマーケットも一般的にみられ、住民の買い物の利便に供している。

住宅街に位置するスーパーマーケット



V-3. 交通事情

ブラジリアおよびその周辺部は計画都市のため、区画整理がされており、地図と対応させやすく、道に迷う恐れは少ない。

バス路線網が発達しているが、旅行者にはわかりにくく利用しにくい。電話でタクシーを呼ぶのがもっとも効率が良い。

① 道路

ブラジリアは計画都市であるため、直線的、幾何学的な街路網が整備されている。市の中心部やその近郊の道路は舗装されているが、もともとの地域はセラードであり、地味の乏しいステップであった。整備の行き届かない道路では、赤色の土が道路を覆うこともある。

② 鉄道

ブラジリアには、2系統の地下鉄が走っている。この地下鉄は、官庁街と住宅地を結ぶように設計され、居住者の重要な足となっている。

図表 20-3 ブラジリア地下鉄マップ

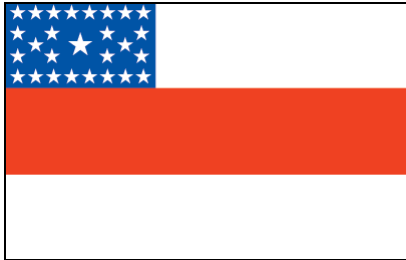



(出所：Companhia do Metropolitano do Distrito Federal - METRÔ-DF)

③ 短距離バス

地下鉄が利用できない場所へ行く際は、バスを使う必要がある。バスは、他都市と同様様々な方面へ運行されており、中心はバスターミナルとなっている。このバスターミナルは長距離バスのターミナルとは別に設置されている。

第21章 マナウス自由貿易地域

アマゾナス州 (o Estado do Amazonas) / 略称「AM」	
州旗	位置
	
<p>青い長方形の中に描かれた 25 の星は 1897 年当時州内にあった自治体の数を表す。中央の大きな星がマナウスを示している。</p>	
面積、人口 (2010 年)	面積 1,570,746 k m ² (全国 1 位)、人口 3,481 千人 (全国 15 位)
域内総生産 (2008 年)	46,823 百万レアル (全国位)、一人当たり 14,014 レアル (全国位)
州都および人口の多い都市 (人口は 2010 年)	州都：マナウス (1,803 千人) その他都市：パリンチンス (102 千人)、イタコアチアラ (87 千人)、マナカプル (85 千人)、コアリ (76 千人)、テフェー (61 千人)
略史	<p>ヨーロッパ人によるアマゾナス州域の開拓は、主に 1616 年のベレン (現パラ州) の設立に端を発する。17 世紀の前半を通じ、多くの原住民の生活・生命を犠牲にする形で、ポルトガル人によるアマゾン上流域への探索が進んでいった。</p> <p>19 世紀の前半の内戦 (カバナージェンの反乱) を経て、1850 年にマナウスを首府とする自治区となった。19 世紀の後半からはゴムの産地として発展し、その集積地としてのマナウスの開発も進む。その後ゴムプランテーションの主力がアジアに移動し、第二次世界大戦時に再びアマゾンがゴム産地としてクローズアップされるといった沈滞と成長を経つつも、産業構造の転換の流れの中で、1967 年のマナウス・フリーゾーンの設置によって連邦政府主導での産業誘導が図られるようになった。</p>
産業動向	<p>域内総生産および一人あたり域内総生産は、北部地域ではいずれも上位にあるが、ブラジル全体では中位に位置する。約 468 億レアルの域内総生産は全国の約 1.5% に当たる。</p> <p>マナウス・フリーゾーン (ZFM) の設置によって工業化が推し進められた結果、現在では域内総生産の 3 割以上を製造業が占める構造となっている。</p>

I. 概要・投資促進政策

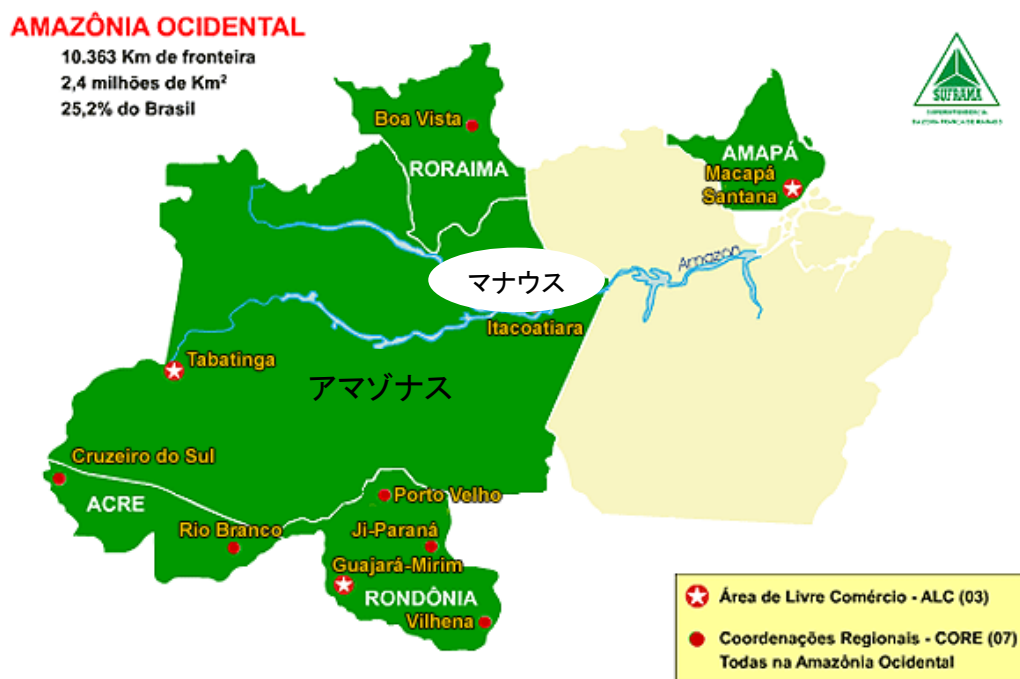
I-1. 概要

マナウスはブラジルで最大の面積を有するアマゾナス州の州都である。ブラジル国内への主要都市への移動は空路または水路が主な交通手段であり、マナウスはいわば「陸の孤島」といえる。

マナウスはもともとゴムの一大生産地であり、ブラジルの産業を支えたが、ブラジルのゴムの国際競争力がなくなると共に一時は都市も衰退した。

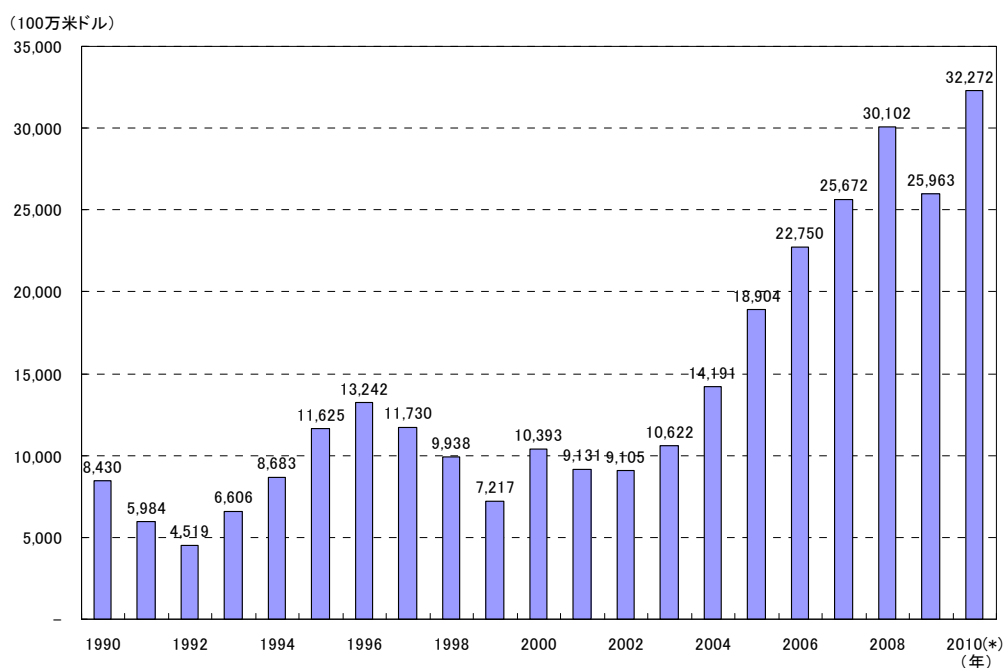
マナウスは、軍政権時代に輸入代替品の生産拠点として、選択された地域での工業誘致を開始した地域の一つとなった。現在はブラジルで最も成功しているフリーゾーンとなっている。マナウスのフリーゾーンには、製造業を主とする日系企業が多数進出している。マナウスに立地する企業の主な事業は、海外から部品を輸入して完成品を組立て、ブラジル国内向けに販売する、というビジネスモデルをとっている。これについては後述する。

図表 21-1 アマゾン地帯における自由貿易地域



(出所：マナウス自由貿易地域監督庁 ウェブサイト)

図表 21-2 マナウス自由貿易地域売上高推移

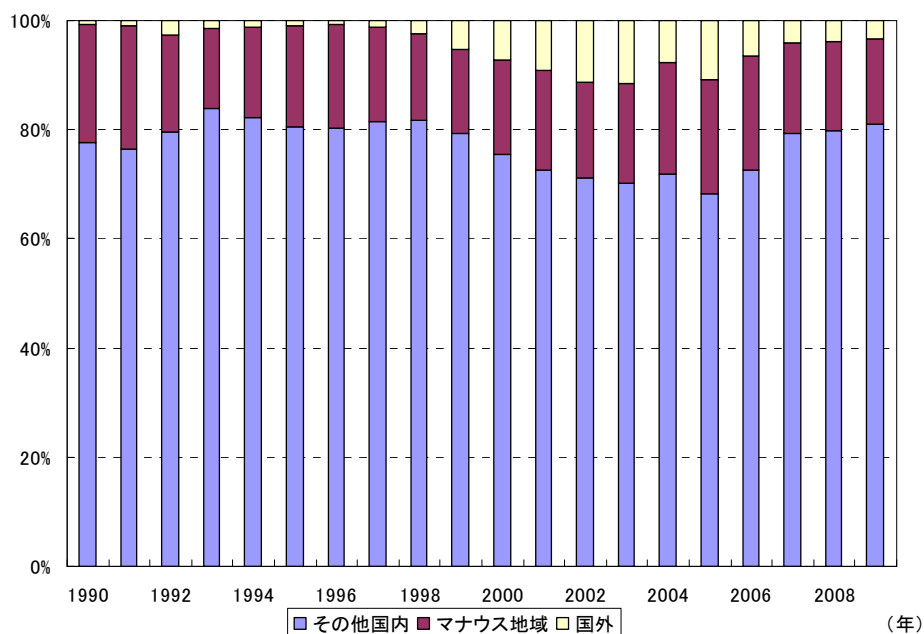


(出所：アマゾナス日系商工会議所)

マナウス自由貿易地域で製造された製品の仕向け先を見ると、2009年では売上高のうち約97%がブラジル国内向で、そのうち約15.4%がマナウス地域向、約81.6%が大消費地であるサンパウロなどマナウス以外の地域向である。ただし、2000年に入り、マナウス地域でもメルコスール等域内貿易の活発化の影響を受け、海外への輸出が拡大し、金額ベースでの海外売上が増加している。2009年の海外売上高は約857,448千米ドルであった。

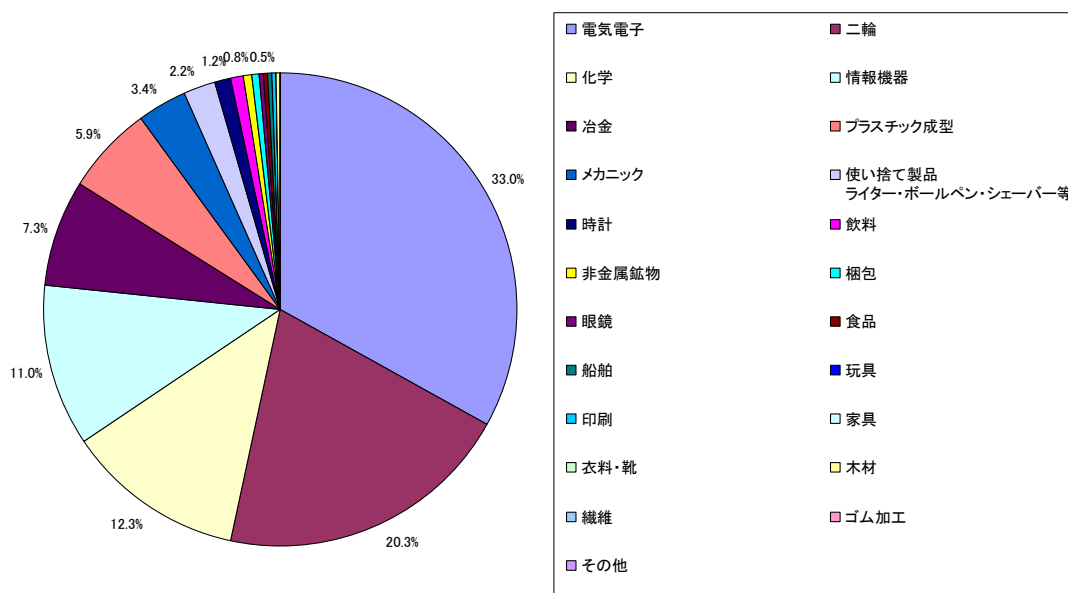
2009年の部門別売上割合をみると、電気・電子部門が33.0%、二輪が20.3%であり、この2部門で全体の約半数の売上となっている。

図表 21-3 マナウス自由貿易地域で製造された製品の地域別売上割合（1990～2009年）



（出所：アマゾナス日系商工会議所）

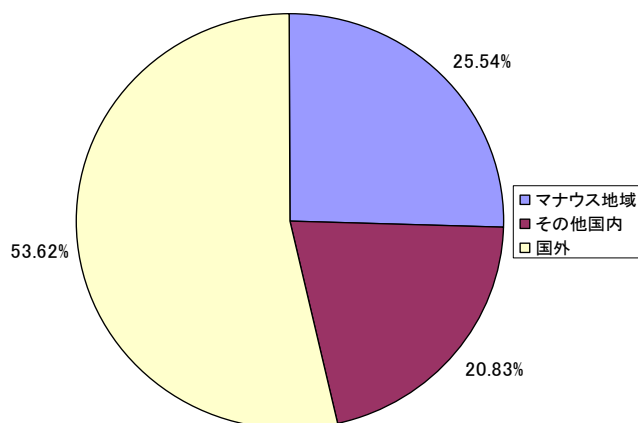
図表 21-4 マナウス自由貿易地域部門別売上割合（2009年）



（出所：アマゾナス日系商工会議所）

現在、マナウス自由貿易地域で製造される製品のうち、国内で調達しているのは、約 46% である。約 54% はブラジル国外からの輸入に頼っている。

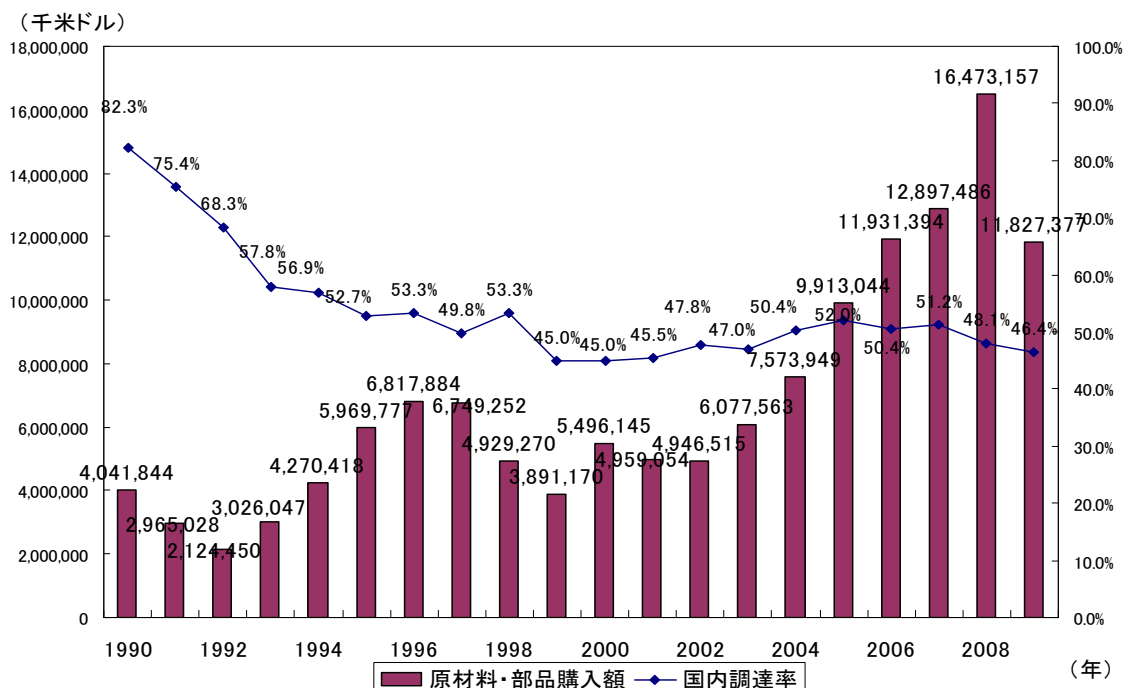
図表 21-5 マナウス自由貿易地域 2009 年の部品調達割合（金額ベース）



(出所：アマゾナス日系商工会議所)

1990 年代初頭は、輸入代替工業化政策を採用していた時代の名残もあり、マナウス地域においても部品の国内調達率が高かった。その後、自由化によって主にアジアからの部品の輸入が始まると、次第に部品の調達率が低下した。2000 年から 2009 年までのマナウス自由貿易地域における部品調達率の平均は 48.4% である。

図表 21-6 マナウス自由貿易地域国内部品調達割合推移（1990～2009 年）



(出所：アマゾナス日系商工会議所)

1-2. 投資促進政策・管轄

① 恩典概要

恩典として、以下の免税・減免措置が用意されている。

- ・ 連邦税である輸入税の免除
- ・ 工業製品税 (IPI) の免除
- ・ 商品流通サービス税 (ICMS) の減免措置
- ・ 社会統合計画・社会保険融資負担金 (PIS/Cofins) の減免措置

マナウスにおける具体的な免税率は、以下の図表 21-7 の通りである。

輸入税の恩恵のメリットは大きく、2023 年まで恩典が継続され、2033 年の継続が、アマゾナス州で現在、検討されている。

図表 21-7 ブラジル税制とマナウスにおける恩恵

	税金の種類	概略	課税ベースと課税率	マナウスにおける恩恵
連邦税	法人所得税 (IPRJ)	法人税	課税所得×25%	25%免税
	社会負担金 (CSLL)	法人税	課税所得×9%	25%免税
	輸入税 (II)	関税	CIF × 課税率 (17.0%)	88%免税
	工業製品税 (IPI)	物品税	(CIF+輸入税)×課税率 (20%)	100%免税
	社会統合計画負担金 (PIS)	年金税制負担金	売上高×1.65%	課税されるが、3.65%まで減税される (仕入 PIS/CONFIS と相殺)
	社会保険融資負担金 (CONFIS)	年金税制負担金	売上高×7.60%	課税されるが、3.65%まで減税される (仕入 PIS/CONFIS と相殺)
州税	流通サービス税 (ICMS)	付加価値税	付加価値税 (州により異なる)	55%減税～100%減税 (=免税)
	アマゾナス州立大学基金 (UEA)	州立大学支援	ICMS 税恩典額×1.5%	課税

	辺境地観光開発基金 (FTI)	アマゾン辺境開発	カーオーディオ・DVD・DSC のみ販売の1%	課税
	中小企業振興基金 (FEPE)	中小企業支援	ICMS 税 恩典額×6% 国内材料×1.0%、輸入材料 FOB×2%	課税
市税	サービス税 (ISS)	サービス業への課税	サービス対価×課税率	対象外

(出所：現地投資誘致コンサルタント・監査法人からの情報を基に(株)日本総合研究所編集)

② 管轄・相談先

マナウス自由貿易地域監督庁(SUFRAMA)が管轄している。

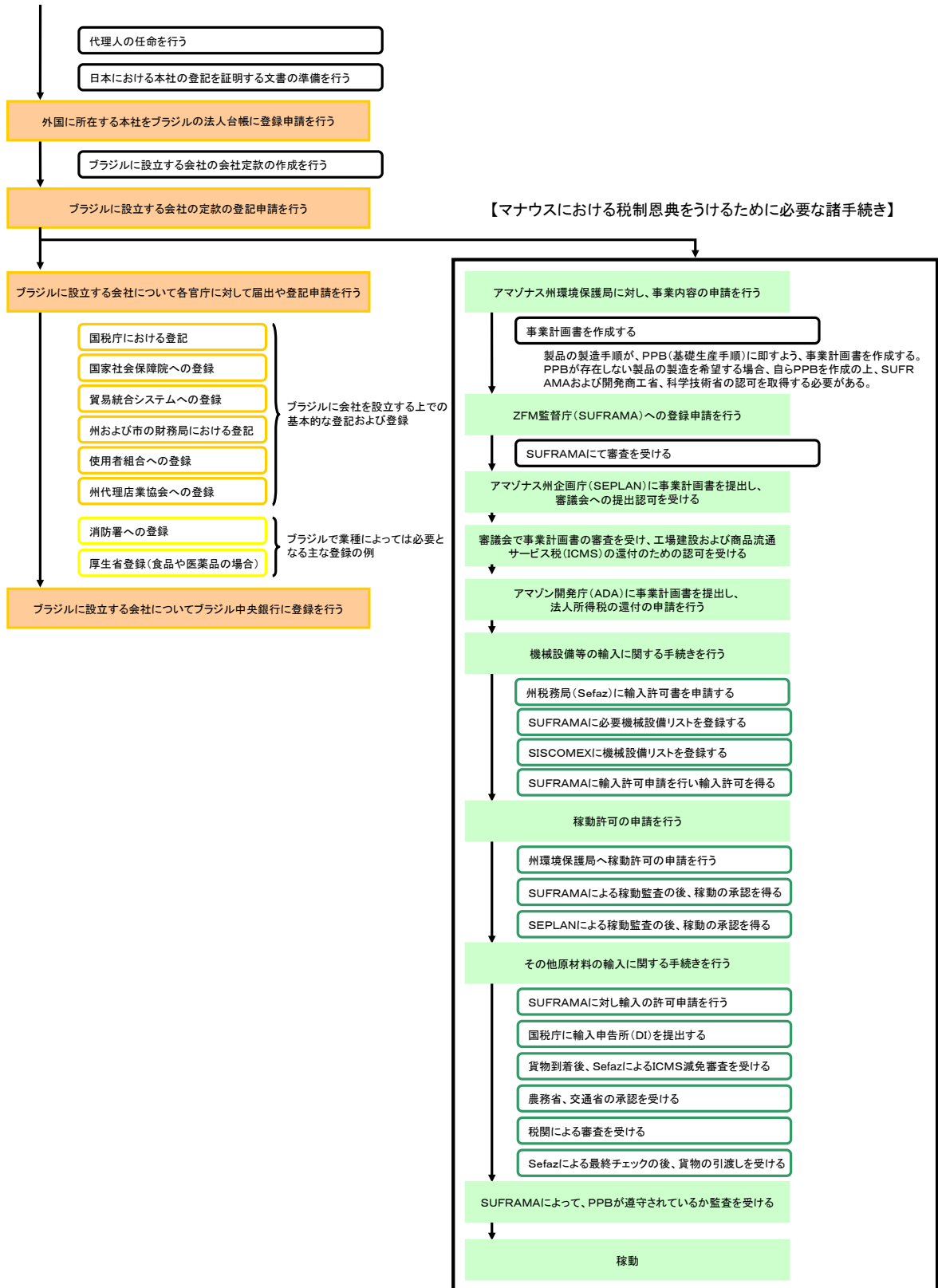
SUFRAMA は各種申請の窓口となっており、進出企業の相談を受け付けている。

図表 21-8 マナウス自由貿易地域監督庁(SUFRAMA)の概要

住所	Av. Ministro Mário Andreazza, 1.424 - Distrito Industrial - CEP. 69075-830 - Manaus - Amazonas
電話／ファックス番号	TEL: +55(92)3321 7000 FAX: +55(92)3237 6549
メール等	SUFRAMA ホームページより問い合わせフォームに記入のこと
URL	http://www.suframa.gov.br/
対応言語	ポルトガル語、英語

マナウス自由貿易地域に進出し、税制恩典を受けるために必要な諸手続きは以下の通りである。マナウスにおける税制恩典を受けるためには、SUFRAMA による認可および監査を受ける必要がある。この手続きに必要な諸書類の作成にはある程度の経験が必要となるため、専門コンサルタントを雇って手続きを任せるとよい。

図表 21-9 マナウス自由貿易地域の税制恩典を受けるための諸手続きフロー



マナウスには、日本商工会議所の支部の一つであるアマゾン日系商工会議所が事務所を置いている。同商工会議所は、企業の進出支援のほか、駐在員および日系人社会のコミュニティの形成を目的に作られている。アマゾン日系商工会議所の概要は以下の通りである。

図表 21-10 アマゾン日系商工会議所連絡先

住所	Rua Terezina, 95 - Adrianópolis - CEP: 69057-70 - Manaus / Amazonas
電話	+55(92)3233 3346
メール等	アマゾン日系商工会議所ホームページより問い合わせフォームに記入のこと
URL	http://www.camaraam.com.br/home.php
対応言語	ポルトガル語、日本語

II. インフラ

遠隔地との移動は、水路および空路が主力となっている。

II-1. 空路

マナウス地域の空の玄関口は EDUARDO GOMES 空港である。

図表 21-11 アマゾン州 主要空港の指標 (2009年)

	滑走路 長 (m)	航空機	乗客数	航空貨物+郵便 (トン)
		発着回数		
EDUARDO GOMES	2,700	45,852	2,300,022	142,623
JÚLIO BÉLEM	1,800	-	43,058	-
TABATINGA	2,150	1,883	35,806	132
TEFÉ	2,200	6,193	20,462	125
EIRUNEPÉ	1,600	-	11,936	-
MAUÉS	1,200	-	6,096	-
FONTE BOA	1,270	-	832	-

(出所：ANAC)

II-2. 水路

アマゾン川およびその支流を通じた水路がマナウスの物流の主力である。マナウスから南東部や南部の主要都市への貨物は、一旦アマゾン川河口に近いベレンを中継地とし、そこでトラックに積み替えて数千キロを道路で運ぶ、というルートを通ることが多い。

ネグロ川



マナウス港



(出所：マナウス自由貿易地域監督庁 ウェブサイト)

II-3. 道路

マナウスを通りアマゾン地域を貫通する幹線道路もいくつか整備されているが、ブラジル南東部や南部の大消費地に至る物流には利用されていない。

マナウスの幹線道路

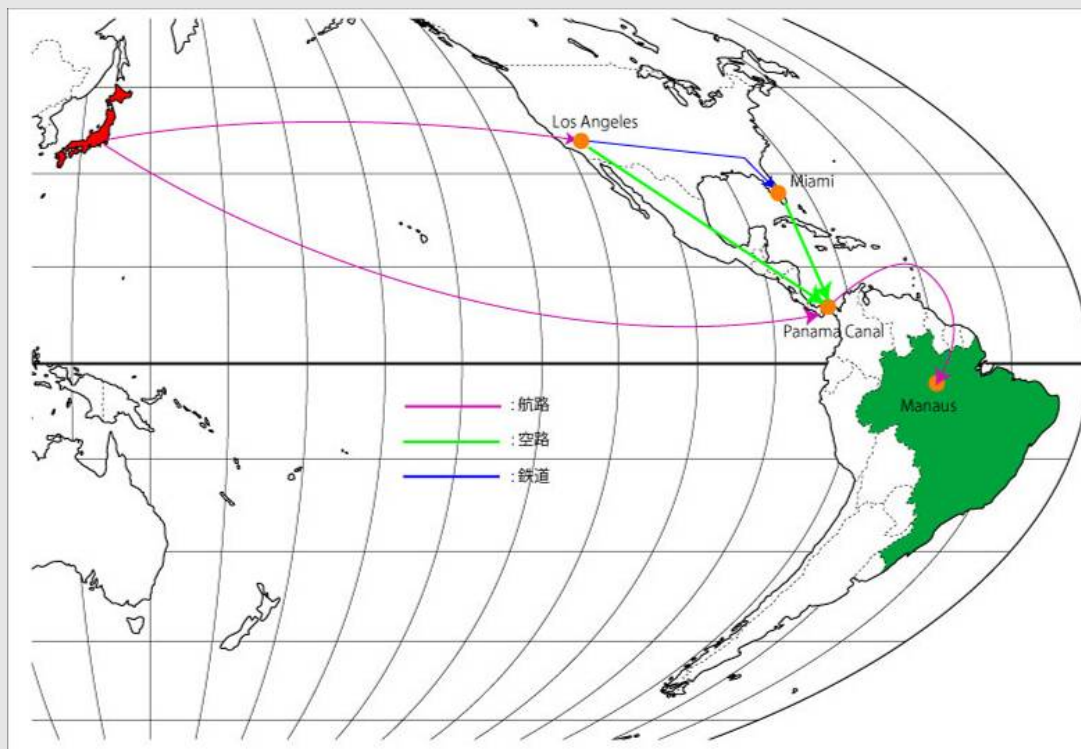


(出所：マナウス自由貿易地域監督庁 ウェブサイト)

ひとくちメモ⑫：日本からマナウスまでの道のり

日本からマナウスまでの物流は、北米経由もしくはパナマ運河経由が一般的である。北米経由の場合、航路から鉄道網を利用し、最終的には航路で運ばれる。パナマ運河経由の場合は、アマゾン川河口に到着した後、マナウスまで内水路が用いられる。

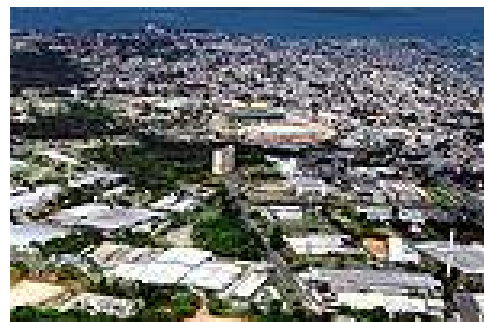
図表 21-12 日本からマナウスまでの道のり



III. 工業団地

マナウス自由貿易地域全体が、工業地域となっている。日本企業のほか欧米、韓国、中国の企業進出も盛んである。現在はもともと工業地区として提供されていた地区では手狭となり、拡張を繰り返した結果、第3地区への展開が行なわれている。外延になるほど、インフラの整備状況は追いついておらず、入居する工場による投資を待つ状況である。

拡大する工業団地



(出所：マナウス自由貿易地域監督庁 ウェブサイト)

IV. 進出日系企業と現在直面している課題

IV-1. 進出日系企業

マナウス総領事館に届出がされている日系企業数の総数は 38 社である(外務省「海外在留邦人数調査統計 平成 22 年度」)。マナウス自由貿易地域の税制恩典をもとめ、日本から数多くのメーカーが進出している。

IV-2. 現在直面している問題

消費地や輸出港から遠隔に位置する内陸のマナウスでは、企業はまず物流の問題に直面する。部品などの調達には、陸路では時間がかかり、産業の集積地であるブラジル南東部からは 2 週間程度必要との声も聞かれる。水運では、ブラジル南東部からはベレンを系由して、マナウスまで運送してくるのが一般的である。マナウスで事業を開始し、順調に利益を生み出すためには、ロジスティクス体制の構築が重要となるであろう。

また、インフラ面では、電力の供給問題が存在し、送電線がマナウスまで敷設されていない為、配電の関連で、電気がしばしば止まることが問題となっている。その対策として、現地企業は、自家発電設備を保有していることがほとんどである。電力コストの高さも問題となっている。

最後に、人材面では、高度なスキルを持っている技術職が少ないということがあり、現地の大学で人材育成を行っているものの、現状では、サンパウロ州などから、技術職の人材を採用することが多くなっている。

恩典のメリットがある一方で、上記の課題群を解決することが、マナウスでの事業の成功のためには、肝要となるであろう。

V. 生活環境

V-1. 住宅事情

マナウス市街地はソリモンエス河とその支流のネグロ河の合流点からネグロ河の約 10km 上流にあるマナウス港を中心に広がっている。高温多湿の多雨熱帯樹林気候であるた

め、住宅を選択する際には風通りのよさも重要なポイントとなる。気候は6月から11月の喚起と、12月から5月までの雨季に大分されるが、乾季でも雨が降ることが多い。

個人運営の不動産の仲介屋が多いので、信用できるブローカーを紹介してもらうのが良い。または、気に入ったアパートの管理人を通じて大家と交渉を行うとよい。

ヴィエイラウヴェスやパルケ・デス、アドリアノボリス地域には日本人の駐在員が多く居住している。

V-2. 食事・買い物事情

マナウス市内にはマナウス自由貿易地域に進出している日系企業の駐在員を中心に邦人が約1千人居住している。そのため、日本食の食材も入手することができるが、サンパウロ等と比較した場合に種類が限られる上、高いことが多い。

マナウスはアマゾン河の河口から約1,500キロ離れた内陸部に位置するため、新鮮な海鮮は手に入りにくい。ピラルクなど、アマゾン特有の川魚が豊富に手に入る。アマゾンの川魚は特に生臭くはなく、調理次第では美味しく食べるが出来る。

V-3. 交通事情

マナウスの公共交通機関は地下鉄が無くバスのみである。しかし、地理に不慣れな場合はバス路線を利用しにくい。また、バス社内の治安があまりよくない事から、移動にはもっぱら自動車が使われている。運転はかなり乱暴なことが多いため、運転中や歩行中には十分な注意が必要である。

第22章 ブラジル地域別の概況

ブラジルの地域区分とまとめ

1. ブラジルの地域区分

ブラジルは、26の州（estado）と一つの連邦首都府（distrito federal）によって構成されている。これら26州および連邦首都府のそれぞれは連邦行政単位（unidade federativa）と呼ばれ、統計上5つの地域区分に区切られるのが一般的である。

5地域名および各地域に属する州名を下表に示す。

図表 22-1 地域名および属する行政単位名

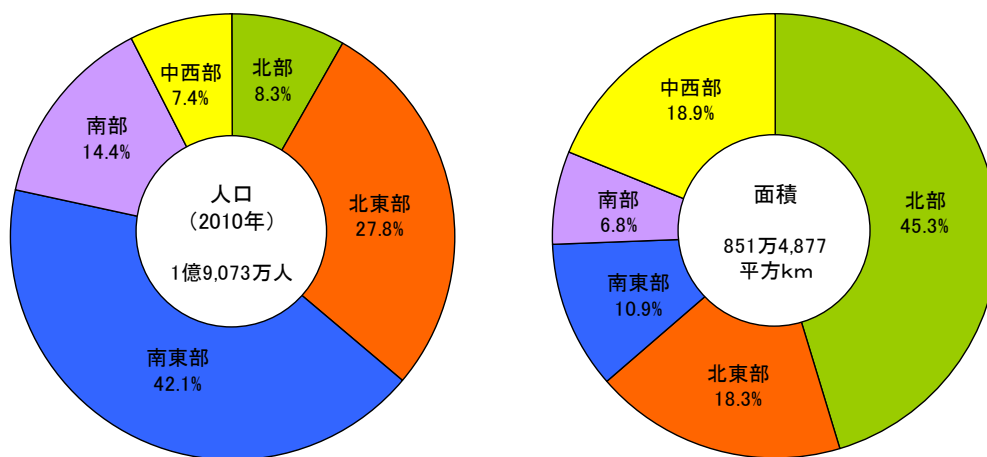
地域名	属する行政単位名	
北部 (Região Norte)	ロンドニア州 アクレ州 アマゾナス州 ロライマ州	パラ州 アマパー州 トカンチンス州
北東部 (Região Nordeste)	マラニョン州 ピアウイ州 セアラ州 リオ・グランデ・ド・ノルチ州 パライバ州	ペルナンブーコ州 アラゴアス州 セルジッペ州 バイーア州
南東部 (Região Sudeste)	ミナスジェライス州 エスピリト・サント州	リオデジャネイロ州 サンパウロ州
南部 (Região Sul)	パラナ州 サンタカタリーナ州	リオ・グランデ・ド・スル州
中西部 (Região Centro-Oeste)	マツグロソ・ド・スル州 マツグロソ州	ゴイアス州 連邦首都府（ブラジリア）

II. ブラジルの各地域区分まとめ

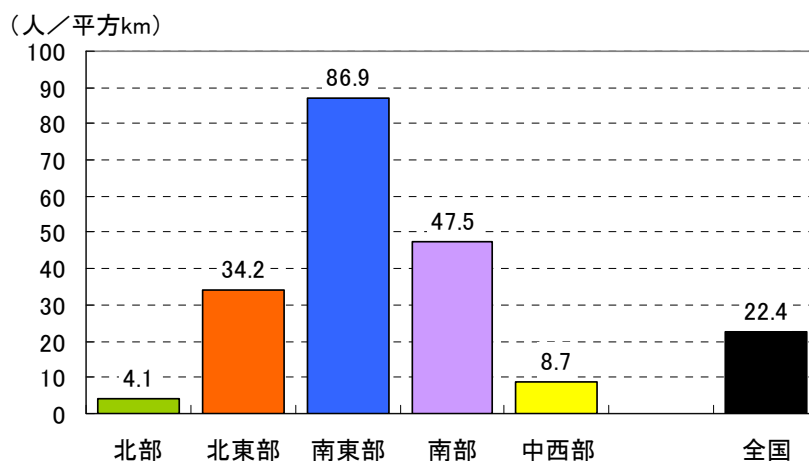
ブラジルの人口は地域的に偏在しており、最も住民が集中しているのは南東部である。全人口の4割が、全土の1割の領域に当たる南東部に居住しており、同地域の人口密度が突出して高くなっている。

逆に北部は人口がまばらで、国土の半分ほどの領域に住む住民は全人口の1割以下である。人口密度で比較すると、北部と東南部との間には20倍以上の開きがある。

図表 22-2 人口、面積、人口密度の5地域による比較



人口密度

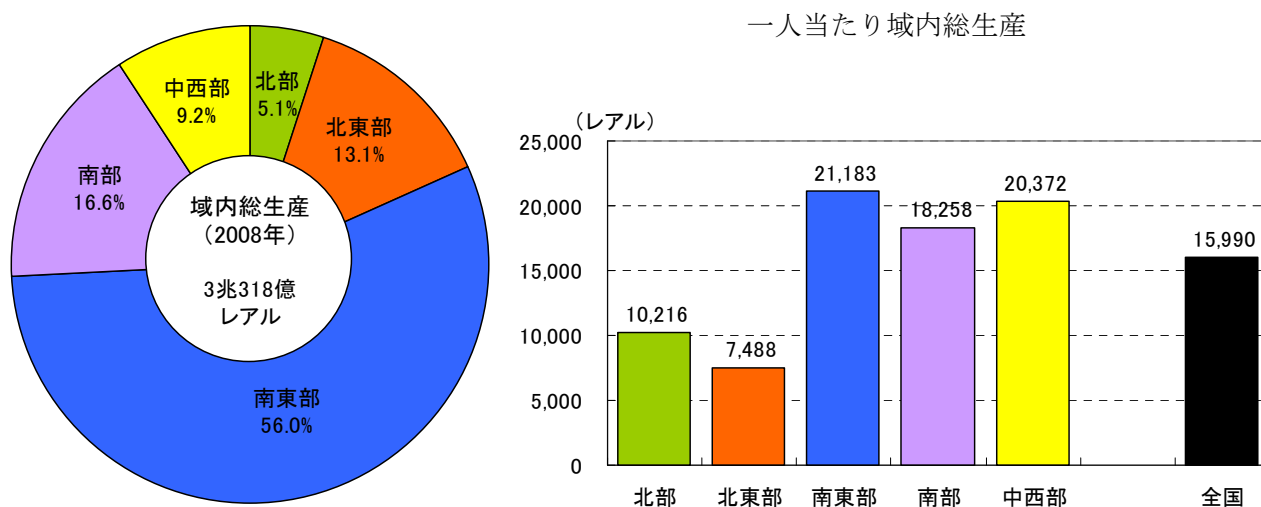


(出所：IBGE。本節の図表は以下も同様)

一方、経済活動も南東部に集中しており、この1地域のみで全国の56%もの付加価値を生み出している。

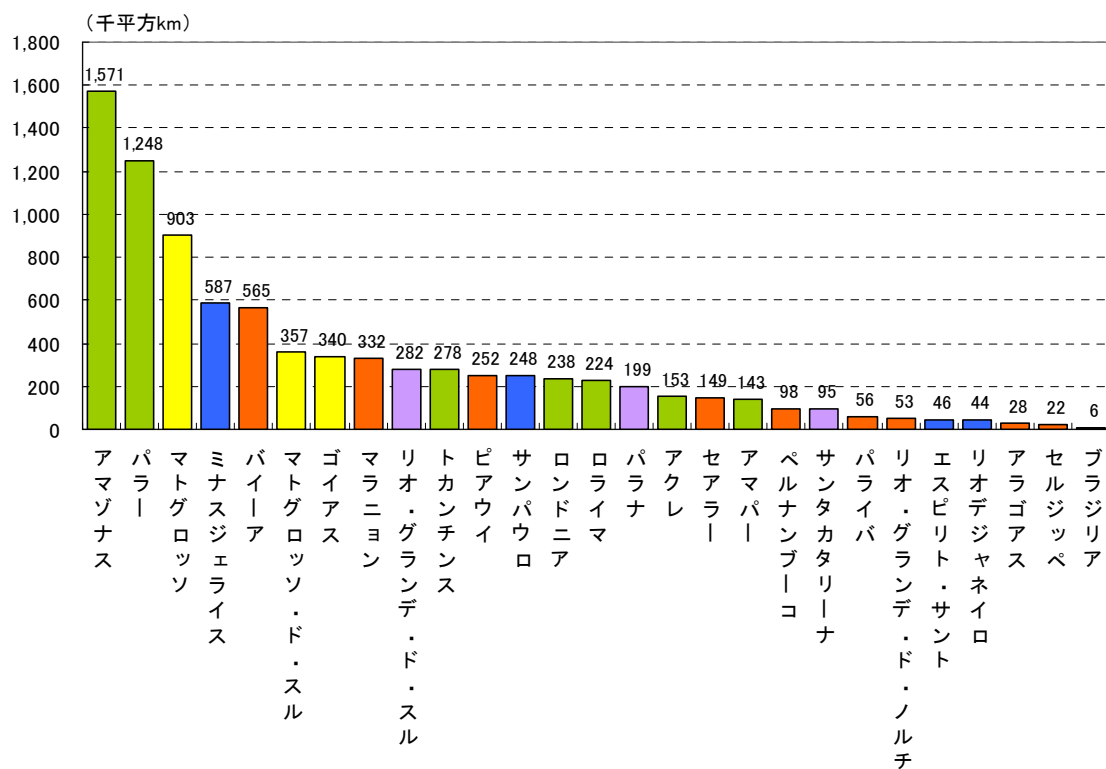
また、一人当たりの水準でも、南東部が5地域の中でもっとも高い。北東部との差は3倍近くにも及んでいる。

図表 22-3 域内総生産およびその一人当たり水準の5地域による比較

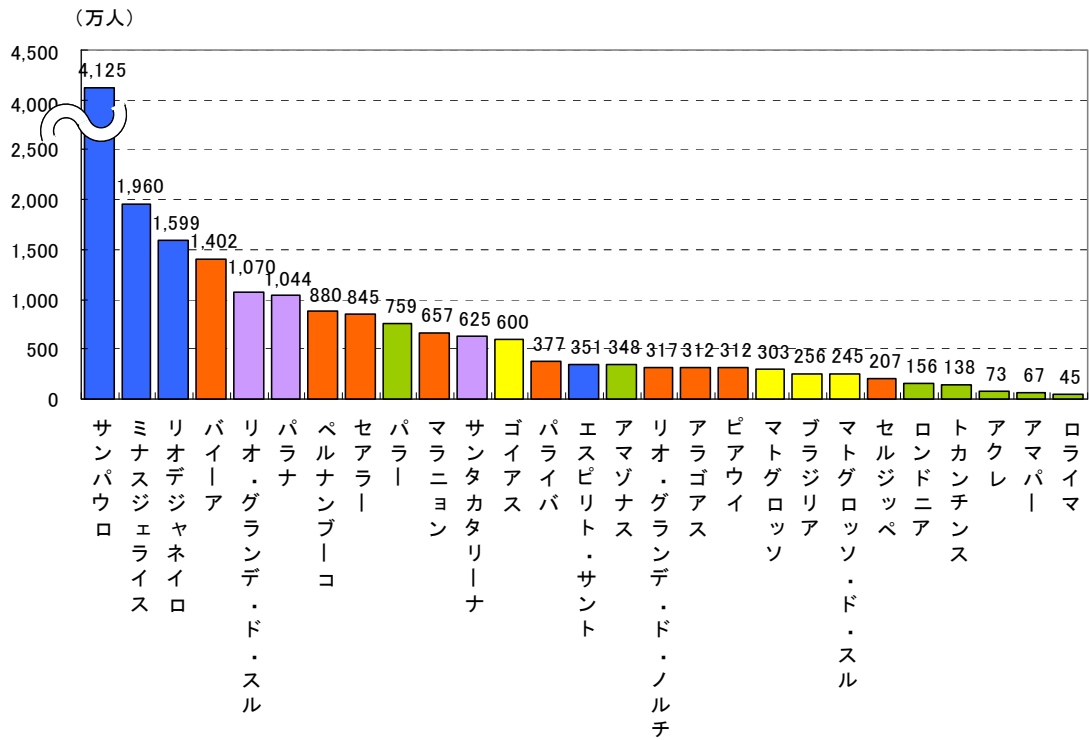


以下には面積、人口、人口密度、域内総生産、一人当たり域内総生産について、27 の行政単位別のランキングを示す。

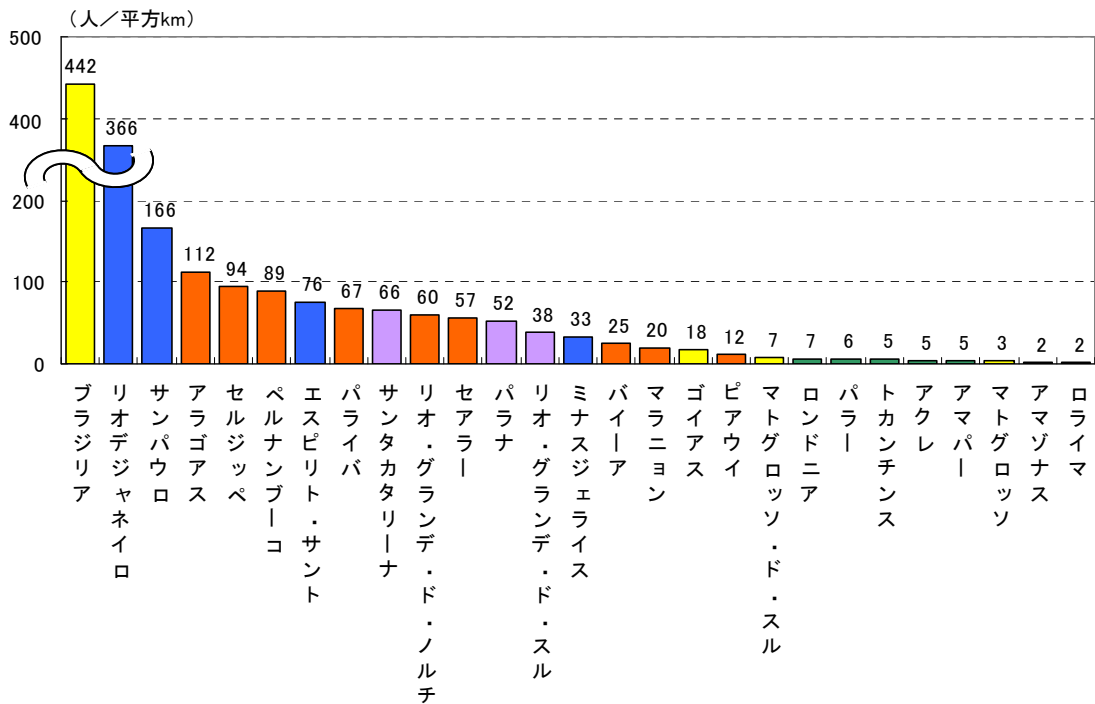
図表 22-4 各行政単位の面積の比較



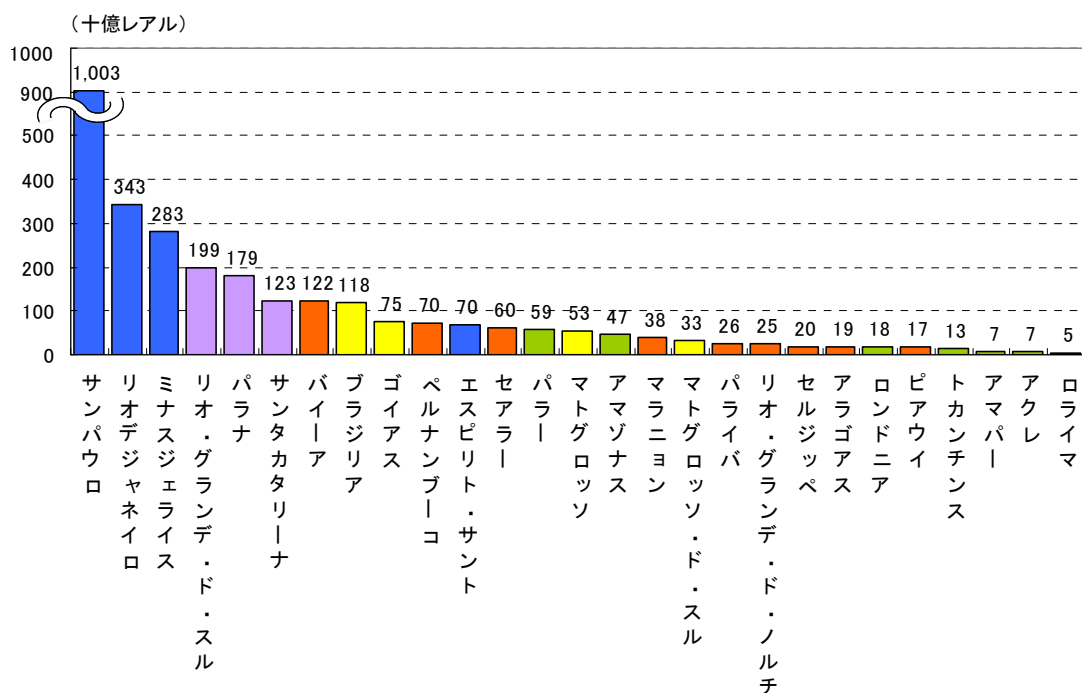
図表 22-5 各行政単位の人口の比較



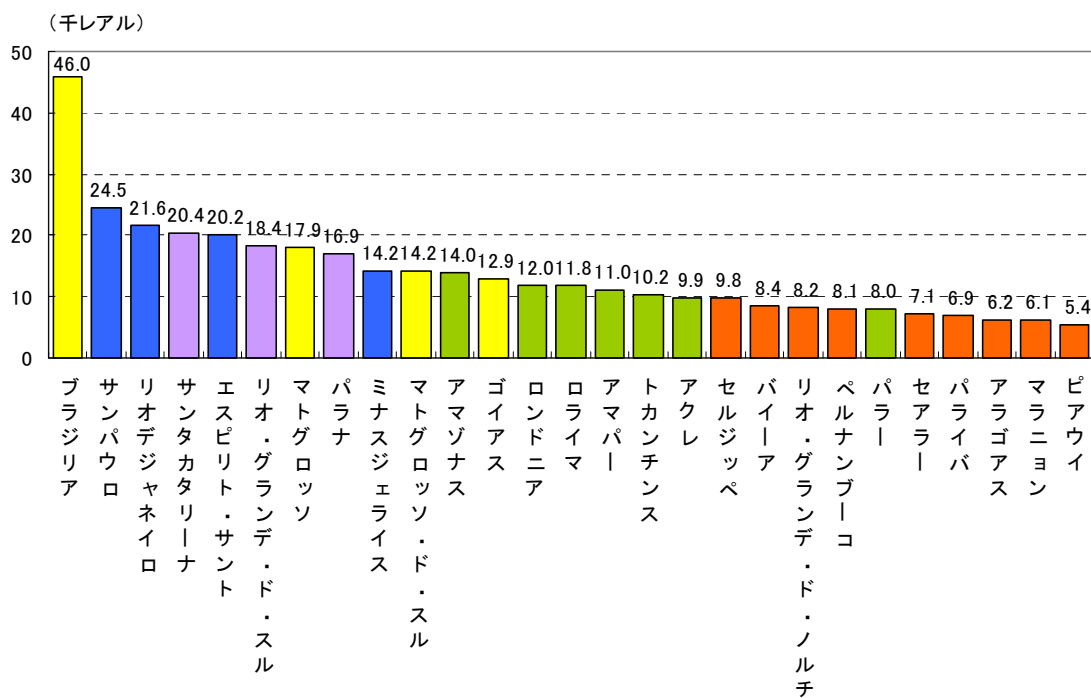
図表 22-6 各行政単位の人口密度の比較



図表 22-7 各行政単位の域内総生産の比較



図表 22-8 各行政単位の一人当たり域内総生産の比較



第23章 北部地域の概況

I. 北部地域の概要と経済動向

I-1. 北部地域の概要

図表 23-1 北部地域に属する州

地域名	属する州名
北部 (Região Norte)	ロンドニア州、アクレ州、アマゾナス州、ロライマ州、パラ州、アマパー州、トカンチンス州

北部地域はアマゾン川等の水系を有する 7 州から構成され、広大な熱帯雨林を擁している。5つの地域区分の中ではもっとも広大だが、土地の利用は進んでおらず、経済活動、人口集積ともに低水準に留まっている。現在のブラジル政府は「世界の肺」とも呼ばれるこの地域の環境を保護することを重視しており、今後も一部の都市を除き、引き続き開発は抑制されるであろう。

I-2. 経済動向

当地域の域内総生産は約 1,547 億リアル（2008 年）であり、これはブラジル全土の 5.1% 程度に過ぎない。ただしその名目成長率は年平均 12% 程度であり、これはブラジル全土の成長ペースよりも高い水準にある。

北部地域において高度に集積が進んでいる都市は、政策的に工業化が図られたマナウス（人口約 180 万人）や、内陸水運と海運との積み替え港の機能を果たすベレン（人口約 139 万人）など、ごく少数に限られている。

I-3. 事業環境

上述のとおり、北部地域は広大な天然の森林に覆われており、未利用の領域が多い。そのため陸上交通網の整備も進んでいない。アマゾン川およびその支流を活用した内水路は整備が進められており、貨物輸送に重要な役割を果たしている。

外国企業が立地を検討する先は主にマナウスである。同市には政府主導で各種の投資優遇政策が設けられているのは第一部に記載したとおりである。

第24章 北東部の概況

I. 北東部地域の概要と経済動向

I-1. 北東部地域の概要

図表 24-1 北東部地域に属する州

地域名	属する州名
北東部	マラニョン州、ピアウイ州、セアラ州、リオ・グランデ・ド・ノルチ州、パライバ州、ペルナンブーコ州、アラゴアス州、セルジッペ州、バイーア州

ブラジル全土の18%の面積を占める北東部は、南米大陸が東に向かって大西洋に膨らむエリアに当たり、比較的面積の小さな州も含め9州で構成されている。ヨーロッパ人によるブラジルの開発が始まったのは主に現在の北東部からであり、1763年まで首都がおかれたサルバドールもこの地域にある。また、歴史的な経緯から黒色人種が多く居住し、独特の文化を築いてきたこともこの地域の特徴である。

北東部の時間帯はUTC-3であり、日本と比べて12時間遅れである。夏時間は採用していない。

I-2. 経済動向

ヨーロッパ人による開発・入植の歴史が古いとはいえ、現在は経済発展には立ち遅れ気味である。一人当たり域内総生産で比較すると、北東部の各州は軒並み低い順位に甘んじている。

ルーラ政権以来の所得格差縮小政策の流れを受けて、北東部の経済振興が図られてきている。ルセフ新大統領の就任演説においても、北東部は経済振興を持続すべき地域として位置づけられており、今後も連邦政府による政策的な産業振興や所得分配に配慮がなされるであろう。

I-3. 事業環境

北東部は5つの地域区分のうち、南東部に次いで人口が多い。ブラジル全人口の3割弱にあたる5,300万人余りが同地域に居住しており、市場として一定の規模があるといえる。ブラジルを代表する大都市のいくつかもこの地域に存在する。

その一方、上述のとおり産業の集積は遅れている。教育水準も他地域に比べると低く、今後の事業環境の向上・整備に期待が寄せられるところだ。

第25章 南東部地域の概況

I. 南東部地域の概要と経済動向

I-1. 南東部地域の概要

図表 25-1 南東部地域に属する州

地域名	属する州名
南東部	ミナスジェライス州、エスピリト・サント州、リオデジャネイロ州、サンパウロ州

ブラジル南東部はブラジル経済の中心地である。4州の面積を合計してもブラジル全土の11%足らずを占めるに過ぎないが、全人口の42%に当たる約8,000万人がこの地域に居住し、ブラジルGDPの56%を生み出している。

時間帯はUTC-3であり、日本と12時間遅れであるが、4州とも夏時間の制度を有しており、夏時間採用期間中は日本との時差が11時間遅れ(UTC-2)となる。

I-2. 経済動向

北東部の大都市のほとんどが海洋に面していたのに対し、南東部では内陸部にも大都市が広がっている。こうした大都市は鉱工業の集積拠点になっているのみならず、都市の後背地では消費市場への近接性や流通の利便性を生かした農業も盛んに行われている。たとえばサンパウロ州におけるオレンジの生産量は、ブラジル全体の9割を占めている。

I-3. 事業環境

都市としての機能が発達し、交通インフラの整備も比較的進んでいる南東部は、ブラジルに進出を検討する外国企業が最初にターゲットとするエリアであろう。近年南東部の沖合で相次いで発見された油田の開発や、リオデジャネイロ～カンピーナス間的高速鉄道、2016年に控えたリオデジャネイロオリンピックなど、今後のビジネスチャンスを占う上で重視すべきトピックには事欠かない。

第26章 南部地域の概況

I. 南部地域の概要と経済動向

I-1. 南部地域の概要

図表 26-1 南部地域に属する州

地域名	属する州名
南部	パラナ州、サンタカタリーナ州、リオ・グランデ・ド・スル州

南部は 3 州のみで構成され、その面積がブラジル全土に占める割合は 6.8%程度である。しかし人口の集積は進んでおり、経済活動も活発である。

ブラジルの国土の大半が赤道から南回帰線間の低緯度地帯に属するのに対し、南部はパラナ州のごく一部を除いて南回帰線以南の比較的高緯度なエリアに位置している。

そのため南部は温帯気候に属し、その特性を生かした農業や牧畜が盛んに行われてきた。白色系の住民の割合が多いことも同州の特徴のひとつである。

南部の時間帯は南東部と同様、通常は日本より 12 時間遅れ (UTC-3) であるが、夏季のサマータイム採用時は 1 時間前倒しとなり、日本との時差が 11 時間となる。

I-2. 経済動向

域内総生産の総額も一人当たりの水準も、ともに他地域に比べて高い水準にあり、概して豊かな州であるといえる。全人口の 14%に当たる 2,700 万人余りが南部の 3 州に居住しており、市場としても一定の集積がある。

I-3. 事業環境

製造業の立地は南東部に次いで進んでいる。サンパウロ周辺を避け、南部の諸州に生産拠点を構えるメーカーも多い。教育水準の高さ、インフラの整備状況等の面で、ブラジル国内では比較的恵まれた事業環境にあるといえる。

第27章 中西部の概況

中西部地域の概要と経済動向

I-1. 中西部地域の概要

図表 27-1 中西部地域に属する州

地域名	属する州名
中西部	マットグロッソ・ド・スル州、マットグロッソ州、ゴイアス州、連邦首都府

中西部は面積の広い 3 つの州と、ゴイアス州に囲まれた領域を有する連邦首都府によって構成される。5 地域区分の中では北部に次いで広い領域を占め、国土の 2 割ほどの面積を有する一方、約 1,400 万人の人口は 5 地域区分で最も少ない。産出する域内総生産の額も全国の 9.2%ほどであり、北部に次いで低い水準である。

I-2. 経済動向

中西部は全般的に農業や畜産業が盛んである。3 州にまたがるエリアから東北部にかけて広大なセラードが広がっており、1970 年代ごろから農業開発が始まった。もともとは農業に適していない土壌であったとされるが、施肥などによる土壌改良によって、現在はブラジル有数の大豆、穀物等の産地となっている。1979 年から日本の支援によって推進されたセラード開発プロジェクトが繰り広げられたのもこのエリアである。

近年は製造業の立地も進んでいるとされるが、域内総生産に占める割合は高くはない。

また、鉱業の分野では、まとまった量の埋蔵が期待される資源もあるものの、探鉱や開発はあまり進んでいないのが現状である。

I-3. 事業環境

広大な土地に、少数の都市が点在している状況にある。各都市はそれぞれに発展しているものの、都市間の交通インフラ等の整備が引き続き期待される。現在、連邦政府が主導して国土を南北に貫く幹線道路、幹線鉄道の整備が進められている。こうしたインフラの導入が進めば、物流面での事業環境は向上すると考えられる。

付 録

第1章 関連用語略語集

略語	正式名称 (ポルトガル語)	日本語訳
A		
ABINEE	Associação Brasileira da Indústria Elétrica e Eletrônica	ブラジル電気・電子工業協会
ABTP	Associação Brasileira dos Terminais Portuarios	ブラジル港湾ターミナル協会
AC	Estado do Acre	州名：アクレ州
AHIMOC	Administracao das Hidrovias da Amazonia Ocidental	西アマゾン水路管理局
AHIMOR	Administracao das Hidrovias da Amazonia Oriental	東アマゾン水路管理局
AHINOR	Administracao da Hidrovia do Nordeste	北東部水路管理局
AL	ALAGOAS	州名：アラゴアス州
AM	Amazonas	州名：アマゾナス州
ANA	Agência Nacional de Águas	国家水資源庁
ANAC	Agencia Nacional de Aviacao Civil	連邦民間航空庁
ANATEL	Agência Nacional de Telecomunicações	国家通信庁
ANEEL	Agência Nacional de Energia Elétrica	国家電力監督庁
ANTAQ	Agencia Nacional de Transportes Aquaviarios	国家水運庁
ANTF	Associação Nacional dos transportes Ferroviarios	ブラジル全国鉄道協会
ANTT	Agencia Nacional de Transportes Terrestres	ブラジル陸上交通局
AP	Amapá	州名：アマパー州
APEX	Associação Internacional de Programação Existencial	ブラジル輸出投資振興庁
B		
BA	Bahia	州名：バイーア州

BB	Banco do Brasil	ブラジル銀行
BNB	Banco do Nordeste do Brasil	北東ブラジル銀行
BNDES	Banco Nacional de Desenvolvimento Econo [^] mico e Social	国家経済社会開発銀行
C		
Casa Civil	Casa Civil da Presidência da República	大統領府官房庁
CE	Ceará	州名：セアラ州
CEF	Caixa Econômica Federal	連邦貯蓄金庫
CGU	Controladoria-Geral da União	国家総監督省
Cidades	Ministério das Cidades	都市省
CIDE	Contribuições de intervenção no domínio econômico	特定財源負担金
CNT	Confederação Nacional de Transporte	全国運輸連盟
COFINS	Contribuição para o Financiamento da Seguridade Social	法人売上に対する社会負担金
Conab	Companhia Nacional de Abastecimento	国家食料供給公社
CSLL	Contribuição Social sobre o Lucro Líquido	法人の利益に対する社会負担金
D		
Defesa	Ministério da Defesa	国防省
Desenvolvimento	Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior	開発・商工省
DF	Distrito Federal	連邦行政区
DNIT	Departamento Nacional de Infra-Estrutura de Transportes	国家運輸インフラ局
DNPM	Departamento Nacional de Produção Mineral	鉱山エネルギー省地質鉱山局
DPRF	Departamento da Polícia Rodoviária Federal	高速道路警察局
E		
Educação	Ministério da Educação	教育省

Embrapa	Empresa Brasileira de Pesquisa Agropecuária	ブラジル農畜産研究公社
ES	Espírito Santo	州名：エスピリト・サント州
Esporte	Ministério do Esporte	スポーツ省
F		
Fazenda	Ministério da Fazenda	財務省
G		
GIG	Aeroporto Internacional do Rio de Janeiro/Galeão - Antônio Carlos Jobim	アントニオ・カルロス・ジョビン国際空港
GRU	Aeroporto Internacional de Guarulhos	グアルーリョス国際空港
I		
IBGE	Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística	ブラジル地理統計院
ICMS	Imposto Sobre Circulação de Mercadorias e Serviços	商品流通サービス税
IE	Imposto de Exportação	輸出税
II	Imposto de Importação	輸入税
Infraero	Empresa Brasileira de Infra-Estrutura Aeroportuária	ブラジル空港インフラ業務公社
INPI	Instituto Nacional da Propriedade Industrial	国家工業所有権院
Integração	Ministério da Integração Nacional	国家総合省
IOF	Imposto sobre Operações Financeiras	金融取引税
IPI	Imposto sobre Produtos Industrializados	工業製品税
IPTU	Imposto Predial e Territorial Urbano	都市部建物及び都市所有税
IPVA	Imposto sobre a Propriedade de Veículos Automotores	自動車所有税
IRPF	Imposto de Renda - Pessoa Física	個人所得税
IRPJ	Imposto de Renda de Pessoas Jurídicas	法人所得税

IRRF	Imposto de Renda Retido na Fonte	源泉徴収税
ISS	Imposto Sobre Serviços de Qualquer Natureza	サービス税
Itamaraty	Ministério das Relações Exteriores	外務省
ITBI	Imposto sobre Transmissão de Bens Imóveis	生存者間の不動産譲渡税
ITCMD	Imposto sobre transmissão causa mortis e doação de quaisquer bens ou direitos	資産の無償移転税
ITR	Imposto sobre a Propriedade Territorial Rural	農地所有税
J		
Justiça	Ministério da Justiça	法務省
M		
M.T.E.	Ministério do Trabalho e Emprego.	労働・雇用省
MA	Maranhão	州名：マラニョン州
MAPA	Ministerio da Agricultura, Pecuaria e Abastecimento	ブラジル農務省
MC	Ministério das Comunicações	通信省
MCT	Ministério da Ciência e Tecnologia	科学技術省
MDA	Ministé do Desenvolvimento Agrário	農業開発省
MG	Minas Gerais	州名：ミナスジェライス州
Minas e Energia	Ministério de Minas e Energia	鉱山エネルギー省
MinC	Ministério da Cultura	文化省
MINISTÉRIO DA AGRICULTURA	Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento	農務省
MMA	Ministério do Meio Ambiente	環境省
P		
PA	Pará	州名：パラ州
PB	Paraíba	州名：パライバ州
PE	Pernambuco	州名：ペルナンブーコ

		州
PI	Piauí	州名：ピアウイ州
PIS	Programa de Integração Social	社会統合基金
Planejamento	Ministério do Planejamento, Orçamento e Gestão	企画・予算・運営省
PR	Paraná	州名：パラナ州
Previdência Social	Ministério da Previdência Social	社会福祉省
R		
RENAI	Rede Nacional de Informações sobre o Investimento	国家投資情報ネットワーク
RJ	Rio de Janeiro	州名：リオデジャネイロ州
RN	Rio Grande do Norte	州名：リオ・グランデ・ド・ノルチ州
RO	Rondônia	州名： Rondônia州
RR	Roraima	州名：ロライマ州
RS	Rio Grande do Sul	州名：リオ・グランデ・ド・スル州
S		
Saúde	Ministério da Saúde	厚生省
SC	Santa Catarina	州名：サンタカタリーナ州
SE	Sergipe	州名：セルジッペ州
SNIS	Sistema Nacional de Informações Sobre Saneamento	都市省－国立衛生情報システム
SP	São Paulo	州名：サンパウロ州
SUDAM	Superintendência do Desenvolvimento da Amazônia	アマゾン開発局
SUFRAMA	Superintendência da Zona Franca de Manaus	マナウス自由貿易地域監督庁
T		

TO	Tocantins	州名：トカンチンス州
Transportes	Ministério dos Transportes	運輸省
Turismo	Ministério do Turismo	観光省
V		
VALEC	Engenharia, Construções e Ferrovias S.A	鉄道施術建設公社

第2章 ブラジル投資・進出ミニFAQ

FAQ 一覧

Q1 会社設立の際の標準的な期間はどれくらいですか？

Q2 会社設立準備段階における留意点はなんですか？

Q3 ブラジル進出に当たってポルトガル語は必須ですか？

Q4 日本とブラジルの時差はどれくらいですか？

Q5 日本からブラジルまでどのように行けばよいですか？

Q6 治安があまりよくないといわれますが、どういう点に注意すべきですか？

Q1 会社設立の際の標準的な期間はどれくらいですか？

ブラジルに初めて進出する日本企業の場合、手続きに着手してから事業を開始するまでに1年くらいかかることが多いようです。効率的にスケジュールを組めば半年程度に短縮することも不可能ではありませんが、そのためには事前に綿密な準備をすべきことはもちろんのこと、意思決定が必要なタイミングに迅速かつ柔軟に対応できる体制を敷いておくことも重要なポイントとなります。

Q2 会社設立準備段階における留意点はなんですか？

初めてブラジルに進出する日本企業が現地で会社設立手続きをする際、日本企業が悩みやすいポイントは以下のとおりです。こうした点を事前に心積もりしておくことが、迅速な事業開始のために有用でしょう。

- ・ 法人を設立する際、社長はブラジル国民または永住ビザを有している人でなければなりません。つまり、永住ビザを持たない外国人を新設する社長として登記することができません。そこで、一般的には現地の弁護士等を形式的に「初代社長」として登記を済ませることになります。
- ・ 登記上の会社名には、会社の事業内容がわかるような文言を入れなければなりません。希望通りの会社で登記しようとしても、そのままでは受理されずに修正を求められる可能性があります。
- ・ 日本人社員の就労ビザの申請は、会社設立後から可能となります。また、現在は一般的な労働を目的とした入国には就労ビザが下りません。当該社員が特殊な技能等を有していることをブラジル当局に証明しなければなりませんので、場合によってはその建前を整えるための準備期間が事前に必要となるかもしれません。

Q3 ブラジル進出に当たってポルトガル語は必須ですか？

会社の設立手続きを済ませることのみを目的とするのであれば、日本語や英語の堪能な現地の弁護士、会計士、コンサルタント等を起用することで特に問題なく完遂することができると考えられます。

また事業の面においても、語学が堪能な現地社員を採用すれば、必ずしも日本人駐在員がポルトガル語を理解する必要はないといえます。実際、日本企業のブラジル現地法人の中には、日本語や英語を社内公用語としているケースも多くあります。

ただし、現地の各種情報の取得、法制度等の理解、人的関係構築等の面で、ある程度のポルトガル語能力が企業の運営に役立つ側面があることも事実です。たとえば、ブラジル人社員とのコミュニケーション不全のため、悪意ある社員が日本人責任者に対して不実な業務報告を行う、といったリスクも否定できません。

そもそも、ブラジルに駐在するのであれば、ある程度の語学力がないと生活に支障をきたすおそれがあります。一般のブラジル人は、日本語はもちろんのこと、ごく簡単な英単語すら理解しない、という点に改めて留意が必要です。

Q4 日本とブラジルの時差はどれくらいですか？

ブラジルは国土が広いので2つの時間帯を持っています（離島は除く）。

サンパウロ、リオデジャネイロ、ブラジリアなど、ブラジルの主要都市と日本との時差は12時間です。また、マナウスのあるアマゾナス州など、国土の西側に位置する州ではさらに1時間遅れの13時間差となります。

一方、南東部、南部、中西部の各州はサマータイム（horário de verão）を採用しています。その期間はそれぞれ時差が1時間短縮しますので注意が必要です。また、現地がサマータイムとなるのは日本の冬季であることにも注意してください。2011年～2012年のシーズンの場合、2011年10月26日から2012年2月26日までがサマータイムの期間です。

Q5 日本からブラジルまでどのように行けばよいですか？

現在、日本とブラジルとを結ぶ直行便はないため、必ず1回以上の乗り継ぎが必要となります。また、日本の航空会社はブラジルには就航していませんので、少なくとも乗り継ぎ先からは外国の航空会社が運航する便を利用することになります。

経由地は、主に北米かヨーロッパの選択となります。いずれの場合も日本から経由地までの間に11時間～14時間程度、経由地からブラジルまでの間に10時間～12時間程度かかるため、経由地での待ち合わせ時間も含めると、合計25時間から30時間程度の行程となります。国際線は主にサンパウロかリオデジャネイロに発着するため、ブラジルのその他

の都市を訪れる場合は更に乗り継ぎの時間が必要となります。

北米、ヨーロッパいずれの経由でも、往路日本を11時～16時ごろに出発し、現地に翌日の朝早く到着する、という旅程になります。帰国はブラジルの夕方～深夜に出発し、翌々日の午前中から昼過ぎ頃に日本に到着する、という旅程です。

このほか、経由地としてドバイやイスタンブールなどを選択する方法も考えられます。

なお、米国で乗り継ぐ場合は、乗り継ぎ空港での入国・出国手続きが求められます。これに伴って、事前にESTAの申請を済ませておくことも必要となります。

Q6 治安があまりよくないといわれますが、どういう点に注意すべきですか？

危険な事態に巻き込まれることを避けるためには、以下のような点に注意することが望ましいでしょう。

- ・ 危険な場所・場面にはとにかく近づかないようにします。ファベラと呼ばれる貧民街、酔客や若者が多く集まっている場所、警察官が多く集まっているものものしい場所、他人の目の届かないエリアなどには、近づいてはいけません。
- ・ 場所によっては、通りを1本隔てただけで危険な街になる、ということもあります。不案内な街に不用意に近づくこともなるべく避けましょう。
- ・ また安全と考えられるエリアであっても、携帯電話に気をとられながら歩行する、現金が入った財布を人目につくように取り扱う、などの行為はリスクを助長します。
- ・ 治安に不安のある場面での移動にはタクシーを利用するのが望ましいです。ブラジルのタクシーは安全であるとされています。
- ・ もし強盗に遭ったら、抵抗せずに相手の要求に従いましょう。また、そのリスクを見越して、あらかじめ複数の財布に金品を分散させて所持することも良いアイデアです。

日本と同じような感覚で行動することは確かに危険です。しかし大都市においては、一般的な市民生活が成り立たないほど治安が悪いわけではありません。賑わいのある市街地において、一定の注意力をもって昼間に活動しているぶんには、恐怖を感じることはあまりないと思われます。

第3章 相談窓口（ブラジル、日本）

I. 日本における相談窓口

I-1. 駐日ブラジル大使館

所在地	〒107-8633 東京都港区北青山 2-11-12 【開館日】 平日：9-13 時、14-17 時 （休館日；土日祝）
電話	03-3404-5211
URL	http://www.brasemb.or.jp/
対応言語	ポルトガル語、日本語

（出所：駐日ブラジル大使館 HP）

I-2. 領事館

ビザ取得等に関しては、領事館で手続きを行う事となっている。

総領事館は3箇所存在し、各総領事館が担当地域を保有している。

在日東京ブラジル総領事館

所在地	〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 13-12 COI 五反田ビル 2 階
E-mail	visa@consbrasil.org
URL	http://www.consbrasil.org
対応言語	ポルトガル語、英語、日本語
（所轄地域）	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬 県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、 新潟県、長野県

（出所：駐日ブラジル大使館 HP）

在日名古屋ブラジル総領事館

所在地	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸ノ内 1 丁目 10-29 白川第八ビル 2 階
電話	052-218-4400
E-mail	consulado@consuladonagoya.org
URL	http://consuladonagoya.org
対応言語	ポルトガル語、英語、日本語
(所轄地域)	富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(出所：駐日ブラジル大使館 HP)

在日浜松ブラジル総領事館

所在地	〒430-0946 静岡県浜松市中区元城町 115-10 元城町共同ビル 5 階
電話	053-450-8191
E-mail	-ビザ申請：visa@consbrashamamatsu.jp -サインの認証について: legalization@consbrashamamatsu.jp -その他の情報: info@consbrashamamatsu.jp
URL	http://www.consbrashamamatsu.jp/japanese.html
対応言語	ポルトガル語、英語、日本語
(所轄地域)	静岡県

(出所：駐日ブラジル大使館 HP)

II. ブラジルにおける相談窓口

II-1. 特定地域への企業誘致機関

① マナウス・フリーゾーン監督庁(SUFRAMA)

住所	Av. Ministro Mário Andreazza, 1.424 - Distrito Industrial - CEP. 69075-830 - Manaus - Amazonas
電話	TEL: +55 (92) 3321 7000
E-mail	SUFRAMA ホームページより問い合わせフォームに記入のこと
URL	http://www.suframa.gov.br/
対応言語	ポルトガル語、英語

(出所：同庁 HP)

② アマゾン開発監督庁 (SUDAM)

住所	Av. Almirante Barroso, 426 Bairro Marco Belém PA
電話	+55(91) 4008-5442 +55 (91) 4008-5442/5443
E-mail	gabinete@sudam.gov.br
URL	http://www.sudam.gov.br/
対応言語	ポルトガル語、英語

(出所：同庁 HP)

③ 北東部開発庁 (SUDENE)

住所	Praça Ministro João Gonçalves de Souza, s/n, Engenho do Meio, Recife-PE
電話	+55 (81) 2102-2830 +55 (81) 2102 2818
E-mail	ホームページより問い合わせフォームに記入のこと
URL	http://www.sudene.gov.br/site/index.php?idioma=ptbr
対応言語	ポルトガル語、英語

(出所：同庁 HP)

④ INVESTE SÃO PAULO (サンパウロ州政府投資誘致機関)

住所	Rua Bela Cintra, 847 - 6º andar Consolação - CEP 01415-903 São Paulo - SP
電話	+55 11 3218-5747
E-mail	ホームページ上のフォームからコンタクト
URL	http://www.investimentos.sp.gov.br/portal/sobre?lang=en
対応言語	ポルトガル語、英語

(出所：同機関 HP)

⑤ リオデジャネイロ州政府投資誘致機関

住所	Rua México, 125 - 2º andar Centro Rio de Janeiro Brasil 20031-145
電話	+55 (21) -2333-1212
E-mail	ホームページ上のフォームからコンタクト
URL	http://www.investerio.com.br
対応言語	ポルトガル語、英語

(出所：同機関 HP)

II-2. 州をまたぐ企業誘致機関

① Rede Nacional de Informações sobre o Investimento (RENAI)

住所	Esplanada dos Ministérios, Bloco J , 5º andar Sala 507.CEP 70053-900 Brasília-DF
電話	+55 61 2027-7055
E-mail	renai@mdic.gov.br
URL	http://www.mdic.gov.br//sistemas_web/renai/ (英語表示可能)
対応言語	ポルトガル語、英語

(出所：同機関 HP)

② Apex-Brasil (APEX)

住所	SBN Quadra 02 Lote11 Ed. Apex-Brasil CEP 70040-020 Brasilia-DF
電話	+55 61 3426-0297
E-mail	investment@apexbrasil.com.br
URL	http://www.apexbrasil.com.br/ (英語表示可能)
対応言語	ポルトガル語、英語

(出所：同機関 HP)

II-3. 商工会議所等

① ブラジル日本商工会議所

住所	Av.Paulista, 475 - 13º andar CEP: 01311-908 São Paulo - SP
電話	+55 (11)3287-6233 / fax: +55 (11) 3284-9424
E-mail	secretaria@camaradojapao.org.br
URL	http://jp.camaradojapao.org.br/
対応言語	日本語、ポルトガル語

(出所：同会 HP)

② アマゾンナス日系商工会議所

住所	Rua Terezina, 95 - Adrianópolis - CEP: 69057-70 - Manaus / Amazonas
電話	Tel. +55 (92) 3233 3346
E-mail	アマゾンナス日系商工会議所ホームページより問い合わせフォームに記入のこと
URL	http://www.camaraam.com.br/home.php
対応言語	ポルトガル語、日本語

(出所：同会 HP)

第4章 万一の場合の撤退時における注意点

1. 撤退決定時に会社をどうすべきか

撤退時には、以下のような形が想定される。

- ・活動実体は無いものの名前だけを残して税金を納入
- ・ライセンスごと他社に経営権を譲渡
- ・会社を清算

それぞれの概要について示す。

1-1. 活動実体は無いものの名前だけを残して税金を納入

再度参入の可能性がある場合は名前だけ残しておくという方法が考えられる。これは、会社を設立する際、サービス提供業務などであれば設立しやすいが、貿易や食品を扱うなど認証、ライセンスが必要なものについては、設立までに時間がかかる。特に、医薬品や食品は許認可が厳しく、どれくらいのスパンで承認がおりにかがわかりにくい。

1-2. ライセンスごと他社に経営権を譲渡

上記のように、認証、ライセンスが必要なものについては、設立までに時間がかかるため、その認証、ライセンスごと経営権を譲渡するという方法も考えられる。この方法は譲渡先が必要となるため、早期にその相手を見つけ出す必要がある。(もちろん、見つかるまでの間は名前だけ残しておくという方法もある。)

1-3. 会社清算

完全に会社を清算する方法もちろん存在する。この場合、税金の納入が不要になる等のメリットがあるものの、

- ・再参入は難しくなる
- ・労務関係でもめることもある
- ・清算後に再度税金の納入等が必要となることもある

といったこともあるため、十分下準備をすべきである。

II. 破たん時の再生手続き

破たん時には新破産法が適用される。この新破産法では、日本と同じ表現にすると、民事再生と会社更生が定義されており、それぞれ以下のような特徴を持つ。

再生手続き	裁判所の監督下	再建計画
民事再生 (extrajudicial)	置かれない	裁判所の認可のみ必要 提示先は、債権者（従業員と税務署は含まない）
会社更生 (judicial)	置かれる	給料未払いとなっている従業員や税金の滞納がある税務署を含むすべての債権者との間で再建計画について合意を取り付ける必要あり

(出所：JETRO ブラジル経済レポート)

再建計画における債務解消は、労働者への債務が最優先（最低賃金の150倍まで）され、その後、担保物件がある銀行融資、税務署、その他という優先順位が付けられる。

再建計画の合意が不首尾に終われば、裁判所は180日後に当該企業の破産を宣告することとなっている。

III. 清算時、譲渡時の留意点

前述のとおり、労働債務は他の債務に比して優先して解消する必要がある。さらに、ブラジルは、労働者優先であるがゆえ、労働債務に関し有限責任という枠は実質意味をなしていない。つまり、労働債務の支払義務は、少数の株しか保有していない株主も他の株主と同様であり、他の株主が支払不能な場合は、たとえ1株しか保有してなかったとしても全額支払う必要が出てくる。

よって、特に譲渡等の際は、完全に譲渡する等リスクが少ない形で譲渡をする必要がある。

卷 末 資 料

巻末資料

ブラジル国内各州の比較一覧表

図表 1-1 各行政単位の面積

地域と行政単位	面積 (平方キロメートル)	全国に占める割合	地域に占める割合	順位
ブラジル	8,514,876.599	100%		
北部	3,853,327.229	45.25%	100%	
ロンドニア	237,576.167	2.79%	6.17%	13
アクレ	152,581.388	1.79%	3.96%	16
アマゾナス	1,570,745.680	18.45%	40.76%	1
ロライマ	224,298.980	2.63%	5.82%	14
パラ	1,247,689.515	14.65%	32.38%	2
アマパー	142,814.585	1.68%	3.71%	19
トカンチンス	277,620.914	3.26%	7.20%	10
北東部	1,554,257.004	18.25%	100%	
マラニョン	331,983.293	3.90%	21.36%	8
ピアウイ	251,529.186	2.95%	16.18%	11
セアラ	148,825.602	1.75%	9.58%	17
リオ・グアンデ・ド・ノルチ	52,796.791	0.62%	3.40%	22
パライバ	56,439.838	0.66%	3.63%	21
ペルナンブーコ	98,311.616	1.15%	6.33%	19
アラゴアス	27,767.661	0.33%	1.79%	25
セルジッペ	21,910.348	0.26%	1.41%	26
バイーア	564,692.669	6.63%	36.33%	5
南東部	924,511.292	10.86%	100%	
ミナスジェライス	586,528.293	6.89%	63.44%	4
エスピリト・サント	46,077.519	0.54%	4.98%	23
リオデジャネイロ	43,696.054	0.51%	4.73%	24

	サンパウロ	248,209,426	2.92%	26.85%	12
南部		576,409,569	6.77%	100%	
	パラナ	199,314,850	2.34%	34.58%	15
	サンタカタリーナ	95,346,181	1.12%	16.54%	20
	リオ・グランデ・ド・スル	281,748,538	3.31%	48.88%	9
中西部		1,606,371,505	18.87%	100%	
	マトグロッソ・ド・スル	357,124,962	4.19%	22.23%	6
	マトグロッソ	903,357,908	10.61%	56.24%	3
	ゴイアス	340,086,698	3.99%	21.17%	7
	ブラジリア	5,801,937	0.07%	0.36%	27

図表 1-2 各行政単位の人口

地域と行政単位		面積 (平方キロメートル)	全国に占める割合	地域に占める割合	順位
ブラジル		190,732,694	100%		
北部		15,865,678	8.32%	100%	
	ロンドニア	1,560,501	0.82%	9.84%	23
	アクレ	732,793	0.38%	4.62%	25
	アマゾナス	3,480,937	1.83%	21.94%	15
	ロライマ	451,227	0.24%	2.84%	27
	パラー	7,588,078	3.98%	47.83%	9
	アマパー	668,689	0.35%	4.21%	26
	トカンチンス	1,383,453	0.73%	8.72%	24
北東部		53,078,137	27.83%	100%	
	マラニョン	6,569,683	3.44%	12.38%	10
	ピアウイ	3,119,015	1.64%	5.88%	18
	セアラ	8,448,055	4.43%	15.92%	8
	リオ・グアンデ・ド・ノルチ	3,168,133	1.66%	5.97%	16

	パライバ	3,766,834	1.97%	7.10%	13
	ペルナンブーコ	8,796,032	4.61%	16.57%	7
	アラゴアス	3,120,922	1.64%	5.88%	17
	セルジッペ	2,068,031	1.08%	3.90%	22
	バイーア	14,021,432	7.35%	26.42%	4
南東部		80,353,724	42.13%	100%	
	ミナスジェライス	19,595,309	10.27%	24.39%	2
	エスピリト・サント	3,512,672	1.84%	4.37%	14
	リオデジャネイロ	15,993,583	8.39%	19.90%	2
	サンパウロ	41,252,160	21.63%	51.34%	1
南部		27,384,815	14.36%	100%	
	パラナ	10,439,601	5.47%	38.12%	6
	サンタカタリーナ	6,249,682	3.28%	22.82%	11
	リオ・グランデ・ド・スル	10,695,532	5.61%	39.06%	5
中西部		14,050,340	7.37%	100%	
	マトグロツ・ド・スル	357,124.962	4.19%	22.23%	21
	マトグロツ	903,357.908	10.61%	56.24%	19
	ゴイアス	340,086.698	3.99%	21.17%	12
	ブラジリア	5,801.937	0.07%	0.36%	20

図表 1-3 各行政単位の域内総生産

地域と行政単位	域内総生産 (百万リアル)	全国に占 める割合	地域に占 める割合	順位	
ブラジル	3,031,864	100%			
北部	154,704	5.10%	100%		
	ロンドニア	17,888	0.59%	11.56%	22
	アクレ	6,730	0.22%	4.35%	26
	アマゾナス	46,823	1.54%	30.27%	15
	ロライマ	4,889	0.16%	3.16%	27
	パラ	58,519	1.93%	37.83%	13

	アマパー	6,765	0.22%	4.37%	25
	トカンチンス	13,091	0.43%	8.46%	24
北東部		397,503	13.11%	100%	
	マラニョン	38,487	1.27%	9.68%	16
	ピアウイ	16,761	0.55%	4.22%	23
	セアラ	60,099	1.98%	15.12%	12
	リオ・グアンデ・ド・ノ ルチ	25,481	0.84%	6.41%	19
	パライバ	25,697	0.85%	6.46%	18
	ペルナンブーコ	70,441	2.32%	17.72%	10
	アラゴアス	19,477	0.64%	4.90%	21
	セルジッペ	19,552	0.64%	4.92%	20
	バイーア	121,508	4.01%	30.57%	7
南東部		1,698,590	56.02%	100%	
	ミナスジェライス	282,522	9.32%	16.63%	3
	エスピリト・サント	69,870	2.30%	4.11%	11
	リオデジャネイロ	343,182	11.32%	20.20%	2
	サンパウロ	1,003,016	33.08%	59.05%	1
南部		502,052	16.56%	100%	
	パラナ	179,270	5.91%	35.71%	5
	サンタカタリーナ	123,283	4.07%	24.56%	6
	リオ・グランデ・ド・ス ル	199,499	6.58%	39.74%	4
中西部		279,015	9.20%	100%	
	マトグロッツ・ド・スル	33,145	1.09%	11.88%	17
	マトグロッツ	53,023	1.75%	19.00%	14
	ゴイアス	75,275	2.48%	26.98%	9
	ブラジリア	117,572	3.88%	42.14%	8

図表 1-4 各行政単位の人口密度と一人当たり域内総生産

地域と行政単位	人口密度 (人/平方k m)	順位	一人当たり域内総 生産 (リアル)	順位
ブラジル	22.40		15989.75	
北部	4.12		10216.43	
ロンドニア	6.57	20	11976.71	13
アクレ	4.80	23	9896.16	17
アマゾナス	2.22	26	14014.13	11
ロライマ	2.01	27	11844.73	14
パラ	6.08	21	7992.71	22
アマパー	4.68	24	11032.67	15
トカンチンス	4.98	22	10223.15	16
北東部	34.15		7487.55	
マラニョン	19.79	16	6103.66	26
ピアウイ	12.40	18	5372.56	27
セアラ	56.76	11	7111.85	23
リオ・グアンデ・ド・ノ ルチ	60.01	10	8202.81	20
パライバ	66.74	8	6865.98	24
ペルナンブーコ	89.47	6	8064.95	21
アラゴアス	112.39	4	6227.50	25
セルジッペ	94.39	5	9778.96	18
バイーア	24.83	15	8378.41	19
南東部	86.91		21182.68	
ミナスジェライス	33.41	14	14232.81	9
エスピリト・サント	76.23	7	20230.85	5
リオデジャネイロ	366.02	2	21621.36	3
サンパウロ	166.20	3	24456.86	2
南部	47.51		18257.79	
パラナ	52.38	12	16927.98	8

	サンタカタリーナ	65.55	9	20368.64	4
	リオ・グランデ・ド・スル	37.96	13	18378.17	6
	中西部	8.75		20372.10	
	マトグロッソ・ド・スル	6.86	19	14188.41	10
	マトグロッソ	3.36	25	17927.00	7
	ゴイアス	17.65	17	12878.52	12
	ブラジリア	441.74	1	45977.59	1

巻末資料 I メルコスール加盟国及び準加盟国の国・地域の概要と主要経済指標（2009年）

国・地域	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア	エクアドル	パラグアイ	ペルー	ウルグアイ	ベネズエラ
面積	278万 平方キロメートル	110万 平方キロメートル	851.2万 平方キロメートル	75.6万 平方キロメートル	113.9万 平方キロメートル	25.6万 平方キロメートル	40.7万 平方キロメートル	129万 平方キロメートル	17.6万 平方キロメートル	91.2万 平方キロメートル
首都	ブエノスアイレス	ラパス（憲法上の首都はスクレ）	ブラジリア	サンティアゴ	ボゴタ	キト	アスンシオン	リマ	モンテビデオ	カラカス
宗教	キリスト教	キリスト教	キリスト教	キリスト教	キリスト教	キリスト教	キリスト教	キリスト教	キリスト教	キリスト教
政体	立憲共和制	立憲共和制	連邦共和制	立憲共和制	立憲共和制	共和制	立憲共和制	立憲共和制	立憲共和制	共和制
元首	クリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル大統領（任期4年、1回限りの連続再選可）	ファン・エボ・モラレス・アイマ大統領（2期目就任、任期5年、2015年1月まで）	ジルマ・ヴァナ・ルーセーフ大統領（2011年1月就任、任期4年）	セバ스티アン・ピニェラ・エチェニケ大統領（任期4年、連続再選不可）	アルバロ・ウリベ・ベレス大統領（任期4年。2006年5月の大統領選で再選された）	ラファエル・コレア大統領（2007年1月～。2009年4月に新憲法（大統領の任期は4年。1回に限り連続再選可）に基づく大統領選挙が実施され、コレア大統領が再選。再選後の任期は2013年5月まで。）	フェルナンド・ルゴ・メンデス大統領（任期5年。再選不可）	アラン・ガルシア・ベレス大統領	ホセ・アルベルト・ムヒカ・コルダノ大統領（任期5年、連続再選禁止）	ウゴ・チャベス・フリアス大統領（1999年2月就任。2000年7月及び2006年12月に再任。任期は6年（2013年1月まで）、連続再選可）
議会	二院制（上院72議席（任期6年）、下院257議席（任期4年）。上院議長は副大統領が兼任。）	二院制（上院36議席、下院130議席）	二院制（上院81議席、下院513議席）	二院制（上院38議席、下院120議席）	二院制（上院102、下院166議席、任期4年）	一院制（124議席、任期4年）	二院制（上院45議席、下院80議席、任期5年）	一院制（120議席）	二院制（上院31議席、下院99議席、共に任期5年、上院議長は副大統領が兼任）	一院制（167議席、任期5年、連続再選可）
主要産業	農牧業（油糧種子、穀物、牛肉）、工業（食品加工、自動車）	鉱業（亜鉛、錫、鉛）、農業（大豆、木材、砂糖）	製造業、鉱業（鉄鉱石他）、農牧業（砂糖、オレンジ、コーヒー、大豆他）	鉱業、商業、農業、農産加工業	農業（コーヒー、バナナ、砂糖キビ、じゃがいも、米、熱帯果実等）、鉱業（石油、石炭、金、エメラルド等）	鉱工業（石油）、農業（バナナ、カカオ、生花）、水産業（エビ）	農牧業（綿花、大豆） 牧畜業（食肉）、林業	製造業、商業、農牧業	牧畜（牛、羊）、食品加工業、皮革・羊毛業	鉱業（石油、鉄鉱、ボーキサイト）、石油化学、製鉄、アルミ製錬
輸出額（ドル）	700億ドル	52.96億ドル	1,979億ドル（2008年）	530.2億ドル	328.5億ドル	137.9億ドル	31.91億ドル	268.85億ドル	71.0億ドル（2008年）	596億ドル
輸入額（ドル）	574億ドル	44.09億ドル	1,731億ドル（2008年）	397.0億ドル	311.9億ドル	140.9億ドル	64.97億ドル	210.11億ドル	86.5億ドル（2008年）	480.64億ドル
貿易収支（ドル）	126億ドル	8.87億ドル	248億ドル（2008年）	133.2億ドル	16.6億ドル	-3億ドル	-33.06億ドル	58.74億ドル	-15.5億ドル（2008年）	115.36億ドル
主要輸出品目	燃料、大豆油かす、自動車、動植物油、穀物	天然ガス、亜鉛、鉛、銀、大豆、錫	航空機、乗用車、自動車部品、鉄鉱石、原油、大豆、鉄鋼半製品、化学木材パルプ、粗糖等	銅、モリブデン、木材・チップ、サケ・マス、メタノール、果物、魚粉	石油、コーヒー、石炭、フェロニッケル、バナナ、エメラルド、切り花	石油、バナナ、コーヒー、生花、えび	大豆、食肉、穀物、木材	銅、金、繊維製品、魚粉	肉類、米、皮革品、羊毛	原油及び石油製品、鉄鋼、アルミニウム
主要輸入品目	機械、自動車、電気機器、化学製品	自動車、鉄鋼製品、ゴム製品	原材料及び中間材（化学・医薬品、鉱産物、輸送用機器・アクセサリ等）、産業用機械、事務・科学用機器、燃料及び潤滑油、非耐久消費財、耐久消費財	石油・石油製品、輸送機器、通信機器、金属製品、天然ガス、化学製品	化学品、自動車・同部品、機械、通信機器、食品	石油製品、自動車、車両部品、鉄鋼	機械機器、電子機器、原油・燃料、輸送機械	工業用中間財、燃料・潤滑油、工業用資本財	機械類、輸送機械、化学製品	工業用原料、機械、輸送機器、建築資材
主要輸出先国	ブラジル、中国、米国、チリ	ブラジル、韓国、アルゼンチン、米国、日本、ベネズエラ、ペルー	中国、米国、アルゼンチン、オランダ、ドイツ	中国、米国、日本、オランダ、韓国	米国、ベネズエラ、ドイツ、エクアドル、ベルギー	米国、ペルー、イタリア、コロンビア、ドイツ	アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、チリ	米国、中国、スイス、カナダ、日本、ドイツ、韓国	ブラジル、米国、アルゼンチン	米国、コロンビア、オランダ、エクアドル、英国

国・地域	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア	エクアドル	パラグアイ	ペルー	ウルグアイ	ベネズエラ
主要輸入先国	ブラジル、中国、米国、ドイツ	ブラジル、アルゼンチン、米国、中国、ペルー、ベネズエラ、日本	米国、中国、アルゼンチン、ドイツ、日本	米国、中国、ブラジル、アルゼンチン、韓国、ペルー	米、ベネズエラ、メキシコ、ブラジル、ドイツ	米国、コロンビア、ベネズエラ、ブラジル、チリ、日本	ブラジル、中国、アルゼンチン、日本	米国、中国、ブラジル、エクアドル、チリ、コロンビア、日本	ブラジル、アルゼンチン、ベネズエラ	米国、コロンビア、中国、ブラジル、メキシコ
為替レート(1ドル=)	1米ドル=4.00ペソ(変動相場制、2011年2月現在)	1米ドル=7.04ボリビアーノス(2010年12月)	1米ドル=約1.69リアル(2011年1月現在)(1リアル=約49円)	1米ドル=517.67ペソ(2010年8月)	1米ドル=1,890.63ペソ(2011年2月)	米ドル(2000年3月より)	1米ドル=4,590グアラニー(2010年12月)	1米ドル=2.84ヌエボ・ソル(2010年5月:ペルー中銀)	1米ドル=19.81ペソ(2010年2月)	2010年1月より固定二重為替制 優先分野(食品、医薬品、機械等の輸入、科学関連、公務関連、ベネズエラ人留学生向け送金等):1米ドル=2.59ボリバル・フェルテ その他の分野:1米ドル=4.29ボリバル・フェルテ
対日輸出額(万ドル)	4億9,417万ドル	—	42億6,970万ドル	49億4,220万ドル	3億3,600万ドル	—	—	13億6,831万ドル	—	4,697万ドル
対日輸入額(万ドル)	9億902万ドル	—	53億6,778万ドル	14億7,760万ドル	8億2,500万ドル	—	—	9億2,641万ドル	—	5億3,378万ドル
対日輸出品目(通関ベース)	アルミニウム・同製品、銅鉱、グレーンソルガム、果実・野菜ジュース、大豆かす、トウモロコシ(飼料用)、魚フィレ類、ワインおよびブドウ搾汁、冷凍シュリンプ、チーズ、ポリアミド、ハチミツ、牛肉調製品	—	鉄鉱石、鶏肉(冷凍・冷蔵)、アルミニウム、コーヒー豆、合金、大豆、航空機、エチルアルコール(エタノール)、オレンジジュース、窒素官能化合物	銅鉱(精鉱を含む)、太平洋サケ(冷凍、頭・はらわた抜き)、木材チップ(グロビュラス種のユーカリ)、陰極銅およびその切断片、冷凍マス(頭、はらわた抜き)、木材チップ(グロビュラス種のユーカリ)、冷凍ウニ	コーヒー、石炭、エメラルド、フェロニッケル、切り花、ミニ・カーネーション、バラ、バナナ、紙製品、冶金製品、化学製品、コーヒー派生品	—	—	工業製品機械機器類、ショベルカー、エンジン・同部品、オートバイ、ビデオカメラ、医療用精密機器、ゴム製品(自動車用タイヤ)、金属品(鉄鋼品)化学製品(プラスチック)、食料品(魚・イカ等)	—	化学製品(プラスチックおよび同製品)、金属および同製品、ゴム製品、一般機械(原動機、ポンプ・遠心分離機)、電気機器、輸送用機器、(乗用車、バス・トラック、自動車の部品)
対日輸入品目(通関ベース)	ギアボックス、エンジン部品、プリンターの部品・附属品、乗用車(1500~3000cc)、医薬品、エーテル、エーテルアルコール、ガスタービン部品、自動車部品、スパークイグニッション、アクリル重合体、レギュレータ、横旋盤、伝動装置用弁	—	自動車部品、自動車エンジンおよび同部品、ベアリング・歯車および同部品、測定機械、乗用車ポンプ・コンプレッサー・換気扇等部品、コピー機、二輪自動車部品、掘削・ボーリング用機械、オルガノインオルガニック化合物	燃料油(蒸留したもの)、乗用車、発電機、自動車用タイヤ、エンジンオイル、ACモーター(出力が75キロワット超)	輸送機器(乗用車等)、機械類(ブルドーザー・パワーショベル類等)、鉄鋼、鉄鋼製品、ゴムおよび同製品、電気機器(発電機器、デジタルカメラ等)、光学機器・測定機器(医療用・獣医用機器)、有機化学品、プラスチックおよび同製品	—	—	食料品(魚粉(飼料)、コーヒー生豆、赤イカ(ポタ)、すり身(フィレ除く魚肉)、乾燥野菜)観賞魚、原材料(銅(精鉱)、亜鉛(精鉱)、鉄(精鉱)、魚油)、工業製品(銀(地金)、銅(地金)、亜鉛(地金)、羊毛・高級獣毛糸、天然着色料)	—	食料品、(カカオ豆)、原料品、(鉄鉱石)、鉱物性燃料、化学製品(人造コランダム(溶解アルミナ))、金属および同製品(アルミインゴット)
日本からの直接投資	11.39億ドル(1951~2004年度累計)	1,223万ドル(2008年)	16.7億ドル(2009年)	23.0億ドル(2008年までの累計、実績ベース)	—	309.5万ドル(2005~2009年度累計)	約8,400万ドル(1951~2004年の累計)	785百万ドル(2008年7月末までの累計)	37百万ドル(1951~2004年の累計)	7億7,000万ドル(2004年までの累計。2005~2009年の累計は235億円)
在留邦人数	11,761人(2009年10月)、日系人約23,000人	2,808人(2010年10月)、日系人11,350人(推定)	59,627人(2009年10月)、日系人約150万人(推定)	1,197人(2009年10月)日系人は永住者を含め2,600人程度と推定(2007年)	1,302人(2009年10月)、日系人約1,800人(2008年)	434人、日系人数不明(2009年10月)	3,719人、日系人数不明(2009年10月)	3,294人(2009年10月)、日系人9万人(推定)	388人、日系人約540人(2009年)	544人、日系人数不明(2009年10月)

巻末資料 II メルコスール加盟国及び準加盟国の国・地域の概要と主要経済指標 (2009年)

国・地域	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア	エクアドル	パラグアイ	ペルー	ウルグアイ	ベネズエラ
人口(百万人)	40.519	10.426	193.253	17.19	45.512	14.314	6.402	29.552	3.357	29.183
名目 GDP (億ドル)	351.015	19.182	2,023.53	199.183	283.109	61.489	17.168	153.549	40.714	285.214
1人当り名目 GDP(ドル)	8,662.99	1,839.75	10,470.90	11,587.09	6,220.60	4,295.64	2,681.64	5,195.98	12,129.72	9,773.21
GDP 成長率 (前年比、%)	113.2%	109.8%	128.6%	123.2%	121.8%	110.7%	120.8%	121.1%	129.2%	87.6%
消費者物価 (前年比、%)	7.7% [(12月、IPC)][2009年]	—	4.31% [(IPCA 累積)][2009年]	-1.4% [前年12月比][2009年]	2.00% [2009年]	—	—	2.94% [年平均][2009年]	—	25.1% [基準年=2007][2009年]
S&P	B	B+	BBB-	A+	BBB-	B-	B+	BBB-	BB	BB-
失業率(%)	8.4% (2009年第4四半期)	7.7% (2007年 ECLAC)	8.0% (2009年、地理統計院)	7.8% (2008年 チリ中銀)	11.3% (2008年コロンビア国家統計庁)	—	6.4% (2009年、統計局)	8.9% (2009年末、ペルー中銀)	—	7.5% (2009年：ベネズエラ国家統計院)
労働力の質とコスト	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性99%、女性99%である。 中等教育純就学率は男性75%、女性82%である。 近年、ストライキ等による賃金の大幅増加が生じており、コスト高となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性99%、女性98%である。 中等教育純就学率は男性72%、女性70%である。 労働者の保護に篤く、労働コストが高くなるほか、社会負担も大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性97%、女性99%である。 中等教育純就学率は男性75%、女性83%である。 労働者の保護に篤く、労働コストが高くなるほか、社会負担も大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性99%、女性99%である。 中等教育純就学率に関するデータはなし。 労働者の保護に篤い法運用がなされており、訴訟となると敗訴の可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性98%、女性98%である。 中等教育純就学率は男性64%、女性71%である。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性96%、女性97%である。 中等教育純就学率は男性57%、女性58%である。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性96%、女性97%である。 中等教育純就学率は男性56%、女性59%である。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性99%、女性97%である。 中等教育純就学率は男性72%、女性72%である。 企業の税前益の一定額を労働者に配分することが決まっており、企業の報酬決定の自由裁量を狭めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性98%、女性99%である。 中等教育純就学率に関するデータはなし。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の識字率は男性96%、女性98%である。 中等教育純就学率は男性64%、女性73%である。 労働者の保護にあつて労働法となっており、給与や待遇は容易に変えることができない。
賃金水準/月 (USドル)	ブエノスアイレス	—	サンパウロ	サンティアゴ	ボゴタ	—	—	リマ	—	カラカス
製造業 ワーカー(一般工職)	ワーカー：489.12～675.65	—	ワーカー：618.96	ワーカー：530	ワーカー：479.70～983.72	—	—	ワーカー：394	—	ワーカー：609.93～823.01
エンジニア(中堅技術者)	エンジニア：1,683.94～4,663.21	—	エンジニア：3,376.07	エンジニア：1,447	エンジニア：1,363.13～2,099.15	—	—	エンジニア：880	—	エンジニア：830.67～3,880.64
中間管理職(課長クラス)	中間管理職：1,036.27～3,626.94	—	中間管理職：6,161.97	中間管理職：6,415	中間管理職：2,509.97～3,039.31	—	—	中間管理職：5,151	—	中間管理職：3,564.08～5,633.38

(注)識字率は、15～24歳で読み書きが出来るものが当該年齢の総人口に占める割合を表す。2003～2007年のデータで得られる直近のデータを使用している。

中等教育純就学率は、公式の中等教育就学年齢に相当する子供であつて、中等学校に就学する子供の人数が当該年齢の子供の総人口に占める比率を表す。2003～2008年のデータで得られる直近のデータを使用している。

ベネズエラの識字率に関するデータは算出の仕方が他国と異なっており、単純な比較は出来ない。

S&Pは2011年6月16日時点のものである。Foreign Ratingsの指標を利用。

(出所：IMF、外務省「各国情勢地域別インデックス」、ユニセフ「世界子供白書2010」、JETRO、JICA「国別生活情報」、貿易・労働円滑化ビジネス協議会の「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望2010年版」等をもとに、日本総合研究所作成)

国・地域	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア	エクアドル	パラグアイ	ペルー	ウルグアイ	ベネズエラ
日本人の生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 南北に長く、気候が地域により異なる。亜熱帯、温帯、乾燥、寒冷気候に分けられる。ブエノスアイレスでは四季があり、平均気温は12～25度である。 南米の中では比較的治安がよいとされる。 日本人駐在員はレコレータ地区、パレルモ地区、ベルグラノー地区に多く居住する。 ブエノスアイレスのベルグラノー地区には中華街があり、日本食材も手に入る。 ブエノスアイレスに日本人学校がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 南米大陸のほぼ中央に位置し、内陸国である。国土の大部分はアンデス山脈とアマゾン熱帯地域となっている。山岳地帯では気温の高低差が激しい。ラ・パスの標高は4,000メートル近く、平均気温は10度前後である。高山病に注意が必要である。 治安は年々よくなってきているものの、十分な注意が必要である。 カラコト、サンミゲル、フロリダ、アチュマニなどの地域には高級住宅が多い。 ブラジル製の日本食料品が入手できる。 日本人学校はなく、補習校のみである。補助校はラパス日本人会館内に設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土が広く、熱帯、亜熱帯、温帯地域に分けられる。サンパウロの平均気温は17～23度である。 治安は年々よくなってきているものの、十分な注意が必要である。 日本人駐在員は、サンパウロ周辺ではパライーゾ、ジャルジン・パウリスタ、セルケイラ・セーザル、ベラ・ヴィスタ地区に多く居住する。 日本食の食材は市場に多く出回っている。 サンパウロに日本人学校がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土が細長く、北部は砂漠地帯がひろがり、南部には氷河地帯もある。サンティアゴでは四季もあり、平均気温は8～20度である。 南米の中で最も治安のよい国とされる。 日本人駐在員は、ビタクラ、ラス・コンデスに多く居住する。 基本的な食材はスーパーなどで手に入るが、日本食は比較的入手が困難である。 サンティアゴには日本人学校がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 南米大陸の北端に位置し、熱帯に属する。ただし、山岳地帯が多く、気候は標高によって大きく変わる。ポゴタは山岳地帯にあり、一日の寒暖差がある。平均気温は14度である。 反政府勢力の力が強く、治安があまり良くないので、十分な注意が必要である。 日本人駐在員はポゴタ市北部に多く居住する。 日本食は手に入りにくい。 ポゴタに日本人学校がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱帯に属する。キトは標高が高く、年間平均気温は14度である。 治安はあまりよくなく、十分な注意が必要である。 日本人駐在員はキト市北部の、エル・ボスケ地区、カロリーナ公園周辺の地域、ゴンサレス・スアレ地区などに多く居住する。 味噌や醤油などの調味料は、キトの中国・韓国系の店で入手することが出来る。 日本人学校は閉鎖されており、現在はキト郊外にある補修校のみである。 	<ul style="list-style-type: none"> 南米大陸の中央に位置する。亜熱帯に属し、アスンシオンの平均気温は17～24.5度である。 治安は比較的良いが、十分な注意が必要である。 近年、高級住宅地がアスンシオン市郊外に拡大している。 日系、台湾系、韓国系の食料品店があり、海産物や日本性食料品を入手することが出来る。 アスンシオンに日本人学校がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 南米大陸の中西部に位置する。熱帯に属するが、地域により気候は異なる。リマの平均気温は20度前後である。 治安はあまりよくなく、十分な注意が必要である。 日本人駐在員は、サン・イシドロ区、ミラフローレス区、サン・ボルハ区に多く居住する。 日本食在は日系人の運営する小売店で比較的容易に入手することが出来る。 リマに日本人学校がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土の平均標高が比較的高い。温暖な気候である。モンテビデオの平均気温は10～22度である。 南米の中では比較的治安がよい方であるが、十分な注意が必要である。 ポシート、プンタカレッタ、ブセイオ、プンタゴルダ、キャラスコ等が高級住宅地として知られ、治安がよい。 米を含め、日本食食材は比較的入手しやすい。 日本人学校、補修校共に開設されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱帯に属するが、カラカスは標高が高く、年平均気温は21度である。 治安はあまりよくなく、十分な注意が必要である。 日本人駐在員はアルタミラ、ロス・パロス・グランデス、カステジャーナ、サンタ・エドビヒス、カンボ・アレグレ、セブカン、バジェ・アリバに多く居住する。 日本食は比較的入手しやすいが、賞味期限が切れているものもあり、注意が必要である。 カラカスに日本人学校がある。

(出所:IMF、外務省「各国情勢地域別インデックス」、ユニセフ「世界子供白書2010」、JETRO、JICA「国別生活情報」、貿易・労使円滑化ビジネス協議会の「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望2010年版」等をもとに、(株)日本総合研究所作成)

参考文献

- ・ 増田義郎「新版世界各国史ラテン・アメリカ史Ⅱ」山川出版、2000年
- ・ 「現代ブラジル辞典」ブラジル日本商工会議所編、新評論、2005年
- ・ 国立国会図書館「ブラジル移民の百年」サイト <http://www.ndl.go.jp/brasil/index.html>
- ・ 富野幹雄「ブラジル学を学ぶ人のために」世界思想社、2002年
- ・ 野崎剛毅「ブラジルの教育・保育制度」『調査と社会理論』研究報告書, 26巻 P115～122 http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/32559/1/III_P115-122.pdf
- ・ 吉田和浩、「発展途上国の高等教育が抱える課題について一質とレレバンスを中心に見たブラジルの事例から」広島大学教育開発国際協力研究センター『国際教育協力論集』9巻2号 2006年 P.85～96
- ・ 広田政一「教育と経済発展—ラテンアメリカと東アジアの比較分析」
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/cice/publications/hirota.PDF>
- ・ 水野一「多様化するブラジルの宗教」、ブラジル時報、2005年1月号
- ・ 「2010年版ブラジルにおける問題点と要望」日本機械輸出組合、2010年
<http://www.jmcti.org/mondai/pdf/p403.pdf>
- ・ 「ブラジル 外国企業の会社設立手続き・必要書類詳細 『ブラジルにおける会社設立の基本的な手順』 JETRO、2010年
http://www.jetro.go.jp/jfile/country/br/invest_09/pdfs/010043100309_012_BUP_0.pdf
- ・ 「資源輸出国と輸入国との経済連携動向調査」日本機械輸出組合、2009年
http://www.jmcti.org/jigyuu/pdf/shigenyushutu_yunyuu_keizairenkeidoukou.pdf
- ・ 森田祐二「ブラジルの石油事情」IEEJ、2003年12月号
<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/794.pdf>
- ・ 「ブラジル：5大メジャーの仲間入りを目指すペトロbrasの成長戦略」JOGMEC、2007年 http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/1/1816/0709_out_1_br_petrobras.pdf
- ・ 吉澤実、宮田和明「大水深海域における海洋石油開発システムの変遷について」石油技術協会誌、72巻1号、2007年1月、P16～25
- ・ 経済産業省『通商白書 2005』
(<http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2005/2005honbun/html/H1321000.html>)、
- ・ 野村アセットマネジメント株式会社ウェブページ
(<http://www.nomura-am.co.jp/emergingfund/brazil/sangyo/kiso.php>)、
- ・ 「JAMAGAZINE 3月号」一般社団法人日本自動車工業会
(<http://www.jama.or.jp/lib/jamagazine/201003/04.html>)、
- ・ BRICs 経済研究所 門倉 貴史氏コラム
(<http://nikkei.hi-ho.ne.jp/investment2008/column13.html>)、
- ・ 近田亮平「ブラジル経済の現状と今後の展望について」JETRO アジア経済研究所 地域研究センター
(http://ipsite.ccbj.jp/index.php?option=com_content&task=view&id=75&Itemid=59)
- ・ 都築慎一「ブラジルの税を知る」
- ・ UNDP 「Human Development Report 2009」
- ・ 二宮正人「海外・人づくりハンドブック 27 ブラジル」海外職業訓練協会、2006年
- ・ 「海外派遣者ハンドブック -ブラジル編-」日本在外企業協会、2008年
- ・ 「ブラジル」『海外労働時報』336号、2003年増刊号、257ページ

- ・ 宇佐美耕一「新興工業国における雇用と社会保障」アジア経済研究所、2007年
- ・ 上谷直克「ブラジルとメキシコにおける労働法制改革の隘路」『ラテンアメリカ・レポート』25巻1号 P22～33
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/Latin/pdf/2501_04.pdf
- ・ 「ブラジル労働組合改革」『海外労働時報』、341号、2003年8月、P46～49
- ・ 二宮正人「ブラジル連邦共和国憲法および普通立法における社会保障制度の変遷」『海外社会保障研究』2005年、153号 P15～25
- ・ 「ブラジル物流事情調査」社団法人日本国際ナショナルフレイトフォワードーズ協会、2010年
- ・ 「ブラジルの鉄道利用」財団法人運輸政策研究機構
- ・ 投資ガイド (toushi_guide.pdf)、「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」JETRO、2002年3月
- ・ 「ブラジルにおける戦略的権利保護」パテント63巻12号39～45ページ、2010年
http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201010/jp_aapatent201010_039-045.pdf
- ・ 「特許庁委託調査 ロシア、中南米及び中東における知的財産権制度及びその運用状況に関する調査研究報告書」日本国際知的財産保護協会
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h21_report_04.pdf
- ・ 「2010年版ブラジルにおける問題点と要望」日本機械輸出組合
<http://www.jmcti.org/mondai/pdf/p403.pdf>
- ・ フェルナンド・ブラウン「ブラジルにおける行政手続きと特許をめぐる論議の主題」AIPPI 2009年54巻5号262～266ページ
- ・ 「ブラジル、メキシコ等中南米鉄鋼業の動向に関する調査研究報告書」財団法人国際経済交流財団、2009年3月
- ・ 「週刊東洋経済 臨時増刊 データバンクシリーズ海外進出企業総覧 2010 国別編」東洋経済新報社、2010年
- ・ 河合沙織、浜口伸明「リオデジャネイロ州の産業集積と都市の成長」『ラテンアメリカ論集』40号 21-38ページ、2006年
- ・ JICA「国別生活情報」
- ・ 「マナウス案内項目」在マナウス日本国総領事館
http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/manaus/m_annai.html#chiri
- ・ 「サンパウロ・リオデジャネイロ・マナウスに暮らす」ジェトロ、2008年
- ・ 「設立20周年記念情報誌 マナウス」アマゾナス日系商工会議所、2007年

【国際協力銀行とは】

設立： 国際協力銀行は、平成 20 年 10 月 1 日に設立された株式会社日本政策金融公庫の国際部門です。

（前身は、旧国際協力銀行の国際金融等業務にあたります。国際的信用の維持等の観点から、株式会社日本政策金融公庫においても引き続き「国際協力銀行（JBIC）」の名称を使用し、業務を遂行しています。）

目的： 国際協力銀行は、その使命である日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与するため、以下の分野の業務を行います。

- ◎ 日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進
- ◎ 日本の産業の国際競争力の維持及び向上
- ◎ 地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
- ◎ 国際金融秩序の混乱への対処

【中堅・中小企業支援室の活動】

国際協力銀行 コーポレートファイナンス部 中堅・中小企業支援室では、日本と諸外国との海外取引をより一層促進するため、主として中堅・中小企業の皆様に、海外事情、投資環境情報等の最新情報を提供するとともに、長期資金の調達方法等に関するご相談も承っています。主な業務として以下の活動を行っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さいませようご案内申し上げます。

（お問い合わせ先：国際協力銀行 コーポレートファイナンス部 中堅・中小企業支援室
TEL:03-5218-3579 FAX:03-5218-3968 ）

■海外投資環境資料のご案内

国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。現在下記の資料を刊行しています。

国・地域	資料名	発刊日
中国	中国投資環境シリーズ 総論編	平成 23 年 3 月
	中国投資環境シリーズ 上海市、江蘇省、浙江省編	平成 18 年 2 月
	中国投資環境シリーズ 北京市、天津市、河北省、山西省、山東省編	平成 18 年 9 月
	中国投資環境シリーズ 広東省、福建省、湖南省、広西チワン族自治区編	平成 18 年 9 月
	中国投資環境シリーズ 湖北省、江西省、陝西省編	平成 16 年 3 月
	中国投資環境シリーズ 遼寧省、吉林省、黒龍江省、内蒙古自治区編	平成 18 年 9 月
	中国投資環境シリーズ 重慶市、四川省編	平成 16 年 5 月
	中国投資環境シリーズ 上海市、江蘇省、浙江省、安徽省編	平成 17 年 1 月

	中国における企業向け金融の実態と展望	平成 18 年 1 月
	中国での事業におけるリーガル・リスク・マネージメント（要約版）	平成 17 年 1 月
	中国での事業におけるリーガル・リスク・マネージメントに関する調査報告書（全文）	平成 17 年 1 月
ASEAN	マレーシアの投資環境	平成 21 年 6 月
	インドネシアの投資環境	平成 20 年 10 月
	タイの投資環境	平成 23 年 4 月
	ベトナムの投資環境	平成 23 年 4 月
	ラオスの投資環境	平成 19 年 3 月
	カンボジアの投資環境	平成 20 年 10 月
	カンボジアの投資環境 －日本企業にとってのカンボジア向け 食品加工ビジネスの現状と展望－	平成 19 年 5 月
	東アジアの主な工業団地 －中国・韓国・台湾・シンガポール・ タイ・マレーシア・フィリピン・インドネシア・ベトナム－	平成 17 年 8 月
	アセアン主要国投資ガイドブック	平成 15 年 3 月
インド	インドの投資環境	平成 20 年 11 月
ブラジル	ブラジルの投資環境	平成 23 年 6 月
ロシア	ロシアの投資環境	平成 19 年 8 月
中東欧	中東欧諸国の投資環境 第 1 部 中欧編 －チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア－	平成 16 年 1 月
クロアチア	クロアチアの投資環境	平成 20 年 4 月
ルーマニア	ルーマニアの投資環境	平成 20 年 4 月
ブルガリア	ブルガリアの投資環境	平成 20 年 4 月

■出張相談室を開催しています

皆様の所へ当室相談員が出張し、海外取引・国際協力銀行の融資の利用方法等に関するご相談にお答えいたします。

開催地	開催地場所	期間
東京都	東京商工会議所中小企業相談センター	毎月第二水曜日
岩手県盛岡市	ジェトロ盛岡貿易情報センター	3,6,9,12月の第二金曜日
宮城県仙台市	ジェトロ仙台貿易情報センター	3,6,9,12月の第二木曜日
群馬県太田市	太田商工会議所	原則2ヶ月毎
神奈川県横浜市	神奈川県産業振興センター	随時開催
愛知県名古屋市	名古屋商工会議所	毎月第一、三、四木曜日

■ホームページのご案内

国際協力銀行の最新情報、プレスリリースなどについては本行ホームページでご案内しています（URL） <http://www.jbic.go.jp>）。融資のご案内、イベントの開催、各種刊行物、調査研究レポート、本行の活動状況などに関する情報を掲載していますので、ご利用下さい。

■国際協力銀行へのアクセス・お問合せ先

本店（中堅・中小企業支援室）
〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1
TEL:03-5218-3579 FAX:03-5218-3968
地下鉄東西線竹橋駅下車出口 3b

西日本国際営業部
〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-3-5 梅新第一生命ビルディング 10階
TEL:06-6311-2520（代表） FAX:06-6311-2529
地下鉄・私鉄・JR 各駅より徒歩約3～8分

ブラジルの投資環境

発行日 2011年6月 初版

発行 株式会社日本政策金融公庫

国際協力銀行 中堅・中小企業支援室

〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号

TEL: 03-5218-3579

FAX: 03-5218-3968